

「トンガ王国の土地制度 グローバル化のなかの伝統」

森本 利恵

博士（文学）

総合研究大学院大学

文化科学研究科

地域文化学専攻

平成 17 年度（2005 年度）

目次	頁
函表目次	
凡例	
第1章 序論	1
1-1 研究の目的	1
1-2 先行研究と問題の所在	2
1-3 調査地の概観	7
1-4 研究の方法と調査の概要	9
第2章 土地に対する権力の組替えと新しい土地制度の施行	11
2-1 伝統的慣習(9世紀~18世紀)	11
2-2 近代政府の設立期(19世紀):トゥポウ1世とベーカーによる改革	14
2-3 英国保護領時代から独立(1893年~1970年と1970年以降)	18
2-3-1 トゥポウ2世の時代(1893年~1918年)	18
2-3-2 サローテ女王の時代(1918年~1965年)	19
2-3-3 トゥポウ4世と独立(1965年~1970年)	22
2-3-4 1970年以降のトンガ:都市の人口増加と移民そして土地登記への移行	23
2-3-5 村レベルの「土地を世話するチーフたち」	24
2-4 小括	27
第3章 新法の施行と平民の対応	31
3-1 土地利用への影響	31
3-1-1 農民の混乱:割当地をめぐる二極化	31
3-1-2 1988年「土地法」による農地の枠組みと平民の対応	38
3-2 貨幣経済の影響	40
3-2-1 移住者と土地の空洞化	40
3-2-2 割当地の担保	40
3-2-3 換金作物栽培の拡大	41
3-2-3-1 カボチャを取り巻く平民の諸相	43
3-2-3-2 カボチャ輸出組合と平民の選択	46
3-2-3-2-1 農家による輸出組合(ソサイエティー)の新設	46
3-2-3-2-2 ソサイエティーに対する輸出業者の反応	48
3-3 小括	49
第4章 教会の介入	52
4-1 王のための教会	52
4-2 教会の土地戦略	54
4-3 新たな農地の利用と教会献金の捻出:平民にとっての教会	56
4-3-1 教会の土地に携わる平民	56

4-3-2 教会献金の捻出	60
4-4 小括	66
第5章 土地制度と社会変動:平民層の新しい動向	69
5-1 エウア島民の土地認識の変化と登記への新たな動き	69
5-2 平民の土地への執着と修正	71
5-2-1 王族との新たな関係	72
5-2-2 教会との新たな関係	74
5-2-3 1970年代以降の土地裁判の場合	76
5-3 小括	78
第6章 まとめと考察	81
6-1 各章のまとめ	81
6-2 考察	82
6-3 結論	83
注	85
図表	95
引用・参考文献	150
謝辞	161

図表目次

- 図 1 各諸島の人口割合
 - 図 2 調査地の位置 その 1
 - 図 3 調査地の位置 その 2
 - 図 4 エウア島の土地区分
 - 図 5 トンガの土地構造
 - 図 6 Oh 村 A 家の親族関係図
 - 図 7 Oh 村の村人の出身比率 (2001 年現在)
 - 図 8 Oh 村のアピの年別登記数
 - 図 9 トンガの人口変化
 - 図 10 農地の使用内容 (エウア島全体)
 - 図 11 農地の使用内容 (エウア地区)
 - 図 12 農地の使用内容 (ニウア地区)
 - 図 13 エウア島の村の位置と村人の農地の分布
 - 図 14 Oh 村内の家主不在のアピ
 - 図 15 宗派別の人口分布 (1996)
 - 図 16 トンガでのウェズリアン教会の変遷
 - 図 17 Oh 村の宗派別世帯分布
 - 図 18 Oh 村の宗派別の教会借地
 - 図 19 FWC 信徒の教会への貢献
 - 図 20 F 村 T 家の現金支出の目的別割合
 - 図 21 F 村 M 家の現金支出の目的別割合
 - 図 22 エウア島 FWC のミシナレの金額変化
 - 図 23 Oh 村で行われた寄付集め
 - 図 24 T 家の寄付集めへの参加
 - 図 25 Oh 村 FWC 教会グループ内の相関図 (2002 年)
 - 図 26 Oh 村のアピの登記状況
 - 図 27 Ho 村のアピの登記状況
 - 図 28 事例の関係図
 - 図 29 Oh 村のアピと事例の位置
 - 図 30 土地裁判の内訳
 - 図 31 土地裁判所に持ち込まれた案件 (2001 年と 2002 年)
 - 図 32 事例の関係図
 - 図 33 「土地を世話するチーフ」の介在の仕方
 - 図 34 近代社会を成立させる基本的諸制度とその複合
-
- 表 1 エウア島の人口
 - 表 2 各諸島の人口増加
 - 表 3 1875 年憲法の内容

- 表 4 チーフとノーペレの土地裁判（1920年代～1940年代まで）
- 表 5 エウア島の各村の「土地を世話するチーフ」とトーキング・チーフ
- 表 6 Oh村のトト・エイキ
- 表 7 Oh村の村人が言う「村のエイキ」
- 表 8 Ta村の村人の居住開始時期（32軒中、在村する23軒）
- 表 9 Ho村とTa村の世帯における配偶者の出身（2000年現在）
- 表 10 割当地制度の変遷とその特徴
- 表 11 1875年憲法によるトンガ社会の階層のカテゴリーとその変化
- 表 12 土地に関する権力の所在：エウア島の場合
- 表 13 土地に関するトンガ語
- 表 14 所有に関するトンガ語
- 表 15 1989年のトンガ全体の土地の使用状況
- 表 16 農民のアピの入手
- 表 17 エウア島の土地構成
- 表 18 「エウア」地区と「ニウア」地区の人口比
- 表 19 「エウア」地区と「ニウア」地区のアピ・トゥクハウ（農地）の保有世帯数
- 表 20 国土資源省への登記状況（2001年現在）
- 表 21 Oh村の世帯主の居住開始時期
- 表 22 現在のOh村の家系
- 表 23 2001年現在の各家の状況
- 表 24 エウア島の農民にとっての農地
- 表 25 Oh村L家の男たちが行く畑（ウタ）
- 表 26 ニューージーランド国内の人種別人口
- 表 27 Oh村の最古参Tuv家にみるエウア島外の居住者割合
- 表 28 2001年の借入者名簿
- 表 29 エウア島の主要栽培作物（作付面積順）
- 表 30 現在のエウア島の農作物と換金作物
- 表 31 カボチャ栽培と輸出業者
- 表 32 各島の作物別の作付面積
- 表 33 ニウア地区 Ei村の作物別の作付面積（2001年）
- 表 34 ニウア地区 Pe村の作物の作付面積（2001年）
- 表 35 エウア地区 Oh村の作物の作付面積（2001年）
- 表 36 2002年ソサイエティと輸出業者への登録農家数
- 表 37 2002年 種子購入数量別契約農家数
- 表 38 H業者のカボチャの栽培面積別契約農家数
- 表 39 カボチャ栽培契約農家のウタ（畑）の位置と面積（2002年）
- 表 40 ウェズリアン教会 Oh村 洗礼者記録
- 表 41 Oh村の宗派別の信徒戸数
- 表 42 教会関係の土地裁判
- 表 43 自由ウェズリアン教会（FWC）と自由教会（FCT）の組織

- 表 44 エウア島の借地の内訳 2000 年現在
- 表 45 教会の土地（借地）の使用状況（国土資源省の登記簿から）
- 表 46 借地の年別の登記件数（2000 年現在）
- 表 47 エウア島の各教会の借地数とその内訳（2001 年現在）
- 表 48 エウア島の国会議員の選挙（2001 年 3 月 7 日実施）
- 表 49 Oh 村の T 家の日曜日の過ごし方
- 表 50 Oh 村の女性のグループとその活動内容
- 表 51 Oh 村の女性団体（2002 年）
- 表 52 Oh 村 FWC の年中行事
- 表 53 教会への貢献の種類：Oh 村の FWC 場合
- 表 54 FWC の信徒 A 宅のファカアフェの例
- 表 55 FWC 教会関係の活動に伴うルクルク的機會
- 表 56 Oh 村のクラブの種類とその活動
- 表 57 8 月のクラブでの Oh 村のミシナレの各グループの寄付の内訳
- 表 58 ミシナレの寄付に集まった Ma 氏のグループと寄付金額 2001 年
- 表 59 エウア島の FWC の各村のミシナレの総額
- 表 60 1 年間に Oh 村の FWC 信徒から集められる寄付金
- 表 61 FWC 信徒の 1 年間の収入と支出
- 表 62 登記簿の記載内容
- 表 63 1970 年代以降のトンガの土地裁判数

凡例

1．トンガ語の表記について

文中におけるトンガ語表記は、トンガ語、英語、カタカナで表した。その際、トンガ語は、CHURCHWARD[1959] *Tongan Dictionary* にもとづいて斜体表記した。トンガ語には、a, e, f, h, i, h, k, l, m, n, ng, o, p, s, t, u, v に加えて、 a, e, l, o, u がある。また、ā, ē, ī, ō, ūと母音を伸ばして発音するものがある。ただし、これらの表記は本文では省略した（例えば、kāinga は、kaingaと表記している）。

なお、英語表記については、トンガ語の英訳もしくは、現地の英語表現にあたるものを書いた。ただし、カタカナ表記については、発音にできるだけ近いものとした。

2．人物名および地名

文中の人物名は、基本的にイニシャルで記入した。ただし、場所およびチーフ名の由来については、実名のまま記述した箇所もある。

第1章 序論

1-1 研究の目的

トンガ王国では、1875年の憲法¹⁾制定以降、現行の「土地法」(1988年改定)に至るまで「王国のすべての土地は、王位にある者の財産である」と規定している。

その王の財産、すなわち国土は、王族の保有する王族地(Royal Estates)、33人の貴族および少数のチーフの保有する貴族地(Noble Estate)と政府によって管理される政府地(Government Estates)²⁾の3つに分けられた。各保有地には16歳以上の成年男子が土地を割当てられ、その土地を個人のもので保有することができる。この割当地制度は、1882年の「世襲地法」(Hereditary Land Act)によって規定された。慣習地を首長が所有し運営する他の太平洋の島嶼国とは異なり、この制度こそがトンガにおける土地制度の特徴であるといわれている。

しかし、「割当地制度」の現状は、当初の理想とは異なる状況にある。第一に、王族地や貴族地では、割当地の取得や利用に王族もしくは貴族の承諾が必要であり慣習的な面が強い。第二に、政府が新たに設けた土地の枠組み、例えば国立公園に関わる現状をみても、政府の計画は実現されず、農民³⁾は翻弄されたままの状態にある⁴⁾。第三に、近年の急激な人口増加で新たな割当地の取得が困難となり、制度の導入当初には、一見明瞭だった「割当地制度」は、次第に制度的な問題を生み出し、実際の土地利用を複雑にしている。

1970年代から現在に続くこれらの現象は、「MIRAB経済」⁵⁾という枠組みの中で、他の太平洋の島嶼国と共に議論されてきた。特に1990年代以降は、カボチャを中心とする換金作物を介した生活と、国内人口に相当する海外移住者の増加に、より拍車がかかっている。トンガは世界システムの「最周辺」⁶⁾と称され、他のオセアニアの島嶼国と同様に、農業をはじめとするグローバル化の影響を強く受けている⁷⁾。なかでも、調査地エウア島⁸⁾のような離島は、首都(内部)からの影響も加わって、より大きな変化とその対応にさらされている。

トンガに特徴的なこれらの現象の背景には、土地をめぐる利権の複雑なせめぎあいが存在し、それが土地制度と実態(現実の土地保有と利用)との間に不整合をもたらしているという事実がある。そうした実情が、トンガを「MIRAB経済」の枠組みで語ることを困難にしている⁹⁾。

この土地制度の基本は、王とイギリス人宣教師が1875年に作成した憲法に由来する。キリスト教聖職者は、憲法制定から一世紀以上を経た現在でもその権威を維持し、人々の日々の行動を決める重要な存在である。さらに彼らは自ら進んで政府の役人や判事を兼職する。特に、政府の役人で教会の聖職者でもある人物が行う土地の割当ては、トンガにおいてはきわめて強い宗教的色彩を帯びているといえる。

本論は、海外移住や国際的な商品作物(カボチャ栽培)の導入をめぐって、グローバル

化の波にさらされるトンガ王国に焦点をあてる。王と政府が導入した土地制度を平民層¹⁰⁾の視点から捉え直し、土地制度がどのように伝統的な価値観ともつれあいながら受容されていったかを、エウア島を対象に検討する。

1-2 先行研究と問題の所在

1-2-1 オセアニアの土地研究と本研究の視座

本研究が対象とするトンガをはじめ、オセアニアでは 1960 年代から 1970 年代以降にかけて独立が相次いだ。オセアニアの土地研究はそうした島嶼国家の成立と不可分な関係をもって展開してきたといえる。

オセアニアに関する最近（1990 年～2004 年）の学術雑誌¹¹⁾にみられる投稿論文の問題意識には、調査地の文化と当該地域の情勢が深く関係し、「土地」を直接的に論じたものの割合は低い。その理由には土地制度、土地保有、農地改革に関する研究は、1970 年代以降にすでに研究テーマになっていたという事実がある。その後、1980 年代および 1990 年代に行われた研究は、環境問題を背景にした開発と資源管理をめぐる土地権や土地資源に焦点が移行してきている。また、土地権をテーマとする諸論文は、オーストラリアのアボリジニ、およびニュージーランドのマオリが中心対象になっている。ここでは、被植民化という歴史的経験をした先住民の立場を考察しつつ、人類学そのものへの問題を提起する。一方、土地資源に関しては、ソロモンやパプアニューギニアを対象とするものが多く見られ、ここでは資源開発と対峙する慣習地の利用や、伝統知識がどのように開発と関わりをもつかがテーマになっている。

そうしたなかで、本論の分析にあたっては、1990 年代のオセアニア研究で議論されてきた「歴史のもつれあい」(historical entanglement) [THOMAS 1991; 杉島 1999] に着目する。「歴史のもつれあい」とは、トーマスの言うところの、植民地主義の分析の中で欧米勢力と現地の権力構造との「もつれあい」を明らかにすることであり、杉島[1999:27]はこれを「中核」諸国起源の規則や信念と「辺境」の地域社会の規則や信念が多様な解釈を介してせめぎあい、からみあう過程と定義した¹²⁾。

しかし、トンガには明確な植民地勢力があったわけではなく、教会を担っていたのもトンガ人自身であったという理由から、本稿ではもう一つの「土地をめぐるもつれあい」[杉島 1999:27] に着目する。それは、先にあげたような規則や信念の解釈に由来する事象は、土地政策や土地制度の規定にある規則や信念についてもみられるはずで、それらは地域社会においてさまざまに解釈されるはずであるという [杉島 1999:27]。このことから、トンガにおける土地制度が歴史的な経験を経て近代的な制度となってゆく過程で、政府が導入した土地制度と伝統社会の中で培われてきた慣習がもつれあいながら、平民層の人々に受け入れられていった過程を、キリスト教（聖職者）の介在とともに把握する。

2-2 トンガの土地制度に関する先行研究と問題の所在

18～19世紀にトンガを訪れた多くの航海者や交易者、宣教師の記述[MARTIN 1991(1817); COOK 1784]を別にすると、トンガに関する先行研究にはギフォード[GIFFORD 1929]、ビーグルホールらの報告[BEAGLEHOLE 1914]、マーティン[MARTIN 1991]、ラトゥケフの論文[LATUKEFU 1974、1975]をはじめ多くの蓄積がある[FENTON 1975; FERDON 1987; GAILEY 1987; GRIJP 1993, 1997; HILLS 1991, 1993; KORN 1983; LAWSON 1994; MACUS 1977, 1978, 1980, 1981, 1989; ALLEN 1989; BIRSACK 1982, 1991; CAMPBELL 1992, 1994, 1999; CONNAN 1989; COWLING 1990; CUMMINS 1977; DAVENPORT 1959; DECKER-KORN 1977; EVANS 2001; FAIRBAIRN 1989; FINAU 1989; FONUA 1975; FUNAKI and FUNAKI 2002; GUNSON 1979; KAEPLER 1971; KAVAPALU 1991; MOENGANGONGO 1986; MONE 1979; 大谷 1983, 1991, 1994, 1998, 2002; THOMSON 1894; MORTON 1996, 1998; RITTERBUSH 1986, 1988, 1993; WALSH 1969; WOOD-ELLEM 1999; VASON 1840]。なかでも、土地制度や土地利用に言及したものとして藪内[1963, 1967]、青柳[1964, 1966, 1977, 1991]、トゥポウニウア[TUPOUNIUA 1977]、コーン [KORN 1983]、フレーク[GRIJP 1993, 1997]、ジェームス[JAMES 1995a, 1995b]がある。これらは首都のあるトンガタブ島の貴族地や王国北部のヴァヴァウ諸島、あるいはハアパイ諸島を対象にしたものであった。さらに、トンガにおける全体的な土地制度の内容と社会の枠組みを示した研究も幾つか認められる[NAYACAKALAU 1959; MAUDE 1965, 1987; LATUKEFU 1974, 1975; CROCOMBE 1984, 1987; CROCOMBE & MELEISEA 1994; MARCUS 1977; BELL 1953, 1955]。以下では本論において分析の手がかりとする主要な3事項について、これらの先行研究がどのような議論を展開してきたのかを整理し、問題の所在を明らかにしたい。

(1) 個人主義的な割当地の限界と割当地の慣習的利用

トンガの土地制度は、土地が社会集団に対してではなく、個人に与えられる「割当地制度」¹³⁾を採用している。割当地制度の導入は、家族や世帯を単位とせず、16歳以上の成人1人に1つの割当地が与えられることになり、きわめて個人主義的である側面が強い。こうした割当地制度の導入は、他の太平洋諸島と比較しても極めて珍しく、トンガにおける制度の導入当初は、一世帯に複数の割当地保有者が存在することになった。

個人主義的な割当地制度について藪内[1967:8]は、モード(A. MAUDE)を引用して、トンガの古い制度が法文化されたものなのか、また何らかの形でヨーロッパの個人主義的な影響を受けたものなのかを検討し、何らかの伝統に由来するだろうが、土地の割当の法制化はイギリスの政策によるものであるとして、この制度におけるヨーロッパの個人主義的な側面を強調する。これに対して、ジェームス[JAMES 1995]は、トンガの土地制度は個人の土地に関わる権利を守るのではなく、むしろ土地の割当を介して階層間の社会的な関係を変え、土地に対する価値観を変えることが目的であったと指摘する。

こうした解釈に対して本論では、トゥポウ1世の導入した憲法と土地制度(割当地制度)

が制定され施行されるまでの間に、権力者の意図がどのようにこの制度に作用し、それが従来の慣習法とどのように絡み合いながら人々の間に受け入れられていったのかを明らかにする。とりわけ、1950年代後半からの人口増加は、トンガ人全てへの土地の割当を不可能にした。例えば未使用の土地があったとしても、それがノーペレ（貴族）や特定のチーフの土地であるために、割当てを諦めなければならないという事態が生じてきたのである。

人口の増加により、すべての該当者（16歳以上の男子）が割当てを受けられなくなったばかりでなく、割当てられた場合でもその広さは必ずしも制度に適合していなかった。そのうえ「土地法」では、土地の相続はできるが、土地の売買や他者への譲渡が禁止されている。遺言による処分もできない。借地を許可された土地を抵当に入れるには、政府の許可が必要である。この場合の抵当とは土地を担保に入れることであって、作物を抵当に入れることはできないと規定されている。

ナヤカカロウ[NAYACAKALOU 1959]は、課税用と居住用の割当地が同一地域になければならないという「土地法」の規定によって、個人は自らが保有する土地の所有者である貴族とその所有地に縛り付けられており、それが貴族の権威を強化していると指摘する。しかし、青柳[1966]は、移出入者は土地の割当ての面で若干の不利があることは認められるが、住民には移動の自由があり、割当地の保有者の死後にはその親族に相続権が認められているという点において、ナヤカカロウの主張はあたらないとする。

割当地にかかる税金は、土地税制が施行された当初（1962年）から据え置かれており、低額なこともあって、大半の者が割当地の税金を遅延もしくは滞納している。その一方で、海外移住者が保有する割当地をめぐっては、1970年代以降における土地価格の高騰を背景に、輸出作物栽培のための農地拡大を意図した不法な土地市場が展開してきた。彼らの土地は残された家族や親族によって使用される場合もあるが、使われずに放置されることも多い。それらの土地の取得には海外移住者からの送金が投入され、これが土地価格をさらに高騰させている。そのため国土資源省（Ministry of Lands, Survey and Natural Resources）は、海外居住者による割当地の保有を認めないといった新たな法律の検討をせまられている。

こうした現代の諸現象は、割当地を核とするこの土地制度が、制度としての限界にあることを明らかにしている。さらにまた、いくつかの割当地ではサモアなどの慣習地に見られる土地の運営に非常に類似した、親族集団による共同的な土地利用が行われている。このことは、近代的あるいは個人主義的とされた割当地制度の下で、農民の土地運営の実情が、慣習地的なものへと逆行していることを意味する。それはナヤカカロウ[NAYACAKALOU 1959]が指摘するように、「この土地制度はトンガの社会体制の保持に役立つものであり、共同体的な土地制度と完全に異なるものではない」のである。トンガの土地をめぐる制度と土地の利用や運用とは、割当地制度の施行から今日に至るトンガの歴史のなかで生み出されてきたものとして理解されねばならない。

(2) 西欧人と接触以前の伝統的なチーフとチーフの土地に住まう平民の関係

マリナー (W. Mariner) によると、西欧人と接触以前の伝統的なトンガ社会は 5 つの基本的階層に分かれていた [MARTIN 1817; 青柳 1991:23]。それらは、ハウ (*hau*, 王)、エイキ (*'eiki*, 首長、本文ではチーフ)、マタプレ (*matapule*, 首長の従者、相談役、あるいは助言者)、ムア (*mua*, マタプレの子弟ないしは子孫)、トゥア (*tu'a*, 平民) の 5 つの階層である¹⁴⁾。

その後トゥポウ 1 世は、有力チーフをノーペレ (*nopela*, 英語の *noble* をそのまま用いたトンガ語) に任命し、新たにノーペレ階級を設けた。これによってノーペレになれなかったチーフとマタプレは、トゥアとなった。こうしてトンガ社会は、王・ノーペレ(貴族)・平民という 3 階層に分かれ、それぞれが土地を保持することになった。すなわち王族地 (Crown Land)、貴族地 (Noble Estates) と政府の保有する政府地 (Government Land) である。従って、そのそれぞれの土地に立地する集落は、貴族の村や政府の村などとして認知されることになる。

このような階層的な社会と土地保有の構造に関しては、これまで主として伝統的な土地のチーフとその土地に住まう平民との関係のなかで議論されてきた [SAHLINS 1958, 1972, 1993; GOLDMAN 1970; HOGGIN 1972; MARCUS 1978; BOTT 1981, 1982; JAMES 1998]。両者の関係は、ほぼ次のような実態として示すことが出来る。

貴族地に割当地を持つ者は、その使用料を土地所有者である貴族に支払うことが法律で義務付けられている。しかし割当地の保有者は多くが親族関係にあり、ほとんどが土地使用料を払っていない。割当地を持たない者は、王族地や貴族地、割当地の保有者から土地を借りて耕作する。貴族地では使用料を支払わない代わりに、婚礼をはじめとする各種の宴会で、貴族が必要とするヤムイモやブタなどを提供する [LATUKEFU 1975:54-55]。また貴族地・王族地で新たに割当地を得たい場合には、法律上の手続きの有無に関わらず、当該の土地所有者である王族や貴族に懇願するほか方法がない。さらに、法律上の手続きをする場合の国土資源省への届け出にも、貴族のサインが必要である。

こうした現状についてナヤカカロウ [NAYACAKALOU 1959] は、土地の管理と配分に関して土地の保持者であるチーフは多くの権威を有し、伝統的チーフは彼の土地に住まう平民に対して社会的、経済的奉仕を義務付けているとする。さらにチーフは平民から地代を受け取るとともに、割当対象外の土地から収益を得ていることに注目し、「この土地制度はチーフの伝統的、政治的権力に加えて、経済的援助ももたらしている」と述べた。しかし、青柳 [1991] は、伝統的な王の権威は非常に名目的でかつてのチーフの力は薄れつつあるという。政治的・社会的な意味におけるチーフ (この場合は、後のノーペレ) の権力は実質的には機能せず、行政命令はすべて中央政府から村長を通じて村人に伝達される。政府の決定による再割り当てもチーフとは無関係に行われていると指摘し、ナヤカカロウの主張に対して疑問を提出する。

そうした王族や貴族の支配は、近年における高額所得者や高学歴者、企業家といった新しい中産階級の出現によって崩れはじめているとする見方 [BENGUIGUI 1989; HAU'OFA 1994; JAMES 1994; LAWSON 1996] がある。また一方では、王族や貴族が大臣の要職にあつて政策を決定し、彼ら自らが輸出業者となつてその利権を行使しているという事実がある。そうした状況のなかで、平民には憲法や土地法にもとづく諸権利の行使に「ためらい」があるという。しかし、このジェームス [JAMES 1995:159] の指摘は貴族地だけでの観察にもとづいており、他の王族地や政府地についても同様のことが生起しているかどうかについては疑問が残る。

このような問題は、従来の研究が土地制度とチーフ制の関係から、トフィア（王族地と貴族地）を対象に行われてきたことによる。このため、本論文ではトフィアだけでなく、政府地にも焦点をあて、ノーペレのタイトル（称号）を持たないチーフ（ノーペレ称号からもれたチーフ、「土地を世話するチーフ」に相当する）の存在、彼らの村の統制の取り方、平民層の人々の土地をめぐる紛争の解決手段とその選択、あるいは土地をめぐる戦略に検討を加える。

(3) 宗教と政府の関係

マーカス [MARCUS 1977: 222] は、西洋と出会う以前のトンガは社会的・政治的に高度に階層化した王国で、英国保護領時代（1900～1970年）を経験したにもかかわらず、ポリネシアの中でも土着の君主制を維持した唯一の国であったと述べている。

西洋人によるトンガの発見と来島以降キリスト教が布教されるまで、トンガでは各チーフが宗教的職能者（司祭）を抱えていた。宗教的職能者が担ったのは主として王族間で行われていた戦いを占うことであった [MARTIN 1991]。その社会に宣教師として最初に来島したのは、1797年のロンドン宣教師団（London Missionary Society）で、彼らは無文字であったトンガ語を文字化する。しかし島民のキリスト教化は遅れ、1822年にウェズリアン宣教師団（Wesleyan Missionary Society）がオーストラリアから来島してから行われた。

ポリネシアにあつてトンガは現在も王政を保持する唯一の王国である。王国としてのトンガの存続についてラトゥケフ [LATUKEFU 1974] は、その最大の要因を初代王トゥポウ1世とキリスト教宣教師が作り上げた、宗教と政治を結合させたシステムに求めている。トンガ王国を王国ならしめているのは、キリスト教と政府の結合にほかならない。それは現在も維持されており、トンガ人の裁判官や行政府の役人のなかには、キリスト教の聖職者資格を持つ者もいる。

トンガの土地裁判が他の島嶼国の土地裁判と比べて少ない背景には、平民が聖職者や貴族を相手取った争いでは、上層階層は有力な弁護士を雇い、判事と当事者相互間の調停で問題を解決するのが一般的である（稀に法廷に持ち込まれる場合もある）。しかし、王国建国の初期段階で割当地制度を取り入れ、土地証書を政府が発行したことで、土地の保有権

を確定するという歴史があったこと。それと同時に、土地をめぐる紛争に聖職者や王族、貴族の力が作用したと考えられる。

本論文では、国土資源省の担当官への同行から得られた資料と、最高裁判所で審議された土地に関する数少ない裁判の判例を取り上げ、審議を必要とした事件を審議の過程と共に年代別に検証する。こうした問題の所在を整理することによって、従来のトンガ研究では社会の一側面として扱われ、土地研究においては見過ごされてきたキリスト教、とりわけ聖職者による土地制度との具体的ななかかわりが明らかになる。

1-3 調査地の概観

(1) トンガ王国エウア島

トンガ王国は、西経 174～176 度、南緯 16～22 度の範囲に点在する 150 以上の島々からなる（図 2）。調査地のエウア島（'Eua）は、首都があるトンガタブ島の南東およそ 40 キロに位置する。

エウア島がヨーロッパ人に知られるようになったのは、1643 年のアベル・タスマン（Abel Tasman）による発見からのことであった。その後、1777 年のサムウェル（David Samwell）の訪問を機に、この島にヨーロッパ人が訪れるようになる。これらの人々が残した初期の記録には、身体的特徴の差異に関する記録が多くみられ、他の島の人々に比べて低身長であるとされている [FERDON 1987]。

エウア島の面積は 87.44 平方キロメートルで、トンガタブ島の約 7 分の 1 に過ぎない。人口はトンガタブ島の約 20 分の 1 にあたる 4,934 人で、世帯数 863 戸が 15 カ村に分かれて居住する（1996 年センサス）。それぞれの村には、後で詳しく述べるように、「土地を世話するチーフ」（ハウエイキ・タウフィフォヌア *houeiki taufi fonua*）の称号を持つ者が存在する（第 2 章 2-3-5 村レベルの「土地を世話するチーフ」たちを参照）。

この島の人口増加は著しく、トンガの総人口が 19,193 人であった 1892 年当時、エウア島の人口は 353 人にすぎなかったが [GREAT BRITAIN 1892]、その人口は約 100 年間で 14 倍に増加した（表 1、2）。

火山島であるエウア島には、トンガの島々の中でも自然植生が広く残り [MUELLER-DOMBOIS and FOSBERG 1998]、島の南北に緩やかに広がる山地には 1992 年に国立公園が開設されている。島の施設には空港と港湾のほか、警察・病院・刑務所・学校（小学校は政府系、中学校と高校は政府系と教会系）・農業省事務所（2 箇所）・電話局・銀行（政府系と民間）・郵便局がある。

(2) エウア島の行政

無人島を除く多数の島嶼は、行政上 5 つの諸島群に分けられ、知事が置かれている。北部より ニウアトプタブ島とニウアフォオウ島、 ヴァヴァウ諸島、 ハアパイ諸島、

トンガタブ島、エウア島の 5 行政区である。但し、エウア島には知事は置かれず政府代表（ファカフォフォンガ・ブレアンガ *fakafofonga pule'anga*）が 1 名配置されている。現在この職にあるのは警察官を経て刑事裁判官となった T 氏であるが、政府代表は知事でないため内閣の構成員ではない。国会でエウア島を代表するのは、選挙で選ばれたエウア島の人民代表（平民が選挙で選出した平民出身の代表者）1 名と、トンガタブ島の貴族議員で第四位となった貴族 1 名である。

エウア島は、行政上、島北部の「エウア」地区と南部の「ニウア」地区に分けられている（図 3）。各地区には 1 名の地区長（オフィサ・ファカバヘ *'ofisa fakavahe*）が任命され、15 あるすべての村にはそれぞれ村長（オフィサ・コロ *'ofisa kolo*）がおかれている。地区長と村長はこれまで首相が任命してきた。しかし、1965 年からはトゥア（平民）の中から選挙で選出されるようになり[TONGA CHRONICLE 5 February 1965]、任期が 3 年に定められている。

政府代表（1 名）、地区長（2 名）、村長（15 名）は、毎月末に連絡会をもち、そこで政府の決定事項が伝えられる。それはさらに毎月第 1 月曜日の早朝に各村で開かれる「村会議（フォノ *fono*）」を通じて王族、貴族、平民からなる村人に伝えられる。

村会議の成り立ちは古く、かつては高位のチーフ（大首長）の命令が、最初に招集された低位のチーフ（小首長）に伝えられ、ついで低位のチーフが配下にある村人を召集して伝達した。それは上意下達の機関として大きな役割を担っていた[MARTIN 1817:230; FERDON 1987:36; 青柳 1991:141]。しかし、トゥポウ 世王によるチーフ社会の変革は、村会議でのチーフの役割を変化させた。政府からの連絡は地区長を経て村長に伝えられ、村長は村会議においてもそれを平民に伝達するようになった。現在の村会議は、村人すべてが参加権をもつという点で本来の村会議を継承しているが、村長は村人に対する拘束力をもたないため、彼らの村会議への参加が少なくなっている。例えば、人口約 800 人の村の場合、毎回の参加者は 20 人程度にすぎない。しかも村会議を通して伝えられる事柄を実施するのは、村長とその親族に限られている。こうした村会議への関心のなさ、とりわけ政府地の村に顕著なこの現象は、村レベルでの政治への無関心さを表すものとみられる。

その一方で日常的な揉め事は近年になって増加し、エウア島では 2 ヶ月に 1 度治安裁判（ホポ・ポリシ *Hopo Polisi*, magistrate court）¹⁵が開廷される。これにはトンガタブ島（首都）から判事 1 名と会計係 1 名が来島し、1 度に 30~50 件にのぼる軽微な刑事・民事事件を審議する。

この裁判時に行われる土地訴訟裁判は、その 9 割が政府地にあるアピ・トゥクハウ（課税用割当地）の年間の課税金の未払いに関するものである。この裁判には国土資源省の担当官 1 名が立会う。そのほか担当官は、過去に判決のあった土地が判決通りに維持されているかどうかを視察して国土資源省の大臣に報告する義務を持つとともに、新規の割当（居住用・課税用）申請地が割当地として登録可能かどうかについても実地検分を行っている。

それ以外の土地訴訟は、年に1度開かれる土地裁判で、最高裁判長(外国人1名)とトンガ人判事(2名)によって審議されている。2001年には、エウア島での土地裁判のトンガ人立会人2名にエウア島に住む2名(S.V.氏とE.L.氏)が新たに任命された。彼らは共に30年近く教職にあった。Oh村の出身のS.V.氏は、エウア島のウェズリアン系H高校で長年教職に付いていた。ハアパイ諸島出身のE.L.氏は、トンガ中の小学校と政府系の高校で教鞭をとった後、エウア島に赴任しその後退職した。

1-4 研究の方法と調査の概要

(1) 調査地の選定

エウア島は、歴史的にも政治的にもトンガの中心であるトンガタブ島に隣接した位置にありながらも、過去の民族誌研究ではほとんど取り上げられてこなかった。しかしエウア島は、トンガの他の4行政区を構成する島嶼にはない大きな特色を持っている。そのひとつは、火山島であるエウア島は、珊瑚礁が隆起してできた珊瑚島のトンガタブ島とは異なり、植生は多様で土壌が豊かである。このため農業従事者の割合が高く、首都があるトンガタブ島の台所としての機能を担うだけでなく、海外(ニュージーランド、ハワイ、アメリカ本土、オーストラリア)のトンガ人コミュニティーに向けた輸出作物(換金作物)の生産地でもある。農業と土地をめぐるエウア島の人々の営みを検証するうえで有効な資料が得られるものと考えられる。

またエウア島の土地は、王族地、貴族地、政府地の3つに区分(図4)され、全15村のうち2村は王族地に、残りの13村は政府地にある。さらにエウア島にはトンガ唯一の国立公園があり、その地域内には公園開設以前の割当地が存在している。このように土地の所有と利用が錯綜したエウア島を対象とすることによって、歴史的な性格を異にするそれぞれにおいて人々の土地制度の対応を検討し、その差異を明らかにすることが可能となる。

さらに、政府地の13村のうち9村は、1950年代の火山噴火で強制移住となった、王国の北部に位置するニウアトプタブ島とニウアフォオウ島の人々の村である。また1960年代にはエウア島に王の屋敷(パレス)が建設され、王と共にトンガタブ島から来島した人々の村1村が新たに開設されている。これらの移住者を含むエウア島では、1950年以前からの居住者とその村を「エウア」と呼び、ニウアトプタブ島とニウアフォオウ島の人々とその村を「ニウア」と呼んでいる。一方、両島からの移住者は自らとその村を「エウア・フォオウ」(新エウア)と呼び、「ニウア」とは呼ばない。以前からの居住者とその村を「エウア・モトゥア」(古いエウア、旧エウア)と呼んでいる。

こうした呼称の微妙なズレは、移住者の意識だけでなく、後に詳しく検討するように、土地の割当てをめぐる先住者と後来者の確執を反映するのである。

(2) 調査

2000年2月から3月まで現地での予備調査を行い、調査許可証をトンガ政府に申請した。調査は、許可が下りた2000年9月から2002年12月までの2年3ヵ月に渡って実施した。最初の1年間は、首都のトンガタブ島でトンガ人宅に滞在しながら、調査の上で資料収集が必要と思われる機関、統計省(Department of Statistics)、国土資源省(Ministry of Lands, Survey & Natural Resources)、司法省(Ministry of Justice)、農務省(Ministry of Agriculture)、トンガ王室委員会(Tonga Royal Traditional Committee)、自由ウェズリアン教会(Free Wesleyan Church of Tonga)の本部において調査許可を取り、資料収集とインタビュー調査を行った。なお、傍聴が許された裁判所での土地裁判にはできる限り立会った。

その後、2001年に統計省が実施した「トンガ人家庭における家計調査(Household income and expenditure)」のエウア島での全調査と、2001年に王室伝統委員会の主催で行われたトンガタブ島での「トンガの口承伝統に関する調査」の全行程に同行して資料収集を行った。また2001年9月以降エウア島のトンガ人家庭に滞在し、参与観察と共に村で行われる行事に参加した。この間、調査村を選定し、村内の家系調査と各村の「土地を世話するチーフ」やマタプレフへのインタビューを行い、土地と人の結びつき、それに関する人々の価値観を明らかにした。

第2章 土地に対する権力の組替えと新しい土地制度の施行

本章では、トンガの歴史を振り返りつつ、そのなかで土地制度がどのように位置づけられ、変遷してきたかを、伝統的慣習（9世紀～18世紀）、近代政府の設立期（19世紀）、英国保護領時代から独立（1893年～1970年と1970年以降）の3つの時代に分けてまとめた。

2-1 伝統的慣習（9世紀～18世紀）

現在のトンガ王国を構成する島嶼に人が定住を開始したのは、B.C.9世紀頃であった[ベルウッド 1985; KIRCH 1984; CAMPBELL 2001]。口承伝承によると、トンガ王朝の歴史はつぎのように語られてきた。トゥイ・トンガ（トンガの王）¹⁾の称号をもつ神話的な王をいただくトンガ王朝が連綿と続き、土地と人々はこの聖なる王トゥイ・トンガに属していた[COOK 1784; GIFFORD 1929]。その王のもとへ12世紀にサモアからやってきたロアウ(Lo'au)と呼ばれる男性がカヴァの儀式とカヴァを飲む習慣をもたらし、集団ごとに土地を分割して、集団に対しては明確な義務（ファトンギア *fatongia*）を課したという[CAMPBELL 2001:29]。こうしてロアウは王をさらに神聖化し、タブーの対象としてその存在を揺ぎ無いものにした。そのロアウの娘ヌア(Nua)は第10代トゥイ・トンガ王と結婚し、二人の息子が第11代王となってトンガ王朝はさらに繁栄を極めたという[GIFFORD 1929]。

現在でもエウア島をはじめとする、トンガの島嶼には、トゥイ・トンガ王に関する伝承が多く残され、それらは長老やチーフによって生き生きと語られる。例えば、エウア島で最大のオホヌア村ではタファクラとよぶチーフの名称に関して、以下のように語り伝えている。

「その昔、悪魔がエウア(島)に住んでいた。この(島の)悪魔はリク(山の地名)からサモアを眺めていた。ある日、サモアから悪魔がやってきた。(エウア島に住んでいた悪魔は、)早朝近く、サモアの悪魔を探し出し、山頂から身にまとっていたものを脱いで前かがみに尻を出して見せた。太陽の光がその尻に反射して、尻の割れ目が赤く光ると、それに驚いたサモアの悪魔はエウア(島)から逃げていった。こうして(トゥイ・トンガ)王は、「赤い尻の割れ目」を意味する「タファクラ(*tafakula*)」という名をエウア(島)のチーフに授けた。

(第3代 タファクラを継ぐフェリシ氏より、筆者訳)

悪魔は、当時のトンガの人々にとって神々の一つであり、各島にはそれぞれ複数の神がいたという。タファクラはエウア島の神の一人で、女性の神であった[COLLOCOTT 1919:236; GIFFORD 1929:303]。このタファクラというチーフ名にまつわる話は、第3代タファクラを継ぐフェリシ氏が伝えている。エウア島の神であったタファクラの名は、サモアの悪魔を追い払った功績に対して、後のトゥイ・トンガ王がチーフにさずけたものである。つまりそ

の名は、神から人へと受け継がれた。エウア島の人々にとって、このタファクラの名を受け継ぐチーフを持つことが、彼らの誇りでもある。

さて、トゥイ・トンガ王朝 第 15 代王から第 23 代王の時代にはフィジー、サモア、ウベア、フツナなどとの戦いが盛んに行われた。この間、第 19 代王ハベア (Havea) 1 世や第 22 代王ハベア (Havea) 2 世が次々に暗殺された [CAMPBELL 2001:265]。そのため第 23 代トゥイ・トンガ王タカラウア (Takalaua) は人々との間に距離をおき、王の代理人を設けてこれに実務をゆだねた。それには、息子で第 24 代トゥイ・トンガ王の兄弟であるモウンガモトゥアをおき、彼にトゥイ・ハアタカラウアの称号を与えた。トゥイ・ハアタカラウア朝はこうして成立したという。モウンガモトゥアは各チーフに土地を再分配し、遠隔地や離島に新たに統治者を配置し、これら遠隔地の女性を自らと高位のチーフの妻に迎えることで、中央集権的な体制をつくりあげた [CAMPBELL 2001:39]。その頃のことをエウア島の人々は次のように語り伝えている。

エウア島 オホヌア村の名「オホヌア *ohonua*」は、トゥイ・トンガ王がエウア島に来島した際、島のヌアという娘と結ばれ、彼女と共にトンガタブ島へ帰島することになった。エウア島の人々は、トゥイ・トンガ王の船が停泊する港に、お祝いの品物 (食料や樹皮布など) を運んだ。船には祝いの品が山積みされたが、それでも多くは積みきれず港に残された。それほどエウア島の人々の喜びは大きかった。この祝いの品のことをオホ *oho* といい、「ヌアに対する祝いの品 (*oho ki he Nua*)」という意味でオホヌアと呼ぶようになった。

(オホヌア村のマタブレ Mat 氏より、筆者訳)

ここに語られているように、エウア島のヌアという名の娘は、モウンガモトゥア王の時代に離島のエウア島から王のもとに嫁いだ女性であった。こうして王は離島や遠隔地の女性を妻に迎え、遠隔地のチーフと親戚関係を結ぶことで、彼らの忠誠心を確かなものにしたのである。政治的な婚姻は、近年においても王族の間で行われている。

こうしてトンガは、トゥイ・トンガ王とその実権を握ったトゥイ・ハアタカラウア朝、その親戚であるトゥイ・カノクポル朝の三王朝時代に入る [COLLOCOTT 1924; GIFFORD 1929; CAMPBELL 2001:44]。それは 1797 年にトゥイ・ハアタカラウア朝第 16 代王が亡くなり、それがトゥイ・カノクポル朝に吸収されるまで続いた。それまでこの 3 王朝の間では婚姻が繰り返され、各王朝は次々と新しい称号を持つチーフを生みだしていった。この新しいチーフの増加は新たな所有地を必要としたために、彼らは各地に拡散していったらしい。しかしそれらの多くはその力を維持できず、もともとと親戚関係にあった力のある称号保持者のもとに再び吸収されたという。

このように語り継がれる歴史の中で、トンガ人が最初にヨーロッパ人と接触したのは、1616 年にオランダ人航海者ショーテン (Willem Shouten) とル・メア (La Maire) がニウア

トブタブ島とニウアフォオウ島を訪れた時であった。ついで 1643 年には同じくオランダ人航海者アベル・タスマン (Abel Tasman) がトンガタブ島、ハアパイ諸島、エウア島を発見し、これ以降トンガと西欧との接触が本格化する [ERSKINE 1853; LABILLARDIERE 1971; CAMPBELL 2001]。そのヨーロッパ人との交渉は、以下のように語られる。

コロマイレ村 (現ハアトゥア村) の人々は、エウア島のすぐ南にあるアタ島の人々が移住してきた村である。もとは、エウア島の最南端の海岸近くに村があった。アタ島の人々の一部は、航行する外国船によって、遠く南米のチリまで奴隷として連れて行かれた。オホヌア村、ホウマ村の人々は、トンガタブ島から人が移り住み、ハアトゥア村の人々 (アタ島の人々) がトゥフバイ村にも移り住んだという。

(トンガ人判事の P.S.氏より、筆者訳)

これら初期の航海者の記録によると、土地は家族単位で利用され、家族は分散してそれぞれの農地内に住んでいた。大地はよく耕され、作物は適切に植えられており、雑草もほどよく手入れがされ、畑には囲いがなされていたという [RUSSEL 1824:242; COOK and KING 1784; LA PEROUSE 1798; WILISON 1799:96]。平民は自家消費分以上の生産を行い、チーフの要求や儀式に必要な多量の食料を十分補えるほどであった [KIRCH 1984]。また、作物の初収穫の時期 (7 月と 10 月) には土地のチーフへの作物の貢納が盛大に行われ、その中でもとりわけ出来栄のよい物は、トゥイ・トンガ王と王族、高位のチーフに献上されていた。これが後にイナシ (その年のヤムイモの初収穫物を王と神に捧げ祝う収穫儀礼) と呼ばれる祭礼になったという [BEAGLEHOLE 1914:19; GIFFORD 1929; CAMPBELL 2001]。このイナシに類した祭礼は現在でも行われ、作物の初収穫の時期にあたる 7 月には現国王の誕生祭が、10 月には農業祭が 3 年に一度開催されている。農業祭はトンガタブ島、ハアパイ諸島、ヴァヴァウ諸島、エウア島の持ち回りで開催され、王を招いて農産物、海産物、家畜などの品評会を行い、優秀な生産者には賞金が与えられている。この農業祭における離島への王の訪問は、農民にとって王との関係を再確認する場 (機会) となっている。

18 世紀になるとトンガの社会はより成熟期を迎え、サモアやフィジーとの交易が盛んになる²⁾。西欧人と接触以前の社会では、それぞれのチーフは自己の所有地を親族や配下の家族に割当てた。平民は所属するチーフの土地に居住・耕作し、租税を支払う義務 (ファトンギア) を負った。この平民と奴隷はチーフの命令に服従しなければならず、ときにチーフは平民層の農民の土地を取りあげることができたという [GIFFORD 1929:174-5; MAUD 1965: 32-33; GRIJP 1993:182; AFEAKI 1983:70; GRIJP 1993:182; CAMPBELL 2001]。土地を割当てられた世帯 *アピ api* は、親戚関係にある家族 *カインガ kainga* を単位に利用した。このカインガ (これを仮に A とすると) はそれ自体がチーフ (a) の親族集団である場合もあるし、チーフ (a) と血縁関係にない者を含む場合もあった。その場合でもカインガ (A)

は「チーフ(a)の家族」とみなされて、チーフ(a)の支配に属した。それゆえにカインガを構成する各家族の家長は、婚姻、土地の分配、労働についての決定をチーフに求めたといわれる。

ほぼこうした状況にあったトンガには、1790年代になると捕鯨船の乗組員などの一部が、長期に渡って滞在しはじめていた。しかし、彼らが本格的なヨーロッパ人の影響下におかれるのは1797年からである。この年ロンドン伝道協会(London Missionary Society)の10人の宣教師が到着した。それから1826年までの約30年間は、トンガにとって西洋の文化と技術に順応し、キリスト教を選びとる時期であったとされる[RUTHERFORD 1971, 1977: 113]。この急激な変容は当時のロンドン伝道協会が牧師ではなく大工や煉瓦工などの技術をもつ宣教師を送り込んだからであり、彼らの持つ技術や品物にトンガの人々が魅了された結果だとされる。さらに西欧人や宣教師が持ち込んだ1790年代の疫病の流行³⁾は、やむなく薬を求めて宣教師のもとを訪れることになり、それを契機にキリスト教に改宗した者が現れた。

一方この時期は、王朝内での激しい権力争いが続く内乱の時代でもあった。この内乱は人々に大きな影響をもたらした。そのひとつが、従来の分散居住から集住への移行であった。人々は戦いに備えて寨を築き集まって住むようになったのである。こうして現在みるような村ができた。内乱が収まると、教会や学校が集住地に設けられたため、彼らは再び分散することはなかった[CAMPBELL 2001:114]。

2-2 近代政府の設立期(19紀):トゥポウ1世とベーカーによる改革

内乱が終息を迎えた1820年頃、トンガの統一を再び試みたのはトゥイ・カノクポル朝第17代タウファアハウ(後のジョージ1世、トゥポウ1世)であった。タウファアハウはエウア島のチーフであったカウファナ(Kaufana)から小銃を手に入れ、1826年トンガタブ島のチーフとの戦いを制した[GIFFORD 1929; CAMPBELL 2001]。これによって一時途絶えていたキリスト教の布教が再開され、1817年にロンドンで組織されたウェズリアン伝道協会は1822年に宣教師を派遣した。彼らの布教活動は、トンガに新たな問題をもたらすことになる。タウファアハウは1828年にキリスト教徒となり、1831年に洗礼を受けた。その後1833年にはハアパイ諸島とヴァヴァウ諸島を治めていたチーフのフィナウ(Finau)が改宗している。こうしたチーフの改宗に対して、トンガタブ島にはキリスト教に反対するチーフも少なくなかった。彼らはキリスト教の教会を焼き、改宗者を弾圧したという[CAMPBELL 2001:78-80]。

そうした混乱のなかであって、タウファアハウはまず、1838年と1839年にハアパイ諸島とヴァヴァウ諸島に対して社会秩序を維持するための規範となる法「ヴァヴァウ法典」(Vava'u Code)、「ハアパイ法典」(Ha'apai Code)を定め、その第29条で外国人などの第三者に土地を売ることは違法であるとした。これはニュージーランドのマオリが直面したよ

うな、西洋人による土地の搾取が起きないようにするためのものであった[LATUKEFU 1975:26]。この法典ではチーフは平民に対して如何なる搾取も行ってはならないと規定し、これが1862年の「解放命令」(Emancipation Edict)のもととなった。その他に安息日の労働の禁止、盗みや暴力などの罪を禁じた。さらに、タトゥーなどのトンガの古い慣習を禁止し、チーフも平民もこの法に従うことを求めた。チーフに代わって判事が、犯罪者を裁くことに改められた。この法の違反者には罰金が科せられたが、貨幣の流通が乏しかった当時、現金での徴収は困難であった。それは教会への寄付についても同様で、タウファアハウは人々からココナッツ・オイルを募り、それを現金化して教会の出費にあてたという。

ところで、トンガへの布教を試みたのは、ウェズリアンだけではなかった。1842年カトリックの聖職者⁴⁾がトンガを訪れている。しかし、タウファアハウは彼らを遠ざけたらしい[CAMPBELL 2001:82]。その理由は、第一にウェズリアンはカトリックをライバルだとみなしたこと、第二にタウファアハウの反対勢力のチーフがカトリックの聖職者を保護し、カトリック信者に改宗していたこと、およびカトリックが既に受容されていたタヒチやハワイではフランスによる政治介入が始まっており、それがトンガに波及することを警戒したためであった。事実、フランスの介入を恐れたタウファアハウは、1844年にヴィクトリア女王に親書を送り(返答は得られなかった)1847年にはニュージーランドの総督グレイ(George Grey)に英国の保護を求めている。これが後のイギリス保護領への道をひらくことになる。

こうしたなかでタウファアハウは、1850年に新たな法を制定する。そこにおいて彼は、王は政府の頭(長)であり全ての法の源であると宣言した。さらに、チーフは土地を彼の土地に住む平民に与え、平民はそれを耕作する義務を負うことを定め、チーフによる土地の強制的な押収を禁じ、同時に外国人への土地売却を禁止し、ココナッツ・オイルの増税を明記した。

それから12年後の1862年、タウファアハウは土地改革を目的にした法を制定する。そのきっかけとなったのが、1853年に宣教師の勧めでオーストラリア(ニューサウスウェールズ)を訪れ、そこで目にした土地の借地制度であった[LATUKEFU 1975:30]。さらにシドニーでのハワイ王の代理人(Charles St. Julian)との出会いを機に、タウファアハウはトンガの発展のためには社会改革が必要だと考えるようになる。その改革にあたって王が問題にしたのは、古い慣習を維持するチーフの存在であった。1859年タウファアハウはチーフを招集して話し合いを続け、ニューサウスウェールズ政府の法と1852年のハワイ憲法をもとに宣教師が作成した法が1862年に制定される。

この法では、再び外国人への土地売買の禁止が強調された。それは、当時、大流行していた綿花のプランテーションをトンガに開設しようとしていた外国人の流入を食い止めるためであった。また、職も土地もない人々の姿をシドニーで目の当たりにしたタウファアハウが、トンガで同じ状況が起きないためにも、平民に土地を与え耕作することを強く望

んだからである[LATUKEFU 1975:35]。それとともに、子供の義務教育と奴隷身分の解放が宣言される。これによりチーフの伝統的特権は完全に否定され、チーフと平民は政府に税金を支払うこと、奴隷は平民となり、平民はチーフに対して行う貢物が免除され、チーフは彼の民が必要であるならば土地を分け与えること、平民はチーフである土地の持ち主に法律で定められた借料を支払うことが定められた。また、王は農地の拡大を推奨した。こうして、封建的な束縛から解放され、チーフから土地を取り上げられる心配がなくなった平民は、土地の使用と収穫物を自由に使うことが可能となった。この土地改革は、王への忠誠を強化する目的をもっていたが、同時にまた農作物の生産量も増加させたのである[CAMPBELL 2001:91]。

この法の成立に大きく関わったのはベーカー（Shirley Baker）である。1860年に来島したベーカーはタウファアハウのもとで首相を務め、1872年には王のアドバイザーとなり、トンガの土地制度に絶大な影響をもたらした。1875年に制定されたトンガ憲法は、第1部の権利宣言、第2部の政府の形式、第3部の土地法から成り、王の権限を定義し王族の財産と政府の財産を区別した。さらに土地省大臣に土地に関する権限を与え、王と内閣の同意があれば外国人にも土地を貸借できることを規定した[LATUKEFU 1974;1975]。

1875年に制定されたトンガ憲法（表3）は、さらに先の1862年の法で廃止されたチーフ制に代わってノーペレ（貴族）階級を設け、このノーペレに任命されたチーフは政治的地位を獲得するとともに、その相続人についても永久にノーペレの地位を保証した。ノーペレは、トンガタブ島から9人、ハアパイ諸島から5人、ヴァヴァウ諸島から4人、ニウアフオオウ島から1人、ニウアトプタブ島から1人が選ばれた。こうしてノーペレの保有地としての貴族地がつくられた。ノーペレになれなかったチーフの土地は政府に戻すように明記され、居住地とそれに面した道路は土地省が政府地としてチーフに代わって管轄するようになる。こうして王族地（Crown Land）、貴族地（Noble Estates）、政府地（Government Land）の区分がなされ、これらそれぞれの保有地にアピと呼ばれる個人の割当地

（allotment）が組み込まれた（図5）。「割当地制度」はこうして導入され、一般の男子（16歳以上）の土地保有が可能となったのである。ただし、トフィアと呼んだ王族地と貴族地では、ノーペレが平民に貸借という形で割当てを行うもので、アピ（割当地）は21、50、99年という期限付きで農業用地として平民に貸し出された。このため、この時点の割当地制度は、アピに対する個人の使用权を認めただけに過ぎない。これは1862年に国の歳入を上げるために酒や銃器の関税と共に導入された16歳以上の男子への人頭税が廃止され、その代わりに平民に貸し出した農業用地から税を徴収しようとしたものであった。その税額は国会で決めることができ、その未納者にはトフィアのノーペレが土地の返還を求めることができた[LATUKEFU 1975:48]。また政府地（全ての居住地と満潮時の水際から浜辺までの50フィート（約15メートル））は、アピ・コロ（居住用課税地）として21年という期限付きで、トンガ人や外国人（外国人には5エーカー以下）に貸し出された。これら平民に貸し出さ

れた政府地の割当地については、正当な相続が行われなければ政府に没収されることになった。

続いて、基本的な割当地制度の開始となる 1880 年の修正条項では、全ての納税者は居住用割当地（アピ・コロ *'api kolo*）と課税用（農業用）割当地（アピ・ウタ *'api 'uta* アピ・トゥクハウ *'api tukuhau*）を保有することが政府によって保障される [LATUKEFU 1975:57]（表 10）。その広さは、成人男子一人につき一つ、ハーパイ島では 50 ファゾム（fathoms）× 50 ファゾム、その他の地方では 100 ファゾム × 100 ファゾムの課税用割当地とした。この値は、40,000sq.yd. となり、8 と 4 分の 1 エーカー（39.930sq.yd.）と近似値になる [NAYAKAKALOU 1959; 青柳 1991:76]。居住用割当地の場合は、1 ルード 24 パーチとした。

また政府は、学校を卒業した若者にアピ・ウタ（アピ・トゥクハウ）を割当てるようノーペレに求め、ノーペレは平民に土地を分配した。全ての居住地は政府地とする箇所が取り除かれ、全ての租税地は世襲地とされ、その保有者は年間 2 シリングをその世襲地のチーフもしくは王に支払うことが義務づけられた。このことによって、つまり、平民が初めて土地に対する世襲権を得えられた。この修正条項の目的は、長期的な平民の土地保有を保障することで、換金作物（ココヤシやコーヒー豆）の栽培を推進し、経済生産性を上げることにあった。

1882 年にはトフィアでのアピの相続権を認める「Hereditary Lands Act」が制定された。この他、首相ベーカーによる土地改革は、1875 年憲法で外国人への土地売買禁止を解除し、ココナッツ・オイルの生産と、全ての成人男性を対象にコーヒー豆と綿花の栽培を義務付けた。

しかし、こうした社会階層の改革は、ノーペレに選ばれなかったムアやマタプレと呼ばれたチーフの反感をかい、トゥイ・トンガ王朝に関わるチーフたちがリーダーとなって抗議運動に向かわせた。それには反ベーカー派の外国人も加わった⁵⁾。

1888 年ベーカーは、外国人居住者への人頭税（poll tax）を廃止する一方で、英国貨幣による税金の徴収を厳しく行った。政府は貴族地で徴収していた借地料 8 シリングを 32 シリングに引き上げただけでなく、土地の配分許可や借地人に立ち退きを要求する権利を保持した。こうして、事実上すべての土地は国家のものであることが強調された [MARCUS 1978:77; GOLDMAN 1970:284]。

ベーカーは 1890 年にフィジーの弁務官（Sir John Thurston）の圧力によりタウファアハウ王によって退任させられた。トンガの実権を掌握していたベーカーの退任は、1890 年のコプラ価格の大幅下落とも重なって、トンガ政府に深刻な経済危機を招来した。この事態にノーペレは、ノーペレ階級から後任を出すことにし、王によってトゥクアホ（Tuku'aho）が首相に任命された。しかし、財政状況は改善せず、結局、英国人トムソン（Basil Thomson）がベーカーの後任として着任するが、彼は 1 年たらずの翌 1891 年トンガを離れた。

こうした混乱の中にあったトゥクアホについては、エウア島に語り継がれる話がある。

トゥクアホ (Tuku'aho) には、ウラカイ (Ulakai) という名の息子がいた。ウラカイにはエウア島出身のハコ (Hako) という名の妻がいた。ハコは、男の子を産んだ。(男の子の名は、父であるウラカイの父の名をとって) トゥクアホと名づけられた。(その) トゥクアホは、(後に) トゥイ・カノクボル朝を継ぐ男子となった。

(Oh 村マタプレ Mau 氏より、筆者訳)

この話からはハコの婚入によってエウア島とトンガタブ島のノーペレや王族との間で親戚関係が持たれたこと、王の片腕としてトゥクアホが選ばれたことを、エウア島の人々は誇りにしていたことが伺える。トゥクアホが王とともにエウア島に来たときにカヴァの儀式が行われた。王はその儀式を執り行ったハフォカ (Hafoka) を、エウア島オホヌア村のマタプレに任命している。こうして王が来島した際の儀式は、その後ハフォカ (そのタイトルを継ぐ者) が行うことになった。ハフォカのタイトル保持者は、現代でも村人の尊敬を得ている。しかし 2001 年 ハフォカのタイトル保持者が高齢のために亡くなり、その息子は 30 歳代と若く、そのうえトンガタブ島に移住していたことで、タイトルの継承は現在も行われていない。これについて、亡くなった男性の親戚で現村長の V 氏は、「ハフォカを継ぐのにふさわしい者が現れば、その時に我々親族のなかで検討すればいい」と語った。

2-3 英国保護領時代から独立(1893 年～1970 年と 1970 年以降)

2-3-1 トゥポウ 2 世の時代(1893 年～1918 年)

1893 年にタウファアハウ王 (トゥポウ 1 世) が 96 歳で亡くなると、タウファアハウ王のひ孫である 19 歳のジョージ・タウファアハウ・トゥポウ 2 世 (トゥポウ 2 世) が王位を継承する。

これよりさきトムソンが帰国すると、ノーペレのトゥクアホは再び首相を務めトゥポウ 2 世の即位後もその職にあった。しかし、若い王と経験不足のノーペレによる政府は再び混乱を迎える。税金の徴収は行われず、検疫法 (ベーカーの時代に作られた) があるにもかかわらず、1893 年には再び千人以上の死者を出す麻疹の大流行を招いた。そうしたなかでトゥポウ 2 世はトゥクアホを解任し、ベーカーやトゥポウ 1 世のアシスタントとして働いていたトンガ人のサテキ (Siosateki Vekune) を後任の首相に任命した。サテキの就任で政治は安定するが、彼はノーペレの出身でも王族でもなかったうえに、西欧的な生活を送るトゥポウ 2 世のために増税を行った。このことによって、ノーペレをはじめ平民の反感を招き、王への支持を弱体化させたという。

1897 年になると、サテキは政府の歳入をドイツの貿易会社 (Deutsche Handels-und Plantagen-Gesellschaft) からの借入金に求める。それは政府の財政難を公にし、西欧に

よる植民地化の危険をはらんだ。しかし、サテキはこのドイツの貿易会社にとどまらず、ニュージーランドに本社をもつ貿易会社(The Hutter brothers)からも借り入れを続けた。そうしたなかでトゥポウ2世の結婚をめぐって、ノーペレ内には勢力争いが展開される。トゥポウ2世は1899年ラヴィニア(Lavinia)を妻にした。これが多くのノーペレの反感を買い、王トゥポウ2世はノーペレを排除して自ら政治を行うようになる⁶⁾。

この頃、西欧列強は太平洋を植民地化しはじめていた。フィジーに近いトンガを勢力圏内に治めなかったイギリスは、1900年トンガとの間に保護領条約を結ぶ⁷⁾。それはイギリス政府がトンガの防衛を行い、その代償としてトンガの外交権を取得すること、トンガの内政には関与しないとするものであった。但し、土地に関してトゥポウ2世は、外国人へのいかなる土地の譲渡も禁止している。

条約締結に基づいて着任した執政官ハンター(Hamilton Hunter)は、トンガ政府の財政的な腐敗を理由にイギリスへの併合を植民地事務所(フィジー)に上申する。この併合問題は、つづく1904年の弁務官イム・ターン(Sir Everard im Thurn)によって、首相サテキとサテキの息子である財務省大臣の解任と、トンガ政府の債務をイギリスが負担することを条件にした。こうしたイギリスへの併合を迫られるという事態をうけて、トゥポウ2世は道路、港、保税倉庫、税関、病院、ラジオ局といったインフラ整備を実施し、コブラの輸出を中心にイギリスとの交易を盛んに行っていた。

1913年には600以上の畑と800以上の宅地が測量された。そのうえで、全ての土地の登記者に対して一年以内に少なくとも200本のココヤシの木を植えるよう規定するとともに、土地に関する全ての事柄を管轄する「土地委員会」(Land Commission、後の国土資源省)を設置した。

1915年の「Hereditary Estates Law」は、ノーペレが課税用割当地の割当てを行う際には、国土資源省大臣の指示を受けることを定めた。それと同時に、政府は1882年の土地法に基づく土地登記制を導入し、税収確保のために課税地を登記させ、登記前に割当て地保有者の了承をえることを義務付けた。ノーペレは土地利用者を選定し、土地登記の手続きを遅らせるなど、土地への権利を強めることになった[須藤2000:87]。

イギリスへの併合という危機のなかでトンガ政府はこうした土地政策を実施する一方、1914年には国会の規定を改定し、現行の制度に移行する。議員定数は29名に改められた(かつては70名)。その内訳は国王と10名の閣僚、9名のノーペレ代表、9名の人民代表からなり、王族とノーペレがその3分の2を占める。ノーペレは33人(家系)の互選であり、人民代表は一般男子有権者(21歳以上)から選出され任期は3年である。内閣は10名の閣僚にハアパイ諸島とヴァヴァウ諸島の各知事を含めた12人で構成される[AFEAKI 1983:64; GIFFORD 1929:132; JAMES 1995:159; LATUKEFU 1974:211]。

2-3-2 サローテ女王の時代（1918年～1965年）

1918年トゥポウ2世の死によって、王位にはトゥポウ2世の初婚の女性ラヴィニア（Lavinia）との間の娘サローテ（Salote Mafileo Pilolevu）がトゥポウ3世として王位に就いた。サローテは、元首相トゥクアホの息子トゥンギ（Tungi Mailefihi）と結婚した。この結婚は、トゥイ・カノクポル朝（サローテ）とトゥイ・ハアタカラウア朝（トゥンギ）が統合されることを意味していた。

18歳で王位に就いたサローテは、政府の要職に次々と西欧人を任命した。これはノーペレの反感をかったが、内乱は植民地化を招くことに繋がる。そのこともあってサローテは、トゥポウ1世と同様、議会を重視しなかったという[CAMPBELL 2001:147]。

かつてトゥポウ1世が創設した20のノーペレの称号は、1880年には30タイトルになっていた。これがトゥポウ2世の時代には32に、サローテ女王の時代には33に増加する。ノーペレの増加は政府による新たな土地の貸与をもたらし、政府はそれをノーペレになれなかったチーフとその子孫の土地に求めようとしていた。こうして土地問題は、称号(タイトル)問題と深く関わるようになる。

土地裁判所の判事スコット（George Scott）は、土地所有をめぐる訴訟にはノーペレの称号が深く関わっており、その原因は称号継承の決定権がノーペレにあるとした。一方、サローテ女王と夫のトゥンギは、農民が自己の保有地を法的に確保できれば農業の生産性は上がると考え[CAMPBELL 2001:155]、土地の登記を農民に奨励する。さらに村での宅地割当てを廃止し、畑地を10-エーカーに拡大することを議会に提案するが、承認を得ることはできなかった。これらを実現できなかったもののサローテ女王は、男性の相続者がいない場合に限って、女性の土地相続を承認する（1922年）。また1927年のイギリスとの友好条約の補則により、イギリス人執政官による法の起草が認められる。これにもとづいて、同年ネイル執政官（J.S. Neill）のもとで、「土地法」が改定された。それは約12.37エーカー（5ヘクタール）の広さの土地を農民に割り当てることを可能にし、トンガ人の土地の借地を認めるものであった。しかし、農業の生産性向上を意図した土地法の改定も、その効果はほとんどなかった。農産物の輸出先が確保できず、生産品であるコブラの価格は低迷を続けていた。土地法が改正された後の1934年、5ヘクタールの農地拡大を申し出た農民は23人しかなかった。

1927年には土地法とともに「王室財産法」が改定される。これによってノーペレの財産相続は長男に限られ、次男以下を平民とする現行の制度が確立する。その一方で、サローテ女王は三人の息子にノーペレの称号を継承させる⁸⁾が、こうした土地をめぐる従来のノーペレの弱体化は、教会の保有地をめぐる展開され、多くの訴訟をひきおこしていく。

これに関して、現在、入手が可能な資料は法務省が保管する Tongan Law Report だけで、そこには1923年以降の土地裁判記録が収められている。その中から1940年代までに掲載された判例を抜粋した表4によると、ほぼ毎年土地のチーフと新設されたノーペレ称号保

持者もしくは土地省との間で、領地をめぐる裁判が開廷されている。これは、土地に対する権力の所在が、土地のチーフから政府とノーペレに移行したことで、ノーペレに選ばれなかったチーフ間の理解と相続などの問題の解決に、彼らは裁判という制度を取り入れざるを得なかったことを示している。

また、チーフやノーペレは土地裁判で教会に対する借地を問題にする。それは、政府が教会への借地を法律によって優先的に行うからである。例えば、1924年のウェズリアン教会と自由教会の合併（自由ウェズリアン教会 Free Wesleyan Church of Tonga, FWCの成立）は、教会との間で保有地に対するノーペレの権威をめぐる争いを顕在化させた。自由教会のノーペレやチーフは自由教会の代表ワトキンと共に教会の存続を訴え、自由教会の聖職者はサローテ女王の反対派となり、自由教会が使用していた土地の所有権をめぐる自由ウェズリアン教会を相手に訴訟を起こした[CAMPBELL 2001:150]。サローテ女王はワトキンの解任を求めたが、これに対してワトキンは教会合併をめぐる裁判で、トゥポウ1世が作った自由教会をサローテ女王が壊すことはできないと主張した。しかし訴訟では、憲法で定められた君主であり教会の長でもあるサローテ女王の主張を認め、自由ウェズリアン教会（FWC）が勝訴した（第4章）。

さて、度重なる土地法の改正と植民地化の危機を迎えるなかで、トンガの農業がどのように変転してきたのかを、ここで要約しておこなう。

1860年代のココナッツ・オイル・ブーム以降、金属製の鋤（すき）や山刀（やまがたな）が普及し、食糧生産は自給量を上回っていた。そうしたなかで生産物の品質向上を意図した政府は、農業省のもとで1921年品評会を開催する。しかし農民の関心は薄く、成果はほとんどあがらなかった。そこで1920年代、政府はコブラ・プランテーションへの外国資本の投資を推進し、「移民制限法」(Immigration Restriction Act)を制定したうえで、16,000エーカーを外国人にプランテーション用地として貸与する⁹⁾。しかし、それは2.5パーセントの生産増しかもたらさなかった[CAMPBELL 2001:163]。

政府は1926年に「コブラ法」(Copra Act)を制定し、コブラ委員会(Copra Board)とバナナ委員会(Banana Board)などの輸出委員会を設置した。これは後の1940年に「農業団体法」(Agriculture Organisation Act: 輸出作物の市場調整、地方生産者の団体の設立、熱風乾燥機の使用促進などを行う)として整備される。それは価格の統制や買受人の制限など、いわゆる市場介入を法制化したものであった[CAMPBELL 2001:164]。しかし、1922年に太平洋各地に広がったココヤシ害虫(カブトムシ: Rhinoceros Beetle)の被害がトンガにも及び、ハリケーンの被害¹⁰⁾もあってコブラ生産は大きな被害をうける。これによって政府は、ココヤシよりも成長の早い果樹への転換を模索する。

第一次世界大戦中停止されていたニュージーランド向けバナナの輸出は、1931年に少量ながら再開された。一方、コブラ¹¹⁾の輸出は、第一次世界大戦前は1トン当たり11ポンド

から 21 ポンドという値をつけ、輸出量も最盛期を迎えていた。第二次世界大戦¹²⁾が始まると、再び物資の不足から一時的に 65 ポンドをつけたが、その後の価格は乱高下を続けた。そうしたなかで、農民の現金収入は減り、人頭税の納入は 1931 年から 2 年連続して 20 パーセント程度の減少をみる。

しかし、このような経済的な不況は、人々の生活に大きな影響をもたらさなかった。彼らは、教会への寄付のほか、登記を行った土地の年間 8 シリングの税と、16 歳以上の男子にかけられた 1 ポンド 16 シリングの人頭税以外に現金を必要としなかったからである。宅地と家畜（馬と犬）に課せられていた税は 1930 年に廃止されていた[CAMPBELL 2001:166]。木造の家に当時ひろまった灯油の手さげランプを置いてゴザを敷き、寝具は樹皮布だけで聖書と賛美歌以外の本はなかった。それは現在のエウア島の日常的な光景でもある。

1951 年にココヤシ害虫被害が拡大した頃、エウア島では「森林開発計画」がもちあがり、1954 年から島に自生する樹木を木材に利用する試験場が作られ、製材工場も運転を開始した。火山の噴火によるニウアフォオウ島の住人がエウア島に移住したのは、その直後であった。

農業増産の努力はその後も続けられ、1960 年代にはバニラの生産と輸出を開始し、1964 年には砂糖の生産が検討される。しかしこれには 150 エーカーのプランテーション用地の必要性が明らかになり、実現されなかった。そうしたなかで 1961 年国連機関（FAO）はココヤシの植え替え計画を提示し、これを当時の政府が土地登記者に最低でも 200 本のココヤシを植えるよう指示した。翌 1962 年にはココナッツの精製工場が稼働するが、1965 年からの植え替えには、イギリス政府の援助を必要とした。その実施にあたっては、再び土地の保有と利用の実態が障害となり、政府はニュージーランドの協力を得て、3 年をかけてトンガ全土の測量調査を行っている。

2-3-3 トゥポウ 4 世と独立（1965 年～1970 年）

1965 年サローテ女王が他界すると、長男のトゥポウ 4 世が王位を継承する。彼はオーストラリアで教育を受けた若きエリートであった。1934 年に 16 歳で首相に就任するまで教育大臣であった当時には、大幅な教育改革（トンガ語の綴りを決定、外来語の取り入れ、教員養成学校を設立）と医療改革（離島に病院を建設、薬の配布、看護師の村訪問など）を行っていた¹³⁾。農業生産の向上に関してトゥポウ 4 世は、農業試験場を開設し、すでに輸出商品になっていたココヤシ¹⁴⁾、バナナ、ピーナッツに加えてタバコ、トウモロコシ、ショウガ、麻、トウガラシ、カヴァなど換金作物の栽培試験をさせている。彼は就任当初から農業の第一期 5 年計画を打ち出していた。その主な目的は農民の栽培技術教育（外国人の専門家を招いて指導）と産業の創出（非農業従事者を雇用）、輸出による外貨の獲得と土地の適切かつ効率的な運用にあった。しかし 1950 年代の施設整備に由来する資金不足は、その実現を困難にした。そのため政府は港湾建設資金としてイギリスから援助されていた

「植民地の発展と繁栄のための計画」(the Colonial Development and Welfare Scheme) 資金から 50 万ポンドを流用せざるを得なかった。

そうしたなかで、王は 1968 年エウア島にパレス(英語の Palace) という来島時の宿泊用施設を建設する。その建設と王の滞在時の世話のために、トンガタブ島 Ah 村民が移住し、新しい村としての Ah 村、後の Ta 村が開設された。

土地法では、1945 年の改正で借地面積が世襲地全体の 5 パーセントを越えない範囲で行われるよう制限された。さらに 1967 年、トンガ議会は「国際組織法」(International Organization Act) を成立させ、トンガ独自の貨幣発行を議決する。さらに 1968 年にはイギリスとの条約を改正し、1969 年の初代大使のイギリス派遣を経て、1970 年トンガは完全な独立国となった。

2-3-4 1970 年以降のトンガ：都市の人口増加と移民そして土地登記への移行

実質的なイギリスの支配を脱した 1970 年代、人口は首都を中心に増え続け、トンガタブ島では自給自足的な農業にとってさえ土地が不足し始める。それはノーペレと農民の間で行われてきた土地の分配に関する略式的な交渉にかえて、農民自身が配分された保有地を登記し、法的に確定する必要をもたらした。政府は未登記の土地について、その大部分をノーペレの土地だとは見なさないとし、さらに 1976 年に改定された「土地法」では登記された土地の貸借を認めた。これは登記者がその土地を他者に賃貸することを可能にしたものであり、それがこれまでになかった土地をめぐる市場を生み出すとともに、経営地を拡大する可能性をもたらしたのであった。しかし、首都とその近郊、少なくともトンガタブ島以外には、当時、この現象はまだみられなかった。

トンガタブ島にこうした現象がおこる直前の 1973 年、エウア島に飛行場ができた同じ年に、トンガ教会評議会(the Tongan Council of Churches) が組織される。この評議会は 1975 年の会合で主としてニュージーランドへの海外移住者に関する議論をおこなった [TONGA COUNCIL OF CHURCHES 1975]。1950 年代から盛んになりはじめたニュージーランドへの移住は、1953 年には 345 人を数え、その多くは教会や家族が教育のために送り出した子供であった。その背景には、ニュージーランド政府との間ですでに 1970 年に就労を目的にする一時滞在に同意していたことがあった。これにもとづく渡航は、非熟練労働者としてのものであったが、その後不法滞在が増加し、就労計画自体が問題となる¹⁵⁾。

1975 年のトンガ教会評議会の議論はこれを含めたもので、就労計画の改善がはかられる。例えば、トンガ・カトリック教会は 200 人の男性を集めてニュージーランドに送り出し、そこで就労させ、滞在期間内の管理・監督を行うというものであった(第 3 章)。

1980 年代に入ると、トンガ国内での会社設立が増加し、経済発展の転換期を迎える。その事業主となり政府の役人となったのが、海外で教育を受けて帰国した者たちであった。MIRAB 経済の「B」(Bureaucracy、官僚) の成立である。彼らによる行政と海外送金によっ

て第3期5カ年計画は維持され経済発展が持続する。教会側もこれを支援し、ウェズリアン教会は1969年にエウア島に農業学校を、1976年に高校を開校し、SDA(the Seven Day Adventist)も高校を開校する。1985年には政府系のエウア高校も開校した。しかし、地震やハリケーンはその大きな障害となる。

1977年マグニチュード7.2の地震が深夜1時、島を襲った。3分ほど続いた揺れで、幸いにも亡くなった人はいなかったが、エウア島では17の教会と41の個人の建物が全壊した。

(EUSTIS 1997:190、引用者訳)

それにハリケーンである。1982年のハリケーンは、現在の価格で3,000万パアンガ¹⁶⁾の損失をもたらした。こうした災害は海外からの送金への依存を高め、1980年代半ばの海外トンガ人人口は6万人を数えた。

国外への移住を生み出す最大の要因は、人口増加による土地不足であるが、移住者の中には土地の登記者すなわち割当地(アピ)保有者が含まれている¹⁷⁾。それは海外移住者の10パーセントを占める。彼らは移住にあたってその土地を親族に委ねるか、第三者に貸すか、放置するかのいずれかを選択する。その状況は、1976年に土地に抵当権を設定することが認められ、登記地については10年以内(宅地については99年以内)の賃貸契約が可能となり、一人の借主について5箇所(1978年にはこれが10箇所に拡大され、辺境では賃貸期間が20年に延長された)を借りることができるようになった。

商業的農業の発展を意図したこうした緩和策は、ノーペレと平民層の農業従事者との間に存在した本質的な土地問題の解決にはいたらず、1983年政府は土地制度を再検討する王室委員会を招集した。その報告は1985年に出されたが、問題は解決のないままに残されている。

そうした中で1980年代末になると、ノーペレ議員の土地をめぐる収賄行為が明らかになった。国会を構成する人民代表はこれを批判するが、現行の憲法ではノーペレと大臣の糾弾は不可能であり、このことが憲法改正を求める運動へと展開する。その結果、土地に関わる様々な問題や土地制度そのものの議論は大きく後退することになった。

2-3-5 村レベルの「土地を世話するチーフ」たち

現在、エウア島の各村には、ハウエイキ・タウフィ・フォヌア(*hou'eiki tauhi fonua*、「土地を世話するチーフたち」)が存在する¹⁸⁾。彼らのもとには、西欧人と接触以前の伝統的なチーフ(エイキ *'eiki*)がそうであったように、その従者としてのマタプレ(*matapule*)と呼ばれる相談役が置かれている。つまり、ハウエイキ・タウフィ・フォヌアとマタプレは、現代トンガの村レベルのかつてのエイキとマタプレの関係に相当する。

こうしたハウエイキ・タウフィ・フォヌアの存在は、チーフ制についての先行研究では特

に言及されてこなかった。それは、従来の研究がチーフ制を対象とするために、主にトフィア（王族地と貴族地をさす）で行われており、トフィアを領地とする王やノーペレがその分析対象となっていたからである。しかし、トフィアと政府地から成るエウア島の調査から、ハウエイキ・タウフィ・フォヌア、つまりノーペレの称号からもれたかつてのチーフの介在の仕方が明らかとなった。

2001年現在、エウア島の各村にはハウエイキ・タウフィ・フォヌアとその従者マタプレが存在する（表5）。各タイトルの保有者は1名であるが、1村あたりの該当者は複数の場合もある（Oh村やTa村の場合）。

このうち、1960年代以降にエウア島に開村した村（Ta村やニウア地区の村々）では、ハウエイキ・タウフィ・フォヌアとマタプレのタイトルと同名のタイトル保持者が開村（移住）前の村にも存在する。これは同時期に同名のタイトル保持者が、異なる場所に2名以上存在することを意味している。

すべてのタイトル¹⁹⁾（称号）保持者は、三王朝（トゥイ・トンガ、トゥイ・タカラウア、トゥイ・カノクポル）のいずれかと関連を持っており、授与された称号（タイトル）保持者個人が変わっても、タイトルとタイトル間の関係は変わらない[青柳1991:26]。

現在、ハウエイキ・タウフィ・フォヌアは、少なくともエウア島の「エウア」地区の村では、王族との血縁関係が認められる。（「ニウア」地区の場合は、移住以前の島に認められる。）これに対して、チーフの従者であるマタプレは、王族との直接的な血縁関係はないが、そのタイトル名は、トゥポウ1世時代以降に、歴代の王が与えたものである（「エウア」地区でも同様）。以下は、「エウア」地区の現在のハウエイキ・タウフィ・フォヌア、つまりかつてのチーフ、およびタイトルの由来についての記述である。

エウア島の北部は、エウア島のチーフ、マヌムア（Manumua）の土地であった。彼は、その領土の一部をトゥイ・トンガ王の敷地とした。島の南部は、エウア島のチーフ、ヴァカウタ（Vakauta）の土地であった。しかし後に、ヴァカウタの土地は、トゥイ・トンガ王がおくったトンガタブ島からの使者に掌握された。

トンガタブ島の（大）チーフ、ヌク（Nuku）の弟であったトゥアヌク（Havea Tuanuku）は、18世紀にエウア島にやって来てマタプレになった。マヌムア（上のマヌムアと同じ）は、このトゥアヌクに土地を与え、その土地はその後ハベア家（Havea）の子孫によって代々受け継がれている。

トゥイ・カノクポル王がエウア島にやってきて、ハウマ村あたりを散歩（*taka i Houma*、英語では *walking about in Houma* と記載）した。その後、このハウマ村の女性が王との間に子供をもうけ、その子の名前は、トゥポウ・タカタクイホウマ（Tupou Takatakaihouma）と名付けられ、

タカ (taka) と呼ばれた。マヌムア (上のマヌムアと同じ) は、タカにエウア島の北部の土地の一部を与えた。

ハホカ (Hafoka) は、トンガタブ島のチーフ、ベイハラ (Veehala) の親戚にあたる。ハホカは、かつてエウア島の南部にあるカラウ島 (Kalau Island) を持っていた。略 現在はオホヌア村に住んでいる。

(GIFFORD [1929(1985:178)], 筆者訳)

ここで登場するマヌムア、タカ (タカイホウマ)、ハフォカ、ヴァカウタは、いずれも表 5 の Oh、Ho、Pa 村のホウエイキ・タウフィ・フォヌアのタイトル名である。このことから、第一に、エウア島のホウエイキ・タウフィ・フォヌアのタイトルは、マヌムアやヴァカウタのように、もともとエウア島を治めていた有力者の名がそのままタイトルとなっている場合。第二に、王が新たにホウエイキ・タウフィ・フォヌアもしくはマタプレ名を創出した場合 (先述したハフォカのエピソード (pp.18)) があることが判明した。

ホウエイキ・タウフィ・フォヌアとそのタイトル名は、その称号保持者が亡くなると、その子弟が継ぐのが一般的であるが、例外もある。筆者の調査中に、ハフォカの称号保持者が亡くなった際、親族および村のホウエイキ・タウフィ・フォヌアとマタプレの合議で、そのタイトルを継ぐのにふさわしい人物がいないという理由から、ハフォカの称号保持者は一時的な不在状態になった。

村にはこの他に、トト・エイキと呼ばれる人々が存在する (表 6)。トトは「血」を意味し、トト・エイキは王族と血縁関係にある者をさす。彼らは、王族や貴族の来島時に、実質的な世話役を務める。村人が「村のエイキ」というときは、ホウエイキ・タウフィ・フォヌアとトト・エイキの双方が含まれる (表 7)。しかし、トト・エイキは村のチーフのように統制力は持たない。

土地制度および割当地制度との関わりにおいて、王の領地でありながら王の不在が日常的なエウア島のトフィアでは、土地の所有者である王に代って村人を統制し先導するのは、長老クラスのホウエイキ・タウフィ・フォヌアであった。彼らは王 (もしくは政府) と村人の中間にあり、実質的な土地に対する規制や統制を村人に対して行う。加えて村人は、王の村に住む者として、長い間その土地の登記を行う必要はないと考えてきた (第 3 章)。つまり、土地制度および王権の維持・運営には、各村のホウエイキ・タウフィ・フォヌアとマタプレの存在が不可欠であり、政府が設けた村長や地区長の権威はこれに劣るのである。

しかし、開村時期の比較的新しい村でのホウエイキ・タウフィ・フォヌアを取り巻く事情を参照すると、その状況は変化しつつある。それを 1960 年代にエウア島に開村した Ta 村を例に示す。

事例 トフィアにある Ta 村のハウエイキ・タウフィ・フォヌア、マタプレ、トト・エイキ

トフィアにある Ta 村は、1967 年に王がエウア島に行く際にトンガタブ島 Ah 村の中で王のお供を希望した者が移住して開村した新しい村である²⁰⁾。トンガタブ島の出身村と同じ Ah 村と呼んでいた村名は、2000 年に「Ta 村」となった。Ta 村にも他の村と同様にハウエイキ・タウフィ・フォヌアとマタプレが存在する。開村当時には存在していなかったこれらについて、Ta 村では、トト・エイキをハウエイキ・タウフィ・フォヌアに任命、出身村のマタプレ名を新たに任命、エウア島 Oh 村のマタプレを Ta 村のマタプレに採用するという 3 つの方法を取った。

トト・エイキをチーフに任命

Ta 村では、1980 年にトンガタブ島 Ah 村から移住した Ma という男性を、村のチーフ（表 8 の世帯番号 9 番）に任命した。Ma 氏がチーフに任命されたのには、母方の家系が王族の遠縁にあたるノーペレで、彼は Ta 村で唯一の王族と血縁関係（トト・エイキ）があったからである。トト・エイキの Ma 氏をチーフに据えることで、エウア島の「王の村」（トフィアの村）と村人の誇りを示した。なお、Ma 氏には彼よりも前にこの村に移住した兄（世帯番号 8 番）がいたが、異母兄弟のため兄は王族との血縁関係がない。

出身村のマタプレ名を新たに採用

開村当時、世帯の大半はトンガタブ島 Ah 村の出身者であった。Ta 村は移住当初から村に住みトンガタブ島 Ah 村の現村長の弟にあたる男性を 1999 年に Ta 村のマタプレに任命した。「ヌク」というタイトルは、トンガタブ島 Ah 村のタイトルと同名で、ヌクという名を保持するマタプレは、トンガタブ島 Ah 村と Ta 村に同時に 2 名存在する（もう一人の同名のタイトルの保有者はこの男性の実の兄である）。

エウア島 Oh 村のマタプレを Ta 村のマタプレに採用

現在、村を統制するのは、村長兼マタプレのタファクラ氏である。1967 年に開村した Ta 村はエウア島での歴史が浅いため、エウア島との関係、他の村との関係を保持するために、村にエウア島のハウエイキ・タウフィ・フォヌアもしくはマタプレが必要であった。タファクラ氏（表 8 の世帯番号 11 番）は 1960 年代に Oh 村から Ta 村に移入し、1992 年に Ta 村の村長になった。タファクラ氏の父は Oh 村のマタプレ「タファクラ」を名乗っていた。1993 年父の死後タファクラ氏がその名を受け継ぐとこれを機会に、Ta 村ではタファクラ氏を新たに Ta 村のマタプレとして任命した。現在、村で発言力を持ち村の中心となるのはマタプレのタファクラ氏をはじめとする Oh 村から移入してきた人々である。

開村時期が比較的新しい Ta 村では、これら 3 つの方法を採ることで、島の他村と同様の格付けを得ることに成功した。また、Ta 村や「ニウア」地区で確認されたタイトルの二重保持（同名のタイトルを同時期に異なる 2 人が持つ）は、村人にとって各タイトル名そのものが移住前の村人の故郷を連想させ、帰属意識の確認に繋がっている。ただし、表 9 で示すように、現在 Ta 村の村人の過半数は、他村・他島出身の移入者で占められ、村では使

用する土地の区画整備が行われれば土地の登記を行うと考える者が多数存在する。このことから、ハウエイキ・タウフィ・フォヌアやマタプレの村人への統率力は、一部の村では弱く、例外的にその形骸化が生じている。

2-4 小括

ベーカーによる一連の土地改革によってもたらされた割当地制度は、1875年の憲法制定当初、16歳以上の男子を有資格者とした。その対象地は王族地・貴族地・政府地のいずれかで、政府地内に土地を持つ場合は、それまでの土地の保持者に土地使用の許可を得る必要がなくなった。政府地に割当地を持つ個人は、チーフでも親族の長でもない政府によって土地を保有することが許された。その相続は、保有者の死後も配偶者である未亡人の終身的利益をみとめている（1882年「世襲法」）。しかしこの時点では、具体的な割当地の広さは示されておらず、ノーペレが平民に「貸借」という形で期限付きの割当てを行うものであった。それに具体的な広さが示されたのは、1927年と1955年の「土地法」である。

政府は1882年の「土地法」に基づく土地登記制を導入（1915年）し、国土資源省は測量と土地の証書（Deed of Grant）の発行を行った。ただし、この時点では広さの規定がなく、それまでの農地を測量し割当てたために土地の面積は一定ではない。割当地の保有者の義務として、割当て後1年以内に200本のココヤシの木を植えることと、そのココヤシの木を雑草のない状態で栽培することが義務づけられたが、これも1913年の改正法による。土地にかかる税金は、居住用割当地は無償で、政府地内にある課税用（農業用）割当地の保有者から年間の借料を徴収する。保有者は政府とノーペレに対して借料を払うことになっているが、その徴収法はトフィアではノーペレが、それ以外では政府が平民から徴収する。政府はトフィアでの徴収には関与しない。実際には、トフィアでの徴収は行われておらず、伝統的な土地の保持者への義務（ファトンギア）が存続している。借地料の未払い者への罰則は土地の立ち退きであるのに対して、トフィアでは曖昧になっている。

1850年以降の「土地法」の改定から、土地に対するチーフの権限を制限してきた。1850年の「土地法」では、王が政府の長で全ての法の源であると宣言し、チーフは土地を彼の土地に暮らす平民に与え、チーフによる土地の強制的な押収を禁じ、対外的にはチーフが勝手に外国人と手を結び、力を蓄えることのないように、外国人への土地売却が禁止された。1862年には、奴隷身分の解放を宣言することでチーフの伝統的特権は否定され、チーフは彼の民が必要であるならば土地を分け与えること、チーフと平民は政府に税金を支払うことを定める。1875年には、王族の財産と政府の財産を区別し、王族地、政府地、貴族地のそれぞれに個人の割当地（allotment）を組み込み、チーフに代わってノーペレ（貴族）階級を設けた。1882年にはトフィアの割当てを行い、1913年には土地の測量と土地委員会（Land Commission、後の国土資源省）を設置して土地に関する全ての管轄を行う。1922年には、女性への土地相続権を承認し、1976年には登記された土地の貸借と抵当権の設定を

認めた。

西欧人と接触する前の伝統的なトンガ社会は、トゥポウ 1 世による 1875 年の憲法では、王とノーペレ、トゥアに改変され、ノーペレになれなかったチーフたちはトゥアとなった（表 11）。

トンガの土地制度を議論する場合、これまでは主として政府地や王族地という土地区分が強調され、その背景をなす土地制度史に注目することが少なかった。しかし、土地制度は王権維持のために意図的に操作されたのであり、それは伝統的で在地的な権力の組替えをもたらした。権力構造の中でこのように理解される土地制度のもとで、人々は土地に対する本来的な価値観をさほど変更していない（表 12）。それには、村長・地区長といった近代的な自治管理者を設けたにもかかわらず、「土地を世話するチーフ」（ハウエイキ・タウフィ・フォヌア）という村レベルの伝統的な執行者の存在が大きく影響している。

ハウエイキ・タウフィ・フォヌアは村ごとに存在し、実態的な土地の保有と利用に深い関わりを持つ。それと同時に、王とノーペレの不在時の土地の管理者である。彼らは平民層を代表して、トゥポウ 1 世とその政府が地方自治のためのシステムとして設置した政府代表、地区長、村長との交渉にあたる。

第一に、近代政府の設立期、王と宣教師による憲法の成立と割当地制度をとりいれた新たな土地制度の制定、施行は、封建領主としての行政の確立と土地への権力の組替えであったことが見てきた。王は中央集権を確立するために、王と親族関係にあるチーフや支持者を中心に、彼らにノーペレとよばれる貴族称号を創設し与え、ノーペレ称号から漏れた従来のチーフの権力の縮小を狙った。

第二に、王と中央政府は、村単位に村長や地区長という自治管理者を置いた。土地制度の導入によって、平民は、伝統的なチーフと村単位で新設された行政担当人（村長・地区長）の 2 つの長をもつことになった。しかしながら、貴族地、王族地に加えて政府地にも焦点をあてた本研究から、エウア島では、日常的な村での階層の実態は、平民のなかでもノーペレ称号からもれた「土地を世話するチーフ」が存在し、村人は村長・地区長といった自治管理者よりも、「土地を世話するチーフ」という村レベルの伝統的な執行者の存在を重視している。

このことから、王権維持のために意図的に操作された土地制度は、伝統的で在地的な地方権力の組替えをももたらしたにもかかわらず、その維持・運営のためには、村レベルでのチーフが不可欠であることが明らかとなった。

トゥポウ 1 世とその政府は、法によってノーペレ階級を創設し、チーフ権限の封じ込めを意図した。にもかかわらず、王が自らの権威づけのために彼ら土地のチーフ、すなわちハウエイキ・タウフィ・フォヌアの統制力を必要としたため、現実には村レベルでのチーフが存在するのである。

現在でもトンガの平民層は、「何よりも畑があればいい。村に家がなくても畑に住めばい

い。村には水浴びと教会に行くために帰るだけだ」と語る。こうした「村(コロ)」と「畑(ウタ)」の評価は、トンガの人々の土地に対する価値観を端的に現している。しかし、そのウタが所有地であるか保有地であるかについては微妙な表現の違いがあり、その差は我々の言語ほど明確ではない(表 13、14)。つまり、トンガ語の *ma'u* には所有と保有のどちらも含まれる。従って、農民の土地に対する考え方を知るためには、それぞれの場面における言動を注意深く探ることが必要である。

第3章 新法の施行と平民の対応

本章では、第2章で歴史的にみてきた土地制度が、その施行によってエウア島の人々にどのような影響を与えたかを土地利用と貨幣経済の両側面から検討する。

なお、本論では、トンガの土地についての所有権は王にあると憲法に明記されているため、割当地についての用語は、「所有」とせず、「保有」およびその「保有者」で統一する。

3-1 土地利用への影響

3-1-1 農民の混乱：割当地をめぐる二極化

(1) 割当地の設置

一筆の土地つまり割当地 (allotment) は、トンガ語では「アピ *'api*」という。本来、アピは世帯を意味する言葉である。この「アピ」に相当する言葉として、新法の英訳では allotment (割当地) が用いられた。

このアピ、すなわち割当地に、町や村を意味する「コロ *kolo*」と税金を意味する「トゥクハウ *tukuhau*」を付けて、それぞれの土地はアピ・コロ (居住用割当地) とアピ・トゥクハウ (課税用割当地) に分類される。平民にとって、アピ・コロは村内の宅地、アピ・トゥクハウは農地を意味する。

1875年憲法で導入された当初の割当地制度は、トフィアの所有者である王、王族、ノーペレ (正確には王族とノーペレは保有者) から16歳以上の男子が割当地を期限付きで貸借されたに過ぎなかった。この時点では、トフィアの平民は21、50、99年という期限付きでノーペレからアピ・トゥクハウを借りるというもので、その相続権は認められていなかった。従って、その借料 (租税) の未納者に対しては、ノーペレが土地の返還を請求することができた [LATUKEFU 1975:48]。また政府地 (全ての居住地と満潮時に水際から浜辺に50フィートの土地) のアピ・コロ (居住用課税地) も21年という期限付きで、トンガ人や外国人 (外国人には5エーカー以下) に貸し出された。これが1880年の「土地法」で割当地の世襲権が認められ、1880年にはその範囲が規定された。

出生に基づくトンガ人男子は、国土資源省大臣に規定の形式において申請することにより、この法令の条項に基づき、8と4分の1エーカー (3.34ヘクタール) を越えない大きさの土地を課税用割当地 (アピ・トゥクハウ *api tukuhau*) として交付される権利を有する。また、村落地に居住用割当地 (アピ・コロ *api kolo*) として1ロード24パーチを超えない土地を交付される権利を有する [LATUKEFU 1975; 青柳 1991:46]。

「割当地制度」はこうして導入され、16歳以上男子の土地の保有が可能となり、個人の割当地は王族地、貴族地、政府地のそれぞれに組み込まれた (図5)。

1913 年にはエウア島を含むトンガ全土を対象にアピ・コロとアピ・トゥクハウの区画整理を行っている。その結果、平民の日常的に使用していた土地は、一筆の土地つまり割当地として囲われ、それまで曖昧にしていた隣接地との境界が明確にされた。具体的には、国土資源省の土地測量士が、各畑に出向き、その土地の使用者が代々使用してきた土地を測量して、その面積と境界を明確にした。このため割当地制度導入の初期には、1人で100エーカーの割当地1つ保有する者もいれば、30エーカーの割当地1つを保有するという割当地の保有者が次々と生まれていった。

表15は、1989年のトンガ全土の土地の使用状況である。国土の31パーセントを占める政府地のうち、山や海岸など人の住めない土地は国土の11パーセントを占め、9パーセントは教会や外国人などの借地にあてられている。国土の大部分(62パーセント)は、宅地や農地として割当地に区画され、それらはトフィアと政府地のいずれかに位置する。

(2) 平民にとっての割当地

ところで平民は、アピ・コロ、アピ・トゥクハウという言葉は日常的には使わない。平民に「あなたのアピ・トゥクハウはどこですか?」と聞くと、「アピ・トゥクハウじゃない、アピ・ウタだ」という。自らの耕作地をアピ・トゥクハウと呼ぶ平民は皆無である。彼らという「ウタ *uta*」は畑を意味し、「ウタに行く」もしくは「アピ・ウタで仕事する」と表現する。同様に人々はアピ・コロとは言わず「コロに帰る」、「アピに帰る」という。

一筆の土地を意味する「アピ」のこうした使用例は、新法にいう「allotment (割当地)」に対応しているのだろうか。それは法と平民がもつ土地の概念との間にある認識のズレを反映しているのではないだろうか。

さらに、境界と範囲を明確にする割当地を登記するかしないかは、その土地の使用者に任せられたため、「登記」自体がそれほど定着しなかったといえる。

さて、割当地の登記を終えると、無税であるアピ・コロはともかく、アピ・トゥクハウではそれが政府地の場合、一つの割当地につき毎年0.8パアンガ¹⁾の税金を支払わねばならない。トフィアである場合は、所有者である王族やノーペレ(貴族)への納税義務はない。但しそこでは王やノーペレの要求があれば、それに応じた額を現金もしくは品物あるいは労働奉仕として支払わなければならない。そこには従来の子ーフと平民の関係が維持されている。従って、新法による改革では土地税の徴収可能地が限定されていることになる。

こうした土地税をめぐる二重構造とエウア島平民による納税の事実上の拒否には、様々な理由が存在する。そのひとつはエウア島に政府地が開設される以前、人々は収穫物を子ーフに献上していた。そのため平民は、彼らの耕作地が課税対象であるという認識をもたなかった。それは課税地アピ・トゥクハウをアピ・ウタと呼ぶことに象徴されている。つまり彼らは、登記という法的手続きによる土地の「所有」概念に、いまもって馴染んでいないといえよう。それゆえに政府は、軽微な税額にもかかわらず、その徴収が困難だったと

思われる。

納税の事実上の拒否は、政府地に割当地をもつ平民にのみ原因があるわけではない。未納者については、治安裁判 (Magistrate Court) において国土資源省の役人が名前を読み上げ、出廷した未納者はその場で支払いをすることになっている。裁判では税金の 0.8 パアングに加えて 8 パアングを裁判料として支払うことになっている。しかし、調査期間中に開廷されたエウア島での全ての治安裁判 (3 ヶ月に一度) では、未納者の名簿を持参した国土資源省の役人が、その名前を読み上げることは全くなかった。いずれも判事の「国土資源省、訴えはありますか」という問いかけに、「いいえ、判事、ありません」と答えるにすぎない。治安裁判時の国土資源省の役人の来島は、年間 0.8 パアングの未納者の取り消しだけでなく、新規に登記申請が出されている土地の視察²⁾と、土地裁判の判決済みの土地が判決どおりであるか視察を行い大臣に報告するためである。これらは政府代理人と村長に問合せが行われる。

しかしながらこの割当地制度の導入は、税金の問題とは別の局面で、それまでの平民と土地との関係を大きく混乱させ、割当地を持つ者と持たない者の二極化を生み出したのである。

(3) 割当地を持つこと

1880 年の基本的な割当地制度の開始以降、1882 年の「Hereditary Lands Act」は、未亡人の割当地の終身利益を認め、1915 年の「Hereditary Estates Law」では土地登記制が導入された。国土資源省の大臣は税収確保のために課税地を登記させ、登記前に土地の割当地の所有者の了承を得ることを義務付けた[LATUKEFU 1975 ; 須藤 2000:87]。つまり、割当地の登記者には、その占有権が保障された。

1922 年の「土地法」では、男性の相続者がいない場合に限って、女性の土地相続が認められ、1927 年には割当地の借地が認められた。

その後、1976 年の「土地法」では、登記された土地の貸借と抵当権が認められ、アピ・トゥクハウについては 10 年以内 (アピ・コロについては 99 年以内) の賃貸契約が可能となり、一人の借主は 5 箇所割当地 (1978 年にはこれが 10 箇所に拡大され、辺境では賃貸期間が 20 年に延長された) を借りることができるようになった。

このような割当地に関する「土地法」の変遷と国土資源省の測量の結果、現在、割当地 (アピ・コロとアピ・トゥクハウ) は、相続³⁾によるか、新規に政府もしくは王族・貴族に申請して割当を受けるか、知人から借り受けるか、いずれかの方法で入手されている (表 16)。

そのうちの方法による場合は、まず政府地かトフィア (王族・貴族地) のいずれかを選択することになる。どちらにするかによって手続きは大きく異なる。割当地の決定は、登記申請者が自ら希望する土地を決め、その土地の保有者 (王、ノーベレ、国土資源省)

に問合せを行い、割当てが可能であれば登記申請の手続きを行う。 または の方法で割当地を入手すると、王と各省大臣による内閣が申請書の審議を行い、その過程で内閣が国土資源省に測量と地籍調査を要請する。申請者は、政府系の新聞紙に年 3 回記事広告を出して当該地についての苦情がないことを明確にする。1 回の記事の掲載には 30 パンガかかり、記事の掲載費用は申請者が負担することになるため、弁護士出身の T 大臣が就任した 2000 年までは、実際に新聞に広告を載せる人はほとんどいなかった。T 大臣の着任以降、大臣は土地申請者に対して新聞広告の掲載を怠った者には申請手続きを進めないことを徹底したため、新聞紙面には申請者の広告が頻繁に載るようになった。

内閣はすべての結果を再検討して許可を下す。こうして許可が下りたものに関して、国土資源省は当該地の地籍図と簿冊を作成する。

平民の多くは、すでに保有する割当地を父から長男へと継承してきた。それは、長男が国外や島外に移住して不在であっても変わらない。継承すべき男子がいない場合には、二次的な選択として娘の子供の男子が対象となる。それでも該当者がいない場合、土地はトフィアであれば貴族に、政府地であれば政府に戻される。

割当地の登記⁴⁾の事実は、「貸与地証書」(Deed of Grant)である地籍図に示される。これには、過去および現在の所有者、土地の地番と地目、境界、面積が書き込まれる。抵当や譲渡に関する記録は地籍図の裏面に記載され、それぞれ対象となる人名と日付、抵当にした場合には銀行名と抵当金額が記載される。同様に再抵当の詳細や返済完了の有無があれば追記される。

相続による割当地の入手は一見、合理的であるが、このシステムが割当地を持つ者と持たない者を生み出す 1 つの要因となっている。つまり、相続の対象とならなかった次男以下の男子および他島への移住者の問題である。これを詳しく検討するために、まずエウア島における割当地の保有状況を明らかにしておく(表 17 は、エウア島の土地構成を大まかに示した)。表 18 は、2001 年現在の「エウア」地区(H・Ta・Oh・Pa・Tu・Ha の 6 村)と「ニウア」地区(9 村)の人口を示したものである。これによると、土地保有が可能な 16 歳以上の男子人口は合計 1,494 人で、総人口の 32.6 パーセントにあたる。一方、政府地であるとトフィアであるとを問わず、農地(アピ・トゥクハウ)を保有する世帯は 485 世帯(全世帯数の 56.2 パーセント)であるのに対して、保有しない世帯は 378 (43.8 パーセント)を数える(表 19)。エウア島では約 4 割の世帯が農地を持っていない。これを「エウア」地区と「ニウア」地区で比較すると、農地の保有状況は両者の間でほとんど差がない。このうち貴族地にあるのは「エウア」の 2 村(H 村と Ta 村)で、これを除いた政府地の 4 村を「ニウア」の 9 村(全て政府地)と比較すると、割当地を保有する世帯の割合は前者がやや高い。

これらを前提に、各村の世帯ごとの登記の状況を見てみると(表 20)、アピ・トゥクハウでは 789 世帯が登記していて、先の農地保有世帯 485 を大きく上回る。このことはセンサ

ス⁵⁾においてアピ・トゥクハウを保有するとした世帯が、実は宅地であるアピ・コロの保有世帯に近似するのである。この解釈が正しいとすれば、アピ・トゥクハウを登記した世帯(789)との差304世帯は、エウア島に土地を保有しているが、島には居住していない世帯となる。但し、アピ・コロについての国土資源省への登記は、政府地内に限られ、王族地のTa村では、農地についても宅地についても登記は行われていない。国土資源省の担当者は、「トフィア(王族地と貴族地)に関しては、住人の申請がない限り登記の強制も測量も地籍図の作成もできない」という。トフィアの土地の登記は、一部しか行われていない。

そこで次に、登記の有無に関わらず、これらの土地利用の実情を明らかにする。まず、アピ・コロについて、政府地にある0h村を対象にこの村への居住開始時期をみると、1880年代には15世帯の居住が確認できる。その後、この村への移住者は年ごとに減少するが、1960年には60年前の水準にまで回復する。この表21の1980年の値と、2001年現在の174世帯(表20)との差は、そのうちの118世帯(表23)が1880年代の15世帯と、1900年代に住み始めた12世帯の子孫であることによる。表22はその概要と、草分け的な家系のタイトルを表示したものである。これらは相互間の世代を超えた婚姻のため、ほぼすべてが親戚関係にある。図6で示すように、この村の半数以上がA家と親族関係にある。こうした0h村の宅地と農地の年次別登記件数を表したのが表23と図7である。

さらに、0h村のアピ・トゥクハウとアピ・コロの両割当地の登記数には、1913年以降3つのピークが認められる(図8)。その1つめは1913年から1920年代までで、この時期にはアピ・トゥクハウの登記が行われている。2つめは再び両割当地の登記が盛んに行われた1940年代であり、3つめは1976年の新しい土地法制定を含む1960年代から1990年代末までである。

この村では1971年~72年にかけて測量調査と区画整備が行われた。国土資源省の役人P氏は、「当時、村の家はまばらだった。この年に10件の教会借地を含めて、106件の宅地の再分割を行った」という。第3のピークは、少なくとも初期の割当地の再分割とそれにもとづく割当地の増加、その登記によるものと思われる。この時期は1960年代以降における新たな移住者と旧家の子孫の増加期に重なっていることも、登記件数の増加につながっている。

1960年代以降の人口増加はエウア島だけでなく、トンガ全体においても認められた(図9)。この人口増加が、割当地の区画整備と再分割の必要性をもたらした。その大きな特徴は、この時期にかなりの農地が宅地に分割されたことである。国土資源省の年次報告書によると、アピ・トゥクハウの筆数が1976年には2,000件減少している。このことは土地の再分割が、この時期に王国全体で行われたことを明らかにしている。

(4) 移住者と割当地の入手

割当地の入手には3つの方法があり、現在はそのいずれにおいても移住者による入手は

困難なことが多い。また、相続とともに割当地を持たない者も生み出されてきた。しかし、彼らにも全く方法が閉ざされているわけではない。

事例 1. 政府地への宅地申請をした R 夫婦（首都の例）

エウア島出身の R 氏は F 家の次男で、現在首都の事務所で働いている。両親と共にトンガタブ島へ移住したのは彼が 10 歳の頃で、首都近郊に住んでいた親戚を頼ってのことであった。移住後はかなりの期間、親戚の敷地内で暮らしており、母が看護婦で現金収入があり、兄弟姉妹もニュージーランドから送金してくれたために、すぐには土地を入手する必要がなかったという。

その後両親が亡くなると、エウア島にある父の宅地と農地は兄が相続する。このとき彼が相続したのは父方の親族の畑の一部だけであった。R 氏がトンガタブ島での宅地割当を国土資源省に申請したのは、結婚がきっかけであった。妻 M の実家 T 家はハアパイ諸島の出身で、1971 年に祖父母の親戚にあたる貴族の口利きによって、すぐにトンガタブ島のトフィア（貴族地）にある H 村に宅地と畑を手に入れ、1988 年に登記を済ませていた。

R 氏夫妻が申請した割当地は、政府地の開墾間もない更地であった。申請から 6 ヶ月後、R 氏夫妻の申請は受理が確定し、割当までに 1 年間待つよう指示を受ける。これは当該地の既存の所有者や抵当の有無などを確認するためである。この 1 年間に対象地に関して問題が生じなかった場合、測量が行われ地籍図が作成され、これに国土資源省大臣が署名をすることで登記が完了する。R 氏が申請した新しい造成地においても、この一連の手続きがとられたのである。こうして R 氏夫妻はトンガタブ島に宅地は確保したが、畑を持たないために主食であるイモ類をはじめすべての食料を購入しなければならなかった。

事例 2. 知人から宅地を無償で譲り受けた T 氏（首都の例）

1932 年生まれの子 T 氏はハアパイ諸島の出身で、首都に住む兄を頼って移住した。高校を卒業後、1950 年から会計監査官として定年まで勤め上げた。彼は当初、首都には土地を持っていなかった。最初に土地（宅地）を入手したのは結婚後しばらくたってからである。T 氏は 23 エーカーの土地を持つ血縁関係にない友人 N 氏の好意で、4 エーカーの土地を手に入れる。そのため T 氏夫妻は、毎年、誰よりも先に N 氏宅に年始の挨拶に出かけ、畑の収穫物を届ける。自由ウェズリアン教会での女性の月とされる 9 月には、T 氏の妻は N 氏夫人に祝いの布地を届けている。これらの行為は、N 氏が友人である以上に土地のオーナーだからであるという。その後、定年を迎えると、T 氏は知り合いの貴族から敷地内に畑地を譲り受け、間もなく彼はその畑を自分の名義で登記する。こうして入手した宅地と畑を彼は長男に相続させた。

このような移住者による割当地の入手は、首都に限らずトンガでは一般的である。

(5) トフィアの区画整備

サローテ女王は、貴族や王族に対して平民層に土地を分け与えることを推進していた [WOOD-ELLEM 1999:259]。こうして 1880 年の「土地法」にもとづいて、政府地と同様に、貴族地と王族地からなるトフィア内の割当地も課税対象となった。それは、トフィアの区

画整備をすることによって、土地が測量され、証書が作成され、登記されることで、政府はそれを課税対象とする。このため税収をあげることにつながるとされた。しかしその背景には、王と対立する貴族や女性の王位継承を好ましく思わない王族の力を弱めることにあった。サローテ女王は、その王位就任当時から厳しい圧力をかけていた貴族や王族に対抗するためにも、トフィアの平民に割当地保持者としての権利を付与することで、その支持を得ようとしたのである。

こうして、政府（国土資源省）はトフィアの区画整備を行い、1960年代には1913年に続いて再びエウア島のトフィアでも区画整備を行った。しかし、エウア島での状況は異なっていた。それはトフィアの大半が王家直属の王族地であったため、サローテ女王の意図した貴族や他の王族の力を弱めるには至らなかった。それでもエウア島のトフィアは、島で最も高い丘 *フンガ・フォヌア funga fonua* から西側を対象に、当時の村人の利用があった土地から境界線が規定された。結果的に、エウア島での区画整備は新たに農地を求めて来島する、島外や国外のトンガ人の登記を可能にした。

当初、割当地の保有者は、割当地の場所が政府地内であれば政府に、トフィア内であればその土地の所有者（王、王族、ノーペレ）に対して、借料 2 シリングを支払うことが決められた。しかし実際には、政府地の課税用割当地が政府の税金の徴収対象となるのに対して、トフィアに住む平民たちは王、王族、ノーペレへの労働や貢物といった非金銭的な義務（ファトンギア）を負うので、借料の現金徴収はほとんど行われなかった。

今日、エウア島のトフィアは王の不在が日常的である。このためトフィアにある村（Ho村とTa村）の住人は、時おりやってくる王、王族、ノーペレへのファトンギアだけを負い、土地登記の必要性を感じていない。トフィアの村人は、「この土地が王の土地トフィアであるから、登記しなくても我々の土地は王によって守られている」という。また「私たちはトフィアに住んでいる。王の村に住むのだから登記する必要はない」という。王や王族の来島が非日常的なエウア島では、島民が王へのファトンギアを行う機会は限られており、王、王族、ノーペレの不在が日常的であっても、王との関係の維持は王国の全ての村に存在するチーフによって担われている。各村のチーフは王族の訪問の際に、村人が王や王族に対して行うべき行動や態度の再確認と自らその行為を先導する役目を務める。

1960年代のエウア島では貸与地証書(Deed of Grant)なしに土地の登記は行えなかった。トフィアにも適用された割当地が政府地の場合と異なる点は、登記手続きの際に土地の所有者である王の許可を必要とすることである。王の許可を受ける際の窓口は、王の秘書を務めるノーペレが行う。エウア島の政府地の村では、世帯数（軒数）に相当する割当地が登記されているのに対して、トフィア（王族地）の村（Ho村とTa村）では、Ho村の周辺にアピ・トゥクハウを保有する114人が国土資源省に登記している。これはHo村の世帯数の倍近くのアピが登記されていることを意味している。Ho村の農地の半数以上は、トンガタブ島や海外の居住者でHo村に居住していない。アピ・コロについては、Ho村で52世帯中

6 世帯が貸与地証書を持つにすぎない。Ho 村ではこの村の出身者が居住者の大半を占め、王と親戚関係にあるチーフが統制を執る。Ho 村の 6 世帯の登記は、これら王族とつながりのあるチーフとその親族であった。

一方、Ta村の場合、両割当地（アピ・コロモアピ・トゥクハウ）ともに国土資源省の登記簿では確認されなかった。こうしたHo村とTa村の登記の違いは、Ta村の開村がトフィアの区画整備の後であったことで、現時点でTa村の村人が使用する宅地と耕地の政府による測量が行われていないことに関係する。村人が、「登記の必要のないTa村なので、村長の了解済みでこの土地を前から手に入れていた」⁶⁾と語るように、Ta村では開村当初から村人との口約束のみで土地の使用や居住が行われてきた。Ta村には土地を求めて島の他の村や首都から村へ移り住んでくる者が後を絶たなかったという。しかし村内に空地が乏しくなった現在、村長は居住希望者に「もう土地はない」といい、村への移入を受け入れていない。現在、村人の中で開村時からのAh村出身者は少数となった。王の村に住むのだから登記する必要はないという村人の語りは、現在のTa村の人々にとって、その意味を変えるものとなっている。Ta村の調査時には 32 世帯中 23 世帯が在村しており、9 世帯の住人は首都や海外に住んで空き家である。現在の村人のTa村への居住開始時期は、1960 年代（開村当初）が 6 世帯（うち 4 世帯はトンガタブ島Ah村の人々）、1970 年代が 3 世帯、1980 年代が 5 世帯（うち 1 世帯は分家）、1990 年代は 6 世帯（うち 1 世帯は分家）であった。個人の出身地では、現在の村人 51 人中 16 人がトンガタブ島Ah村の出身者で、Ta村以外のエウア島出身者が 16 人、エウア島以外の出身者は 18 人であった。今後、区画整備もしくは土地調査が行われれば村人による土地登記が進むと考えられる。それは王族によるパン工場の誘致と王妃のカボチャ栽培をめぐる事例によって証明される（第 5 章）。

3-1-2 1988 年「土地法」による農地の枠組みと平民の対応

政府が課税の対象とする政府地のアピ・トゥクハウを、平民はアピ・ウタとして認識していることは先に述べた。ここではその農地利用の実態を、Oh 村を例に検討する。

図 10 によると、アピ・トゥクハウを保有者自身が使用している割合は全体の約 3 分の 1 で、他者への貸し付け地と休閑地や未開墾といった未使用の土地がそれぞれ 3 分の 1 ずつを占めている。これを「エウア」地区と「ニウア」地区についてみると、両者の間には差がない。これはエウア島全体の傾向と一致する（図 11、12）。このことはエウア島本来の居住者と、ニウアトプタブ島とニウアフォオウ島からの移住者との間で、平民のアピ・トゥクハウに関する認識が共有されていることを意味する。これをさらに「割当地を持つ者」すなわち登記済みの土地の保有者と、そうではない「割当地を持たない者」の土地使用状況から分析すると、アピ・トゥクハウが平民の認識と異なることが明らかになる。

エウア島の平民のなかにあって登記を終えた割当地を持つ成人男性は、その他に自分の親族や配偶者の親族の土地に耕作地を持つだけでなく、しばしば政府の区画整備が行われ

ていない場所を開墾して耕作する。さらに彼らは、自分の属する教会が政府から借り受けた土地を信者として共同で開墾・作物栽培を行うほか、教会保有地の一部を友人知人でつくるグループで借地して作物栽培を行っている。このようにエウア島の平民は、性格の異なる複数の土地を個人が運用するのである（表 24）。

これに対して、割当地をもたない次男や三男をはじめ、エウア島への移住者は、区画整備がなされていない土地を開墾するか、親族の土地の一部を借り受けるか、または教会の保有地を利用する。こうした教会保有地などでの共同耕作は、共同で作業を行うという意味でカウタハ・ンゴウエ (*kautaha ngoue*) とよばれる。こういった状況を、Oh 村の L 家の場合と、新しく開墾した土地の例、グループで借地をしている例にもとづいて個別・具体的に説明する。教会保有地を使用する例はあらためて第 4 章でとりあげる。

Oh 村の L 家の場合（表 25）

L 家の家長 H 氏はヴァヴァウ諸島出身で（この島に登記済みの割当地をもつ）エウア島へ 1960 年代に移住した。彼は兄と共に港近くで小商店を経営する。やがて彼はエウア島の娘 L と結婚し、エウア島での定住を決意する。H 氏の妻 L には兄弟姉妹がなく、彼女の父親の割当地は夫妻の長男 M（H 氏の実子ではない）が相続した。この土地にマカイという名がつけられた。その後 H 氏は他界するが、L 家にはこの他に彼が生前に開墾した土地があり、これをリクと名づけ、その後も開墾を続けたこともあって、L 家の人々は、それを「家族みんなのウタ」とよぶ。つまり現在の L 家は、リクとマカイの 2 つの耕作地をもつのである。そのほかに彼らは教会の保有地に共同の耕作地をもち、知人・友人や親族との共同耕作地もあわせて持っている。これら複数の農地での作業は、長男と次男がニュージーランドに移住して以降、三男と四男および長女と次女の夫が行っている。長女の婿 T はハアパイ諸島の出身で、次女の婿 M はトンガタブ島の出身である。L 家には同居人 N がいる。

L 家のこれらの農地には食用作物の他、樹皮布の材料であるヒアポ (*hiapo*, カジノキ) が栽培され、わずかな現金をもたらしている。また開墾地（リク、家族みんなのウタ）ではヤムイモを栽培する。その一部は教会関係者に寄付された。

新しく開墾をした土地の例

農業省による農地の巡検に同行した際、E 村で崖下の小規模な土地が耕作されているのが見出された。この土地は割当対象外にあり、国土資源省は未開墾地に指定している。その耕作は人口増加による割当農地の不足を示すものであり、実際、平民は耕作の可能性のある土地であれば、競い合って農地に利用している。

グループで借地する例

自ら「ハイランダー」と名のるグループは、P 村の男性を中心に H、E、Pe 村の男性 12 人で構成され、2001 年から政府保有地を借地して共同耕作を行っている。彼らは同一宗派には属しておらず、グループの

紐帯は土地の共同運営にあるという。それはオーストラリア政府が行う援助プログラムへの申請で明らかである。申請の内容は、P村に隣接する8エーカーの土地に、12人がヤムイモとカヴァを栽培するにあたって、ブタよけフェンスの設置のために、4,739パアンガ(トンガ・ドル)の補助を求めるものであった。申請書によるとヤムイモとカヴァの栽培目的は、これらの作物がトンガ人にとって持続性をもったものであり、食料の増産を意図したものとなっている。トンガの土地制度史において、宗教は大きな意味と役割をもってきたが「ハイランダー」の試みはそれを脱しようと意図するものなのか、単なる平民の共同作業慣行の現れであるのかは興味深い点であるが、これに関しては第4章で検討する。

こうしたエウア島エウア地区の村の位置と村人のアピ・トゥクハウを含む、実際の畑の分布をまとめた(図13)。この図から、第一に、Oh村の村人の農地の大半はトフィア内にあり、区画整備が行われていない島の東側に分布している。この場所は、既に割当地を持つ者が、2箇所目の農地として利用したためである。

現在の村人の畑とは村から離れた所にある。伝統的に人々は畑の側に家を建てて暮らしていたが、18世紀、王朝内での激しい権力争いが続く内乱の時代、人々は戦いに備えて塞を築き集住が始まった。この集住が現在の村の原型であるといわれている[CAMPBELL 2001:114]。こうして住居と畑が同一の場所にあった分散居住から集住へと移行し、内乱が収まった後も教会や学校が集住地に設けられたため、そのまま維持された。集住は村から離れた畑へ通うことを必要とし、その交通手段として徒歩もしくは馬が用いられた。

3-2 貨幣経済の影響

3-2-1 移住者と土地の空洞化

トンガからのニュージーランド、オーストラリア、アメリカ(ハワイ州と本土)への移住は、1970年代に増加する(表26)。その背景には1950年代からの急激な人口増加に加えて、1970年から実施されたニュージーランド政府の移民受け入れプログラムがあった。このプログラムのもとで発給されたビザは毎年2,000人に達する。申請の条件は、不法滞在の前例がないことと、ニュージーランド移民局が公式に認めた滞在許可(労働許可証、永住権など)を持つ受け入れ者が存在することである。これらに問題がなければ、3ヶ月間の渡航許可(滞在許可)が与えられる。

多くの渡航はいわゆるチェーン・マイグレーションで、その費用も大半が移住家族からの送金によっている。こうした移住の増加は、ほとんどすべての世帯に1人は海外移住者が存在するという状況をもたらしている(表27)。その結果、エウア島のOh村では放置された割当地が増加し、その分布も村域のすべてに及んでいる(図14)。

これらの土地は親族(カインガ *kainga*)を中心とする共同作業として管理(草刈など)されるのが一般的である。それは、農業省による宅地と畑の巡回や、保健省による宅地の清掃を確認する巡回があるためである。これらの巡回では、指定された村の住民が相互に

村を訪問し、男は畑を、女は各家庭を訪問し、掃き掃除がされているか、ごみが処理されているか、ブタの柵がつくられているかなどを検査する。不備がある者に対しては、村長や農業省の役人が警告をする。その後に保健省の役人が巡回し、4ヶ月に1度の裁判開廷までに改善されていれば警告は取り消される。この警告には第1から第3警告まであり、3段階をすぎても土地の清掃を怠った者は、罰金30パアングを払うことになる。そのため、割当地の所持者が不在の土地では、その家族や親戚が代わりに手入れをすることになっている。しかし、現実にはそれは怠りがちになり、第3警告をすぎたものが1回の裁判で15件、ときには43件を数えることがある。このことは未使用地の増加、つまり土地の空洞化を招く一方で、それらは有償もしくは無償での土地貸借の対象ともなっている。そこには従来見られなかった、海外移住者の資金力による土地の事実上の保有が生み出されているのである。

トンガ人判事のPi氏は、外国に住むトンガ人がトンガタブ島に住むノーペレ（貴族）Ve氏に大金を投じ、エウア島にある同氏の土地の一部をアピ・トゥクハウとして使用している（小作させている）例のあることを明らかにした。それはトンガにおける土地制度そのものの危機を意味する現象ともいえよう。

3-2-2 割当地の担保

エウア島で割当地を抵当に入れ、銀行から資金を調達することは、1970年代末から行われ始める（国土資源省に記録されている最初の抵当は1977年11月15日）。その主要な目的は家屋の建築と増築、自動車の購入、換金作物（カボチャ、カヴァ、バナラなど）栽培費用の借入れ、漁業用ボートの購入である（表28）。設定された抵当権は、エウア島の場合、1994年から現在までに220件を数える。こうした現実には、人々の土地に対する考え方を大きく変えた。しかし、この抵当権を設定できるのは、保有者が当該の農地を登記している場合に限られる。すでに述べたように、トフィア（王族地と貴族地）の平民は、ほとんどこれを行っていない。従って彼らは、この新しい資金調達に関われないことになる。

資金の調達相手は銀行で、そこでの手続きは例えばトンガ開発銀行（Tonga Development Bank）の場合、以下のように行われる。

1. 抵当を希望する者は、地籍書を銀行に提出する。
2. 銀行は当該の土地あるいは家屋が、他者の抵当になっていないかどうかを確認し、
3. 銀行が申請書を作成して国土資源省に提出する。
4. これをうけて政府（国土資源省）が審査し許可が下りれば銀行が土地（宅地もしくは農地）を抵当に現金を貸し出す。抵当物件は返済完了まで銀行が管理する。

土地または家屋を抵当に資金を借り入れた者（A）が、期限を過ぎても未返済の場合、銀行（B）は抵当物件について新聞広告を出し、当該の土地または家屋を第三者（C）に銀行

が定めた価格で借地させる。この場合にも銀行は国土資源省への手続きが必要とされる。この場合の第三者(C)は、投資家や借主の親族であることが多い。また抵当物件が家屋で借入金が返済できない場合、居住者は立ち退かなければならない。そのため家屋を抵当にするのは、通常、無住のものである。いずれも最長担保期間は、現行の「土地法」により30年に規定されている。借入金の利子は月額10%から16%である。

土地の抵当権設定が増加傾向にあるのは、銀行へ担保に入れるための貸与地証書の発行、つまり土地登記が進んだことを意味している。

3-2-3 換金作物栽培の拡大

土地を抵当に資金を調達する目的の1つは、換金作物の導入にあった。以下では、エウア島の換金作物とその栽培目的を検討する。

かつて(1890年)トンガは、コブラ、キノコ類、トウガラシ(乾燥したものと非乾燥のもの)、ヤムイモ、ジャガイモ、バナナ、羊毛、コーヒー豆、鯨油などを輸出していた。これが1860年代のココナッツ・オイル・ブーム以降1897年になると、コブラ(80%)が主要な輸出品に変わる[Great Britain 1892; 1898]。20世紀に入り金属製の鋤(すき)や山刀(やまがたな)が普及すると食糧生産は自給量を上回るようになった。1922年に太平洋各地に広がったココヤシの害虫(カブトムシ: Rhinoceros Beetle)被害はトンガにも及び、ハリケーンの被害もあってコブラ生産は大きな被害を受ける。これによって政府は、ココヤシよりも成長の早い果樹への転換を模索した。それがバナナの輸出であった。政府は1926年に「コブラ法」(Copra Act)を制定し、コブラ委員会(Copra Board)とバナナ委員会(Banana Board)などの輸出委員会を設置した。第一次世界大戦中停止されていたニュージーランド向けのバナナの輸出は、1931年に少量ながら再開され、その一方でコブラの輸出は第一次世界大戦前に輸出量も最盛期を迎えたものの第二次世界大戦が始まると再び価格は乱高下を続けた。

戦後、農業生産の向上に関して現国王のトゥポウ4世は農業試験場を開設し、すでに輸出商品になっていたココヤシ、バナナ、ピーナッツに加えてタバコ、トウモロコシ、ショウガ、麻、トウガラシ、カヴァなど換金作物の栽培試験を行っている。

このようなトンガ農業の変転のなかで、エウア島もその影響を受けてきた。エウア島の基幹作物は主食であるヤムイモとタロイモをはじめとするイモ類と嗜好品のカヴァである(表29)。これらは労働集約的な栽培を必要とせず、トンガ人の生活に密着しているため需要が安定し、しかもかなりの現金収入をもたらす。

ヤムイモとタロイモは、トンガ人の主食であると共に、国内をはじめ海外のトンガ人コミュニティに向けて大量に輸出される。一般の農家はヤムイモであれば、少なくとも数種類の品種(*lose*, *kahokaho*, *kaumelie*, *kivi*, *paholo*, *tuaaua*, *hawaii*, *ufilei*, *nguvai kula*)を識別しており、農家はそのうちの複数種を自らの嗜好や市場でよく売れるものを

選択して栽培している。近年では、エウア島のタロイモの海外市場に新たにアメリカン・サモアが注目されている。労働通商産業観光大臣（Minister of Labor, Commerce, industries and Tourism）の要請にもとづいて企画されたタロイモの輸出には、エウア島選出の国会議員の主催で農家 13 人が参加して行われた。その船積み価格は 1 キロあたり 0.8 から 1 パアングで買い取られた。

カヴァの買取り価格は、1 キロ当たりおよそ 40 パアングで、カヴァの輸出による現金獲得には様々な方法がとられている。ある男性は、4 エーカー分のカヴァをアメリカに輸出し売却して、諸費用を除く 18,000 パアングを入手した。彼はこの収入で車を購入し、家の建て換えを計画している。また、結婚前に新居の建設を予定する男性は、建築資材の購入費にあてるために 40 キロのカヴァをニュージーランドのトンガ人コミュニティで売却するために、隣村の民家で 23 キロのカヴァを、その翌日も 18 キロを近所で機械製粉した。製粉先を変えるのは、粉末の加工手数料が異なると共に、一カ所で大量のカヴァを製粉するとその噂がすぐ広まり、カヴァや現金を借りにくる親族や友人が後をたたないためである。

また、冠婚葬祭といった行事や儀礼には欠かせない樹皮布の材料であるカジノキは、カヴァと同様、自家消費に加えて安定した国内需要があるため高い現金収入をもたらす。単位面積当たりの換金率はタロイモを上回る。出来上がった樹皮布は、国内はもちろん海外のトンガ人コミュニティへ輸出され消費される。

これらのヤムイモ、タロイモ、カヴァ、カジノキは、国内および海外に在住するトンガ人向けの換金作物であり、その主たる部分は国内消費が占める（表 30）。

これに対して、カボチャとバナラは主として外国向けの輸出農産物であり、国内および海外に移住したトンガ人コミュニティには市場をもたない。その買付けは輸出業者が生産者から直接買い取るため現金取引が中心であり、カボチャについては輸出先が日本に限定されている⁷⁾。カボチャの栽培方法は、1 月に畑地を耕起し、3 月にトラクターで碎土（毎月 1 回計 3 回）、7 月に耕運機を入れて施肥と播種が行われる。8 月に双葉が出るとその 4 週間後（9 月中旬）に農薬を散布し、10 月上旬に収穫する（表 31）。バナラが他の作物との混植が可能⁸⁾であるのに比べると、カボチャは広範囲の耕起を必要とし、他の作物との混栽が困難なため、農家に大規模な土地利用の変更を強いる⁹⁾。つまり、現在トンガの主要輸作物となったカボチャ栽培のエウア島への導入は、従来の農家の土地利用に大きな影響をもたらしたといえる。

個々の農家、とりわけ移住者の村であるニウア地区の村では、換金作物の作付面積は必ずしも多くない。その 1 つ Ei 村 34 世帯のうち、一筆調査を行った 19 世帯では、バナラ栽培農家は 1 世帯でその面積も 1 エーカーと少ない。この村の換金作物栽培はカヴァに大きく傾斜する（1 世帯当たり平均 3.6 エーカーに作付け。表 33）。しかし、作付面積に関する限り主作物は 3 種類のタロイモで、それは 1 世帯当たり 5 エーカーに達している。それらの作付け耕地には、政府地や開墾地との間にも、割当地を持つ者とそうでない者との間

にも違いは認められなかった。Pe 村 47 世帯のうち 31 世帯のサンプリングにおいてもこうした作付け状況に変化はみられない。Pe 村ではこれよりも、後述するカボチャ栽培に大きな特徴がある。表 33 と 34 は、平民による栽培作物の選択と組み合わせの一端を明らかにする。Ei 村の場合は従来の換金作物であるカヴァと、主要食料であり換金の機会をもつ 3 種類のタロイモが選択され、これにヤムイモとカジノキが加わっている。ここではカボチャなど新しい作物の選択がほとんどなされていない。Ei 村の農業は、作物の組み合わせに従来の構成を色濃く残したものとなっている。これに対して、同じくニウア地区の Pe 村とエウア地区の Oh 村では、カボチャ栽培に特化した 2 世帯(表 34 の番号 3 と 4)を除くと、Ei 村にみた従来型の作物にバニラとスイカそれにカボチャが組み合わせられはじめている(表 34、35)。この選択と組み合わせは耕地の利用と投下労働量を反映したもので、バニラとカヴァは同一の耕地での混植が可能であることによる。一方、連作が可能とはいえカボチャとスイカは、従来型の作物に比べて多くの労働力を投下しなければならない。樹木作物や根菜と異なり、耕起・播種・農薬散布(とくにカボチャの場合)・施肥が必要だからである。Pe 村と Oh 村は Ei 村に比べて、市場に直接結びついた新しい農業を選び取りつつあるように思われる。

3-2-3-1 カボチャを取り巻く平民の諸相

1989 年にトンガタブ島で始まった日本向けの輸出を目的とするカボチャ栽培は、現在、首都に 11 を越える輸出業者が存在するまでに成長した。エウア島でのカボチャの栽培は、1993 年に開始された。開始当時には首都の輸出業者(T業者とH業者)の支部が結成された¹⁰⁾。

カボチャの作付面積は、2001 年の時点でエウア島全域で 151 エーカーで、ほとんどはノーペレ W 氏の 1,000 エーカーの土地に集中する(表 32)。この土地は内乱を鎮圧した功績としてサローテ女王の時代に彼の父に与えられたもので、1921 年の「土地法」のもとでノーペレ W 氏の保有が確認されていた。それが正方形をなすのは、1960 年代に国土資源省の大臣が境界確定にあたって地図上でこの形にしたためであるという。現在この 1,000 エーカーの土地では、ノーペレ W 氏の親族や友人にあたる有力者がカボチャを主とする換金作物の栽培を行っている。彼らはプランテーションの経営者に似て、播種と収穫期にエウア島を訪れ、日雇い契約で集めた地元の農家を指揮するに過ぎない。これは極めて例外的で、一般の農家は分散する小規模な農地でカボチャの栽培を行っている。

次の事例は、カボチャ栽培を行う生産者の場合である。

事例 1 退職公務員 C 氏のカボチャ栽培

公務員を定年退職した C 氏は、1990 年に 8.8 エーカーの土地を開墾し、C 氏が「パートナー」と呼ぶカボチャの専業農家の援助を得て栽培を始めた。1992 年と 1993 年は収益を上げたが収入は安定しなかった。

1月上旬、C氏は聖歌隊の若者5人の手伝いを得て畑地を耕起する。その後3月下旬にはトラクターで砕土する。これは毎月1回計3回行われた。3度目を終えたC氏は播種の予定日をH業者に問い合わせた。彼はH業者に加入しているからである。この業者は、生産者を3グループに分け、少しずつ時期をずらし、播種させている。それは、耕運機の貸し出しをはじめとする請負作業や収穫時期が重ならないようにするためである。C氏は第2グループに属していた。この種の業者はエウア島に直接関与するものだけでも2業者を数え、先物買いであるため市況の判断などに応じて、生産者からの買い上げ価格は微妙に異なるという。7月下旬に耕運機を入れて施肥をし、播種が行われた。8月にはトンガタブ島でのH業者の会合で、双葉が出て4週間後に農薬を散布するよう指示を受ける。C氏は農薬の散布を9月中旬に実施した。カボチャの買い取り価格はこの時期に提示される。C氏は、H業者の買い取り額に満足のものであった。

10月上旬、成人男性5人が2日間にわたってカボチャの収穫を行った。C氏のカボチャの収量は17トンに達した。品質検査に合格したのは、その88%にあたる15トン強であった。買い取り価格は1キロ当たり1~1.30パアンガと推定され、C氏はかなりの現金を獲得したことになるはずである。収穫を終えた畑では刈後放牧に似た牛の飼養が行われた。

事例2 ビジネスチャンスとしてのカボチャ栽培を行う専業農家D氏

専業農家であるD氏は1987年にカボチャ栽培に関心を持ち、1989年にトンガタブ島で4エーカーの耕地で栽培を始めた。1991年にビジネスチャンスとしてのカボチャ栽培を行うためにエウア島に移住した。エウア島に割当地を持たないD氏は、4人の知人から220エーカーの農地を借地し、その借地料に8エーカー当たり年500パアンガ、総額1万4,000パアンガ近い金額を支払っている。また60歳のD氏は1年前にエウア島の女性と再婚し、妻の親族の土地でカボチャへの作付け変更を次々と進めていった。自らもカボチャ生産農家である彼は、妻の親族や知人からの借地に加えて、2001年には王族地に108エーカーの農地を開墾しこれをカボチャ栽培にあてている。彼は換金作物の栽培が生み出した地元企業家である。

1996年からD氏は、トンガタブ島のカボチャ輸出業者Tのエウア島代表を務めている。D氏が代表を務めるT業者と契約したエウア島のカボチャ栽培農家は26であった。D氏は2月にT業者に登録を希望する農家を募集し、3~4月に各生産者の作付け予定面積を確認する。栽培農家が生産に必要な諸経費は、T業者からの借入れか、個人が銀行から借り受けることになるが、農家はこれを業者に任せる。業者は登録した生産農家名義の口座を銀行に開設し、諸費用を決済する。

D氏は収穫から選別までの最盛期にはトンガタブ島V村とハアパイ諸島からの80人を臨時雇用するなど作業に必要な作業員の手配も行う。D氏が代表を務めるT業者のカボチャは一度ニュージーランドに出荷され、ニュージーランドの業者によって日本に輸出される。

事例3 Oh村の専業農家E氏の場合

エウア島Oh村のE氏は、2000年に初めてカボチャ栽培を企て、種子1キロを購入した。しかしその量は、種子の購入の際、契約している業者に対して栽培予定である2エーカーに必要な量の2倍に達する。種子を斡旋する業者が1キロ単位でしか売らなかったためである。

E氏の場合は播種に4人(E氏と義理の兄弟)、施肥に2人(弟と)、収穫には手伝いの知人を含めて8人の労働を投入した。種子と肥料の購入代、手伝いの労賃と出荷に要した経費を差し引くと、E氏の最初のカボチャ栽培は成功せず、彼の手元には業者からの未納分の請求書が残った。2年目も収穫ははかばかしくなく、傷があったり規格外などの理由で出荷できなかったものが、500キロ入りの木箱で3つに達した。彼は近隣に住むF氏のカボチャ収穫を手伝う。F氏の収穫量は50トンに達した。E氏はF氏の成功を見ながら失敗に終わった自らのカボチャ栽培を後悔した。こうしてE氏のカボチャ栽培は2年で終わる。

事例1のC氏はH業者と、事例2のD氏はT業者と契約して栽培に成功した例である。ハアパイ諸島からの移住者である両氏は、移住当初、現在の場所(C氏はトンガタブ島、D氏はエウア島)に割当地を持っていなかった。そうしたなかで、C氏は知人のノーペレに、D氏は王族と知人から農地を借りてカボチャを主とする農業を行う。これに対して事例3のE氏は、H業者グループに加入したものの2年で失敗して栽培から手を引いた。こうした成功者と失敗者の違いは、カボチャという新しい換金作物に関わる経験年数に比例している。C氏とD氏に共通しているのは、栽培経験が5年以上の熟練で、その間には赤字の年もあったが、栽培を継続していることである。両氏に言わせれば、「ある程度の規模で栽培を行うことで、大きく投資し、その分利益もある。大きく儲かる年もあるから栽培を止められない」という。この場合の熟練とは、栽培に関する細かなノウハウを独自の経験から持っていることと輸出業者との関係である。

3-2-3-2 カボチャ輸出組合と平民の選択

3-2-3-2-1 農家による輸出組合(ソサイエティー)の新設

エウア島の外国向けの換金作物であるカボチャとバニラは、共に輸出業者を介して栽培と流通が行われる¹¹⁾。カボチャの輸出業者は、毎年契約農家を募り、登録者に対して毎月会合を開いて栽培方法を指導する。彼らは種子、肥料、農薬を入手し、銀行への口座開設、買い取り、輸出業務を行うだけでなく、トラクターといった農機具の貸し出しにもあたる¹²⁾。業者(TとH業者)のエウア島幹部は、契約農家のなかで毎年一番の儲けを出し続けている。農業省の役人は、個人で既存の輸出業者に加入して、他の農家よりも優先的に肥料や耕運機を使用し、検疫作業にあたる際には業者から特別に時間手当が支給される。一般の農民たちはこうした現状を不満に感じ、カボチャ栽培とその業者(TとH業者)への不信感をつのらせている。

こうした過熱気味ともいえるカボチャ栽培と、それにもとづく現金経済への積極的な農家の参与は、彼らの内部に新たな動きをもたらしていった。それが「ソサイエティー」の結成である。

ソサイエティーは、2000年12月トンガタブ島の84人の農家によって結成された。その主要な動機は、輸出業者の高額なマージンに対する農家の不満であり、彼らは組合を結成

してこれに対抗しようとした。エウア島における農家の組合すなわちソサイエティーは、2001年2月の初会合で誕生する。代表に指名されたM氏は、ソサイエティーへの参加登録は自由であり、これは法律で承認された団体であること、王女も個人的に加入していることを明らかにした。これはトンガタブ島に結成されたソサイエティーのエウア島支部の形をとり、世話役には専業農家のN氏があてられた。それは輸出業者に代わって、カボチャの栽培から輸出までのすべてを農民自身が行おうとするものであった。そのためにエウア島支部には、参加者の互選で代表15人とその補佐10人が置かれた。彼らは組合の中核を担う農民として、代表は1人につき500パアンガを、補佐は1人につき10パアンガを支払って、ソサイエティーとの契約を結んだ。この他、組合のエウア島総代表に国会議員のO氏、その補佐兼会計係にP氏がおかれ、世話役はN氏が務めることになった。なお、O氏とP氏は初めてカボチャ栽培に参加する。こうしてエウア島のカボチャ栽培農家の輸出組合ソサイエティーには、84人が参加を表明した。輸出業者TとHに登録している農家が合わせて30人程度であるのに比べると、会合への参加者の多さは農民の期待の表れといえよう。しかし、加入料20パアンガを支払い、最終的にソサイエティーに登録したのは25人であった。そのほとんどはカボチャ栽培の初心者である(表36)。

このソサイエティーの位置を知るために、契約農家数とその種子購入量を見てみる(表37)。ソサイエティーを含めたエウア島のカボチャ栽培契約農家85のうち、25パーセントが2キロの種子を購入している。これは4エーカー分の播種量にあたる。ソサイエティーでは登録者24人の33パーセントが2キロの種子を購入した。本格的に栽培する農家の多くはT業者とH業者のいずれかに登録し、その大半は10キロ未満を購入している。10キロを超える大規模な栽培は、輸出業者の代表者(先に触れたD氏はその例)など一部に過ぎない。

ソサイエティーの会合での質疑応答では、既存の2業者に参加する農家から「そんなにカボチャは簡単に始められるものじゃないし、維持できるものじゃない」と厳しい意見が浴びせられた。また、ある農家の「本当にリスクの少ないもので、我々が儲かるのか、そんなことが可能なのか」という質問に、代表のM氏は、「ソサイエティーはあくまでも生産者である農家の主体で作られる団体であり、我々の利益が最優先される」と何度も強調するに留まった。人々はどこに加入して作れば安心ができて、一番儲かるのかを模索していた。農民の選択が問われる話し合いの会場の雰囲気は、異常なまでの緊張感に満ちていた。

このソサイエティーの結成は、農家の間にソサイエティーに加入する者、既存の業者に留まる者、ソサイエティーができてカボチャ栽培をしない者という新たな称相をもたらしている。

ソサイエティーに加入する者

エウア島のソサイエティーの世話役を務めることになった農家のN氏は、ハアパイ諸島出身でエウア島

出身の女性との結婚を機に島にやってきた。所属教会では重要な役職も務める。しかし N 氏はカボチャ栽培において、ある年は T 業者、またある年は H 業者と加入する業者を転々と変えており、栽培者としては決して成功しているとはいえない難かった。エウア島へのソサイエティー誘致を積極的に行ってきた N 氏は、今度こそカボチャ栽培の成功者になるという意気込みでその年の栽培に臨んだ。初収穫で、栽培したクリシメン種はキロ当たり 0.65 パンガを付け、計 18.5 トンが検疫を通過し大成功を収めた。

N 氏以外にもソサイエティーに新たに加入した人々の中には、既存の業者への不信感から栽培を控えていた者が多く含まれていた。

既存の業者に留まる者

急速に拡大してきたカボチャ栽培は、政府の役人や教師、牧師といった専業農家以外の副職を持つ栽培者(兼業農家)を新たに巻き込んでいる。農業省エウア事務所の役人 11 人のうち 8 人は輸出業者に登録し、そのうちの 7 人は H 業者に加入している。カボチャの検疫は彼らが行うため、H 業者は役人に 1 時間当たり 5 パンガを支払っている。また H 農業学校はアジヘイ種とクリシメン種のカボチャを栽培する。転勤を伴う教師や牧師は、親族を頼るか第三者から借地して農地を確保する。例えば、ウェズリアン系高校の校長で牧師の L 氏は島の親族の土地で栽培を行い、政府系エウア高校の校長や教員は知り合いから借地して栽培している。彼らが既存の業者を選択するのは、結成まもなく先行きが不安なソサイエティーではなく、より実績のある業者の方がリスクを回避できると考えたためである。

ソサイエティーができてカボチャ栽培をしない者

ソサイエティーの会合に参加した農家 P 氏は、従来カヴァ、パニラ、パイナップルを換金作物として栽培してきた。P 氏はソサイエティーの会合に参加したものの、まだカボチャ作りを迷っていた。それは近年パニラ栽培を始めて現金収入を得ていたため、カボチャを栽培するには、農地を大規模に切り開き、土を平らに均すことを強いられるからだ。パニラ栽培と相容れないカボチャ栽培に U 氏は加入を断念した。また先の事例の E 氏は、業者に加入して失敗したという経験から、ソサイエティーが結成されても、「もうカボチャはこりごりだ」といって参加しなかった。

輸出組合ソサイエティーの結成は、カボチャ栽培を新規に行う者には後押しとなり、既存の業者に契約する者には既存の業者との有意な差を見いだすものではなかった。しかしそれは、既存の輸出業者には、新たな脅威となったはずである。

3-2-3-2-2 ソサイエティーに対する輸出業者の反応

輸出業者 H は、1993 年からエウア島でカボチャの栽培と輸出を行っている。この業者の代表は Q 氏、エウア島支部代表は R 氏で秘書は農業省事務所の役人の S 氏である。ソサイエティーができた 2001 年に、彼らも 2 月に加入登録を呼びかける会合を開いた。その会合に参加した農家の何人かは、この業者とソサイエティーのいずれかに登録すべきかを迷っ

ていた。支部代表の R 氏は業者の実績と信頼を強調し、ソサイエティーのような登録料が不要で、T 業者よりも安い利率で資金調達が可能であると H 業者の利点を強調した。

R 氏は、アジハイ種は儲からないから他の種類を選ぶように日頃から農家に言っているという。さらに彼は、カブアの販売ができるようになるまで 3 年待つよりは、その間にカボチャを 3 回作れるともいう。カボチャは価格変動の幅が大きく、栽培をやめる人は後をたたない。その一方で、H 業者に登録する R 氏は 8 エーカーから栽培を始め、その後、親族と知人の畑を借り受けて栽培面積を 120 エーカーにまで拡大した。そうしたなかで業者は、毎年同じ農家と契約するわけではない。収穫ができず、種子代や肥料などの借金が残れば、次の年はその農家と契約を行わない。

H 業者代表の Q 氏は、「失敗した農家と契約を更新しないことで業者のリスクを低くでき、優れた栽培者を次の年にも残せばそれだけいいカボチャができ、買い取り側からの評価が得られる」と語る。その結果は栽培面積別契約農家数として現れる（表 38）。10 エーカー未満の小規模栽培農家 20 に対して、それ以上の中・大規模な栽培面積をもつのは農業高校を含めても 12 に留まっている。

ところで、カボチャの価格変動は輸出業者にも打撃を与える。その変動の原因は過剰生産である。2002 年には通商産業省の試算によって、3 トンのカボチャの種子が業者によって輸入されたと伝えられた。これは 5 万トンの収穫量に相当し、日本への輸出枠 15,000 トンを大きく上回る。過剰生産の背景には、輸出業者の利潤追求が先行しているからである¹³⁾。それは、日本という固定市場への輸出のために設定されている割当量を無視して、各輸出業者が個別に取引先から種を仕入れ、その年の契約者に希望分だけ売るという方法を取るためである。

ソサイエティーの出現に対して輸出業者 H がとった具体的な措置の 1 つは、会合でカボチャの買い取り価格の設定（船ごとに値段を設定するか、出荷後の全ての船の平均で値段を設定するか）を契約農家が選択できるようにしたことである¹⁴⁾。2 つめは、契約農家が種子を植える時期を選択できるようにし、船積みの順番を自由に決められるようにしたことである¹⁵⁾。こうした契約農家が行う選択の幅を広げたことで、H 業者はソサイエティーと契約をしようと迷っている農家を繋ぎ止めた。

収穫期が終わり、最後の日本へのコンテナ船がトンガを出航した後に収穫されたカボチャは、トンガ国内での消費量が少ないためそのほとんどはブタの餌になっている。しかし、輸出業者 T では、収穫後の余剰分をニュージーランドの業者と契約し、ニュージーランドへ輸出した後、ニュージーランド産として日本へカボチャを輸出して利益を得ている。トンガ政府と輸出業者は、余剰分のカボチャの新たな輸出先（例えば韓国）を検討し始めた。

3-3 . 小括

割当地制度の導入は、第一に、人々の生活の場をアピ・コロ（宅地用割当地）とアピ・ト

ウクハウ（課税用割当地）に区分し、平民層に「割当地」という新たな概念を与えた。

第二に、平民は割当地を保有する権利とそれを登記することで財産の確保が保障された。割当地制度導入の初期には、1人で100エーカーの割当地1つ保有するものもいれば、30エーカーの割当地1つを保有するという割当地保有者が次々と生まれていった。その後1960年代になると、エウア島では王国北部の火山噴火によって強制移住してきたニウア地方の人々移入によって人口増加が起こり、これに本来の自然発生的人口増加が合わさり、割当地の再分割が行われた。これに伴い、新たに割当地自体を持つことが困難な者が増加するようになる。割当地を持たない者はすでに持つ者に頼み（コレ *kole*）その利用を通して用益地を確保するか、政府が登記上、未墾地とする土地を利用することによって生活を成り立たせる者が増加していった。これは、第1章第2節「土地制度に関する先行研究と問題の所在」の問題の所在で指摘したように、割当地を核とするこの土地制度が、制度としての限界にあることを明らかにしている。

第三に、政府は割当地を登記し管理することで、平民層の農業効率の向上と政府地内のアピ・トゥクハウからの税金の徴収を見込んだ。しかし、少なくともエウア島では、割当地とそれを登記するという新たな概念の定着には、平民層には馴染まなかったといえる。新たに割当地を登記するかしないかは、代々その土地を使用してきた使用者に任せられており、「登記」自体がそれほど定着しなかった。

第四に、エウア島の人々においては、実際の人々の土地利用は、幾つかの割当地を含む土地を運営し、そこでは親族集団による共同的な土地利用が行われている。このことは、土地制度との関係において、トンガにおいて近代的あるいは個人主義的とされた割当地制度の下で、農民の土地運営の実情が、親族集団による共同利用という慣習的なものへと逆戻りしていることを意味する。人々は親族内での慣習的な土地利用を行い、エウア島では区画整備から外れた新開墾地の利用やグループでの借地が行われている。

第五に、海外移住者の増加は、海外移住者が保有する割当地の利用について新たな現象を生み出した。海外移住者が保有する割当地は、使われずに放置される場合と残された家族や親族が使用する場合、輸出作物栽培のための農地拡大を意図した新たな土地の市場を生み出した。

第六に、そうした中で導入された換金作物、とりわけカボチャ栽培と移民の増加に伴う土地の空洞化は、人々に土地をめぐる市場をもたらした。従来の換金作物の栽培、流通、収益は国内および海外のトンガ人コミュニティという枠内に限定されていた。しかし、1990年代以降に行われるようになったカボチャ栽培によって、トンガの農家は従来の枠組みから外れたグローバルな市場経済への参入を指向し始めた。大規模な土地利用法の変更を強いるカボチャは、人々に従来の換金作物の市場（国内および海外のトンガ人コミュニティ）の枠内に限定されていないために高配当が期待される換金作物であると考えられている。その一方で、栽培に失敗した場合に借金を背負い込むことになるため、カボチャ

を選択した農民にとってはリスクが高い。それでもカボチャ栽培へ向かわせるのは、リスクを負いながらも高利益を上げている、一部の生産者の成功を目の当たりにしているからである。

ソサイエティーの新設は、それまで王族、貴族、地域企業家らによって独占的に運営されていたトンガのカボチャ栽培のなかでの新しい動きである。輸出業者や組合への加入は、平民層の農民に従来の個人単位の農作物の輸出よりもはるかに高い利便性をもたらした。さらに農家主体で行われるソサイエティーの出現は、それまでカボチャの生産をためらっていた農家を中心に、栽培農家に成功者と失敗者を生み出しながら、より多くの農家をカボチャ栽培へと向わせていった。ソサイエティー結成の初年度の加入者は24戸に過ぎないが、表39でみるように、ソサイエティーの参入によって、既存の業者の加入者も含めて栽培面積は拡大したのである。この背景には、割当量と優秀な生産者の確保を優先する既存の輸出業者と1パアングでも多くの現金を得ようとする農民側のせめぎあいが存在する。

エウア島の多くの土地の貸し借りが、友人と親族内の口約束で行われているように、カボチャ栽培に利用する土地の貸し借りも、親族の枠内でやりとりが行われている。さらには、親族内での慣習的な土地利用と平行して、グループでの借地や政府の区画整備から外れたわずかな土地を新たに開墾している者も確認された。ソサイエティー、H業者、T業者の各契約栽培農家のウタ（畑）の位置をトフィア（王族地と貴族地）と政府地に分けてみても、カボチャ栽培と土地制度の関係においては、各団体とも政府地よりもトフィアで盛んに行われていることが分かる（表39）。これらカボチャ栽培に利用する土地の貸し借りは、トフィアを中心に極めて親族の枠内でやりとりが行われている。

これは、実質的な土地獲得の方法や土地をめぐる交渉は、新法として導入された土地制度や割当地制度の枠内ではなく、在地の人々による伝統的な慣習の上に成立しているといえる。このように、エウア島の平民の従来の土地への認識（利用における農民の土地に対する枠組み）を変える契機をもたらしたのは、政府の導入した土地制度というより、それは貨幣経済のコンテクストでの影響であると捉えることができる。

しかしながら、市場経済による成功者の利益は、当該社会に介在する「教会」の存在によって、個人的な利益の蓄積にはいたっていない。近年、首都を中心に、地域企業家や中産階級が報告されているが、村では「教会」への寄付や貢献が盛んに行われ、換金作物で大きく儲けた者の利益は、儲けた分だけ他の村人より多額の寄付を教会に行うことが、村人に期待されており、それが結果的に村人や親族による成功者への嫉妬を解消することにつながっているからである。

第4章 教会の介入

本章では、第3章でみた市場経済による個人的な利益は、村で盛んに行われる「教会」への寄付や貢献のために使われ、農民レベルでの富の蓄積につながっていない。換金作物で儲けた利益は、儲けた分だけより多額の寄付を教会に行うことが、期待されているからである。そこで、キリスト教の介入と土地との関係を検討した。

従来、トンガの土地をめぐる研究は、チーフ(エイキ *'eiki*)と平民(トゥア *tu'a*)という階層的関係に焦点をあてて論じられ、土地そのものも土地を治めるチーフとその土地に住まう平民の枠組みのなかで把握されてきた。その一方で、宗教はこれとは別に、階層社会の周辺的な要素もしくは独立した宗教研究として扱われてきた。しかしキリスト教会は、1875年以降の国家建設に深く介在してきたのであり、それは現在も変わらない。ここではそうした教会の土地をめぐる戦略を、王と教会および教会の合併と分裂を通して具体的に明らかにする。

4-1 王のための教会

キリスト教の布教が開始された1820年代、タウファアハウをはじめ多くのチーフはキリスト教への改宗をめぐって苦悩していた。キャンベルはそれを次のように記述する。

キリスト教の布教によって、従来の神々が拒否されることは、チーフ自身の神聖な成り立ちを否定することになり、チーフという地位と権威の正当性を失うことに繋がると考えられた。つまりチーフのキリスト教への改宗は、それまで支配し統制してきた人々の支持を失うことになるのではないか。これがタウファアハウ王をはじめ、チーフたちの苦悩であった。それとともに宣教師が、チーフのような存在になることも恐れていた。

[CAMPBELL 2001:77、引用者訳]

こうしたチーフに対して宣教師トーマス(Rev. Thomas)は、宗教と政治はそれぞれ独立した別のものであり、人々は神にも王にも従うとして説得につとめた[CAMPBELL 2001]。

1831年に洗礼を受けたタウファアハウは、ヴァヴァウ諸島のチーフ(ウルカララ Ulukalala)と共に、キリスト教の布教以前にトンガ人の信仰の対象であった神の社と偶像を破壊し、トンガの神々と伝統的な宗教儀礼を否定した[LATUKEFU 1975:19]。タウファアハウにとっては、自らの王国を統治するためにキリスト教の容認が必要であった。タウファアハウは、チーフを統制するために宣教師に法に関する意見を求めるなど、宣教師をアドバイザーとした。宣教師も法の作成を布教活動の偉大な成果であると見なしていた。それは1839年の初の成文法である「ヴァヴァウ法典」(Vava'u Code)に現れている[LATUKEFU 1975:20]¹⁾。続く1850年の法典も宣教師が原案を作り、それを王となったタウファアハウ

とチーフが取捨選択して成立した。1850年の法では、第36条に男性は自身と家族のために労働に励み、神（キリスト）と土地のチーフのもとに貢献することと明記されている。また第11条では踊りの禁止、第51条では服の着用義務が記された。

1875年のトンガ憲法は、全ての居住地と海岸に面した土地を政府地に規定した。通常、政府地のアピ・コロ（居住用割当地）の貸借期間が21年間であるのに対して、教会（ウェズリアン教会とカトリック教会）への政府地および貴族地での貸借期間は、各島の中心地（トンガタブ島のヌクアロファ地区、ハアパイ諸島のリフカ地区、ヴァヴァウ諸島のネイアフ地区）と共に99年に設定された。

1873年になると、ベーカーとタウファアハウ王はトンガのウェズリアン教会をオーストラリアのウェズリアン教会から独立させ、これをきっかけにウェズリアン教会²⁾の教義と体制をそのまま導入した自由教会（the Free Church）を設立し、後にそれは自由ウェズリアン教会（the Free Wesleyan Church of Tonga）となる。この教会が保存する古文書によると、エウア島における最初の洗礼は、1886年5月16日に行われている（表40）。この当時、所属教会をめぐる対立は、チーフだけでなく、平民の間にも広がっていた。1887年2月8日の日付がある信徒から教会宛の手紙には、王の警告に背いてウェズリアン教会を支持した者に加えられた体罰の様子が綴られている。

1887年2月8日 エウア島の人々の鞭打ちについて 信徒A夫人からの手紙

「火曜日、数人の男がやってきて私たちをココヤシの木片で殴った。彼らは殴りながらつま先で蹴り満足いくまで殴り続けた」「水曜、略 彼らはK村出身の女性を倒れるまでムチで叩き続けた。そして、我々ウェズリアンの信徒を指して、彼女は自由教会（Free Church）の信徒になるだろうと言った。その後も暫く彼女を叩いた後、興奮が治まるまで、その男は何も言葉にしなかった。この出来事は以下の者が証人として証言する。 - 証言者のサインー

[ARCHIVES OF FREE WESLEYAN CHURCH OF TONGA、筆者訳]

タウファアハウ王の後を受けて1893年に即位したトゥポウ2世は、教会にはほとんど関与しなかった。自由教会に関する諸種の権限は1885年に教会代表に就任したワトキン牧師（Rev. J. B. Watkin）の手中にあり、聖職者の任命や財政の全てを掌握していた。キリスト教が定着したこの時期のトンガでは、キリスト教徒の大半がメソジスト（Methodist）派の自由教会（the Free Church）もしくはウェズリアン教会（the Wesleyan Church）に属していた。なかでも王の所属する教会であった自由教会の信徒がその大半を占め、ウェズリアン教会の信徒たちは、自由教会の信徒から弾圧を受けた。

トゥポウ2世の後を受けたサローテ女王は成婚後、自由教会からウェズリアン教会に改宗し、1924年両教会を自由ウェズリアン教会（the Free Wesleyan Church、以下FWC）として統合し、再びオーストラリアのウェズリアン会議の構成員である宣教師をオーストラ

リアから受け入れることになった。

これ以降、自由教会のノーペレやチーフは自由教会の代表ワトキンと共に教会の存続を訴えた。サローテ女王の反対派となった自由教会の聖職者は、自由教会が使用していた土地の所有権をめぐる自由ウェズリアン教会を相手に訴訟を起こした[CAMPBELL 2001:150]。サローテ女王はワトキンの解任を求めた。これに対してワトキンは教会合併をめぐる裁判において、トゥポウ 1 世が作った自由教会をサローテ女王が壊すことはできないと主張した³⁾。訴訟では憲法で「君主であり教会の長」という定められた地位にあるサローテ女王の主張を認めFWCが勝訴した。現国王のトゥポウ 4 世(サローテ女王の子息)は、FWCの信徒であり、現在、王の教会とは自由ウェズリアン教会を指す。その信徒数は、トンガのキリスト教徒の約 4 割を占める(図 15)。

4-2 教会の土地戦略

自由ウェズリアン教会(FWC)の創設によって、それまで王の教会であった自由教会(FCT)の信徒たちは、次々とFWCに改宗し、王の教会はFWCへ移行した。FWCへ移行した人々(自由教会の信徒と、それまで弾圧されてきたウェズリアン教会の信徒)は、FWCが王の教会であると信じて疑わなかった。一方で、FWCへ移行しなかった人々(そのままFCTに残った人々)は少数派となった。ここにトゥポウ 1 世からサローテ女王が成婚するまで続いたFCTの全盛期は終わりを迎えた。1920年代以降、FCTの弱体化は進み、1928年にはさらに一部の信徒が、FCTから新たに「トンガ教会(*Tonga Hou'eiki*, Church of Tonga: CT)」を組織して分離した。CTは、別名“Church of the Chiefs”ともいわれており、ヴァヴァウ諸島のチーフとそれを支持する者たちが中心であった[WOOD-ELLEM 1999:120]。1984年には「立憲自由教会(*Siasi Kolisitutone*, Constitution Free Church of Tonga: CFCT)」が組織され、更に分裂が進んだ(図 16、17、表 40)。

また、このような教会の分派は王の教会となったFWCにも起こった。1979年には「トウカイコロ(*Tokaikolo*)教会」が、これらFWCからの脱会の動機には、神の前では全ての人々が平等であるという教えにもかかわらず、教会内部の権力構造が王を中心に著しく偏りがあること。また、伝統的な社会構造や習慣がそのまま維持されていることにあった。

こうしたなかで起こったFCTの衰退は、信徒の改宗に留まらず、教会の土地が移譲されたことも大きく影響した。法務省発行の判例集(Tonga Law Report)には、FCTの土地の一部がFWCに移譲された1920年代の、教会の土地をめぐる土地裁判が記されている[TONGA LAW REPORT; HUNTER 1963]。土地裁判全体の中でも「教会」に関する審議は、常にどの時代でも行われてきた。それには教会の宗派間、領主と教会の間で争われる土地裁判がある。前者は、教会の分裂に伴う土地の分割の場合で、教会の分裂に伴ってFCTは土地の分割を余儀なくされた。後者は教会が借地する土地の所持者(貸主)から訴えられる場合(表 42)、貸主はノーペレで教会は借主で、借地の認定は国土資源省の大臣が行うため、貸主が政府

(政府地)や王族(王族地)であれば、裁判になることは手続き上の誤りとなり貸主自身の誤りを自ら訴えることになる。

トンガの各教会が加盟する宗教会議(コシリオ *Kosilia*, council)に FCT は参加していない。FCT が宗教会議に参加しない理由は、FCT の古い世代の信徒が、同じメンバーとして FWC と肩を並べることを拒絶しているためである。しかし、その組織の構成は同じ形式を残している(表 43)。FCT の年に一度開かれる大会合(コンフェレニシ *Konfelenisi*)の開催が5月であるのに対して、FWC は6月に開かれる。会場は、毎年場所が重ならないよう変えている(FCT がヴァヴァウ諸島で行えば、FWC はトンガタブ島で行う)。これについて父親の時代から FCT の信徒で、現在は牧師を務める傍ら国土資源省の役人である P 氏は以下のように語る。

「サローテ女王の時代、FWC は我々の教会(自由教会(Free Church Of Tonga))から土地も資料も全て取ってしまった。唯一、"Free Church" という名前はそのまま残し教会の名前から「自由」という文字は奪わなかった。我々は我々の教会に誇りをもっている。今は、古い世代の信徒が、FWC と活動を共にすることをひどく嫌っているが、自分たちの世代からは、コシリオ(宗教会議)に参加し、日曜のテレビ放送やラジオにも参加していくつもりだ。」

国土資源省に登録された各村の教会借地は、教会の土地戦略の歴史でもあった。教会や外国人には憲法で土地の自由保有権(Freehold)⁴⁾が認められていないため、居住地として認められるのは借地にあたる。借地は、持ち主のいない、もしくは持ち主との合意で放棄された土地(Surrender of Land)である。2000年現在、エウア島の借地は126件あり、その約6割が教会によって借地されている(表 44、45)。エウア島の三分の一を占める王族地での借地の大半は教会が占める。各教会は政府に借地の申請と登記を行い、それらは村内の礼拝所や聖職者の住居、村外の農地や学校用地にあてられている。1970年代以降エウア島で行われた教会の借地登録の特徴は、かつての王の教会(自由教会)と現在の王の教会(自由ウェズリアン教会)との対立関係を顕在化する。

事例 エウア島 Oh 村の教会借地にみる FWC を意識した FCT の動き

Oh 村の FCT の借地は、村内で最多の信徒数の FWC とほぼ同区画の登記数を占める(表 46、表 47、図 18)。これはエウア島の教会借地の中でも、FCT への借地の登記が積極的に行われてきたことを表す。この背景には、政府役人 P 氏の関与が認められる。

サローテ女王の時代、1957年から3年間に渡って行われた測量調査によって、アピ・トゥクハウ(農業用割当地)の地図はほぼ完成したが、村内の測量は遅れていたという。P 氏へのインタビューから、P 氏は土地(測量)省に入省以降現在までエウア島の土地登記(各教会による借地登記を含む)を担当する。P 氏は1971~72年にかけてエウア島に行き、まだ家がまばらに建つ Oh 村で、自ら測量調査と区画整備を行

い、地籍図の作成、宅地と教会の借地の登記を行った。なかでも、所属する FCT（自由教会）の借地の獲得が積極的に行われた。P 氏の FCT に対する積極的な借地の背景には、父親の時代から FCT の信徒で、国土資源省の役人である傍ら、現在は FCT の牧師資格者である個人的な思い入れがある。それは、FCT の借地を行うことによって、歴史的な FWC への対抗と分派した教会（CT と CFCT）に対する FCT の威厳と権威を見いだす。

このような FCT の FWC に対抗する動きは、P 氏の個人的な行動に留まらない。それは、Oh 村の FCT 信徒の行動からも伺える。例えば、2001 年に行われた FCT の借地に建つ牧師長宅の建て替えは、アメリカに居住するメンバーの支援によってその費用が用意された。完成した FCT 牧師長の邸宅は、その豪華さから島中の話題を呼んだ。その建設作業には、島の FCT の男性信徒が動員され、女性信徒は作業員に毎日食事を用意した。2002 年に行われた落成式には、首都から教会幹部を招いて盛大に行われた。さらにその翌年には、年一回の大会合（コンフェレンシ *konfelenisi*）の開催地となり、トンガ中の FCT 信徒がエウア島を訪れた。

この一連の動きに対して、一番の動揺を見せたのは Oh 村の FWC 教会の幹部で、彼らは FWC 信徒であると同時に、村の「土地を世話するチーフ」やトーキング・チーフであった。FWC 幹部の間では、教会施設の老朽化に伴いコンフェレンシを招致できないことと、建て替え工事が資金不足のために進まない状況に頭を悩ませていた。しかし、2002 年の FCT の落成式を目にした FWC 幹部は信徒を招集して、2006 年を完成予定に、礼拝所と付属のホールの建て替え資金を調達するために、海外のトンガ人コミュニティーでの寄付集めに参加する信徒を募り、派遣した。

2002 年現在、Oh 村内の FWC と FCT の各信徒戸数の割合は、FWC の信徒戸数が FCT の約 1.4 倍にあたる（表 41）。これに対して、両教会の借地数は同数で、Oh 村内の礼拝所の数は、FWC が 1 箇所に対して FCT は 2 箇所もある。これを表 46、表 47（エウア島の借地の年代別登記件数）のエウア島全体で比較すると、1980 年代以降の両教会の借地数は、FCT の借地数が 19 件に対して、FWC は 10 件に留まっている。これは P 氏が証言するように、FCT への借地の関与が積極的に行われたことを裏付ける。エウア島 FCT の事例は、聖職資格者でかつ政府役人という立場の人物 P 氏による、所属教会のために行われた個人的な借地登記である。

さらに、Oh 村の教会借地にみる FCT の教会建物の建立は、かつての王の教会（FCT）が現在の王の教会（FWC）に対抗して行った土地戦略であるとみなすことができる。またそれは、FCT から分裂した宗派（CT と CFCT）に対して、FCT の威信を保つという意図があったにちがいない⁵⁾。

4-3 新たな農地の利用と教会献金の捻出：平民にとっての教会

4-3-1 教会の土地に携わる平民

(1) 平民層の日常的な教会とのかかわり

畑で過ごす時間は、村に住むようになった現在でもトンガの人々にとって重要な時間であるとされている。近年、車の普及が急速に進みつつあるが、車も馬も持たない農民は、知人の車を待つがそうでなければ畑で一晩を過ごすこともある。

男性は雨が降らない限り畑で農作業を行い、女性は村に残って近隣の女性とゴザ編みや樹皮布作りを行う。エウア島では土曜日になると、どこの家庭でも一家総出で畑に向かう。1週間で最も大切な日曜日を迎えるための準備として、ウム料理用の食材を採りに出かけるのである。次の記述は、エウア島のある家族の畑での活動の様子である。

畑に到着すると男性がイモを掘り出し、ウム（石蒸し料理）の準備が始まる。ウム料理用に木を集め、ヤシ殻を燃やし石を焼く。その間、女性はタロイモの葉をつみ取り、ウム料理のおかずを作る。輸入の羊肉（シピ *sipi*、脂身の多いマトン）を切り、ココナッツを削りココナッツ・ミルクを搾り出す。これに食べやすい大きさに切られた羊肉とタマネギ、塩を加え、タロイモの葉で包む。皮むきしたイモと共に焼けた石の上に乗せ、ジャイアント・タロ（カペ *kape*）の葉をかぶせた上に土をかけて蒸し焼きにする。ウムが出来上がるまでの約1時間、男性は燃料にする古木の切り出しや、家に持ち帰るイモ（ジャイアント・タロ、ヤムイモ、タロイモ）の掘り出しを行う。女性はさし木法による樹皮布の原料カジノキ（ヒアポ *hiapo*）の植え付けや、蔓（ツル）のカゴを編む材料集めをし、日曜日のウム料理に備えてタロイモの葉を採る。お祈りの後、全員でウム料理を食べる。こうしたウタでの時間を終えて、食後30分もすると夕方の礼拝のために村への帰途につく。

現代トンガの日常生活は教会が中心となっている。そのため人々は多くの時間と多額の出費を教会のために費やす。畑に出かけても、夕方の礼拝に間に合うように帰村し、畑に泊まることも少なくなった。村中に鳴り響く教会の鐘は、村人に時を知らせる大事な役目を持ち、1回目の鐘で目覚め、2回目の鐘で水浴びと身支度を始める。教会用の正装（シャツと巻きスカート）に着替え、パンダナスの葉で編んだ腰巻（タオバラ *taovala*）を巻く。3回目の鐘で教会へ出かけるのである。

教会を中心とした時間の使われ方は、全ての教会信徒に共通する。平日は早朝の礼拝、夕方の礼拝、礼拝後には歌の練習（アコ・ヒバ *ako hiva*）が行われる。安息日⁶⁾には、これに午前中の礼拝と日曜学校が加わるため一週間で最も多忙な日となる（表49）。

(2) 教会の宗派ごとに行われる共同作業

トンガでは、男性は漁労、畑作全般、家畜（ブタ、ウシ、ヤギ、ニワトリ、ウマ）の飼育、ウムの準備、女性は樹皮布の原料（ヒアポ *hiapo*）栽培、樹皮布作りと染め、ゴザの原料の収穫と編みといった労働が行われてきた。

そうした労働の際、人々は任意の作業集団（カウタハ *kautaha*）を組織し共同で作業を行う。カウタハには、親族（カインガ *kainga*）、友人、教会といった様々な関係がある。

しかし、エウア島での調査から、各作業のカウタハは任意であるにも関わらず、多くの場合でメンバー構成が教会の組織グループと同じメンバーで構成される傾向が強いことが明らかとなった。これは、教会組織で頻繁に行うグループでの活動が、教会以外での人々の生活に定着したからであると考えられる。

例えば FWC の女性信徒の場合、既婚および未婚の成人女性を中心とした女性（婦人）部（カカイ・フェフィネ *kakai fefine*）とそれ以外の青年部女子（ポトゥンガウエ・タラボウ *potungaue talavou*）という枠組みがある（表 50）。メンバーは、こうした活動の他に、毎週行われる聖書の勉強会や合唱の練習に参加している。このグループごとに、メンバーが一人ずつ順番に、樹皮布やゴザを編み、完成した樹皮布やゴザは、持ち主の自由で自家用（葬式用、結婚式用、教会への贈呈用）にも換金用にもなる。

Oh 村の女性団体は 9 団体、その他の村でもそれぞれ 1~2 団体が存在する（表 51）。女性団体は、農業省の女性開発プログラム（Women Development Program）に後押しされて、1970 年代以降に盛んに結成された。現在これらの団体の大半は、トンガ政府もしくは外国政府の開発の援助を受けている。女性グループに参加し、活動（アアヒ *'a'ahi*）を行う婦人にその必要性を聞いたところ、Li 夫人は以下のように語った。

「先月の活動（アアヒ）では、たらい（洗濯や食器を洗うのに使う桶）、ボール、タオルを揃える番だった。もしアアヒがなければ、お金を食費に使ってしまっていて残らない。前からずっと食器洗い用のたらいが必要だと思っていたが、食費、電気代などが優先してなかなか揃えられなかった。でも、グループに加入したことで、決められた日にモノを揃えるお金を貯めはじめた。アアヒに出すものは、全て新しいものでなければならないから、新しいものを購入した。おかげで、たらいも新しく用意することができ、手をゆすぐボールとタオルも新しいものを出せる。来客があっても、恥ずかしくない」

このようにアアヒの活動には頻繁に物を貢納する必要があったため、活動を続けることは家計的にも厳しく、参加しても途中で休会する者や活動自体を休止するグループもある。また村には例外的に、教会や女性開発という集団でのノルマを嫌い、教会の信徒グループではなく、親族関係にある女性のみで樹皮布作りを行うグループが 1 つだけ存在した。

(3) 教会の農地に関わる人々

第 3 章で示したように、教会が政府から借地した土地に加えて、信徒グループで借地する土地も信徒にとって使用可能な農地には相違ない。次に 3 つの教会の農地に関わる事例を挙げる。

事例 1 教会が借地する農業用地の利用（教会所属の男性信者全員による）

エウア島Oh村のFWC教会では、教会が政府から農業用に借地する土地で、信徒が共同でヤムイモ、ジャイアント・タロ、タロイモ（タロ・トンガ、タロ・フツナ）、バナナを各4エーカーずつ栽培している⁷⁾。牧師長は、ある月の第1日曜の礼拝で行われた聖餐式の席で、訪れた島中の信徒の前で、教会が借地する農地での男性信徒が植えたヤムイモの初収穫の報告を行った。満員の礼拝所の中で、大きさ、重さ、美しさにおいて、それぞれ一番出来のよいイモを作った信徒に賞金として現金（20パアンガ）が送られ、信徒の手本とされたのである。（重さと長さの一位は牧師長自身（5フィート5インチ）で、美しさの一位は信徒P氏であった。）このヤムイモはポロポロ（*polopolo*）と呼ばれ、肥沃と収穫の大地の女神ヒクレオ（*Hikule'o*）を奉り、トゥイ・トンガ王に献上される伝統的な初収穫儀礼（イナシ *inasi*）であった。現在では中止されているこの儀礼が、形を変えて教会の主導で行われ、収穫された信徒のイモは、首都にあるFWCの事務所へ運ばれた後、王へ献上されるのである。

事例2 信徒グループによる農業用の借地とその利用（一部の信者による）

FWCの信徒の夫人が作るグループ「ファレオファ」は、通常ゴザ編みや樹皮布作りを共同で行う作業集団である。メンバーへの参加は任意で、グループは樹皮布づくりに必要な材料（ヒアボ）を栽培するのに、1999年から同村のFWC信徒であるP.F.氏の畑（8エーカー）を8年間の契約で3,000パアンガを支払って借地している。参加世帯は11戸。メンバーには牧師長、副牧師長、用途係、政府代表それぞれの夫人とその他7世帯である。畑には、ヤムイモ、タロイモ、ヒアボ、ジャイアント・タロが植えられている。ヤムイモは、毎年7月から9月に種芋を植え、翌年の4月に初収穫を行う。畑の管理やイモの植え付けはメンバーの家族で行われる。ヤムイモの植え付けは世帯別で自由に行うが、毎年の収穫はメンバーが揃って行い祝うことにしている。これは事例1とは別にグループ内で行われる⁸⁾。

事例3 牧師の畑の事情

トンガでは、牧師といえども農民と同じように畑を持ち、イモやその他の生活に必要な作物を栽培する。エウア島のFWCは、政府から農業用に広大な土地を借地している。そこには、教会が経営する農業学校と教会がこの島の牧師に任命した牧師専用の農地がある。牧師の畑では、ヤムイモ、ジャイアント・タロ、タロイモ（タロ・トンガ、タロ・フツナ）、バナナ、カヴァが栽培されていた。その労働作業は男性信徒が行う。FWCの牧師の場合、首都にある神学学校（*Siatoutai Theological College*）を卒業した聖職者資格を持つ者が牧師（ファイフェカウ *fai fekau*）となる。牧師は、トンガ中にあるFWCの各教会に赴任する。しかし、その1箇所での任期は3年で、3年毎に移動がある。このため、転任が決まると牧師の畑に埋まる作物は掘り出され、赴任先の食料として持参する場合と、換金作物であれば換金される場合がある。

2001年7月に移動が決まったエウア島の牧師の畑では、男性信者がカヴァ、ヤムイモ、タロイモの掘り出しを行った⁹⁾。その後、赴任した新任の牧師が代わってこの畑を利用する。しかし、新任牧師にとって、赴任先での利用可能な土地はこれだけではない。赴任先（エウア島）の教会の借地に加え、その島内にある親戚の土地も使用する¹⁰⁾。

これら教会にかかわる土地は、事例 1 のように、従来の農地（自分名義もしくは親族の割地）に更に利用できる農地を増やすことに繋がる。これらの土地は、割当地を持つ者にも持たない者にもその名の通り「聖域」として存在し、村の全信徒の共有地として利用される。事例 2 はこれを示している。このグループには、牧師長をはじめ教会幹部とその仲間が参加しており、信徒仲間の親睦の場となっている。つまり、共同作業集団が教会宗派によって再編成されたのである。事例 3 は、牧師も一人の農民であるとともに、現職の牧師には赴任先に畑が用意され、離任した牧師には赴任先で土地を新たに獲得していることが明らかである。

こうしてみると、第 3 章のグループで借地する例として取り上げた「ハイランダー」の試みは、平民の共同作業慣行の現れであるが、そこにはトンガの土地制度史において大きな意味と役割をもってきた宗教との関係を脱しようとする意図が読み取れる。その一方で、これまで「トンガでは本来家族以上の共同体的土地所有がなかった」[藪内 1963:9]とされてきたが、事例で取り上げたように教会を通して行われる土地利用は、ある人物の土地を第三者またはある集団が介入して使用する、農民間の共有地に相当するものであり、近年見られる新たな形態として捉えることができる。教会を軸とする土地には、教会が政府から借地した、所属信徒全員に平等に与えられる「聖域」としての共有地と、一部の信徒集団の共有地があり、Oh 村の場合、その違いは運営主体（前者は全男性信徒、後者は教会の有力者とその配偶者）にある。しかし、前者の敷地内には未だ広範囲の未開墾地が残っているにも関わらず、あえて借地料を支払ってまで、村人から借りた土地を共有地とする後者は、明らかに第 3 章のカボチャ栽培でみられた企業的農業をつくりだす資本主義的方向に対抗する形で現れたものといえる。なぜなら、この共有地で収穫した作物は初めから換金を目的とされておらず、信徒による共同管理で行われる全的管理の場としての意味合いが強い。収穫物（特にヤムイモ）は一番出来の良いものが村のチーフと島の病院に届けられ、残りは各参加者宅で消費される。つまり、この共有地の利用は、一般信者の中でも牧師、世話係り、政府役職者(政府代表)ら教会の上部層に限定されているという点で、その存在は集団内部の階級・階層を表出しているのである。

4-3-2 教会献金の捻出

ある日曜の礼拝の説教に、FWC の牧師長は、「信者から教会へのお布施が少ない。今日は子供の日である。子供たちのためにもっと働くように。男性信徒はバナナ、カヴァを植えるように」と促した。

教会の権威拡大と教会に対して行う寄付集めの習慣の定着は、人々の貨幣使用に大きく影響した。1861 年当時、教会への寄付金は、現金（43 ポンド）と残りはココナッツ・オイル（1,831 ポンド分）で納められていた。当時の現金流通は、外国からの輸入品の購入と教会への寄付に限られており、トンガ人の間ではあまり使われていなかった[CAMPBELL

2001:124]¹¹⁾。

FWC 信徒が行う教会への貢献の機会の多さは、ウェズリアン教会（メソジスト）そのものに由来しているといえる。18 世紀の英国で宗教復興を興したジョン・ウェスレー（John Wesley）は、英国の産業革命期にメソジスト（ウェズリアン）教会を形成した。ウェスレーの神学思想の本質は、神秘的な sacramental（聖礼典）などところにあるといわれている[野村 1998]。この sacrament の意味と内容を信徒に伝えるためにも説教が重視された。さらに聖礼典で歌う賛美歌が特別に作詞されて歌われるようになったことで、宗教的な活力と神の恵みがより豊かに伝わるものとなり、礼拝の参加者は相互に親しくなったという。Oh 村の FWC では、聖餐式と洗礼式の後には必ずファカアフェが行われる。トンガにおける聖餐と祝宴は、常にキリスト教の教会行事と連動しているのである。

村では教会行事（表 52）への参加と教会への貢献を行う（表 53）。それには、信者による祝宴と料理の持ち寄り（ファカアフェとルクルク）、教会単位の寄付集め（ターナキ・パアンガ、カラブ、コンセティ）への参加、年末の大規模な献金（ミシナレ）がある。

(1) 信者による祝宴と料理の持ち寄り（ファカアフェとルクルク）

ルクルク

ルクルク（料理の持ち寄り *lukuluku*）は、教会行事の際に行事の参加者へふるまわれる食事である（表 54）。料理の準備は、教会への奉仕に繋がるといわれており、各信者宅が調理済みの料理を持ち寄る。一世帯が準備する料理は 5～10 皿の小皿料理で（L 宅では、ヤムイモ、春雨の炒め物、スイカ、ソーセージ、ゆで卵を、E 宅は魚を用意した）、2～3 戸で一つのテーブルを埋めるだけの料理を作る。テーブルに料理を出さず、袋に分けた料理を来客に持たせる場合もある。来客者の食事が済むと、続いて調理を行った村の夫人がテーブルについて食べ始める。一通り食べ終わると、クーラーボックスを取り出し、早々と残りの料理を入れ、ビニールシートと敷物を持って帰宅する。帰宅後、持ち帰った料理を子供や男たちがそれを食べる。

また、毎年の教会行事に加えて、3 年毎に牧師の交代があるため、村人は離任する牧師の送別と新任牧師の出迎えを行う。例えば、エウア島の Oh 村に 3 人の牧師が赴任した時には、信徒は日替わりで一日 3 食の差し入れ、ルクルクを行った。このルクルクは、未調理の食材での差し入れであった。差し入れへの参加は、信徒の教会に対する義務（ファトンギア *fatongia*）であるといわれているが、用意できなければ次回以降に参加すればよいとされる。例えば、新任牧師に差し入れをする番であった V 氏と弟の P 氏は、O 氏と S 氏に頼んで朝一番に漁に出るよう話をつけ、漁船が港に帰港すると魚を買い占め、差し入れた。また T 家の場合、新任の副牧師長にヤムイモを 1 カゴ、生きたままのブタ（中）、そして卵のトレイ 1 つを差し入れた。卵やコーンビーフ缶は、島では高価で貴重である。牧師は信徒から送られた多くの食材を自分の親戚や近所の村人に配る。こうしてルクルクを通して、信者

の中で食材が回る。

新任牧師に行われたルクルクの例外としては、牧師の親戚が歓迎の意味を込めて調理済みの料理を届けることである。新任牧師 M の着任時に、親戚にあたる T 家の女たちはウム料理（鶏肉とココナッツミルクをタロの葉で包んだもの、ヤムイモ、タロイモ）とブタの丸焼きを届け、対面の挨拶を行った。牧師はその返礼に受け取った料理の半分をこの家族に送った。その後、M 牧師からは、信徒が差し入れたルクルクの食材の一部がしばしばこの家族に届けられた。先にあげた T 家が差し入れた卵は、親戚関係にあった新任牧師 M のもとへ送られたものであった。

ファカアフエ

ファカアフエ（信徒宅の持ち回りの祝宴 *faka'afe*）は大勢の来客を招いて行われ、その用意、特に食料の準備には多額の支出が伴う。日曜日の礼拝後に行われるファカアフエは、赤ん坊の洗礼式と誕生日、結婚式、礼拝での演説日が該当する信者宅の祝い事と共に行われる場合が多い。ファカアフエを行う日は、教会側が信徒の意向を聞き予定が組まれる。ファカアフエの主催者は教会の牧師、信徒者、親族を自宅に招き祝宴を開く（表 55）。自宅で行われない場合は、教会のホールで行われる。牧師にはさらに料理の入ったバスケットと樹皮布が贈呈される。祝宴の料理準備は、主催者の家族とその親族、さらに同じミシナレのグループに参加する村人によって行われる。村には数件の小商店があるが、ファカアフエ前日には、主催者によって料理の材料が買い占められる。このため店側は他の客に商品がないと謝ることがしばしば起きる。それほどファカアフエには大量の料理が必要となる。

初孫のファカアフエを 1 週間後に控えた N 宅は、畑から 1 年 3 ヶ月前に植えて約 3 メートルに成長したヒアポ（樹皮布の原料）を大量に収穫し、首都の市場へ一束 80 パアングで 10 束を売りに出した。これだけで 800 パアングの現金収入があり、このすべてがファカアフエの準備に使われた。また、孫の洗礼式を行った V 家の庭先で行われたファカアフエでは、礼拝の演説を V 家の主人が行い、祝宴には教会の牧師長、用途係、信徒、Oh 村の親戚（カインガ）が参加した。赤ん坊の父親は礼拝後に行われるファカアフエの準備とウムの用意に追われて礼拝には出席しなかった。食事中のスピーチは、赤ん坊の祖父の兄で一族の長が行った。祝宴後、牧師長には料理の入ったバスケット 1 つ、フルーツ入りのボール 1 つ、ゴザ（ファラ *fala*）1 枚、樹皮布 1 枚が贈呈された。

また、カトリック教会から改宗後に始めて演説を行ったトンガタブ島出身の M 氏は、牧師長に樹皮布 1 枚と料理の入ったバスケットを祝いの印に送った。その中身は子ブタの丸焼き 1 匹、魚、地鶏料理（各家で放し飼いにしている鶏、輸入の鶏肉と区別され、味わい深く祝い事の席には欠かせない）ヤムイモであった。これらの料理は、M 氏が所属するミシナレのためのグループのメンバーからの祝いの品であった。牧師長は M 氏に礼をいい、

送られたばかりの樹皮布とバスケットをそのまま返礼として M 氏に渡した。

(2) 寄付集め (カラブとコンセティ) への参加

寄付集め (fund-raising) の方法には、ターナキ・パアング (*tanaki pa'anga*、各家を回って行う集金、場合によっては、イモなどの物の持ち寄り)、コンセティ (*konseti*、催し物を開いて人を集めその参加者から寄付を募る。伝統舞踊や寸劇が行われる。英語の concert に由来)、カラブ (*kalapu*、カヴァを飲みながら寄付を募る。英語の club に由来) の 3 つの形がある。このうちカラブは、男性だけの社交場であるのに対して、コンセティは老若男女を問わない村の人々の娯楽の場である。表 56 には、0h 村のカラブの種類とその活動をまとめてある。

図 19 は、2002 年 1 月～12 月までの 12 ヶ月間に、エウア島 0h 村で行われた寄付集めと先にあげたルクルク、ファカアフェの別に、月ごとの回数を示したものである。この年の寄付集めは、3 月と 12 月を除いて 1 年間で合計 32 回、平均して月に 2.6 回行われた。特に 5 月から 6 月はバナナ、11 月はカボチャの買い取りがあり、これらの換金作物を栽培する農家では、まとまった現金収入が入るため、この時期にコンセティやカラブがどの教会でも積極的に開かれた。

事例 FWC 主催のコンセティとカラブ

8 月の末日に 0h 村の青年部が主催したカラブと寄付集めが行われた。このカラブは、11 月のミシナレに青年部の寄付金を集めるものであった。牧師長は信徒に、1 世帯当たり 300 パアングの現金と、翌日行う予定のカラブ用のカヴァ粉末 1～2 キロを持参するよう義務付けた。0h 村の FWC は信徒を 9 グループに分け、このうちの 3 グループ (牧師長のグループ、0h 村のチーフ MN 氏のグループ、0h 村のチーフ MT 氏のグループ) が合同で寄付の持ち寄りを行った (表 57)。ある夫人は、カヴァ粉末 2 キロ分を持ち寄ったが、これが 300 パアングに満たなかったため、足りない分を再び持参することになった。また E 家は、300 パアングを現金で寄付したが、カラブ用のカヴァは持参しなかった。参加者には、寄付をしない者もあり、寄付ができない理由を牧師長に説明した。事前の取決めにも関わらず、この夜は 1 世帯当たり 100 から 300 パアング、合計 5,410 パアングの現金と 6 世帯からカヴァの粉末しか集まらなかった。

コンセティの主催者側は、コンセティを開くことで祭りムードを高め、FWC の信徒以外の見物客からも寄付を募ろうとしていた。0h 村の FWC 信徒の 9 グループは、それぞれ踊り子を 1 人ずつ出し、牧師長は各グループが最低でも 500 パアングの寄付金を集めるよう指示した。夜 8 時過ぎ、FWC の礼拝所前の広場には、伝統的な踊りの衣装に身を包んだ少女が登場して踊り (タオルンガ、*tau'olunga*) を披露した。ココナツ・オイルを塗った少女の体に、観客が列をなして、1、2、5、10、20 パアング札を貼りつけた。少女の家族や親族をはじめグループの信者は、1 パアングでも多くのお札を一般観客から得るとともに、自らも少しでも多くのお札を貼ろうと懸命になった。あるグループは、踊り子の少女に貼るお札を 600 パアング分用意した。そのお札はすべて寄付されるのだが、コンセティでは一人の踊り手が終わると、その踊り手

の名前と体に貼り付けられたお札の金額が拡声器を通して読み上げられる。それは当事者はもちろん、参加した観衆の最大の関心事であった。集まった金額が前に踊ったグループより多いと、参加者の親族は喜び、各グループは寄付の金額を競い合う。コンセティの会場の片隅にはカラブが開かれ、FWC の牧師長をはじめ、村のチーフとトーキング・チーフ、政府代理人、村長、H 高校の校長らが踊りを見ながらカヴァを飲み、その場で寄付金を出し合った。

(3) ミシナレへの参加

カボチャの収穫と出荷が終わると、Oh 村では毎年 11 月の最終週の土曜日に行われる FWC の大規模な寄付集め（ミシナレ *misinale*、英語の missionary に由来）の準備に入る。村で最多の信徒数をもつ FWC のミシナレには、信徒ではない他の宗派の村人も村全体が親族関係にあるため、何らかの形でミシナレに関わることになる。「お金がないからミシナレにいかない」と他村のミシナレへの出席を避けた夫人のもとにも、ミシナレの手伝いに出かけた家族が持ち帰った料理と、知人の牧師夫人が牧師に贈られた料理の一部（ブタの丸焼き、ブタ（大）の半身、魚のパイ、魚のホイル包み焼き）が届いたほど、教会の宗派や村を越えて、島民の間で料理が行き交う。

ミシナレへ参加することは、信徒にとっての義務意外にどういった意味をもつのだろうか。例えば、Oh 村よりも一ヶ月早く Tu 村で行われたミシナレでは、在村するミシナレのグループとは別に、Tu 村にアピ・コロ（宅地用の割当地）を持つ Oh 村の V 家が寄付（500 パアング）を行った。このことは、その村に居住しないで土地を持つ者が寄付を行うことで、その村と個人の関係性を公に再確認する場となっている。また、ミシナレの手伝いに他村や他島に出かける若者にとっては、島内での婚姻が困難となった現在、親族関係者以外の結婚相手を見つける機会ともなっている。

事例 Oh 村の村人のミシナレの準備

Oh 村の自由ウェズリアン教会は、ミシナレのために親族集団（カインガ *kainga*）と居住区を 9 つのグループに分けている。各グループの長は、村のチーフ、トーキング・チーフ（マタプレ）、教会の役職者が務めている。話し合いの結果、グループ内の 2 世帯が一組となって料理（子ブタの丸焼きと 2~3 種類のおかず）を用意することになった。これに伴い信徒の中には、ミシナレが終わった宗派の知人や隣村の村人から子ブタを買い取り、ある信徒はウム料理の準備に隣村の親族の畑まで行き、切り出した木片を荷台に積み込んだ。またある女性信徒は、ミシナレの寄付金に宛てるために長さ約 50 メートルの樹皮布を 1,500 パアングで友人に売った（通常 1,000 パアングで買い取りが行われる）。またある信徒は、村のカラブにカヴァを持ち込み現金化した。また別の信者は、海外に移住した家族にミシナレ用の送金を頼み、島の卸売り会社（TCF）や開発銀行（TDB）の窓口で送金を受け取っていた。

信徒宅の軒先には、色とりどりの風船やクリスマスのイルミネーションが飾り付けられ、祭りムードに染まる。ミシナレの祝宴を飾る大量の料理の準備をするために、ミシナレ前日になると、夫人らは早朝の

船でトンガタブ島にある首都の市場に菓子、果物、野菜を買いに出かける。島で購入するよりも安く手に入れることが出来るからである。

ミシナレの前日（金曜日）グループ長宅に信徒が寄付金を持ち寄った。各グループは小グループに分かれており、この前日（木曜日）に小グループ単位で寄付金の持ち寄りを行っていた。その年（2001年）のミシナレの総代表者（セア *Sea*）を務めたグループ長の3つの小グループでは、最低3,000パアンガ以上の金額を目標にしており、総額は13,700パアンガであった（表58）。各家から寄付金が提出されると、彼らの喜びを表して缶や戸が信徒によって叩かれた。この祝いの合図は、他の8つのグループも同様に行われた。車のクラクション、歌声、鐘の音が村を包むと、祭りムードが一機に高まる。

11月第四土曜日、午前11時から教会の礼拝所で始まったミシナレは、各家の金額が礼拝所に集まった人々の前で読み上げられた。教会内には合唱に訪れたニウア地区の聖歌隊が中央に座を占め、各グループが寄付を行う。樹皮布とゴザの上に小切手の入った封筒をのせた代表の女性を先頭に、その後を婦人ばかり5人のメンバーが続く。参加した会計係と各牧師には、持ち帰り用の料理の入ったバスケット（カト、*kato*）が用意された。この当日に行われる寄付（ファカパレ *fakapale*）は、その場で行われ、会場の参加者に小さなカゴを回す。青年部は、既に8月のクラブで集まった現金をこのミシナレに寄付した。

午後2時、参加者の一行は、祝宴（カイポーラ *kai pola*）の席につく。テーブル（ポーラ *pola*）には子豚の丸焼き、小皿料理、果物、菓子が飾り付けられていた。これを食べながら、村のチーフ、牧師、牧師長の祝いのスピーチが行われた。午後4時、家路につく主賓たちに土産用の料理が贈呈され、その後、若者、子供、婦人がようやく料理の並んだ席につき食べ始める。グループの間で料理が交換され、家に料理を持ち帰る人々で会場は一時騒然となる。

信徒から集められたミシナレの用途は、A～Eまでの教会ごとにつけられた格付けによって決められている（表59）。エウア島でAランクの村とその信徒数は、Oh（418人）、AnとFu（220人）、PeとTo村（232人）である。教会のランクは信徒数の多さではなく、過去5年間の各教会のミシナレの総額の平均と寄付能力を予想して格付けされる。各年の金額が変化すればランクは変わる。例えば、Mu村のFWCは2000年までCランクであったが2001年に礼拝所の建設資金が必要となったため、Eランクに下がった。これは、ミシナレから諸経費を差し引いた残金が、できるだけ多く村の教会に残るように便宜が図られたことを意味する。表60で示すように、Oh村のFWCの総信徒数（子供から老人まで）は418人で、信徒一人あたり39パアンガが集められる。表中の から ～ とエウア地区の雑費（ウェズリアン系H高校、自動車等の計14.65パアンガ）がFWCの事務局に納められ、差し引いた残金が地元の教会で使える金額となる。2000年から2002年までの3年間に、全トンガのFWCから集まった寄付金は、首都のFWC事務所の建設費用の借金返済に充てられた。しかし、FWC本部の建設費用の返済が2002年で完済することで、Oh村のFWCは、礼拝所など施設の建て替えを決めた。2003年からOh村のFWCはより積極的に寄付金を集め、村のFWCの代表団がニュージーランドとオーストラリアのトンガ人コミュニティへ出かけ、資金集めの

コンセティヤカラブを行った。これに伴い、2003年以降のミシナレは、「教会建設のためにも無駄な出費を避ける」という牧師長の提案によって会合後の盛大な祝宴を中止している。

これらの事例からは、以下の4点が指摘できる。第一に、信徒宅1世帯あたりの支出では、教会行事での食事の用意や献金など教会に使用される現金支出が、各家庭の支出の約3分の1を占めていること(表61、図20、21)¹²⁾。第二に、毎年増加するミシナレ額(図22)を支えるために、教会は組織的に信徒のグループ分けを行い、前年を上回る寄付を義務付けていることである。信徒は教会への支出を海外からの送金に頼み、換金作物(タロイモ、ヤムイモ、カヴァ、サツマイモ、カボチャ)を積極的に売る。こうして教会は村人から巨額の献金という富の吸収を行うことで成長し続ける。

第三に、教会行事に伴うルクルクと日曜日に開かれるファカアフェ、そして村をあげて行われるミシナレは、信徒全体の相互扶助の場である。参加者も不参加者も何らかの形で、豪華な料理を口にすることが可能となるためである。特にミシナレは、1年で最も盛大に行われる村の祭りであり、大規模な相互扶助の場である。さらに村と教会が行う寄付集めに対しては、個人は二重の支出を回避するために、村で行われた寄付(32回)のなかでは教会への寄付を優先している(図23、24)。(実際に寄付に参加したのは28回、そのうち教会は23回で、村へは5回)。その内訳は、年1回のファカアフェ、年に2回の聖書の学習会(アピタンガ *'apitanga*)へのルクルク、年4回の四半期の会合(クアタ *kuata*)での寄付、年1回のミシナレとその後の大宴会への料理の持ち寄りである。例外的に、ファカアフェの祝宴を行わない家もある。ファカアフェ予定日の1週間前に中止を決めたL宅では、未調理の材料を入れたバスケットを牧師長に届けた。他にも2世帯が同じようにファカアフェを行わず、バスケットを牧師長に送った。ファカアフェを行わないと、他の信徒に陰口(ラウラウ *laulau*)をたたかれるが、祝宴を開くだけの現金が用意できないため仕方がなかったのである。

信徒の女性は、教会の行事で料理を用意するファカアフェとルクルクの度重なる準備が、寄付金のように直接教会へ捧げられるものでなく、参加者の胃袋へと消えてしまうことへの不条理さを感じてか「モレ・パアンガ(*mole pa'anga*、お金の無駄遣い)で、浪費が多いし、食べてしまったら、終わりにすぎない」という。これに対して、教会幹部は信徒が集団で行う持ち寄りや祝宴の分担は信徒間の絆を深めるものであると説く。

4-4 小括

教会と国家(トンガの場合、王国)には、その均衡性を考慮に入れるならば、同一の社会統制・規制のメカニズムが認められている[バランディエ 1971:168]。建国当時から政教一致の国づくりの中心を担ってきた王所属の教会である自由ウェズリアン教会は、近年、他宗派への移動者の増加によってその権威が以前ほど磐石ではなくなりつつある。しかしそれでも現時点で、最大宗派であり、現国王の権威と連動している。

土地制度においては、所属教会の借地を優先的に行う聖職者兼役人の事例が示すように、教会側も土地を財・力として必要とし、土地制度の運営・存続に影響を与えている。

教会の介入と定着による人々の日常生活の様々な変化の 1 つめは、従来の任意の共同作業集団が、宗派別の信徒グループのメンバーによって構成される傾向がつよいことと、教会信徒による教会の農業用用地の利用形態である。このなかには、

- ・ 教会の信徒グループによる作業集団が、教会が農業用に借地した広大な土地を利用し、教会のための作物栽培を行う場合と、
- ・ 一部の信徒に限定されたグループが、ある村人に借地料を支払い期限付きで借地し、そのグループのメンバーが共同で畑として利用する場合

という 2 つの利用形態が認められた（図 25）。

ウェズリアン系のどの宗派も類似したグループ構成をしており、最大派閥の FWC の事例をとれば、前者が教会の全信徒にとっての共有地であるならば、後者はグループのメンバー（図 25 の A）の教会信徒に限られた共有地といえる。教会が政府から借地する農地が信者の共有地としての公有性を持つことと比べると、使用者の限られる共有地の設営は、第 3 章のカボチャ栽培にみられた企業的農業の流行に対抗する形で現れた、教会の平等主義にもとづく信徒による共同管理を喚起する。

こうした教会を介した土地利用は、先行研究では見られなかった新しい現象である。またそれは、第 3 章に述べた個人の農地の確保の際に、土地制度のもとで割当地の確保が出来なかった者や移入者に大きな影響を及ぼしている。

一方、FWC の信徒グループ A による共有地以外での借地とその活動は、そのメンバーから漏れた者にとって、FWC 教会内部の特権的な階層とその権威を示すものとして受け取られる（図 25）。そしてそれは、異宗派で構成される男性グループ（第 3 章の「ハイランダー」の事例）や教会グループでゴザ網みを行わない女性グループ（教会グループでゴザ網みを行わない事例）となって表出する。

これらは、トンガの土地制度史において大きな意味と役割をもってきた宗教との関係を脱しようとするものであるといえる。つまり、個人が土地を確保する際の選択肢として、親族集団を核とした土地の獲得と利用に加え、教会を軸として構成されるグループと脱教会グループへの参加という二つの流れが生まれている。

教会の介入による変化の 2 つめは、ウェズリアン教会の特徴である聖餐式の回数の高さや、メソジスト的な聖餐が、本来の相互扶助に結びつく形で人々の生活に定着したことである。オセアニアの島嶼地域で頻繁に行われる共食や祝宴の機会は、島という資源の限られた環境における人々の相互扶助であるといわれる[風間 2003]。トンガの場合は、教会への多額の支出と献金が盛んに行われ、それは出稼ぎ者の送金や換金作物栽培によって成立しており、教会による富の吸収は農民レベルでの富の蓄積につながらない。

3 つめは、人々の関心と選択は教会へ一層傾斜していることである。それは、島民の忠誠

を伴う義務（ファトンギア *fatongia*）が王権よりも教会へ注がれていることから明らかである[森本 2005]。エウア島に王が来島した夜に島をあげて開かれたカラブは、王のためでなく、教会の寄付金集めのためであった。カラブが開かれた会場のホールには、王と共に来島したトンガタブ島のノーペレ、チーフ、そしてトーキング・チーフたちが顔を揃え、彼らはエウア島のチーフや教会の聖職者が座る輪に加わりカヴァを飲んだ。この光景を村人の多くは、「来客からの寄付金に加わることで、集まる額は高くなるからいいことだ」という喜びに満ちた語りがなされた。人々の伝統的な慣行としての王に対するファトンギアは非日常的な機会となり、王の不在が日常的である現代のエウア島の人々にとって、日常的な教会への貢献が優先する。トンガの人々は教会を自分たちの行動を規定する重要なものであると認識している。そうした認識が近代化の中で起こっている諸現象（移民流出、換金作物栽培）の背景にある人々の行動の源（起動力）にあると考えられる。

教会の介入が土地制度の存続や利用にもたらした影響という点では、土地制度の導入が平民をそれまでのチーフへの義務から解放したというよりも、キリスト教の定着によって、平民の価値観が伝統的な社会体系の下で維持されてきたものと、教会の道德観へと転換されたものとの両方に置かれるようになったと考えられるべきである。教会の定着による影響から、平民の行う教会への奉仕は、かつてのトゥポウ 1 世の改革以前の伝統的なチーフへの貢献に加えて行われることになった二重の貢献行為に過ぎない。従って、伝統的な作業集団が教会信徒で再編成され、人々の教会活動が献金捻出のための換金作物栽培と信徒集団による借地などの新たな枠組みへの変化は、人々の宗教的行為の形式の変化に過ぎず、従来の伝統的なチーフのもとで行われていた奉仕のあり方と変わらないのである。

第 5 章 土地制度と社会変動：平民層の新たな動向

本章では、1970 年代以降の出来事を中心に事例をとりあげて、近年のエウア島の平民層の土地をめぐる紛争の解決手段とその選択、土地をめぐる戦略を明らかにする。

5-1 エウア島民の土地認識の変化と登記への新たな動き

1960 年代以前から、エウア島に居住する島民（エウア地区の村人）は、過去約 40 年の間につぎの から にあげたような出来事を経験してきた。これらの出来事は、エウア島の平民の間に土地に関する認識の変化をおこし、割当地（アピ・コロとアピ・トゥクハウ）の保有者には土地登記を促す結果となった（図 25）。

島の人口増加

- ・1956 年 ニウア地方の火山噴火による強制移住者の大量移入と開村
- ・1968 年 王による石油採掘調査の開始と Ta 村の開村

1960 年代のエウア島全体のトフィアを含む区画整理¹⁾と割当地の再分割

貨幣経済の影響

- ・1970 年代以降 農業用の新たな土地を求めて他島から来島する移住者の増加
- ・1990 年代以降 換金作物（バナナ、カボチャ）栽培者の増加

土地を抵当権に入れる者の増加

国立公園の設置（1992 年）

王妃のカボチャ栽培への参加と王族の土地の占有（2001 年）

上記 ~ に憂慮した村長や地区長による村人への土地登記の促し（2002 年）

このうち 、 、 については第 3 章に述べたとおりであり、ここでは と を、次項では を説明する。

(1) 国立公園内の割当地（ ）

エウア島で新規に土地を入手するには、村長と政府代表の承諾を得たうえで、国土資源省の大臣の認可が必要である。第 3 章であげたように、エウア島で割当地を持たない者が土地の使用権を確保するには、エウア島出身者と婚姻関係を結びその親族の土地を利用するか、所属教会の借地で他の信者と共同で耕作するか、割当地の保有者から個人または信者仲間と借地するかいずれかの方法を取ってきた。これは、現在の政府代表 H.T. 氏も例外ではない。トンガタブ島出身の政府代表 H.T. 氏は、「トンガでは土地は複雑な問題だ。私の役目は、大臣（国土資源省）の判断が下るまで村人に土地の使用を待つように伝えることだ」という。他島より比較的土地の使用に余裕があるとされていたエウア島でも、近年土地不足になりつつある。

こうした状況に加えて、国土資源省の土地政策は、3年毎の大臣の任期交代に左右されがちである。例えば、国立公園内に割当地を割当てられた農民は、大臣が交代したことによって一度割り当てられた土地の立ち退きを余儀なくされている。

1992年に設置されたエウア国立公園（Eua National Park）は、火山島に現存する貴重な植生の保護を目的として制定された。その管理と運営はニュージーランド政府の援助によって行われ、観光プロジェクト（エコツーリズム）、国立公園祭（毎年主催し首都からチャーター船に観光客を乗せてエコツアーを行う）が行われている²⁾。

国立公園の敷地の拡大とそれに伴う公園内の耕地の移動は、エウア島の水事情に大きく関係していた。島民の飲料水は、大半の世帯に設置されている天水の貯水タンクに依存している³⁾。国立公園区域内には、生活用（飲料用を除く）の水源が存在するが、雨が降ると土砂が流出し、送水管を詰まらせ水が濁る。このためエウア島の資金援助を行うニュージーランド政府は、新しい給水機の設置を計画した。

この計画の開始に伴い、政府は水源付近の約50箇所の（課税用）割当地の移動をその保有者に要求した。国立公園の設置以前に前国土資源省大臣によって許可が出された割当地の保有者は、国立公園祭の実行委員会と観光委員会のメンバーを務めるエウア島の政府代表、地区長、村長、政府機関の役人から、立ち退きをせまられることになった。

国土資源省と開発プロジェクトの実行委員は、これら割当地の保有者に代替地を用意して移動を求めているが、財政難からその用意と既に畑に植えつけられた作物の査定と支払いは立ち遅れている。国土資源省は2001年新大臣の着任を機に測量チームをエウア島に送り、森を切り開いて新たな道作りを行い、国立公園の境界線の再確定に着手した。測量の済んだ土地には四隅に縦横15センチのブロックが置かれた。割当地制度下で正当な土地の確保を得た割当地の保有者は、国立公園の運営と島民の生活水の確保を優先する政府によって翻弄されている。

(2) 村長や地区長による登記の促進（ ）

政府代表H.T.氏は、「トフィアでは、公に土地の借地もできないし登記も行われることが少ない。エウア島に限らずトンガは明らかに土地が不足している。多くの人々がトンガタブ島へ、そして海外へ出て行き、その10年後、彼らの土地には、村長や国土資源省が認めた新しい土地の保持者が住んでいる。だから以前の所持者との間で問題が起こる」という。

2001年2月村会議を前に開かれた連絡会では、政府代理人H.T.氏が前任の大臣が割当許可を行ったPa村の借地が問題になっていると告げ、各村での割当地の登記の徹底を呼びかけた。この背景には、この前日に、新たな土地の登記申請が出されている村の村長宅を、国土資源省の役人が訪れたことが影響していた。この役人は、この村内の土地（2ヶ所）に関して、実際の土地使用について村長に事実確認を行った。また同様の件で他の村の土地を数件視察した。役人の視察対象となった土地はいずれも宅地であるが、丁度この時期は、

農民たちがその年に植えるカボチャ栽培の契約を業者との間に結ぶ時期でもあり、カボチャをはじめ換金作物の栽培を行う土地を求めて、エウア島の土地を申請する者は後をたたない。

10 月末の連絡会では、「ニウア」地区の村長が、村内の宅地（アピ・コロ）の登記が全て完了したことを報告した。また数日後には、「只今、アピ・コロの借料の未払いの物件を整理中であるので、未払いの者は支払いを行うように。海外にいるものにも連絡をとるように」とラジオで政府のアナウンスが流れた。政府代理人 H.T.氏は、11 月の「エウア」地区の Oh 村の村会議に参加して次のように言った。

「トフィアの山（フンガ・フォヌア）で金が発掘されたため、今後皇太子もしくは政府が採掘を行うかもしれない。このために土地を使うようであれば、我々は（有無を言わず）移動しなければならず、今使用している土地から締め出されることになる。1ヶ月前には、ウタ（畑）の開墾に伴う火事が起こり、王妃の松林の一部が焼けるという騒ぎもあった。野焼きをする時は十分に注意をすることも忘れないように。また、他島の多くの者たちがエウア島に住みたがっている。だからこそ各自が登記を確実にするように」

図 26 で示すように、トフィアの Ho 村では、割当地の登記が 1960 年代に盛んに行われた。これは、1960 年代、ニウアフォオウ島からの移住者とニウアの村の開村、トフィアでの石油の発見と王による試掘、そしてトンガタブ島から王の村の人々がエウア島に渡り開村したことに伴ったものであった。エウア地区の島民にとって、今後行われる金の試掘で、政府と王族が立ち退きを要求すれば、それを拒否できないことは分かっていた。エウア地区の地区長は、この村会議で、国立公園内の畑は禁止されていること、土地の登記料金が来年から 0.8 パアングから 5 パアング値上げされるので登記料が安いうちに登記を行うようになどを話した。これに続いて村長は、宅地はもちろん農地は特に登記を怠ることのないようにと繰り返した。このように、国立公園の農民の土地使用を黙認していた村長と地区長が、村会議で村民に割当地の登記を徹底せざるを得なくなるほど、エウア島のトフィアと政府地に対する島民の土地認識に変化が求められている。

5-2 平民の土地への執着と修正

5-2-1 王族との新たな関係

(1) 王妃のカボチャ栽培への参加と農民の反応（前節の ）

第 3 章でとりあげた平民の間のカボチャ栽培の流行は、エウア島をカボチャの栽培地に利用しようとする王族の新たな動きを生んでいる。

2001 年 5 月、首都から王妃（Queen Halaevalu Mataáho）の乗った飛行機がエウア島に到

着した。これを政府代表とその妻、トンガタブ島からこのために来島した 2 人のトーキング・チーフが出迎えた。政府代表の夫人によると、王妃はトフィアにある松林とコーヒー栽培の視察と休養のために来島したという。しかし、村人の間では、王妃はカボチャを作りに来たという噂が既に広まっていた。王妃の到着によって、ハリケーンで壊れた発電機が直り、数ヶ月間停電が続いていた村は徐々に明かりを取り戻した。滞在中の王妃の下には、トフィアのHo村を中心に用意された献上用のバスケットが届いた⁴⁾。パレスに隣接するトフィアのTa村の夫人 19 人は、王妃が首都から持ち込んだ樹皮布の材料となるカジノキ 260 本（20 本入りを 10 束と 10 本入りを 6 束）で樹皮布作りを行った。Ta村の夫人によると、王妃のための樹皮布作りは、1998 年以來の出来事であるという。夫人たちは、王妃が帰島するまでに樹皮布を作った⁵⁾。

それから 2 週間後、王妃が再びエウア島に来島した。この時には、王と王妃が所属する自由ウェズリアン教会の夫人信徒たちがパレスを訪れ、王妃のために礼拝を行った。自由参加と言われていたが、詰め掛けた夫人たちでパレスの一室が満員になった。王妃の再来島で、王妃自身がパレスの裏地でカボチャ栽培を行うという噂は事実となった。この王妃のカボチャ栽培は、数年前から王に取り入り、トフィア内にある広大な土地の使用許可を得ていたカボチャの輸出業者の代表が協力して行ったものだった。

王妃はカボチャ栽培の労働力として島の刑務所の服役者を使って土を耕起させ、栽培が行われるパレスの周辺をブタや人が入らないように、鉄製のフェンスと鍵付きの門を設置した。この設置によって、それまで村人が利用していた道は通行禁止となり、人々は海岸沿いの舗装道路へ迂回しなくてはならなくなった。その後も、王妃はカボチャの播種、収穫の視察に度々エウア島を訪れた。10 月には王妃の見守るなか、首都からこの日のために来島したトンガ軍の兵士たち、および T 業者代表の呼びかけで T 業者に加盟する一部の農家や、村長が参加して、6 エーカーの敷地に育ったカボチャを 1 日で収穫を終えた。この日の王妃のカボチャの収穫は、夜のニュースで国中に伝えられた。

王妃のカボチャ栽培に対して、島民の反応は様々であった。第一に王妃のカボチャ栽培に対する生産農家の苦情である。カボチャの生産農家は、キロ当たり 50 セントと見込まれていたカボチャを、「王妃のカボチャは、2 パアングにはなる」と皮肉る者さえいた。それは、収穫された王妃のカボチャがどの生産者よりも先に出荷されたからであった。トンガの気候条件から生産者の間では、収穫したカボチャは傷みやすく、腐り始める前に一日でも早く出荷することが望まれていたからである。このため 1 隻目の出荷を生産農家の誰もが希望していた。明日にでも船にきて欲しいと願う出荷待ちの農家を尻目に、王妃のカボチャの出荷を優先的に行う業者に苦情が集中したのである。

第二に、エウア島の人民代表の国会議員による公の場での苦情の申し立てである。6 月の国会で、エウア島選出の人民代表議員が、エウア島の居住地域の周辺で化学薬品を使うカボチャ栽培を法律で規制すべきだと提案した。人民代表議員は、同様の化学薬品の使用で

過去に数人が亡くなっているという事実を出しながら、エウア島の 2 村を対象地として名指した。これは王妃のカボチャ栽培を支援する T 業者代表に対する、村人の苦情を公に示すこととなった。

(2) 政府地への皇太子の会社の進出

2002 年 9 月エウア島に新設された携帯電話会社の開業式が行われた。この式には、会社を所有経営する皇太子が来島した⁶⁾。皇太子とその一行は、0h村にある土地を、同じく皇太子の経営する電気会社の事務所の建設予定地として視察した。

予定地の西側に隣接する土地には、L 夫人が住んでいる。L 夫人もその母も 1 人娘であった。L 夫人の祖父は、自分の兄弟の息子を養子にした。養子になった男性は、その当時政府代表を務めていた T.M. 氏に口約束で土地を与えたが、この土地が予定地となった(図 27)。L 夫人は、「この一帯は私のカインガ(親族)の土地である。エウア島に親戚がいなかった政府代表 T.M. 氏の頼み(コレ kole)で、家族は T.M. 氏に土地を分け与えた」という。

T.M. 氏はエウア島の政府代表を退職後トンガタブ島に帰島し、この土地について借地登記を行った(表 62)。T.M. 氏の死後、息子への相続手続きは行われておらず、借地は 1996 年で期限切れとなって政府地に戻された。皇太子は以前から好立地であるこの空地进行を国土資源省に問合わせていた。

L 夫人は T.M. 氏のことを「シアナ・カーカー(うそつきの男)、本来なら自分の家族や親族が使う土地なのに」という。その言葉の背景には、自分の子供たちが住む土地が思うように手に入らない苛立ちがあった。現在、L 夫人の住む土地の相続権は、ニュージーランドに住む長男が持つ。L 宅の建て替えは、他村に借り住まいをしていた娘夫婦が転居し、新たにローンを組んで行うという。娘婿はトンガタブ島出身であるが末っ子であるため実家に一部の土地しか持っていない。娘婿は、「ニュージーランドにでも行って住むしかないのか。それでもトンガタブ島よりはエウア島に住みたい。ここなら十分な畑(ウタ)もあるから。姉夫妻が住むトフィアの Ta 村にも問い合わせたが、もう土地はないといわれた」という(次男もニュージーランドに、三男は L 夫人の父の残したもう一つの土地を相続する予定である)。L 夫人宅の人々の思いとは別に、隣の土地は皇太子の事業のためにあつげなく再登記が行われた。

(3) 王族の介入によるトフィアの村の登記(Ta 村の自衛手段)

トフィアにある Ta 村で、村の裏にある未開墾の土地に、2002 年 Ta 村の FWC 信徒グループが新たに土地を開墾してイモ類の植え付けを行った。この背景には、同年村の西側に隣接するパン工場⁷⁾の敷地の拡大計画があった。

パン工場の誘致は 2000 年に王族の許可によって行われた。この工場と Ta 村との境界は金網のフェンスで仕切られていた。しかし、この工場敷地の拡大計画が、工場との境目付近

にあるTa村の裏の未開墾地を対象にしているという噂がTa村に広まった。これに危機感を抱いた村人が集まり、土地の利用を検討した。その結果、トフィアの土地管理者で王の秘書であるノーペレAh氏に対して、Ta村のFWC信徒グループが教会用のイモ類の植え付けのために新たに土地を開墾することを申し入れたのである⁸⁾。

他村には、村の教会が農地として借地する土地が存在する。こうした借地では、信徒グループが教会行事で必要となる作物を栽培している(第3章、第4章)。Ta村の村人は、これを真似て、トフィア内での土地の使用許可を申請したのである。このイモの植え付けは、村人による自衛手段であった。王の使用許可はすぐに下り、Ta村の村人はパン工場敷地の拡大から土地を確保することができ胸をなで下ろした。その後、村人は土地を開墾し、教会の行事に必要なイモ類と樹皮布の原料となるヒアポの植え付けを行った。ただし、この植え付けには、28世帯が参加し、不参加の数世帯にはチーフとトーキング・チーフが含まれていた。参加は、村の全世帯に強制された訳ではなく自由参加で行われた。

このように、王族の影響力が強いトフィアに暮らす村人は、それまで必要としなかった土地に対する法的な登記や借地を自衛手段として使い、王族の介入から土地を守るための戦略として「教会」の活動という名目でこれに対抗したのである。

5-2-2 教会との新たな関係

トンガでは、教会に対する人々の敬意は絶大で、キリスト教の価値観を第一に優先する。こうした日常的価値観のもとで、信者が所属する教会に楯突くことはタブーであるとされている。次の事例は、この教会へのタブーを犯した信徒とそれに対する教会幹部と他の信徒の反応である。この事例から、教会の土地が可視化する教会権威、村人の土地への執着のありさま、教会と信徒の間の問題の修正の行われ方が明らかにされる。

事例 FWC教会を相手にした土地の採め事(政府地 Oh村の事例)(図28)

2001年10月Oh村に住むA氏が、FWC教会に父の代に教会との間で交換した土地Z(約347.94平方メートル)と現在教会に隣接する土地Yとの交換を申し出た⁹⁾。

これを受けてFWC教会のエウア島牧師長は、首都のFWC本部事務所から教会の土地管理を専門に行う担当者¹⁰⁾を島に呼んだ。牧師長宅では、牧師長、土地担当者、Oh村FWC教会幹部信徒数人、そしてA氏が集まり話し合いが行われた。

A氏の要求に対してFWCの土地担当人は、持参したFWCの借地の地籍図を示しながら、交換済みの土地は既に教会の借地として登記されており、土地の拡大も困難だと説明した。しかし、A氏はこれに応じず、話し合いは1時間以上に及んだが教会側とA氏の意見は合意に至らなかった。

牧師長は、礼拝後に村のFWCの運営部門タラシティ(*talasiti* 英語のtrusteeに由来)の信徒による会合を開いて検討することを提案した。礼拝後、タラシティの話し合いが始まった。参加者は、牧師長、女性牧師Me、教会秘書、村長、教会世話係り、2002年からエウア島の土地裁判意見人を務めるSa氏を含む、

合計 23 人であった。牧師長の事情説明の後、0 村の「土地を世話するチーフ」(ホウエイキ・タウフィ・フォヌア、*Hou'eiki tauhi fonua*) の MT 氏が口火をきって、意見を述べた。

「土地を世話するチーフ」MT 氏：私はこの土地の交換が行われた当時、0 村の教会の用途係りであった。A 氏の教会に対しての申し出は、信者として為すべき行為ではない。我々はこの件を無視して問題はないと強く主張する。教会は交換時に A 宅に 300 パアンガを既に支払っており、土地には印となる石も置かれている。

村に住む王族の血縁者 Ta 氏：私も MT 氏に賛成だ。A 氏の方が悪い。

「土地を世話するチーフ」Ma 氏：そうはいつでも、A 氏が長い間住んできたのだから、教会側が彼の主張を聞いて、彼の納得ゆく処置をすべきではないか。拡大したいのならそうすべきだ。

土地裁判意見人 Sa 氏：今の A 氏の土地の広さが交換前の広さと同じになるように拡大すればいい。

タラシティの会合は 3 時間にも及んだ。参加者の意見は、教会に直訴した A 氏の主張と行為を強く非難しながら、A 氏の申し出を無視するか、申し出に応じて土地を拡大するかに分かれた。

結局、土地を再測量し、交換前の面積に相当する広さの土地に拡大することが決まり、後日 A 氏名義で国土資源省に登録することに決着した。結局、教会は A 宅に隣接するもう一つの教会の借地（青年部牧師の居住用借地）の一部分を測量し、A 宅分として再登記することを決めた。騒動から 3 ヶ月後、国土資源省の役人が A 宅を測量し、新たな境界線が引かれた。拡大された土地は、4 平方メートルに過ぎず、当初要求した面積の 87 分の 1 に過ぎなかった。これは、この騒動で A 氏が村人からうけた非難には、到底相当するものではなかった。

長年、教会の世話役を務める従順な信徒であった A 氏による突然の土地の要求には、企業家（換金作物で利益を上げる他島からの移住者）の存在が大きく影響していた。過去 23 年間、自分の家の地籍の有無さえも知らなかった A 氏が、急に所属教会（FWC）に対して土地を問題にしたのは、A 氏の妹と結婚した企業家の存在があった。10 年前にエウア島へ移住したこの企業家は、義理の兄となった A 氏に、家を抵当に銀行から現金を借りること、教会との間で交換された土地の再交換を要求すること、その土地にモーター（宿泊所）を建設することを提案していた。企業家は、自らの成功の証として村に貨幣価値のある土地を持つことを望んでいたのである。

また、教会という宗教的権威へのタブーを犯した A 氏への村人の非難は、信徒としての A 氏への非難と彼を後押しした企業家への不満と本音を浮き彫りにした。A 氏のような教会への土地要求は、エウア島ではめったに起こらないため（首都で開かれる土地裁判では稀に見られる）たちまち村人の噂となって島中に広がり、A 氏の教会に対する言動をめぐって、村人の中でさまざまな意見が交わされた。例えば、エウア島の FWC の牧師長は信徒に対し

て、「A 氏の父が教会との間で行った土地の交換は、信徒として価値あることで、その点においては A 氏一家に感謝すべきだ」と言った。一方、O 村の FWC 信徒の年配者を中心に「そうした教会への行いは信者なら当たり前の行為で、今更教会相手に土地のことをいい出すのは信徒として恥ずべきことだ」という意見が大半を占めた。また、ある村人はこの出来事を「ファカ・クイニ (*Faka-kuini* = 王妃のように) でマヌマヌ (*manumamu* = 執着心があり手に入れたがる) だ」といった。この表現には、エウア島で王妃が始めたカボチャ栽培とそれに協力した他島出身の企業家 (A 氏の妹と結婚) に対する村人の不満が含まれていた。

また、タラシティの一員でもある村長の見解は、A 氏が交換を求めた礼拝所が建つ土地は、元々 B 氏の土地で A 氏の父のものではないと主張した¹¹⁾。その理由は、A 氏の祖先はエウア島の南部に位置するアタ島 (トンガタブ島の北西のアタ島とは異なる) 出身で、B 氏の親戚でもなければ正式な相続人でもないからで、ココナツ 1 個が 1 パアングだった時代に、A 氏の父は FWC から交換時に現金 300 パアングを受領済みで、A 氏の父は十分に利益を得ているという。村長は、「B 氏の親族が教会に対して土地の権利を主張するならわかるが、A 氏の要求は問題外だ」といった。それは、旧住民の新住民に対する土地を介した価値観を反映している。

この騒動で、教会は教会専属の土地担当人と村の教会の上層部という二重の判断基準を設け対処し、最終的なこの揉め事の処理は村の信徒が組織するタラシティの判断に一任した。タラシティの発言者は、「土地を世話するチーフ」、王族の血縁者をはじめとする信徒内部の上層部であり、その発言には「在地の論理」といわれる村社会の基盤となる規則や慣習が反映され、判断の決め手となった。土地裁判に持ち込まれることはなかったが、タラシティの決定が騒動の終止符を打つことになった時点で、事実上の土地裁判に相当した。

「土地を世話するチーフ」は、村の親族集団 (カインガ *kainga*) の長 (ウルイ・カインガ *ului kainga*) で、教会が効果的な献金集めや活動目的で組織するグループの長も兼任する。信徒にとって、「土地を世話するチーフ」の発言は、牧師長もしくはそれ以上に重みをもっていた。「土地を世話するチーフ」は、キリスト教の定着によって土着的な信仰形態の要素が失われてしまった現代のトンガ社会において、かつての伝統的なチーフが保持していた政治的権威の存続と宗教(教会)権威との融合の担い手である。つまり、この事例にみるような平民層の信徒の語りは、彼らの土地に対する価値観の表れであり、村の慣習的な規範と教会がもたらした価値観とのもつれあいを示している。

5-2-3 1970 年代以降の土地裁判の場合

トンガの平民層の村人が原告もしくは被告となった土地裁判の訴訟件数は、非常に少ない。この要因として幾つか考えられる。第一に、裁判の前段階での事前の話し合いによって、判事が裁判をしないという判断を下すことが多いことである。法務省の年次報告書によると、1970 年代以降の土地裁判件数は、首都でもエウア島のような離島でも、公判での

審議数は申し出件数を大きく下回っている（表 63、図 29）。つまり、案件の協議は盛んに行われるが、協議後に行われる裁判は著しく減少している。これは、裁判を開くかどうかを検討する事前の話し合い（審尋）が、判事、原告、被告の三者を交えて非公開で行われるためである。ここでは、法による明確な定義づけが行われる。この時点で原告の訴えが判事の説得力を持って審議の対象にならないと判断されたり、原告の訴えた被告が審尋を拒否したり、欠席したりして審議不可能と判事が判断すれば裁判は行われない。

第二に、原告自身に多くの忍耐と費用が必要とされることである。審議が予定されていても、当日欠席したり、弁護士に支払う費用をはじめとする裁判にかかる諸費用が工面できず、被告が審議の継続をあきらめてしまう。また、審議が行われたとしても、被告や証人の不在のため、予定されていた裁判の審議が行えず、延期を繰り返す。これが調停や係争中の件数となる。途中閉鎖となるのは、本来土地に関する裁判の審議が、裁判中の証人によって行われる事実確認によって、その内容が民事にあたる場合、土地裁判よりも民事裁判で審議される必要があるからである。

離島の場合、申請件数が少なければ、その年は開廷されないこともある。事前の協議で確認されても、ひとたび裁判が始まれば、一度の審議では判決が出ないため、裁判を起こした原告は、多額の弁護士費用と裁判の諸費用の負担、そして途中でしびれを切らしてやめないという気の長さが必要になる。図 30 は、2001 年と 2002 年に土地裁判所に持ち込まれた案件に関するものである。こうした、裁判にかかる心構えのために、審議の判事、原告、被告の三者間で協議の場がもたれるのである。

第三に、土地法によって土地に対する権限の所在は、国土資源省の大臣にあると規定されているためである。例えば、教会を相手に開かれる裁判は、教会の土地担当人が腕利きの弁護士と共に登場し、慣れた口調で「それは国土資源省の大臣が許可をだしたものですから」といって訴えを跳ね除ける。国土資源省大臣の絶対的な権限のもとで出された貸借許可に対して、誰もそれを覆すことはできない。また、平民同士が訴えを起こした場合、国土資源省の大臣の許可証を一方の訴えの正当性の根拠として提示すれば、大臣の許可証を提示した側が勝訴する。これは首都でも離島でも同様である。

次の事例は、エウア島の土地をめぐる数少ない土地裁判の事例の一つである。ここでの被告と原告は、共に平民であるが、最終的には国土資源省大臣の判断が決めてとなった。

事例 エウア島の宅地めぐる土地裁判（平民と国土資源省の裁判事例）（図 31）

1973 年 S.N.（個人のイニシャル：以下アルファベットは個人名を表す）の未亡人 F.N. の死後、L.V. が土地を相続したことに對して、P.H. がこれに不服申し立てを土地裁判所に対して行ったことで始まった。P.H.（原告）は、裁判で L.V.（被告）に相続を許可した国土資源省大臣（被告）にも責任があるとして審議を求めた。彼らの関係は、以下のようになっている。

P.H.氏は、S.N.とF.N.の夫婦に子供がないため相続者がいないこと、彼自身が三男で親の土地の相続権は

ないが親族として土地の分配の見込みがあり、その面積は限りがあると認識していた。このため、兄弟で長女の F.N. が未亡人となって土地を相続した彼女が亡くなった 1971 年、真っ先に首都の国土資源省の事務所に行き、大臣に宛てて F.N. から相続手続きを試みた。しかし、役人は F.N. の死後一年が経過していないため、手続きは不可能だと P.H. 氏にいったという。法律では、夫婦に子供がない場合の土地の相続は、夫婦の死後、政府に返還されると規定している。政府に変換された土地は、新規の申請者による手続きは可能だが、この場合は 1 年以上手続きを待たなければならない。

P.H. 氏は、仕方なく 1 年待ち、翌 1972 年国土資源省に相続手続きを申請した。しかし、国土資源省は、夫婦の夫の親族にあたる L.V. (もともと首都に住んでいた) にこの土地の相続許可を出した。裁判では、原告(P.H.)の被告(L.V.とL.V.に土地を与えた国土資源省)への訴えは、無効であるとして却下された。その理由は、第一に国土資源省大臣の判断が法的に効力があり、第二に原告の証言が曖昧で、第三に大臣が L.V. に相続を許可したことが法的になんら問題のあるものではないという判断であった。

しかし判事は、国土資源省の大臣の判断(対象となる土地の相続人には、夫婦(夫方)の家系の者がふさわしいという考え)は適切とはいえず、国土資源省に申請中であった原告(P.H.)にこそ優先的な権利があるべきで、大臣と申請者(原告 P.H.)が事前に適切な話し合いをするべきであったとの見解を述べた。

その後 F.N. の生前、知人であった L.V. と P.H. がどうなったかは二人が故人となってしまった現在聞き出すことはできなかった。この裁判の対象となった敷地は区切られることはなく、土地の半分に裁判で勝訴した L.V. のブロック製の家が建てられた。L.V. の死後、妻とその子供たちが暮らしている。もう半分の土地には、P.H. 家の家が建つはずであったが、P.H. の死後まもなく妻も亡くなり、子供たちは全員が海外に移住したため、現在は更地となっている。この土地は、エウア島の裁判所の真向かいにあるために、治安裁判時に来島する国土資源省の役人の視察が毎回行われた。役人は判決どおりの状態に土地があるのかその状況を大臣に報告する義務を持っていた。2001 年、L.V. 家は土地全体を囲うフェンスの設置を行ったが、P.H. 家の親族と L.V. 家の人たちの交流は行われている。

この話を聞いたトンガ人であれば、大臣の判断に納得する。手続き上の正当性は原告側にあるべきだという判事の見解も逃すことはできないが、慣習では土地は元々 S.N. が持っていた(保有していた)もので、妻 F.N. は夫 S.N. の家に嫁にいった人間であるから、その(夫の)家の者が土地を継ぐべきであると考えられている。

5-3 小括

エウア島民の土地認識の変化に関して 1970 年代以降の出来事を中心に様々な事例をとりあげた。1 つめは、政府による平民への土地登記の呼びかけと平民の反応である。

政府は外国政府による援助計画の遂行のために、村長や地区長という行政組織を使い平民に割当地の登記の徹底を再三よびかけているが、この呼びかけに対する平民の反応は、決して政府が期待するような動きではなかった。それは政府に翻弄されてきた島民の経験

によるものである。なかでも国立公園設置以前に、現在の国立公園内に割当地制度下で正当な土地の確保を得た割当地を得た保有者は、国立公園の運営と島民の生活水の確保を優先する現在の政府によって、代替地への割当地の移動を余儀なくされている。

2つめは、土地をめぐる王族との新たな関係である。第1の事例（皇太子の会社事務所の建設予定地の登記）は、土地に対する王族の影響力の強さを浮き彫りにした。王族は村人の感情を無視して一方的に土地制度に基づく法的手続きを進め、村人は王族の介入に為す術もないことを表す事例であった。第2の事例（王妃のカボチャ栽培）は、平民層の生産農家の抱く王妃への苦情が、輸出業者の会合の席で語られ、島選出の国会議員（人民代表議員）によってラジオや国会でその苦情が伝えられた。こうして王妃への不満が、経済的な文脈に置き換えられることによって、平民の土地に対する執着が表出した。第3の事例（トフィアの村の教会用地の登記）は、工場の進出に対するトフィア（王の村）の村人がとった自衛手段は、個人や村での使用目的ではなく、教会活動としての土地の拡大申請であった。トフィアの村人は、教会という文脈を用いて、王族によって一方的に進められる土地登記に対抗した。この事例では、王族による土地制度の介入から土地を守る自営手段として、教会が村人によって有効的に使用された。

3つめの教会との関係では、平民男性が所属する教会に、祖父の時代に教会との間で交換した土地の返還・拡大を要求した事例をあげて、この背景に、カボチャ栽培の成功者が、男性に土地登記をすることで、土地を担保に銀行から現金を借ることを強く勧めた（貨幣経済の影響）こと。もう一つは、これに対する教会の対応が、裁判ではなく、「土地を世話するチーフ」（＝親族集団の長、教会組織のグループ長を兼任）の指揮のもと、村の規則・慣習に一任された。つまり、裁判まで行かないような揉め事は、「土地を世話するチーフ」（第2章）によって事前に修正と解決が行われていることが明らかとなった。

4つめの1970年代以降の土地裁判の場合、その特徴は開廷件数が少ないことである。その背景には、その背景には、土地法に王族、教会の権利の所在が明確されており、平民層の間に裁判をしても勝てないという認識があること。そして3つめにあげた、裁判まで行かないような揉め事が、伝統社会と教会という二重構造のなかで、「土地を世話するチーフ」によって修正と解決が事前に行われているためである。加えて、裁判成立の是非を判事が事前に、憲法上の土地に関する正当性の基準が国土資源省大臣の許可にあると、原告と被告を交えて検討すること。原告側および被告となるトンガ人は、裁判となった場合に判決までの所要時間に対する忍耐力がなく、裁判にかかる諸費用の支払いが経済的に困難であることも、土地裁判そのものの少なさに繋がっている。

こうした平民層の新たな動向は、割当地制度や土地裁判の規定を定めた「土地制度」に対する平民の対応とその多様性を表している。このように、平民は土地をめぐる揉め事に対して、主体的にその解決方法を模索し戦略的な行動をとり始めている。平民層の様々な対応の事例は、「土地制度」が平民層の人々の間で生きるために解釈され使われていること

を表している。

第6章 まとめと考察

6-1 各章のまとめ

トンガ王国の建国期、トゥポウ1世は聖職者で書記官のベーカーと共に行政の確立と土地への権力の組替えを行い、ノーペレ（貴族）称号の創設と従来のチーフ層の権力の縮小に成功した。そこでは、トゥポウ1世が描いた土地に対する権力の組替えは、国王の行政と貴族が（自分の領地の土地に住まう人々に）行う行政が区別されたために実現されなかった¹⁾。

ベーカーがトンガを去って以降は、王の親族が国王を支え、王と親族関係を結ぶノーペレが官僚を務めるようになった。それと同時に、トンガ社会は生産様式において資本経済へ、行政様式において官僚・法制へ移行するという近代化を採用した。しかし、そこでの封建制²⁾の担い手（王族、聖職者、ノーペレ）は、その位置を維持し続けた。このため、トンガ人による王権を維持した独自の国づくりが行われたのである。つまり、これら運営主体の枠組みの変更およびその交代がない限り、トンガの封建制は今後も維持されると予測される。

一方、平民にとって、土地に対する権力の組替えは、割当地制度の導入と村単位での行政担当人（村長、地区長、伝統的なチーフの代わりに「土地を世話するチーフ」）の組替えに過ぎなかった（第2章）。平民層の土地利用の実態からも、それは慣習的なものへと逆行している。従って、土地制度が平民層の慣習に即座に影響を与えたとはいえず、政府の導入した土地制度の採用はその機能を失っている。むしろ、平民層の慣習に影響を与えたのは、貨幣経済とキリスト教の定着であった（第3章）。

キリスト教が布教される以前のトンガ社会は、「贈与＝交換」と交換に伴う義務が存在した³⁾。キリスト教の定着によって、任意の作業集団のメンバーが、教会信徒グループによるものに傾倒している。平民層の教会活動は、献金を捻出するための換金作物栽培や信徒集団による借地が行われるなど、新たな枠組みがみられるようになった。とはいえ、それらは宗教的行為の形式が変化したに過ぎず、従来の伝統的なチーフのもとで行われていた奉仕のあり方と変わらないのである。それよりも、所属宗派への借地手続きを熱心に行う聖職資格者で役人の事例が示すように、教会側も土地を財および力として必要としており、土地制度の運営と存続に影響を与えていることが明らかになった（第4章）。

平民は王族や政府の行いについて、公の場で不満を口にするのではない。それは平民が不満を口にしても問題解決にはならないことを承知しているためである。王族による換金作物栽培への参加や土地の確保は、村人を無視して一方的に行われ、土地裁判という公的な機会があっても、平民の土地への執着や行き場のない不満は解消されない。従って、平民は、土地をめぐる揉め事に対して主体的にその解決方法を模索し、戦略的な行動をとり始めている（第5章）。こうした平民層の様々な対応の事例は、「土地制度」が平民層の間

で生きるために解釈され、使われていることを表している。

6 - 2 考察：土地を介して存在する負債関係とその担い手

人々の生活舞台である土地には、トフィア（王族地・貴族地）と政府地（国有地）という枠を超えて、伝統的に培われてきた土地をめぐる価値観と人々の記憶が存在する。例えば、「男たちはウタで食事をするとき、手に土がついていても、村や町で付くような汚いものではなく、新鮮できれいな土だから、食べるときに気にならない」という語りや、「土地は男によって相続されるものであり、憲法で示されているタガタ（*Tangata* 人間）とは、決して女性ではなく男性を意味する」という語りは、発話者の社会的立場を超えて共有されるトンガ人の土地に対する価値観と記憶を表している。

歴史的過程の中で行われた生産手段としての土地の設営は、管理に適した集団が世代を超え、分節され維持され、人々が行う様々な活動の中での贈与を通じた集団間の相互作用を土地に刻み込み、それを維持する仕掛けとしての負債関係を成立させる[WEINER 1992]。

つまり、トンガの土地制度の設置は、「土地」という共通項を介して、平民の土地に刻まれる「記憶」の組替え作業であったといえる。しかし、土地を介して成立する負債関係の現状を、エウア島（トフィアと政府地で構成される）の調査結果からまとめると、

- ・領主である王よりも日常的に繰り返される教会との関係に傾斜しながら成立すること
- ・平民が王の来島によって領主との関係を一時的に再認識するが、日常的な不在が平民の記憶の薄れに繋がり、そのことが負債関係を希薄にさせていること
- ・村長や地区長といった近代的な行政官は機能しておらず、それと並立して全ての村に存在する「土地を世話するチーフ」（ホウエイキ・タウフィ・フォヌア）がその仲介役を務めること

が明らかとなった。つまり、王という強制的な権威（非相互的な性格をもつ）による土地制度を通じた記憶の組替え作業は、相互的な性格をもつ平民の日常的な社会生活には定着せず、平民にとっての土地を介した負債関係は、人々の伝統的な価値観と実践される義務行為によって読み替えられ、成立している。

その際、負債関係の担い手は、個人ではなく集合体（氏族・部族）であり、その契約に現れるのは「道徳的人物」⁴⁾である。トンガの場合、それが親族集団の長であり、教会のグループの長で、各村に存在する「土地を世話するチーフ」にあたる（図 32）。王によって創設された「土地を世話するチーフ」は、かつての政治的権威を保持する伝統的なチーフ⁵⁾の体系を維持しており、現在の教会（宗教的権威）と王国（政治的権威）の村レベルの紐帯である。このことから彼らは今後の王国と土地制度の維持を左右する最も重要な要素として位置づけられる。

6-3 結論：グローバル化のなかの伝統

結論として、第 1 に、トンガの土地をめぐる制度と土地の利用や運用は、トンガ特有の割当地制度の施行から今日に至る経済・宗教を含めた歴史のなかで生み出されてきたものとして理解されねばならない。

第 2 に、トンガにおける土地の割当ては、極めて強い宗教的色彩を帯びていることが指摘できる。聖職者が行う土地制度の運営は、政教一致の国づくりを行ってきた結果である。

第 3 に、近年の平民層の新たな動向から、土地制度が社会変動と深い関係を持ち、その中心要因が貨幣経済の浸透のためであると指摘できる。伝統社会（前近代社会）は、宗教、政治、経済、教育、家族、国家といった諸制度が相互に重なり合っていた。人々は、旧来の形式や制度の中で意思の疎通を行い、なかでも所有の根拠は土地所有にあった⁶⁾。それが近代制度⁷⁾の根幹をなす企業を中心とする経済制度の発達によって、家族 職場 政府の関係が分裂した。このために、西欧社会では、分離した行政（国家制度）、企業（経済制度）、家族・個人を新たに結びつけるために、家族・個人と企業との間には学校（教育制度）が、家族・個人や企業と政府との間には政党（政治制度）が誕生し、再度それらを接合させる役割をしている[千石 1994:4-5]⁸⁾。

一方、トンガでは経済制度の発達も十分ではないうちに、近代社会を成立させるための制度複合の要素の一つとして、トゥポウ 1 世の導入した土地制度（割当地制度）が、（それまでの土地に関する制度よりも一歩進んだという意味での）近代的制度として適用された（図 33）。このため、社会の近代化（＝経済制度の発展）を無視して施行された制度は、本来の機能（割当地制度や土地裁判の規定）を果たしていないのである。

第 4 に、親族制度を基盤とする「土地付きのチーフ」をはじめとする伝統的守護者の存在によって、近代化に伴う「個人化」⁹⁾から生じる旧来の形式や制度からの脱落者が少なく抑えられた。しかし、近年の平民層の新たな動向から、土地制度が社会変動と深い関係を持つこと、その中心要因は、貨幣経済の浸透のために王族も新しい土地の使い方を始めたことにあると指摘できる。

第 5 に、トンガ王国の土地制度は、トンガ独自の土地制度という枠組みの中でこれからもそのあり方を変容させながら存続してゆくと予測される。それはトンガの土地制度が、近代的制度の特徴として、人間と同じように、それまでの社会的慣習に対して入ってくる情報に照らして常に吟味され、再編され、その結果としてその性格を構造的に変えてしまう「学習する存在物」になりつつあるからである [GIDDENS 1990(1993):38; トムリンソン 2000:52]¹⁰⁾。それと同時に、政府や国家が行う「上から」の体系的なシステムとしての制度は、平民の日常生活において様々な摩擦やズレを生じさせ、結果的に当初の制度とはその内容において整合性を失っているが、それは「制度」という一括りにされる体系的なシステムがもつ、もう一つの慣習的で、機構的な側面ゆえなのである¹¹⁾。

伝統¹²⁾が時間¹³⁾の管理を通して空間を管理していくのに対して、グローバル化¹⁴⁾は空間

を再構築してゆくことで、目の前にあるものを支配する[ギデンズ 1997:180]。エウア島で顕著に現れるグローバル化の現象(カボチャ栽培の流行、企業家の誕生、王族の栽培参加、人口増加)のなかで、伝統の守護者(土地を世話するチーフ)の存在は、伝統的な信念や習わしと共に、今日の平民層の間に浸透している。一方、平民層は日常的実践によって繰り返される伝統的記憶を個人化し、反省し、適応するというグローバル化に伴う作業を行う¹⁵⁾。こうして封建的な社会構造が、資本主義によってもたらされた類の構造へと、より多くの消化のための時間を要しながら変化している¹⁶⁾。このように、現代のトンガもまた、グローバル化のなかにある伝統社会なのである。

注

第1章

- 1) ADSETT and GOVERNMENT of TONGA[1989] chapter 132 を参照。
- 2) 「所有」とは「自分の物として持っていること。所持すること。また、そのもの。」「保有」とは「もちつづけること。たもつこと。所有しつづけること。」である。しかし、本論では、トンガの憲法では土地の所有権は王にあると明記されており、割当地に関しては所有と区別すべく割当地の「保有」および「保有者」を用いた。また、「政府地」という表記は、日本語では「国有地」がふさわしいが、割当地が埋め込まれる場所として、王族地、貴族地という保有者を明確にするために、政府が保有する土地として、直訳して「政府地」とした。
- 3) 農民とは、農業を中心とする生業に立脚した農民のことであるが、トンガでは役人、教師、牧師であっても自らの畑で耕作活動を行っているため、本論では農業従事者を一括して指し示す広義の農民として使用する。
- 4) 国立公園の内部には、公園の制定以前に割当地制度の下で政府が農民に保有を許可した農地が点在している。国立公園の運営にあたって障害となるそうした農地は、政府によって一方的に耕作が禁止され、その代替措置として新たに割当地を用意するはずであったが、財政上の問題からいまなお実現されていない。
- 5) BERTRAM and WATTERS[1985:497-519]、風間[2003:31-35]を参照。
- 6) MARCUS[1981].
- 7) グローバリゼーションは、一般的に、経済現象と理解されており、その語源が示すとおり、世界中に広がる多様な結びつきが、その構成要素となっている[ウォーラスタイン 1981]。しかし、経済的な相互依存だけではなく、日常生活における時間と空間を変換するという効果も併せ持つ [ギデنز 1999:59;62]。その他、グローバル化については、アパデュライ[2004]、ギデنز GIDDENS[1990,1993]、ロバートソン[1997,1999]トムリンソン[2000]を参照。
- 8) 調査地についての説明は、第1章の「1-4 (1)調査地の選定」を参照。
- 9) 1970年以降、若者を中心により高価な現金収入の見込める海外への出稼ぎ者が流出し、この結果1990年代には国内人口に匹敵する数の移民(Migration)が国外に居住した。彼らからの送金(Remittance)が、国内のトンガ人の大きな収入源となっている。換金作物栽培の低迷で収入は減り、国の経済は諸外国の援助(Aid)でようやくまかなわれている(GDPあたりの輸出、送金、移民についての割合は RICHARD and CONEELL[1993:620], AHLBURG[1991], FAEMANI[1995]を参照)。国を運営するのは海外で高学歴を修め、帰国して地位と高所得を得た政府や国営企業の官僚(Bureaucracy)である。1980年代後半からの新たな換金作物の登場は、それまで低迷していた農産物の輸出を飛躍的に増加させ、輸出作物の栽培が盛んに行われるようになる。こうしてこの時期には、海外からの送金に頼らない高額所得者が生まれ、企業家が出現するようになる。これら成功した企業家や農民は、換金作物栽培用の農地を拡大するために、政府からの借地、企業家と農民の間での借地を盛んに行っている。一方、国外に移住したトンガ人の中には国内に自分名義の割当地を持つものも多い。農地の所々に目立つ放置された土地は、彼らのような不在者の土地である。高まる土地への需要は、そうした農地と各人の割当地を対象としたインフォーマルな市場を生みだしている。こうした現状は、既存の MIRAB 経済論では収まりきれない、トンガの新しい局面である。
- 10) トンガ語では *tu'a* を示し、英語では *commoner*、つまり貴族称号のない人々という意味で、平民もしくは庶民と訳される。筆者の論文には「平民」を「庶民」として使用した論文がある[森本 2005a]が、王と政府によって上からの土地制度を扱った本論では、トンガの階層社会(王、貴族、平民から成る)のなかに位置づけられる「平民」という言葉で統一した。
- 11) 人類学におけるオセアニア研究の学術雑誌。ここでは以下を取りあげた。*The Journal of Polynesian Society* (JPS), University of Auckland, NZ. *The Contemporary Pacific: A Journal of Island Affairs*, University of Hawai'i, Manoa, USA. *People and Culture in Oceania*. Japanese Society of Oceania studies. *Oceania*, University of Sydney, Australia. こうした対象地域による研究テーマの違いは、人類学者のアプローチの仕方が、地域の抱える

問題に傾斜する方向にあるのか、それとも問題意識から地域を選択するのかという、研究者自身の第一動機に求められる。以下は参照文献である。BAUMAN [2001], BURT[1994], CHAPPELL[1999], CURRY[1997], CURRY and KOCZBERSKI[1999], FOALE and MACINTYER[2000], FRANCE[1969], FRANCO[1997], HIRSCH[2001], KAHN[2000], LINNEKIN[1992], SCOTT[2001], OLSON[1997], SUTTON[1996], TOMLINSON[2002], WEBSTER[1998], WESTERMARK[1996], 。

- 12) 杉島「1999」らは、アジア・太平洋地域における土地所有を適切に把握するために、土地政策を介して地域社会が所有の概念とせめぎあい絡み合う過程に焦点をあてた。そして、ヨーロッパなど宗主国起源の規則や信念と「辺境」の地域社会の規則や信念が多様な解釈を介してせめぎあい絡み合う過程を示すことで、土地制度の重層性、全体性、儀礼性を指摘した [杉島 1999:19-21]。
- 13) 世界的に見れば、土地の割当て制度は中国北魏の均田制あるいは日本の律令時代から存在する古典的な制度である。これを本論では、トンガで導入された「割当地制度」は、それまでの土地に対する慣習から一步進んだという意味での「近代的」な制度の導入として位置づけた。尚、ベーカーの故国イギリスでは、18世紀に allotment は存在する。しかし、英国における allotment とはガーデニングの意味がつよく、かつて存在した中国の均田制や日本の割当地制度とは異なるため、議論の余地があり、本論での記述は避けた。
- 14) 青柳[1991:23]によると、マリナーの著書にはポーブラ (*popula*, 捕虜もしくは奴隷) が巻末の辞書に記されているが、マリナーはこのポーブラを一つの階層としては位置づけていないという。この点について、青柳は、「奴隷は戦争の捕虜で数も少なく、社会の階層を形成するほどのものではなかったと考えられる。」と述べている。
- 15) 治安裁判では警察の違反チケットを切られた者が最も多く裁かれる。治安裁判の判事は警察官出身のトンガ人で、警察内の経験と試験を経て判事になる。判事といいながら、警察による刑事裁判が行われる。二カ月おきの治安裁判では、判事は毎回交代する。治安裁判で出廷した少年や青年の多くは、トンガタブ島出身者でエウア島にカヴァを栽培しにやってきた者であった。違反の日から6ヶ月を過ぎても裁かれない違反は、裁判での取り扱いが無効となるので違反者は自動的に無罪となる(例えば2000年1月14日に罪を犯して、9月10日に裁判が行われた場合、違反は無効となる) この無効は、農地にかかる税金の未納者に多く適用される。この件で出廷するものはなく、国土資源省の役人と判事のやり取りで裁判は終わる(第3章)。違反の取り消し者の名前が読み上げられ、読み上げられなかった者は次回に持ち越される。

第2章

- 1) トンガ人の中で語り継がれる創世記神話には、次のようなものがある。「昔、千鳥になった神が天から地上を調べに来た。そして小さな島を発見した。この神が他の神に頼んで天から石を投げてもらった。それがエウア島となった。この島に1本のカズラの木が生えた。カズラが腐って一匹の虫が生まれた。千鳥がそれをつついたら、3つに別れ、コハイ、コアウ、モモの3つの神になった。このコハイ最初のツイトンガ(トンガ王)となった」。エウア島を調査していた筆者は、何度となくこの話を村人から聞かされた。この神話は、藪内[1963]や青柳[1991]にも収録されている。
- 2) この当時フィジーから持ち込まれた工芸品や香料に利用するビャクダン(sandalwood)は、現在のエウア島ではアメリカへ中国企業の香水の原料として一部輸出されている。
- 3) 西欧人と接触以前のトンガの人口は明らかではないが、一説によると約3万人ほどであったといわれている。1839年のインフルエンザの流行で、1840年には18,500人に減少した。しかし、1850年には約2万人から3万人に回復したという。その後、1893年の麻疹の流行では約2万人の人口の5パーセントにあたる1,000人の人々が亡くなったという。
- 4) しかし現実には、タウファアハウに敵対するチーフたちとフランスのカトリック聖職者の結びつきは強まるばかりで、これをみかねたタウファアハウは、1855年フランスとの条約を結んだ。この条約によってカトリックの聖職者がトンガで自由に布教活動を行うことが許され宗教の自由が受け入れられた。
- 5) 反ベーカーの外国人たちは、この事件をイギリス政府の執政官に報告し、やがて西太平洋を

統括するイギリスの植民地弁務官ミッチェル (Sir Charles Mitchell) の耳に入る。ミッチェルはこれを受けて、タウファアハウ王とベーカーに問い合わせを行うが、両者に対して何の処分も行わなかった。その代わりミッチェルは王に対して、この責任の所在を首相であったベーカーの解任という形で促したといわれる [Campbell 2001:109]。これがムア議会事件である。またミッチェルは、この一件でトンガが衰退し、やがて外国による政府への関与、統治が必要となるだろうと考えたという。

- 6) 1894年、議会は首相(であるサテキ)の減給を試み、1896年には首相の座を西欧人の貿易商に据えてはどうかという案がでた。しかし、当時の議会は三年に一度開かれることになっており、議会で十分な話し合いも続かない状態にあった。
- 7) タウファアハウ王とベーカーの頃から、対外的には諸外国の侵攻からトンガの独立を維持するために、イギリスとドイツに対して条約を結ぶよう努めていた。しかし、イギリスとドイツにとってこの条約の締結は、トンガの安全保障というよりむしろ外国人のトンガ滞在を条約で認めさせるものであったという。結局、1876年にドイツとの条約を結び、イギリスはこの年にトンガとの間で条約を結ぶことを断った。しかし翌年(1877年)イギリス政府は保護国、従属国、植民地などで政治・外交の職務を行う事務所(The High Commission)をトンガに設立し、1879年によくやくトンガとの条約を結んだ。1888年にはアメリカとの条約を結ぶ。
- 8) 長男のタウファアハウは Tupoutoa と Tui Kanokupolu の 2 つのタイトル、次男のングウには Tui Pelehake のタイトル、そして三男のトゥクアホには Tungi のタイトルを継がせた。
- 9) 1945年 24箇所の農業用の借地(200エーカーにも満たない)が外国人に対して貸し出された。そこで行われたプランテーションには、トンガ人労働者も採用されたが、350人ほどのフィジーやソロモンからの労働者もいたという。
- 10) 1935年と1937年ハリケーンは被害をだした。
- 11) 大規模にコブラの買い取りを行ったドイツの会社(DHPG)は戦争の始まりを機に買い取りを停止した。代わりに日本の会社(Banno Brothers)を含む会社(Burns Philips, Morris Hedstrom, Brown Joke Limited, Lever Brothers)が買い取りを続けた。
- 12) 第二次大戦期(1939年~1949年)、トンガでは防衛軍が作られた。ニュージーランド軍の技術支援が行われた。1942年アメリカ軍が対日本軍の攻撃のためトンガに駐留することになった。30隻の軍艦と9,000人の兵隊が到着した。このアメリカ軍の駐留によって、軍を取り巻く物資の流通が確立したため、第一次大戦中のような物資の不足はおこらなかった(Campbell 2001:177)。また、兵士たちによってトンガの公衆衛生計画が実施された。貯水槽には蚊対策としてワイヤーの金網が覆われ、清潔な地下水の調査などが実施された。また軍の医療施設は民間人にも解放されていたため、一般のトンガ人が利用していた。こうした点だけ見ると、戦中のアメリカ軍の駐留は、トンガの人々の生活向上に一役かったといえるかもしれない。1943年、アメリカ軍が撤退すると代わりに2,000人のニュージーランド軍がトンガに到着し1946年まで駐留した。戦中、何かにつけてトンガ人による募金運動が積極的に展開された。飛行機三機分の募金が募金活動によって集まり、イギリスにたいして寄贈されたという。サローテ女王も毎月寄付をおこなったという。1943年のトンガ議会では軍のために、16歳以上の男子に1週間の無償労働と、食糧となる作物の生産を積極的に行うよう指示を出した。
- 13) トゥポウ4世は、アリストクラート(貴族:ノーベレ階級)の頭にテクノクラート(技術系出身の管理職)を兼ね備えた大臣や知事の任命を行った。
- 14) ココヤシからできる製品には、オイル、石鹸、木材、石炭、コイア・マット(ココヤシの皮の繊維から採るコイアを使ったマット、手工芸品、乾燥させたココナッツなどがある。
- 15) 1974年にはニュージーランドにこの就労計画でのトンガ人の滞在者は3,500人。そのうち1,500人が国外退去の対象で、残りの2,000人に対しても、滞在延長の許可が与えられたにすぎなかったという。またニュージーランドへの移住を機に、トンガの移住希望者はアメリカ合衆国やオーストラリアへの移住も合わせて行うようになった。カトリックとウェズリアンは、モルモン教の布教活動と評議会への参加も容認している。Campbell(2001)は、「この計画がトンガの人口問題の解決になるものだとは意図されていなかった。」と書いているが、その根拠は十分に説明されていなかった。このため、王がこのタイミングでニュージーランド政府との間で移民に関する取決めを結んだことの背景を筆者の視点で記述した。なお、事実確認につい

ては今後の課題としたい。

- 16) パアング *pa'anga* とはトンガ・ドルのこと。1 パアングは、現在の価格で約 60 円。
- 17) トンガ人経済学者の試算によると、トンガタブ島出身の海外移住者の実に 10 パーセントが自分名義の土地登記者であるという[Campbell 2001:232]。
- 18) ホウエイキ (*Hou'eiki*) とはエイキ (*'eiki*) の複数形で、タウフィ (*tauhi*) とは「世話する」、フォヌア (*fonua*) は「土地」である。つまり、「土地を世話するチーフたち」という意味である。
- 19) 青柳[1991:27]によると、「サローテ女王によると、古来のトンガの慣習によれば、タイトルはそれほど重要なものではなかったという。そしてこれがトンガの政治制度に取り入れられるようになったのは、トゥイ・カノクボル家創設以後のことであり、これは第一第トゥイ・カノクボルの母がサモア人であり、サモアではタイトルが重要な意味を持っていたため、トンガもタイトルを重視する慣行が導入されたのであろうと推測している。」とある。
- 20) トンガタブ島 Ah 村の村長は、「彼らは村で選ばれた者ではなく個人の意思で移住した」という。

第3章

- 1) 1 セニティは 0.1 パアング (トンガ・ドル) のこと。
- 2) 以下は、土地 (測量) 省の役人が視察したエウア島の土地の例である。後日、これらの件に関して、土地裁判が行われ事実確認と審議が行われた。

Oh 村内の宅地を申請中の申請者 A (首都在住) は、元農業省のエウア島事務所に勤務していた 1999 年、Oh 村の村長から申請対象地の所持を口約束で認められた。現在、3 フィートの金網が境界線として設置されている。

Pe 村の土地を申請中の申請者 B (米国ハワイ州在住後、トンガタブ島 F 村に居住) は次男で、彼の父が建てた築 40 年の家が建つ。父は健在である。

申請者 C 氏 (トンガタブ島に居住) は、1983 年に申請、1993 年当時の土地省大臣から Ha 村の土地の使用許可を得る。しかし、既に対象地には他人が住んでおり、村長との事情確認が行われた。

申請者 D 氏は政府から 1978 年に土地の使用許可を得たが、Ha 村の村長が以前からその土地を使っていた他の男性に許可を出していた。
- 3) アピ (割当地) は終身権益である。原則的にトフィアと政府地のアピの相続は同じである。所持者の死によって土地はその正式の結婚による子孫に受け継がれる。女子も相続可能であるが男子が優先し、同格の相続候補者が 2 人以上いる場合には年長者が相続する。例えば、アピの保有者である夫が亡くなった場合は、その妻は生涯権としてそれを保持する権利がある。最終保有者の長男、長男死亡の際にはその長男が、彼に男子後継者がなかった場合には最終保有者の次男、次男が死亡している場合にはその男子後継者が相続し、順次相続順を決める。男子がいなかった場合には未婚の女子が相続し、未婚の女子が複数いる場合には共同相続となる。しかし、彼女が再婚したり、法廷において有罪と判決されたりするとその権利は剥奪される。最終保有者に未婚女子もいない際には、最年長の兄弟、もしくはその後継者、それがいない場合にはその次男もしくはその後継者となる。最終保有者に兄弟がない場合には、彼の父の兄弟もしくはその男子後継者が上記のような年齢順に相続する。これらの相続が行われる場合、後継者が既にアピを保持している場合は、そのどちらか一つを選択する権利を持つ。既にアピを保持する者の父 (彼もまたアピを保持している) が死亡すると、その者がどちらのアピ (それまで保持していたアピと父のアピ) を選ぶかは自由である。原則として如何なるトンガ人も 2 つの割当地を持つことは許されない。但し、その者に 16 歳以下の弟がいる場合、16 歳になるまではそのアピを保持してよい。
- 4) 土地登記は、申請者が内閣に申請書を出し、内閣から国土資源省への測量の要請があると測量が行われ、地図作成されて登記にいたる。ちなみに日本では法律 (国土調査法) に基づいて、日本の国土を正確に、そしてもれなく記録するための土地の基礎調査が「地籍調査」が市町村

を中心に行われている。「戸籍」が人に関する記録であるように、「地籍」とは土地に関する記録である。政府が、人為的に区画された一つの土地(一筆の土地もしくは一筆地)の所有者、地番、地目、境界、面積等を正確に調査し、測量を行い、その結果を地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)に取りまとめられる。その後、地籍図と地籍簿は、土地所有者の確認後に、市町村などに保管され、その写しは登記所に送付される。さらに登記所では、地籍簿の写しをもとに土地登記簿が修正され、地籍図の写しは登記所備え付け地図となる。

- 5) このセンサスは、トンガ政府の農業省と統計省が行った調査である。筆者は、この前年にセンサスの準備として行われた統計省の調査で、エウア島を対象とした調査の全行程に同行し、調査にも参加した。
- 6) 青柳(1966:132)は、1966年の調査時には土地省の製作の測量図には誰も登記を行なっていなかったことから、「今までの質問において割当地を有していると答えた人々は、すべて貴族から口約束である一定の土地を与えられ、それを自分のものとして、代々相続をしてきたのであり、正式の届け出はないのである。」と報告している。
- 7) 日本の市場でカボチャはキロあたり80円から最低でも50円で取引される。日本側の取引業者には、N貿易、M商社などがある。昨年の値段は第1隻目の値段が60セントで、最終では40セントだった。標準的な種としてテリカ種とクリシメン種がある。2001年は、1隻目55セント、2隻目65セント、3隻目72セント、4隻目61セントを付け、エウア島だけで合計900トンが輸出された。
- 8) 1980年頃からエウア島での栽培が開始されたバナラは、8月から12月の開花期にハケを用いて人口受粉の作業を行い、翌年の5月から6月に種実の収穫が行われる。その栽培にはつるが巻きつく支柱を必要とするため、新たに苗木の購入などの初期費用とかなりの労働投下を必要とする。しかし、畑に生えている樹木でもその代用は可能となるうえ、他の作物(カヴァ、ヤマイモ、タロイモ、ヒアポ)との混植が可能である。
- 9) 「カボチャの栽培が始まって、森が大きく切り開かれた。木々が茂っていたところは、今ではカボチャ畑になってしまった。20年前のエウア島を知る英国人はこういって嘆いた。
- 10) また換金作物であるカボチャ栽培の盛行は、輸出業者による収穫物の選別作業という新たな雇用をもたらした。輸出業者の選別作業にあたる作業員は、1つの業者につき男女あわせて20人程度である。季節労働であるこの選別は手作業で行われ、品種ごとに重量別に分ける(選別機械が導入されたのは2000年からである)。作業員の賃金は経験年数によって差があり、1日食事つきで15パアングの場合で、週当たりの賃金は150パアング程度になる。経験豊富な業者には、1時間当たり3パアングが支給された。作業時間とそれにあたる労働者は、運び込まれるカボチャの量に大きく依存している。
- 11) バナラの輸出業者は、ヴァヴァウ諸島の業者でエウア島には支部も代表者も存在しない。その代わりに、政府(農業省)のエウア事務所の役人がその窓口となり、会合の進行役を務める。買取り時には、ヴァヴァウ諸島の輸出業者と農業省の役人が共同で作業にあたる。
- 12) トラクターの貸し出し費用は、ドライバーと燃料込みで1時間に40パアングである。
- 13) 過去にも過剰生産は価格を大きく下げ、1994年には1キロ当たり5セニティであった。2001年の最安値は0.5パアングであったが、それ以上に値崩れする恐れがあった。
- 14) それまでは、出荷前に日本の輸入業者とH業者の代表のQ氏との間で価格帯(高値と安値)が決められ、日本到着後に日本市場で価格帯の範囲内での買取りが行われる。そのため船ごとにカボチャの支払い価格は異なっていた。
- 15) それまでは業者がグループ分けを行い、種子を植える時期を決めていた。しかし1、2、3隻目と収穫されたカボチャの価格が徐々に上がってゆくと、収穫のタイミングを計る業者の代表や通関作業を行う農業省の役人のカボチャが優先的に出荷されていた。契約農家は、収穫したカボチャを長く港に放置しておくとなズミにかじられたり、日中の強い日差しで腐り始めたりしてしまうため、収穫したらなるべく早く船積みすることを望んでいた。

第4章

- 1) 「我(王)はここで共に生きるチーフ、知事、平民、外国人すべてに、私の気持ちを知って

ほしい。皆に幸あれ。」[LATUKEFU 1975:20]

- 2) ウェズリアン教会は、1729年英国オックスフォードでジョン・ウェスレー(John Wesley)と彼の兄弟たちによって始められた信仰覚醒運動で、英国国教会から分派したプロテスタント教会の一派である。彼らの唱道したキリスト教の教義はメソジスト主義と呼ばれる。
- 3) 1920年、サローテはワトキンに自由教会の法則のコピーを提出するよう求めたが、これに対してワトキンは教会に対して女王は何の権力もないとしてはねつけた。時を同じくして、会計監査院が自由教会の経理不正を明らかにしたため、この事件に関してチーフやノーペレたちの支援を受けたサローテ女王は、ワトキンの解任を求めた。
- 4) 自由地という言葉は日本語にはないため、本文での使用を避けた。
- 5) 教会としてのFCTの戦略は、この他にエウア島の国会議員の選挙にも現れている[森本2005c]。立候補者(不明なK氏を除く)の所属教会はFCTで、歴代のエウア島選出の国会議員の多くがFCTに所属する(表48)。エウア島選出の国会議員とは、平民の中から平民が選ぶ人民代表をさす。人民代表の役割は、平民の意見を第一に反映することで、政府に対しての平民の意見の代弁者に他ならない。つまり、こうした立場に信徒数最多のFWCから立候補者が現れず、FCTの信徒が積極的に立候補している状況は、王の教会であるFWCとその反対勢力のFCTという両教会の関係を象徴している。
- 6) 憲法第6条において、日曜の娯楽は禁止されているので、日曜に放送されるテレビとラジオの番組内容は、すべて教会に関するものである。具体的には、その日行われた主な教会での礼拝の様態をそのまま放送する。
- 7) これに対して、SDA教会でも、ヤムイモとジャイアント・タロを各4エーカー、タロイモ(タロ・トンガ、タロ・フツナ)とバナナを各2エーカー、樹皮布の材料(ヒヤボ)を3エーカー栽培する。
- 8) 収穫の日の朝、車で畑に向かう前に、同じく教会信徒のM宅が経営する小商店で、教会の用途係の夫妻が昼食用のおかずの材料(羊肉、コーンビーフ、鶏肉)を購入した。用途係の夫妻が一番に到着し、牧師長ら他のメンバーを出迎えた。借地をした畑で、男たちはヤムイモの周りの土を手でかき分け、鍬で垂直に掘ってポロポロを掘り起こす。イモを引き抜いた後は掘り起こした土を埋め、タロイモをさしておく。次々と掘り出されたヤムイモのうち、メンバーの各世帯が最もできの良い5本を選び、その場で品評会が始まる。世帯ごとにウムが準備され、その仕上がりを待つ1時間の間、樹皮布の材料の支度をやる者、腰巻(タオバラ)を編む者、まだ地中に埋まっているイモを掘る者、トランプや雑談をして時間を過ごす者など、様々である。品評会では、牧師長が長さ、重さ、出来栄の一位と5本全体の美しさの一位を決める。賞金は1位が50パアング、2位は40パアング、3位は30パアングを受け取る。さらに、全世界帯に15パアングが渡された。バナナの葉とヤシの葉で作られた長いテーブルにウムを置き、一同で会食する。最も美しいヤムイモが政府代表とOh村のチーフに2本ずつ贈られた。残りは夫人たちの代表が島の病院に寄付した(うち2人の医師に5本ずつ)。寄付されたイモはこの日の品評会に各世帯が出したもので、収穫された残りのポロポロは持ち帰って食料となる。食事後、牧師長は畑に残り、ブタの餌用にココヤシを集めた。他のメンバーは畑に残るイモを掘り起こした。
- 9) 信徒らが掘り出し作業を行った日、牧師長はウェズリアン系H高校が主催した送別会に出席し、送られた料理(ウム料理、コーンビーフ缶、ブタの丸焼きなど)をカヴァの掘り出し作業に参加した信徒に与えた。
- 10) これに対してB牧師の場合、教会の借地の一部を離任後に個人名義にして登記を行った。B牧師がエウア島での牧師時代に得た土地はFWCの借地の一角の8エーカーで、その3分の1を当時、銀行勤務をしていた男性が借り、3分の2はB牧師の息子が利用している。他島出身のB牧師は、エウア島の娘と結婚後、牧師として島内の村々(Pe, An, Ho村)の牧師を歴任し、エウア島の牧師長を勤めた後、トンガタブ島に転勤して引退した。引退後は、親戚が住むアメリカ本土に移住し、牧師が不足するアメリカのトンガ人コミュニティのFWCでトンガ人信徒に熱心に頼まれて復職した。
- 11) 調査時、エウア島にはマーケットと呼ばれる場所が1箇所しかなかった。そこでは極めて小規模に農作物が売られていた。魚は、港で漁師から買うか、漁師自ら行っている行商から買う

か、冷凍庫付きのファレコロアと呼ばれる小商店で購入するしかない。冷蔵庫付きのファレコロアには輸入肉も置かれている。各村に何軒かあるこうしたファレコロアの店内は、ほとんどが輸入品で埋めつくされている。

12) 送金の世帯別の使用用途については、FAEAMANI [1993]にも示されている。

第5章

- 1) 通常、「区画整理」とは、土地を測量して地籍を定め、登記をすることであるが、トンガの場合、地図上で土地を分割し、その一部を現地で測量し土地の境界線を定めて地図を作った。この目的には、地籍を作って、すべての割当地の利用者を明らかにしようとした政府の試みがあった。しかし、そうして土地が制度的に分割されて、アピ(割当地)に指定されたものの、平民によるアピの登記は完了していない。ここに平民と政府の認識のズレが生じて制度の不整合が生じている。
- 2) ニュージーランド政府が101,800NZドルの援助を行い、エウア島の港の整備計画を進めている。ニュージーランドからパーク・レンジャー(森林保護官)を呼んでエコツアーが行われる。エコツアーとは地域の環境や生活文化を破壊せず自然や文化に触れ、それらを学ぶことを目的とする旅行のことで、トゥポウ1世の生誕記念日(6月4日)の休日に、エウア島では国立公園祭が行われる。国立公園祭は、ニュージーランド大使館の企画で行われ、首都から観光客を船で運び、昼間は国立公園内のトレッキングツアー、夜は伝統舞踊やミスコンテストが行われる。ツアー客を乗せた船が入港すると、観光局から頼まれたエウア島の男たちがツアー客を各自の自家用車に乗せ、そうした車の列が公園へと続く。トレッキングを終えて船の出港を待つ間、ウェズリアン系H高校による伝統舞踊が行われ、その近くで観光局が村の女性グループに料金を払って用意を頼んだバーベキューとサンドイッチが、ツアー客に無料で配られた。また、女性グループはハンディクラフトや団扇を土産物として売る。
- 3) エウア島の水は、水道局が給水を行っているが(Ho村とH農業学校は独自の給水を行っている)、この計画は島全体を対象としている。中央計画省(Central Planning)の農村・地方部門は、エウア島での水資源を最優先課題にしている。飲料水の確保のために、貯水槽を各家庭に設置するという「貯水タンクプロジェクト」がニュージーランド政府の援助を得て進められてきた。1つの貯水槽と屋根から雨水を集めるパイプの費用は約\$1,000(トンガ・ドル)で、完成すれば2,200リットルの雨水を貯めることができる。これを2000年だけで、エウア島に110個建てた。NZがTDBを通して援助を行っている。費用の約80%は援助金で、残りの約20%は各家庭の出費となる。貯水槽を設置するためには、個人負担の185ドルが払え、頑丈な屋根があり、現在貯水槽がなく、人の居住する家が条件となっている。プロジェクトは、村の女性開発グループを通して進められていく。現在の主な水源地である森林公園内の施設の改善も含まれている。しかし、敷地内の畑地の移動が解決できなければ、計画は進行しないという条件付きである。
- 4) 王族への献上用のバスケットは、一品で一つのバスケットが満たされた。ブタの丸焼き、ウヒ、バナナなど各品のバスケットが並んだ。ジャイアント・タロ(カペ)は、王族への贈り物に不適切として用意されない。その後バスケットはその場にいた関係者で分けられた。
- 5) 幹が直径3~4cm程になったカジノキの皮を剥いて繊維質の内皮を取り出す。次に内皮を水に浸し、ナイフで滓を削り落とす。そのまま数日、海水に浸したままにして、繊維を柔らかくする。これを一旦、乾燥させ保存し、樹皮布を創るときにまた水に漬ける。打ち台の上に樹皮を敷き、イケと呼ばれる平らな打ち棒で叩き延ばしていく。薄くなれば、新しい樹皮を重ねさらに叩き、柔らかく丈夫な樹皮布へと仕上げていく。Ta村の夫人たちは、イケで平らに仕上げ作業を2日間行い、1日休みを置いて3日目にモノ(穴の開いたところにつきはぎを行って一枚の樹皮布作りの材料に仕上げる)と呼ばれる作業を行った。作業日には、王妃から1日2度の食料の差し入れがあった。午前中のお茶の時間にはパンとケーキが、昼食にはおかず用に鶏肉と魚の差し入れがあった。昼食にはキャッサバ(マニオケ)と鳥のスープ、ココナツクリームで煮た魚、蒸したタロイモ、キャッサバ(マニオケ)、サツマイモ(クマラ)が添えられた。

なお、この樹皮布を何枚も重ねてキャッサバを糊代わりにして重ね合わせ、模様や色を付けると、*ンガトゥ* (*ngatu*) と呼ばれる巨大な樹皮布となる。

- 6) 国の電力会社が赤字で倒産した後、皇太子の会社がその経営を引継いだ。電気会社に限らず、この後に倒産した航空会社も皇太子がその運営を行っている。
- 7) この工場の設置によってエウア島の人々は焼きたてのパンを食べられるようになった。日曜の午後には唯一営業を許可されている工場に敷設するパン屋に、焼きたてのパンを手に入れようと人々の長い行列が出来る。
- 8) 王の秘書を務めるノーベレ Ah 氏は、現王妃の(父方の)従弟でノーベレの中でも重要な位置を占める立場にある。
- 9) この2ヶ月前の8月6日 Oh 村の A 宅の回りにブタよけのフェンスを設置することになった。A 氏は伯父 B 氏を伴って、A 氏宅に隣接する FWC 青年部の牧師宅 (FWC が政府から借地) にフェンスをつけてはどうかと提案した。近所の夫人は、A 氏と B 氏に対して「牧師に何かを提案するなんて、出すぎたまね (ファカ・ポト) だ」といって非難した。村では家の周りにフェンスを設け境界を明確することは、金持ちの利己的な行為だとして好ましいとはされていなかった。
- 10) 例えば、トンガタブ島 P 村では、FWC に借地を提供した土地の保有者が FWC を訴えた際に、裁判所は FWC に対して 1997 年に 4,000 パアンガを支払う判決を下した。その後 2000 年にこの保有者は FWC の建物との間に設置された境界柵を自分の土地を侵害していると再び訴えた。判事は民事で争われるべきもので土地の問題ではないといい、1997 年の判決で土地は既に借地として契約成立がなされているため、教会の行為は正当であると認めて訴えを棄却した。
- 11) 現在の FWC の礼拝所が建っている土地 X-1 は、以前 A 氏の父の土地であった。A 氏の父が X-1 を父の妹が X-2 を相続した。1970 年代 FWC 教会は Y の場所にあった。しかし、牧師長の家から離れているため、教会は牧師長宅の向かいに住んでいた A 氏の父に土地を交換するように申し出た。熱心な信徒であった A 氏の父は喜んで X-1 から Y へ移住し、後に隣接する Z に移動して現在に至る。FWC は Y の南側にさらに借地 Y-1 を行った。X-1 に移設した教会は、もう一方に隣接する信徒に頼み教会の建て直しのための敷地拡大を行った。X-1、Y、Y-1 はその後 FWC の敷地として国土資源省に登記された。なお、X-2 は相続者が海外に居住しているため空き地になっている。国土資源省側には教会と交換した A 宅の土地 Z の地籍は存在していない。これに関して、登記の担当官は「口約束で行われた交換で、地籍がないのは珍しいことではない」という。

第6章

- 1) このように、聖職者が国王書記官 (king's clerk) の役割を担い、絶大な影響力を持ったのは、中世の英国における国家と教会の關係に類似する。中世イギリスでは、国王の行政 (royal administration) と貴族が自分の領地の土地に住まう人々に対しておこなう行政 (seigniorial administration) が区別された [東出 2002]。
- 2) 封建制とは、社会経済制度と政治制度という異なる概念が同じ用語で使用される言葉である。本論では、土地を媒介として国王 (領主) とその土地に住む平民との間の主従關係の意味として用いている。それはトンガ王国における土地に関わる王と平民の關係が、先の2つの制度の両側面を併せ持っているためである。
- 3) モース [1962:65] は、ポリネシア社会に「義務的贈答制」が規則として存在することを指摘し、古野 [1971:126] は、モースが「全体的社会的事実」と呼んだポリネシアの贈与 = 交換の中に、宗教的要素の役割を指摘する。古代社会や現存の未開社会で行われる財・富・生産物の交換において、相互に交換し契約することを拘束されるのは、個人ではなく集合体 (氏族・部族) であり、契約に現れているのは「道徳的人物」であるという。
- 4) [古野 1971:126] を参照。
- 5) 一般的なチーフ (首長) についての機能として、首長は宗教的および政治的な権威を有し [竹沢 1996:128]、裁判官として振舞うのではなく、対立する陣営を強制的に従わせる調停案を提示するのではなく、紛争時に平静さをとりもどすように双方を説得し、妥協を促し、共同体の内部に平和をもたらす [クラストル 1991; 大澤真幸 1996:27-28]。

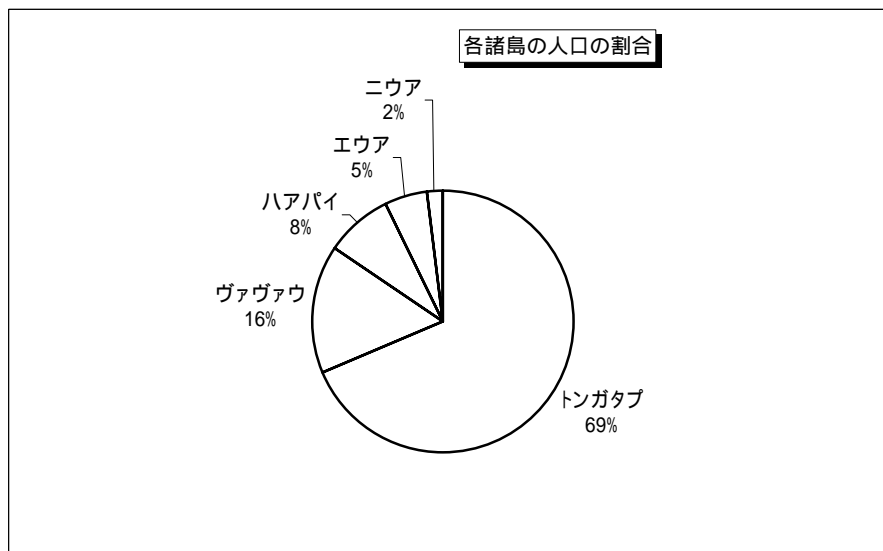
- 6) [ロック 1968; 細谷 1997] を参照。
- 7) 近代初期の諸制度は、単に既存の制度だけでなく、「創造された、新たな伝統」にも依拠していた[ギデンズ 1997:175]。
- 8) 制度の崩壊は、ある意味での社会の再封建化にもつながっている[ベック 1997:85]。
- 9) 「個人化」とは、グローバル化のもう一つの側面で、確信できるものを欠いた状態のなかで、自己と他者にたいする新たな確信性を見出し、創造することを人々が強いられている状態。個人化が進んだことで、人々の存在やアイデンティティの一部をなしていた旧来の形式や制度から脱落していった[ベック 1997:43]。
- 10) 制度の内と外で日常的に生ずる混乱や対立は、システムや制度の境界を横断した、個人単位で結合し維持される支援ネットワークの形成を要請し、促進する。グローバル化というモダニティは、「制度的反省性」という特性をもち、現代社会はすべてが反省的に懐疑され、問い直される可能性を持つという意味において、危険は必然的となるリスク社会である[宮本 1999:112]。
- 11) 本論で扱った土地制度は土地に関する制度であるが、「制度」には社会における人間の行動や関係を規制するために確立されるきまり(国家・団体などを統治・運営するために定められたきまり)と、体系的な(system)もの、慣習的な(institution)もの、機構的な(organization)ものを含む両義的な側面がある。また制度は、その存在によっても人間の行動を規制する。制度はそれが生み出された歴史的過程を理解することなしに正しく理解することは出来ない[バーガー & ルックマン 1990:94]。
- 12) 「伝統」とは、アイデンティティの媒体であり、記憶と「集団的記憶」と密接に関連しており、儀礼を必然的にともない、「守護者」がおり、慣習と異なり、道徳内容と感情内容とが一体化した拘束力を有している。記憶は、伝統と同様に 何らかの意味で 現在との関連で過去を秩序づけていくことに関係している[ギデンズ 1997:119]。そこには、集団、地域社会、共同体を特徴付ける伝統がある[ギデンズ 2001:88]。「伝統」という総称的な言葉は中世には存在せず、伝統や習慣というにふさわしいモノやコトがいたるところに存在していたからこそ、「伝統」という言葉は必要とされなかった[ギデンズ 2001:84]。伝統の定義を下すにあたり時間的な持続性は満たすべき必要条件ではなく、必要条件としては、儀礼性、反復性などがあげられる。伝統は、集団、地域社会、共同体を特徴付けるものでなければならない [ギデンズ 2001:88]。「なぜ伝統は必要なのか、なぜ伝統はなくならないのか。その答えは、人間生活に連続生活を与え、その様式を定めるのが伝統だからである[ギデンズ 2001:94]。
- 13) 時間次元は、社会構造のなかにたんに含意されているだけではなく、社会構造の明示的な条件を構成している[ネーデル 1978:180]。この場合の社会構造とは、できごとの構造である。
- 14) グローバル化は、様々なプロセスが重なり合った複合的現象であり、その構成要素となる様々なプロセスには、相互に矛盾をきたすこともあれば、足の引っ張り合いをすることもある[ギデンズ 2001:32]。グローバル化は、ローカルなコミュニティや国家から人々を「引き離し」、グローバルな領域に放り出す力の働きでもあり、逆向きの作用もまた働きうる。統合と拡散の力の均衡を持つ[ギデンズ 2001:32]。グローバリゼーションは、多くの世紀にわたるたいへん長いプロセスである・・・近代化に先行した [ロバートソン 1997:12]。イマニュエル・ウオーラースタイン[1981]の歴史的に詳述された世界システム論は、西欧社会を諸社会の間のシステムの関係類型の一部とみるのではなく、それのみを考察の主要な変数として比較する狭く認識された近代化理論に対する、彼自身の不満から生まれてきた[ロバートソン 1997:28]。
- 15) 制度と個人との関係は、自己のアイデンティティ問題と関係づけられ、個人的意味づけや生活の意味づけとして問題化され、その反省によって意味が問い直され、それに基づいて人間が選択を行い、社会を形成する[宮本 1999:112]。アイデンティティとは、時間を越えた恒常性の創出、つまり、過去を予想される未来へとまさしく結び付けてゆくことである。一人ひとりアイデンティティとより広い社会的アイデンティティとの結びつきの維持は、全ての社会で、生きる上での安心感の最も重要な必要条件である [ギデンズ 1997:151]。
- 16) ファース (Firth, R.) [1936, 1954]が考える「決定と選択」は、少しずつの動きにつれての再配列に影響するのであり、しかもそれらは、決して全く同一でないような状況への再適応というやり方でつねに生じていることだという。つまり、諸行為者が自分たちの役割を解釈し

たり、その相互間の関係を処理したりする際に許容されている範囲にかかわっている[ネーデル 1978: 189]。

本論文では土地利用と貨幣経済の両側面に大きく影響を与えている、海外に居住するトンガ人を十分に対象としきれなかった。これはトンガの土地制度が国内に適応される制度であると限定的に捉え、トンガ本国にフィールドワークの中心を置いたためである。このため、国内人口に相当する海外居住者の持つ土地観やその具体的なトンガ国内への反映のされ方の把握、エスニックな集団としての移民社会からの視点を取入れることが不十分であった。それは、階層社会における庶民の視点という立場をとりながら、国内の地域性を強調したことによる。今後の課題とし研究を行っていきたいと考える。

第1章

図1 各諸島の人口割合



[TONGA GOVERNMENT 1996]

表1 エウア島の人口

年	人数(人)	備考
1892	353	Ho, Oh, Pa, Tu, Ha の 5 村の人口
1905	427	
1956	1,925	ニウアの人々が移住し村ができる
1966	3,391	
1976	4,486	海外への移民者が増加
1986	4,393	
1996	4,934	

[TONGA ANNUAL REPORT OF THE MINISTER OF LAW; GREAT BRITAIN 1892; TONGA GOVERNMENT 1996]

表2 各諸島の人口増加

	1956	1966	1976	1986	1996
トンガタブ島	31264	47920	57411	63794	66976
ヴァヴァウ島	12477	13533	15068	15175	15715
ハアパイ島	9918	10591	10792	8919	8138
エウア島	1925	3391	4486	4393	4934
ニウア島*	1254	1994	2328	2368	2018

[TONGA GOVERNMENT 1996]

注: *ニウア島とはニウアトプタブ島とニウアフォオウ島の合計.

図2 調査地の位置 その1

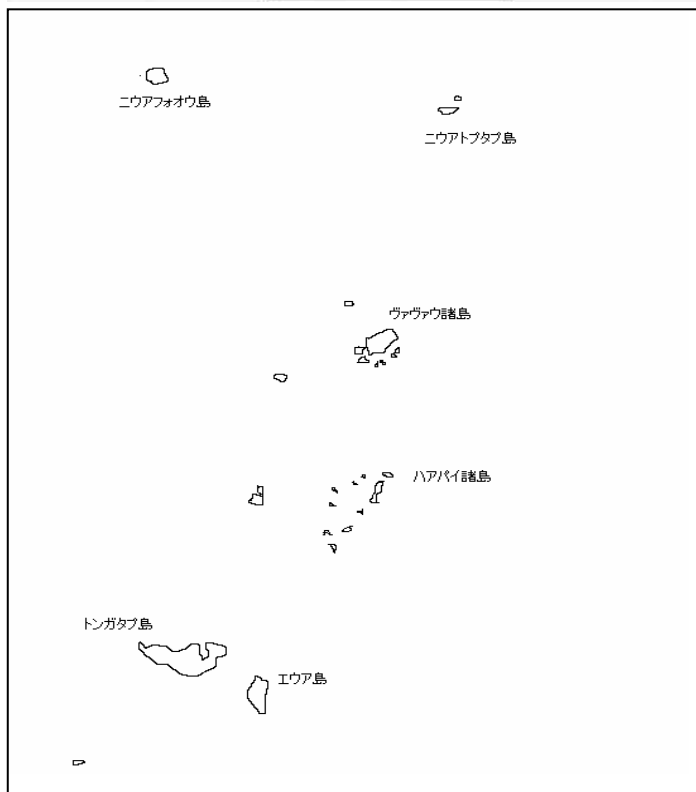
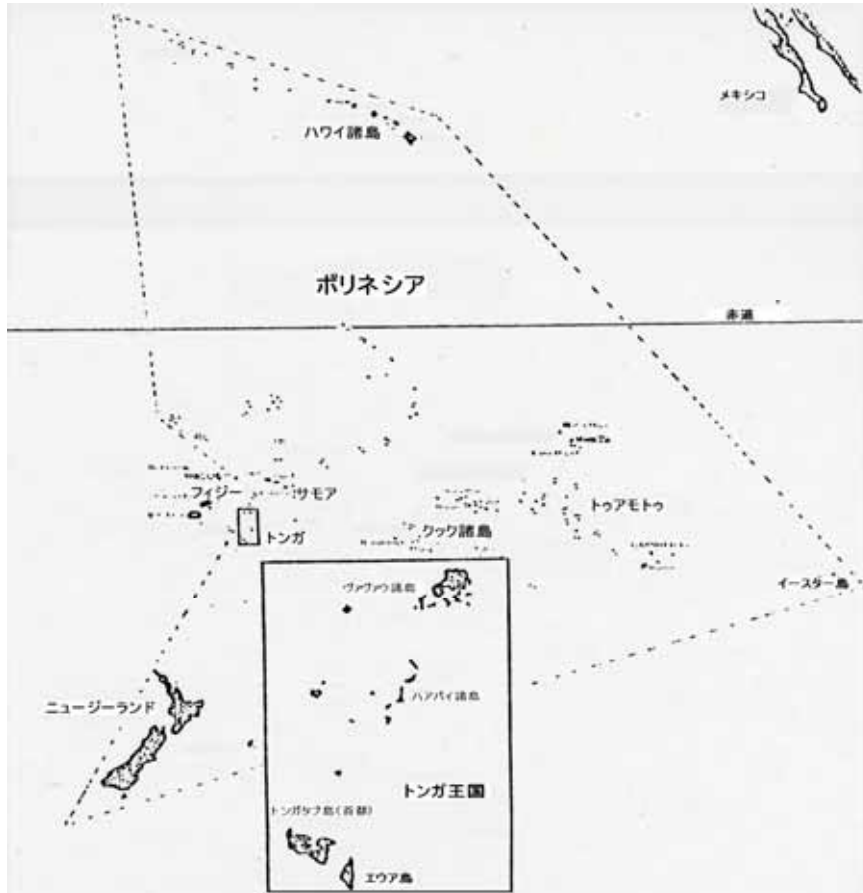
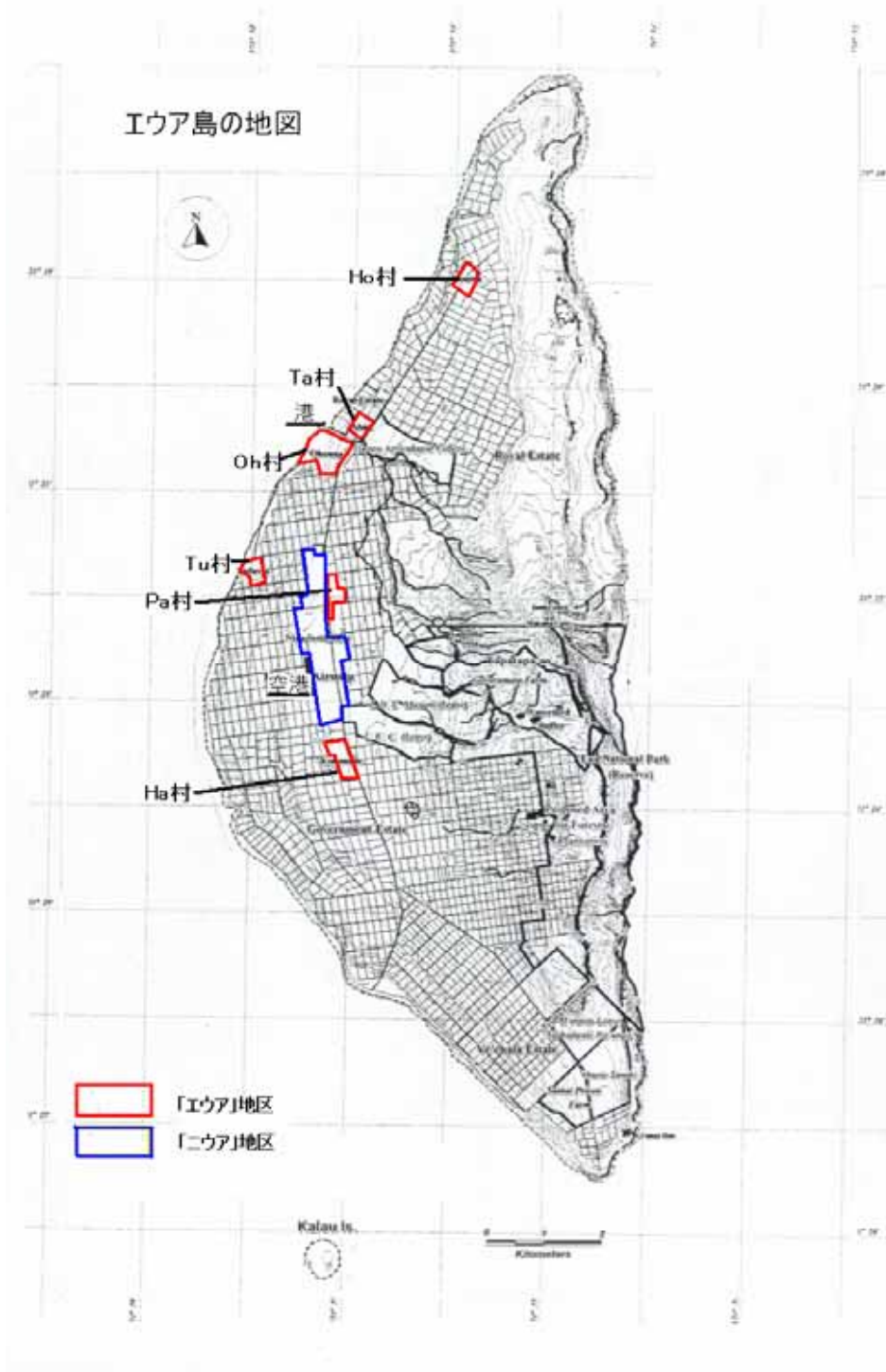
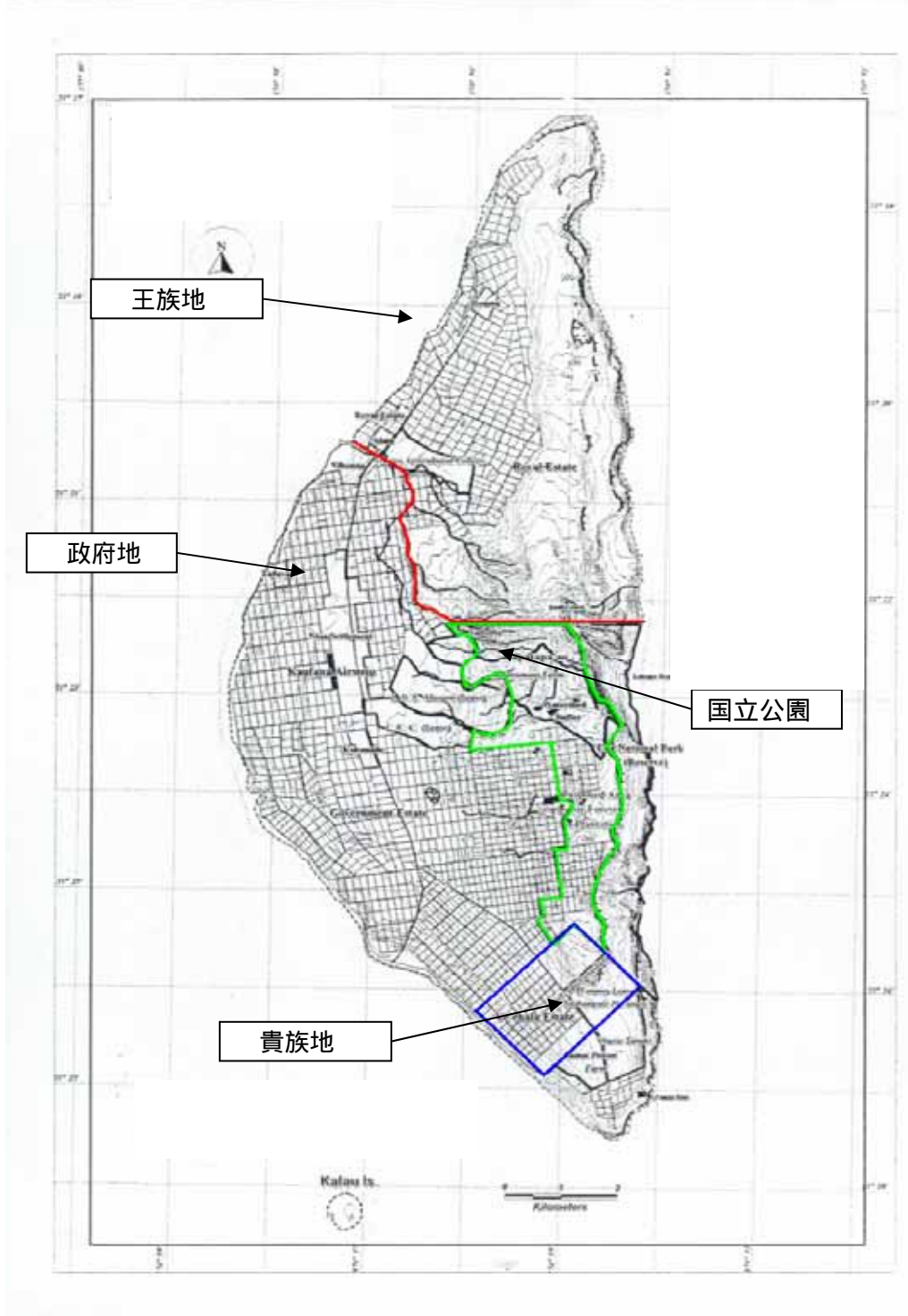


図3 調査地の位置 その2



注：国土資源省の地図をもとに筆者が色分けをした。

図4 エウア島の土地区分



注：国土資源省の地図をもとに筆者が色分けした。

第2章

表3 1875年憲法の内容

改革の内容	対象者
基本的人権の保障（21歳以上の男子に参政権・選挙で平民の選出する人民代表を認める）	平民
ノーペレ階級を作る	チーフ
枢密院（Privy Council）、閣議（Cabinet）、立法会議（Legislative Assembly）の設置 離島（ハアパイ島、ヴァヴァウ島、ニウアトプタブ島、ニウアフォオウ島）に知事	政府内
土地の売買の禁止 町と海岸に面した土地は政府のものとし、それ以外をノーペレで分けた	政府とノーペレ
割当地制度の導入	平民

注：トゥポウ1世は、有力チーフ20人を選びノーペレ（*nopele* とは貴族 noble のトンガ語）として登録をした。1880年には更に10人増え、合計30人のチーフをノーペレに任命した。その後、さらに3人のチーフと6人のマタプレ（マタプレ *matapule*）が加えられた。

図5 トンガの土地構造（イメージ図）

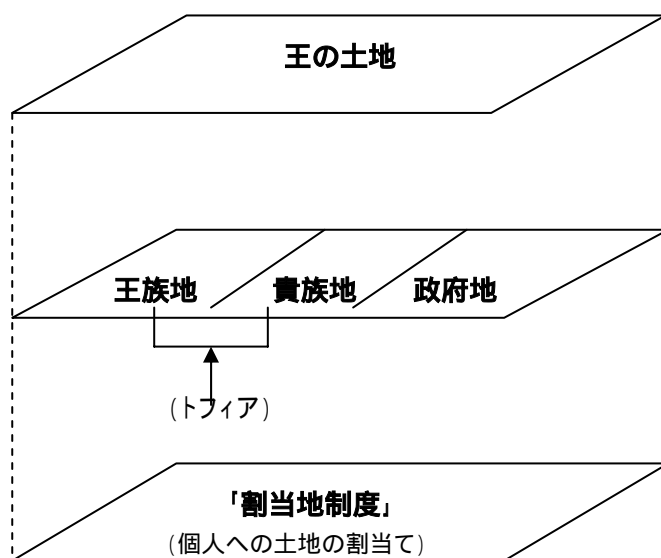


表4 チーフとノーペレの土地裁判（1920年代～1940年代まで）

裁判年	原告	被告	内容	判決
1923	T.M	S.V.	トゥボウ1世による土地の割当て	原告勝訴
1924	T.U.	F	ノーペレ称号の相続	原告勝訴
1925	M.F.	ノーペレ Tu	ノーペレ称号の相続	原告敗訴
1926	ノーペレ Ti	土地省*大臣	王による原告の領土の使用	棄却
1926	V.N.	ノーペレ V	領土の相続	原告勝訴
1927	L.M.	ノーペレ Fa	トフィア称号と領土	途中閉鎖
1927	L.M.	ノーペレ F	タイトルとトフィア（ノーペレの領土） （ノーペレ F 氏の親族と名乗る原告が L.M. 氏の土地とタイトルの相続権を主張）	棄却
1936	I.M.	S.H.	ノーペレ V 氏が原告の登記を知らず、被告に宅地（アピ・コロ）の割当て	原告勝訴
1937	S.P.	ノーペレ K	ノーペレによる借地	原告勝訴
1937	ノーペレ Te	土地省*大臣	ノーペレの領土	原告勝訴
1937	ノーペレ Ka	土地省*大臣	ノーペレの領土	原告敗訴
1937	ノーペレ Va	E.P.	割当地（課税用割当地）の未亡人への生涯権	原告敗訴
1937	P.A.	P.T.	ノーペレ T 氏が政府を介さず被告に土地の割当	原告勝訴
1945	S.H.	ノーペレ Ku	称号と領土（原告が未成年のため延期）	延期
1948	T.L.	ノーペレ Ha	ノーペレ称号と領土の相続	原告敗訴
1949	S.A.	ノーペレ Nu	ノーペレ称号と領土	原告勝訴

[TONGA LAW REPORTS; HUNTER 1963]

注1. 原告と被告には仮名のイニシャルをつけた。

注2. (*) 土地省大臣とは、現在の国土資源省大臣にあたる。

表5 エウア島の各村の「土地を世話するチーフ」とマタプレ

エウア島の村 (全15村)	土地を世話するチーフ (エイキ)名 (<i>eiki/houeiki-tauhifonua</i>)	エイキとの婚 姻関係の有無	マタプレ名 (<i>matapule</i>)	エイキとの 婚姻関係の有無	
「エウア」 地区	Ho	<i>Taka-i-Houma</i>	あり	<i>Talihau</i>	なし
	Oh	<i>Manumua</i>	あり	<i>Siakumi</i>	なし
				<i>Matangi-tonga</i>	なし
		<i>Hafoka</i>	あり	<i>Mau</i>	なし
	Tu	--		<i>Fotu-a-ika-taale</i>	なし
	Pa	<i>Vakauta</i>	あり	--	なし
	Ha	<i>Tupouata</i>	あり	<i>Halahala</i>	なし
Ta	<i>Maafu</i>	あり	<i>Nuku*</i>	なし	
			<i>Tafakula</i>	なし	
「ニウア」 地区	An	--	--	<i>Fotutata*</i>	なし
	Fu	<i>Langiloloa*</i>	**	<i>Mauo*</i>	なし
	Sa	<i>Houmafeo*</i>	**	<i>Taanga*</i>	なし
	Ei	--	--	<i>Maea*</i>	なし
	Ma	<i>Tuia*</i>	**	<i>Tohekakala*</i>	なし
	Mu	<i>Takafua*</i>	**	<i>Tangaloa*</i>	なし
	To	<i>Maluamaka*</i>	**	<i>Filii*</i>	なし
	Fa	<i>Pongi*</i>	**	<i>Katoa*</i>	なし
	Pe	<i>Lihau*</i>	**	<i>Masila*</i>	なし

注：1. 各タイトルの保有者は1名。

- *...Ta村のマタプレ名 *Nuku*と「ニウア」地区のチーフおよびマタプレ名は、エウア島への移住前の村のタイトル現在もニウアフォウ島とニウアトプタブ島に存在する。
- **...ニウア地区のチーフの関係については、今回は確認をしていない。
- 4.Ta村は、厳密には「エウア」地区の村ではないとする見方もある。しかし、トンガ政府の区分上「エウア」地区とした。

表6 Oh村のトト・エイキ

氏名 (イニシャル)	性 別	村人からの 呼ばれ方	婚姻相手	王族との関係
T.H	男	ハウエイキ	平民(妻)	母方が王族
F.U.	女	トト・エイキ	平民(夫)	父方が高位のチーフで王族と親戚
T.U.	男	トト・エイキ	独身	父方が王族
M.F.	女		エイキ(夫)	王族の血縁者だが非嫡出子のためエイキとは呼ばれない

表7 Oh村の村人が言う「村のエイキ」

	内訳	差異の意味
村のエイキ	ハウエイキ・タウフィフォヌア	王が村付きのチーフ(エイキ)と名づけた者
	トト・エイキ	王族と血縁関係にある者

表8 Ta村の村人の居住開始時期 (32軒中、在村する23軒)

世帯番号	70~60代 夫/妻	50~40代 夫/妻	20~30代 夫/妻	移住時期(年)	畑の面積(エーカー)とその場所
1		Af/ Mo (Ah/TP)	Vi /Ta (Ah/ *)	1967	*
2		Sa /Lu (Ah/Ah)	Te/Lu (Ah/ *)	1968	*
3	Ke /Se (Ah/Ah)	Nu/ Na (Ah /TP)	長男 Pa (Ah)	1968	2
4			次男 Ve /Ma (Ah/ VV)	1987	2
5	Vi /Lu (Ah/ TP)			1968	*
6		長男 Te /Fi (TP/Ah)		1981	5
7		次男 Le/Le (Ah/HP)		1994	*
8			長男 Mi/ Of (Ah/ TP)	1976	8
9			次男 Ma/He(Ah/TP)	1980	8
10			Si /Ma (Vv /Oh)	1978	4
11		長男 Fi/To (Oh/TP)		1967	8
12			長男 Ti/ Ei (NTT/ Oh)	1997	8
13		次男 La /Si Oh/India)		1967	8
14			長男 Ma/ Fu(Oh/Ah)	1992	8
15			Fi/Ma (Vv/Oh)	*	*
16			Si/La (Vv/Oh)	1978	4
17			Ko /Ma (Oh /HP)	1980	*
18			Ta/Le(Ah/ Oh)	1983	8
19			Tu/Ma (HP/Oh)	1988	*
20			Va/Le (Oh/ Fa)	1991	2
21			Ma/Hu (Oh/ HP)	1991	*
22			En/ Na (TP/ Fa)	1992	*
23	Pa /La (Oh/Oh)			1995	*

注: 1. * 具体的な数字と場所を聞き出すことはできなかった。

2. アルファベットはイニシャル. 括弧内は出身村をさす. (Oh...エウア島 Oh村, Fa...エウア島 Fa村, Ah...トンガタブ島 Ah村, TP...トンガタブ島の Ah村以外の村, HP...ハアパイ諸島 NTT...ニウアトプタブ島 VV...ヴァヴァウ諸島)

表9 Ho村とTa村の世帯における配偶者の出身(2000年現在)

	出身村	
	Ho村	Ta村(トンガタブ島 Ah村)
夫妻ともに	4	5
夫(単身者を含む)	20	6
妻	13	1
夫婦ともにこの村以外	7	11
村に不在のため不明	8	9
世帯数の合計	52	32

注: Ta村の場合、村の発生となるトンガタブ島 Ah村からの移住者を中心に計算を行った。

表 10 割当地制度に関する土地法の変遷

	内容
1875 年 Constitution	トフィアではノーペレが平民に「貸借」という形で割当てを行う。平民の課税用割当地は 21、50、99 年、アピ・コロは 21 年という期限付きで、トンガ人や外国人（外国人には 5 エーカー以下）に貸出す。
1880 年 Land Law Clauses 109 ~ 132 (割当地制度の導入)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>割当地の広さが規定</u> 16 歳以上の全てのトンガ人青年男子は、100 ファゾム×100 ファゾム(8 と 4 分の 1 エーカー)(3.34 ヘクタール)の課税用割当地を越えない大きさの土地を課税用割当地として交付される権利を有する。また、村落地に居住用割当地として 1 ルード 24 パーチを超えない土地を交付される権利を有する。 ・ <u>割当地の課税</u> 宅地用割当地は無償。課税用割当地は政府とノーペレに対して借料 2 シリングを支払う。政府地内にある割当地の保有者から年間の借料を徴収、トフィアではノーペレが平民から徴収、それ以外では政府が平民から徴収する。 ・ <u>割当地の所持の終身的權益</u> ・ <u>王族・貴族地・政府地の設置</u> 政府地内に土地を持つ場合は、それまでの領主に土地の使用の許可を得る必要がなくなった。政府地に割当地を持つ個人は、チーフでも親族の長でもない、政府から土地を保有することが許された。
1882 年 Hereditary Lands Act	<p><u>割当地の相続</u></p> <p>男子の長子によって相続される。トフィアでの割当地の相続権、一人につき一つのアピ・コロとアピ・ウタ(アピ・トゥクハウ)の保有とその範囲、未亡人の終身利益を認めた。</p>
1888 年	外国人居住者への人頭税 (poll tax) を廃止する。
1913 年	保有者は、割当後 1 年以内に 200 本のココヤシの木を植えることと、そのココヤシの木を雑草のない状態で栽培することが義務づけられる。
1915 年 Hereditary Estates Law	<p><u>登記制の導入</u></p> <p>土地省(現在の国土資源省)が測量、証書(Deed of Grant)を発行する。ただし、それまでの農地を測量し、割当てたために当初の土地の面積は一定ではない。</p>
1922 年	男性の相続者がいない場合に限って、女性の土地相続を承認する。
1927 年	トンガ人保有の割当地の借地を認める。イギリスとの友好条約の補則にもとづき、イギリス人執政官ネイル執政官(J.S. Neill)が土地法を改定した。
1976 年	<p>登記された割当地の貸借と抵当権の設定が認められる。</p> <p>登記者が保有する割当地を他者に賃貸することを可能にした。(これまでになかった土地をめぐる市場を生み出し、経営地を拡大する可能性をもたらした。)</p> <p>登記地については 10 年以内(宅地については 99 年以内)の賃貸契約が可能となり、一人の借主について 5 箇所の割当地(1978 年にはこれが 10 箇所に拡大され、辺境では賃貸期間が 20 年に延長された)を借りることができるようになった。</p>
1988 年 (現行)	

[LATUKEFU 1975; CAMPBELL 2001]

表 1875 年憲法によるトンガ社会の階層のカテゴリーとその変化

西欧人との接触以前*	1875 年憲法	エウア島の村社会**
ハウ	王	王
エイキ	ノーペレ (貴族)	ノーペレ (貴族)
	トゥア (平民)	ハウエイキ・タウフィフォヌア (「土地を世話するチーフ」)
マタプレ		
ムア		
トゥア (平民)		トゥア (平民)

(発表者作成)

注：* この時代の階層区分は、マリナー[MARTIN 1817; 青柳 1991]による。

** この区分は、筆者のフィールドワークによる。

表 12 土地に関する権力の所在：エウア島の場合

	政府地 (国土資源省)	トフィア	
		貴族地 (貴族不在により特殊)	王族地
立入り権	政府	申入れによって許可	村民に放任
統制権	政府	使用者 (貴族は放任)	王の秘書
用益権	使用者 (政府は放任)	使用者 (貴族は放任)	王の秘書の許可
処分権	政府	貴族	王族
登記	使用者 (政府は放任)	貴族	王族
相続	政府	貴族	王族

表 13 土地に関するトンガ語

トンガ語	日本語	英語
<i>kelekele</i>	大地、土、土壌	land
<i>fonua</i>	所、地方、里	place/ site/ district
<i>tofua</i>	王族・貴族の領土	estate
<i>'api</i>	人が耕地・宅地に利用する地面・地所	allotment

表 14 所有に関するトンガ語

トンガ語	日本語 (英語)	
<i>ma'u</i> (tenureも含む) / <i>'a'ana</i> / <i>'o'ona</i> / <i>tonu</i>	所有(own)・保有(tenure)	
<i>'ete koloal</i> / <i>'ete me'a</i> / <i>totonu</i>	財産 (property)	占有(possesion)
<i>tofi'a</i> (所有者が王族又は貴族の時にのみ使用) / <i>'apil konga fonua</i> (一定の土地、仕切った土地)		土地 (estate)

第3章

表 15 トンガ全体の土地の使用状況 (1989年)

場所	内訳		面積 (ha)	%	%
トフィア	トフィア (王族・貴族の所有地)		5,190	7	7
トフィアもしくは政府地	割当地 (課税用と居住用)	登記済み	33,397	45	62
		未登記	12,949	17	
政府地	政府地		8,506	11	11
	その他 (山、海岸など)		7,856	11	11
	借地	教会	2,287	3	9
		外国人	2,072	3	
		トンガ人	1,410	2	
		政府	835	1	
		その他	235	0	
合計			74,737	100	100

[TONGA GOVERNMENT 1989]

表 16 農民の割当地の入手

政府地	首都/離島		トフィア
	相続		
	新規に政府へ申請	新規に王族・貴族に申請	
	知人から借り受け		

表 17 エウア島の土地構成

		政府地	王族地	貴族地
村 (計 15 村)		13 村	2 村	
村 内	アピ・コロ (居住用割当地)			
	教会敷地			
	村集会所			
	墓			
政府系の教育機関				
村 以外 (農地)	アピ・ツクハウ (課税用割当地)			
	教会の農地			
	教会系の教育機関			
	国立公園			
	空港			
	墓		*	
刑務所とその農地				
王族の住居(パレス)と農地				

注: 1. は、その土地に存在するという事。

2. 教会敷地については第 4 章を参照。

3. * 王族地にある H 村には村内に村人が誰でも入れる墓と、村からかなり離れた海岸に、この村の L 家の親族しか埋葬されない墓がある。墓の土地は決まっており、勝手に拡張できない。あえて墓地は区画されていない。人々は空いているところに墓をつくって、上から砂をかける。境界線でもめて国土資源省への問い合わせがある場合もあるが、その際は、死者への敬意を払い、両者が合意の上で示談に応じるという。トンガでは、1 つの墓に何体もの遺体が埋葬される。遺体は樹皮布に包まれて新しい遺体の横に置かれるか、上もしくは下におかれる。

表 18 「エウア」地区と「ニウア」地区の人口比

	総人口	15 歳以下	16 ~ 59 歳	60 歳以上
「エウア」地区	2,603	959	1,438 (747)	206 (121)
「ニウア」地区	1,969	749	1,048 (533)	172 (93)
合計	4,572	1,708	2,486 (1,280)	378 (214)

[TONGA GOVERNMENT 2001] に基づいて作成

注: () 内は男性の人数。

表 19 「エウア」地区と「ニウア」地区のアピ・トゥクハウ (課税用割当地) の保有世帯数

	世帯数 (%)	割当地を保有 (%)	割当地を保有しない (%)
「エウア」の村	497 (100)	282 (56.7)	215 (43.3)
「ニウア」の村	366 (100)	203 (55.5)	163 (44.5)
合計	863 (100)	485 (56.2)	378 (43.8)

[TONGA GOVERNMENT 2001] に基づいて作成

表 20 国土資源省への登記状況（2001 年現在）

村名 (調査村は)	世帯数	割当地 (地籍あり)		村の位置	
		アビ・コロ (居住用割当地)	アビ・トゥクハウ (課税用割当)		
「エウア」 の村	Ho ()	52	6	114	王族地 (トフィア)
	Ta ()	-- (32) *			
	Oh ()	146 (174) *	170	124	政府地
	Tu ()	27	13	36	
	Pa ()	52	28	67	
	Ha	95	37	202	
「ニウア」 の村	An	61	36	21	政府地
	Fu	44	25	20	
	Sa	24	16	18	
	Ei	34	12	15	
	Ma	48	37	26	
	Mu	30	31	30	
	To	30	28	51	
	Fa	32	28	32	
Pe	47	16	33		
国土資源省 登記簿合計	722	483	789		

注: 1. * 村での調査で得た数.

2. 政府は、全村を2つの地区に分けた。地区は、ニウア地方から移住してきた人々の村を「新エウア地区 (*eua fo'ou*)」、それ以外を「旧エウア地区 (*eua motu'a*)」と呼んでいる。本文では、政府が決めたこの呼び名ではなく、あくまでも島の人々が使う「エウア (*eua*)」地区、「ニウア (*niuma*)」地区での表記を行った。Ho 村と Ta 村では、政府への納税の義務、王への義務・奉仕 (ファトンギア) がある。

表 21 Oh 村の世帯主の居住開始時期

年代	1880 年代と それ以前	1900 年代	1920 年代	1940 年代	1960 年代	1980 年以降
世帯主の数	15	12	7	4	11	11

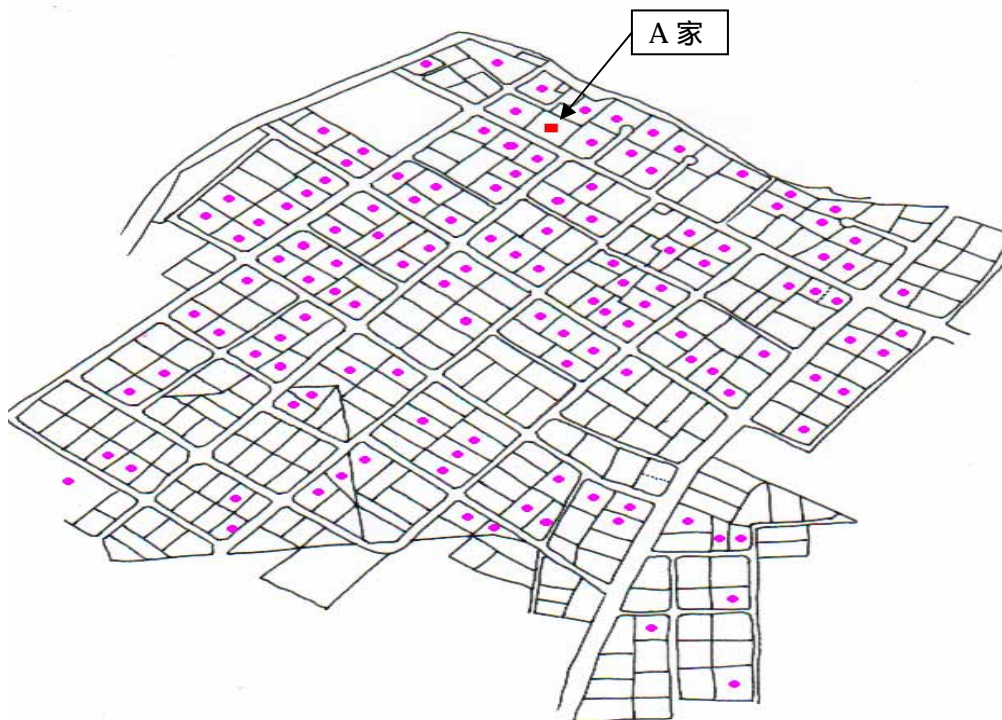
注: 数字は、2001 年現在 Oh 村に住む人々を起点にしてその系譜をさかのぼり、居住開始を年代ごとに示した。このため、途中で家系が途絶えてしまった家や一時的に村に居住していた家、現在村に住んでいない家についての詳細な数を示したものではない。また、この場合の世帯主とは、父・母・子供を含む核家族もしくは未婚者を1単位としている。同居や共食による世帯を意味するものではない。

表 22 現在の Oh 村の家系

家系	居住開始時期	該当軒数	チーフもしくはマタプレのタイトル保有者
Tuv 家	1880 年代以前	20	チーフ Man 氏、マタプレ Mau 氏 マタプレ Mat 氏
Vak 家	1880 年代以前	4	
Hav 家	1880 年代以前	19	
Haf 家	1880 年代以前	2	チーフ Haf 家
Nap 家	1880 年代以前	22	
Tak 家	1880 年代以前	7	
Sia 家	1880 年代	16	マタプレ Sia 氏
Vei 家	1880 年代	11	
その他	1880 年代	3	
	1900 年代以降	70	
	総軒数	174	

注：該当軒数とは、古い家系の順とその家系に含まれる軒数。

図 6 Oh 村 A 家の親族関係図



注： は、A家の親族関係にある家をさす。

表 23 2001年現在の各家の状況

年代	軒数	夫妻とも Oh 村の出身	夫が Oh 村出身	妻が Oh 村出身	夫婦とも他村(島)の出身	単身者
1900年代とそれ以前	118	13	72	28	0*	5
1920年代	25	2	12	10	0*	1
1940年代	8	0	3	1	4	0
1960年代	12	0	1	0	11	0
1980年代以降	11	0	0	0	11	0
総軒数	174	15	88	39	26	6

注： 1. この場合の各家とは、調査時に家としての建物が村内にあり、そこに暮らす家族を一軒とした。

2. * 2001年現在、該当はない。

図 7 Oh 村の村人の出身比率 (2001年現在)

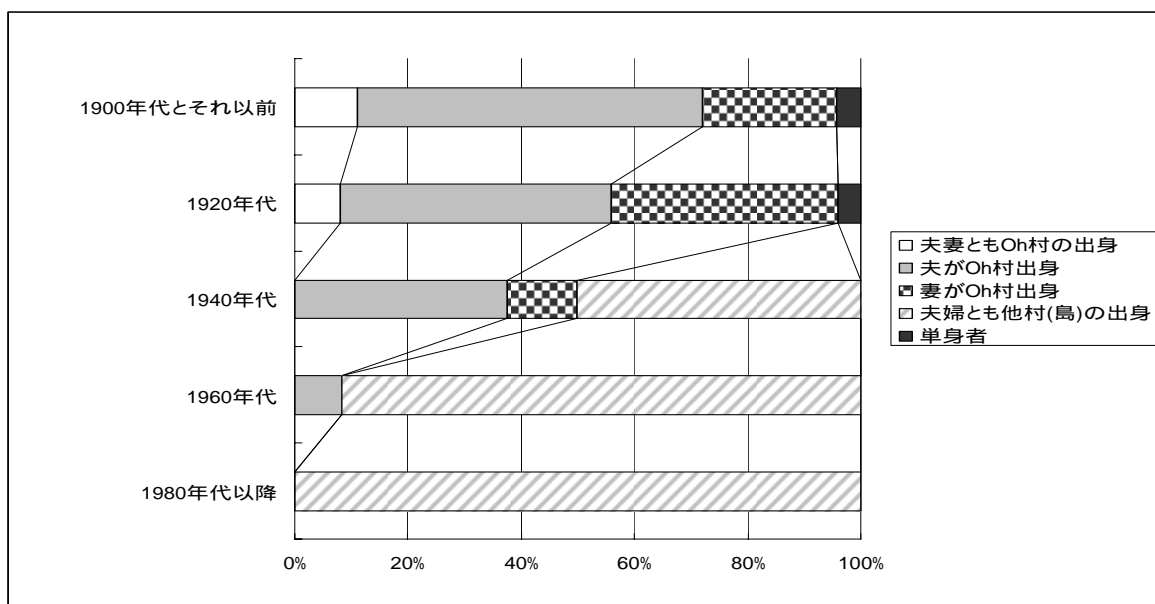
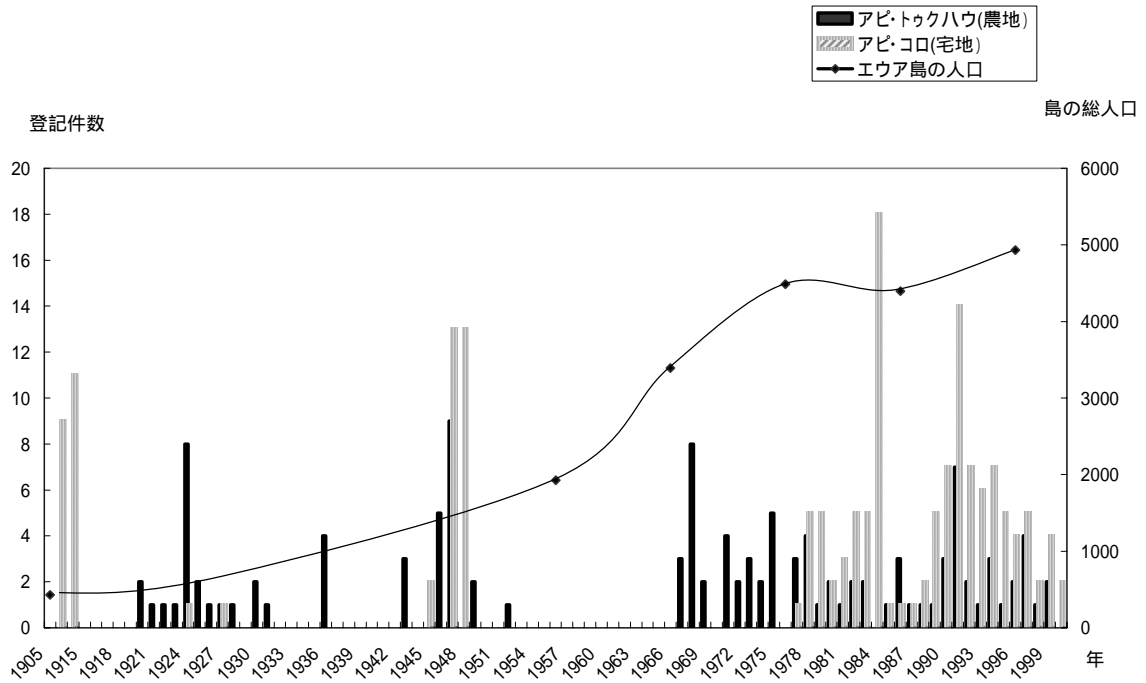
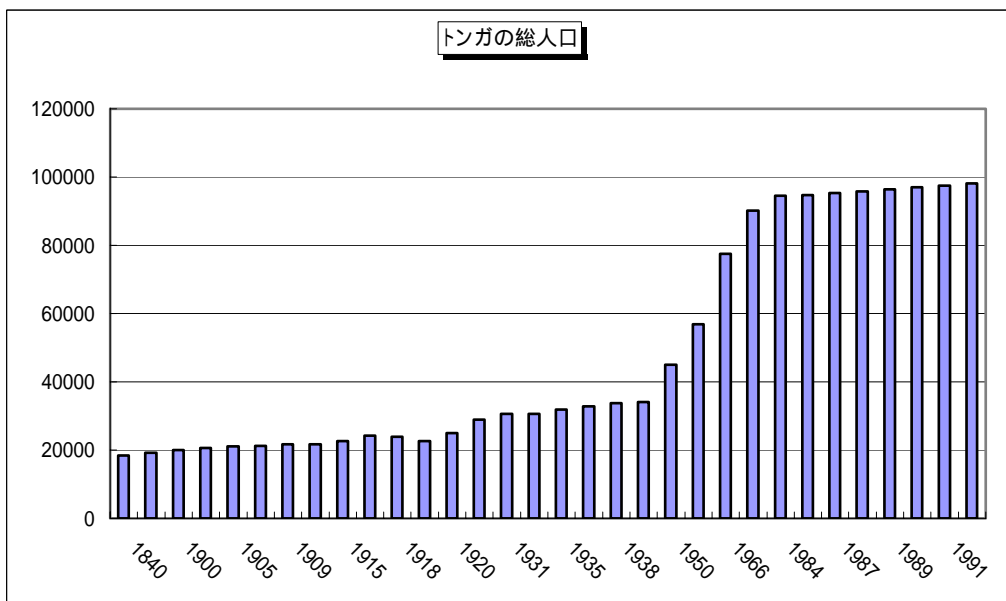


図8 Oh村の割当地の年別新規登記数と人口増加



注：国土資源省でのフィールドワークから得た数。

図9 トンガの人口変化



[TONGA GOVERNMENT 1996; GIFFORD 1929] を参考に作成。

図 10 課税用割当地の使用内容（エウア島全体）

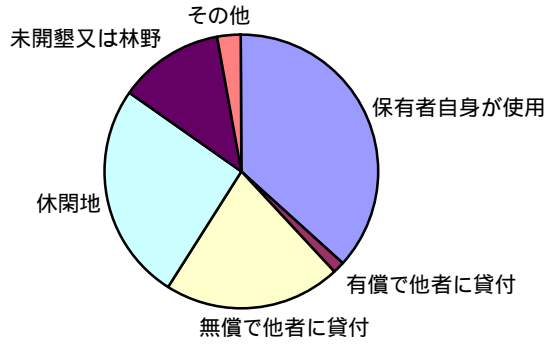


図 11 課税用割当地の使用内容（エウア地区）

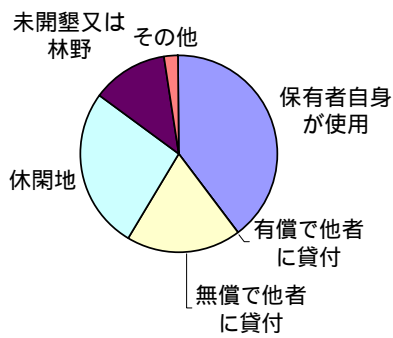
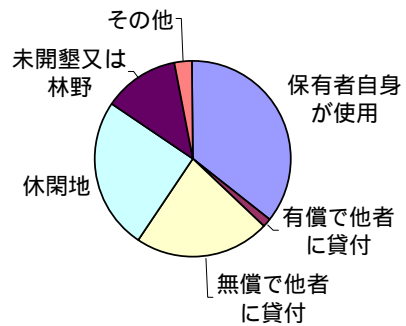


図 12 課税用割当地の使用内容（ニウア地区）



[TONGA GOVERNMENT 2001]

表 24 エウア島の農民が行う畑の種類とその利用形態

農地の場所	割当地を持つ者	割当地を持たない者				利用状況
		自分名義	長男以外の男子	婚入者	移入者	
割当地						個人もしくは親族集団
新開墾地						
親族の土地 (または婚入先の配偶者の親族の土地)						
個人で借地						
教会の借地						教会信者
グループで借地						仲間(非信者)

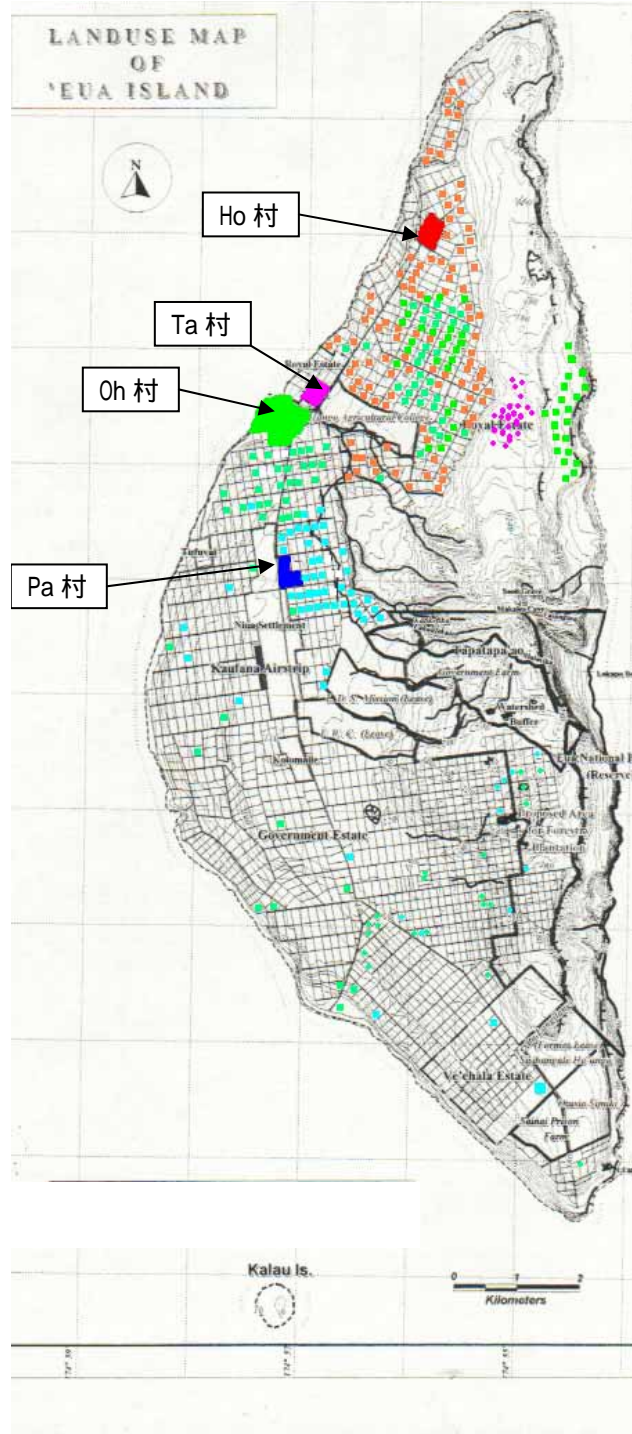
注: ...該当あり

表 25 Oh村L家の男たちが行く畑(ウタ)

ウタの種類 (ウタの名前/通う頻度)	名前(イニシャル)と続柄							
	H	M	T	M	V	T	M	N
	父(死去)	長男	次男	三男	四男	長女の婿(公務員)	次女の婿	居候(血縁関係無)
割当地 (マカイ/ 雨の日と日曜以外毎日)	-	相続	-					(自分名義)
新開墾地 (リク/割当地に行かない日)	-							
教会のウタ(週に1度)	-							
親族のウタ(帰島した際)	-					ハアパイ島	トンガタブ島	
仲間とのウタ (割当地と新開墾地以外の日)	-							

注: ...該当者

図 13 エウア島の村の位置と村人の農地の分布



注：国土資源省の割当地を示す地図に、筆者のフィールドワークによるデータを色付けした。
赤 - Ho 村、緑 Oh 村、青 - Pa 村、ピンク Ta 村。

表 26 ニュージーランド国内の島嶼出身者の人種別人口

人種	ニュージーランド センサス 2001	ニュージーランド国内 推定人口
サモア	115,017	170,900
クック	52,569	19,300
トンガ	40,716	99,400
ニウエ	20,148	1,900
トケラウ	6,204	1,500
ツバル	1,965	10,000

[NEW ZEALAND GOVERNMENT 2001]をもとに作成

図 14 Oh 村内の家主不在の割当地



注：この場合の不在とは、割当地としての保有者が存在するにもかかわらず、使用されていない土地をさす。

表 27 0 村の最古参 Tuv 家にみるエウア島外の居住者割合

世帯	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
61 歳以上														
46-60 歳														
		Au												
31-45 歳		Au		NZ		TP	NZ	TP	NZ				US	NZ
		Au		Au		HP	NZ							NZ
				TP		TP	Ta	TP	NZ		NZ			Pa
				NZ		TP	TP	NZ			TP			Br
		Au		US			TP	NZ						
											TP			
16-30 歳														
15 歳以下														
同居人数	5	6	4	5	6	3	3	9	9	6	2	6	5	2

注) Au-オーストラリア、NZ-ニュージーランド、US-アメリカ合衆国、Pa-アメリカンサモア、Br-イギリス、Tp-トンガタブ島、Hp-ハアパイ諸島
 男性、 女性、 故人、 性別不明.

表 28 2001 年の借入者名簿

登記日	2001 年 9 月 25 日	2001 年 12 月 11 日	2001 年 9 月 25 日
借入人	S.V.		P.T.
借入先	T D B	T D B	T D B
場所	アピ・コロ (D/G No.238) 0 村		アピ・トゥクハウ (D/G No.241) 0 村
目的	ヤムイモ畑 (1 エーカー) 住居周りの柵	家屋塗装	**
金額 (T\$)	8835.11	9779.15	**
利率 (%)	15.5	15.5	11.5
借入期間 (年)	30	30	30

注: 1. フィールドワークで得たデータ.

2. **未確認.

表 29 エウア島の主要栽培作物 (作付面積順)

作物	英語名	トンガ名	作付面積 (エーカー)
カヴァ	kava tonga	カヴァ	1,661
タロイモ	taro	タロ・トンガ	575
		タロ・フツナ	522
ヤムイモ	yam	ウフィ・トカムア	492
		ウフィ・トカムイ	100
バニラ	Vanilla	バニラ	318
キャッサバ	cassava	マニオケ	312
ジャイアント・タロ	giant taro	カペ	220
カジノキ	paper mulberry	ヒアポ	158
カボチャ	squash	ヒナ	151
ジャガイモ	sweet potato	クマラ	138
バナナ	banana	シャイネ	29
スイカ	watermelon	メレニ	20
パンノキ	bread-fruit	メイ	*
ココナッツ	coconut	ニウ	*

[TONGA GOVERNMENT 2001]

注: *センサスの調査対象とはなっていないため未記入にした.

表 30 現在のエウア島の農作物と換金作物

		自家消費用	換金用	
			首都及び海外の トンガ人を対象	非トンガ人を対象 外国輸出用
嗜好品		カヴァ（カヴァ）	カヴァ	-
樹皮布の材料		カジノキ（ヒアボ）	カジノキ	-
主食	イモ類	ヤムイモ（ウフィ） タロイモ（タロ・フツナ/タロ・トンガ） ジャガイモ（クマラ） ジャイアント・タロ（カベ）	タロイモ ヤムイモ ジャガイモ ジャイアント・タロ	-
		キャッサバ（マニオケ）、バナナ（ホバ）	キャッサバ、バナナ	-
果物		スイカ、パイナップル	スイカ、パイナップル	-
野菜		トマト、ネギ	トマト、ネギ	カボチャ（ヒナ）
その他		ノヌ	ノヌ、ピーナッツ	ノヌ、バニラ 香木（アヒ）

注：1. ()内はトンガ語の名称。

2. ノヌ (*Morinda Citrifolia*) は、日本名「やえやまあおき」。近年、健康飲料として注目され、現金買い付けがされている。

表 31 カボチャ栽培と輸出業者

2月	契約農家の募集	6月	耕運機の貸出し	10月	買い取り
3月	栽培指導の開始	7月	肥料の散布 播種の指導	11月	出荷前の選別作業員の徴収 登録農民への支払い/輸出
4月	農薬の指導と購入	8月		12月	
5月	種子の購入	9月		1月	

表 32 各島の作物別の作付面積

作物名(エーカー)	トンガタブ	ヴァヴァウ	ハアパイ	エウア	ニウア *	合計
カボチャ	3,375	7	---	151	---	3,533
ジャイアント・タロ	937	1,017	293	220	82	2,549
サツマイモ	1,050	83	96	138	21	1,388
キャッサバ	4,568	667	1070	312	101	6,718
スイカ	533	62	32	20	4	651
タロイモ(taro futuna)	3,378	735	451	522	42	5,128
タロイモ(taro tonga)	3,207	875	143	575	85	4,885
ヤムイモ(early yam)	3,546	878	434	492	76	5,426
ヤムイモ(late yam)	1,456	301	228	100	43	2,128
ヒアポ(樹皮布の原料)	375	43	195	158	5	776
カヴァ	415	2,769	220	1,661	208	5,273
バナナ	178	138	67	29	3	415
バニラ	330	561	7	318	1	1,217

[TONGA GOVERNMENT 2001]

- 注: 1. *このニウアとは、王国北部に位置するニウアフォオウ島とニウアトプタブ島のこと。
 2. ヒアポとはカジノキ(paper mulberry)のこと。

表 33 ニウア地区 Ei 村の作物別の作付面積 (2001 年)

番号	生産者	ヤムイモ	カベ	バナナ	タロトシガ	タロフツチ	マオケ	ジャガイモ	カヴァ	ヒアポ	バラ	ピーナッツ	スイカ	カボチャ	その他
1	TM	2	8	1	2	3			4	2					*
2	P	1	8	1	2	3			8	4	1				**
3	TI	2			2	2			2						
4	S V		4	1	4	4	1		6						
5	L F		1		1	1									
6	K M		1		1				1						
7	L M	1			1				1						
8	W F		1		1				1	1					
9	T M		2		2				2	1					
10	L L		2		2				2						
11	V		2		2				2						
12	P L		4		2				4						
13	T L	4	4	2		4		4	160						
14	T L				1			2							
15	S	1	1						2	3					
16	S S	1	2						3						
17	SL	1	2	1	2	2			3						
18	A V						1		1						
19	SL	2	4	2	3	3			5						

- 注：1. エウア島農業省事務所の調査に同行して得た数値。
 2. 単位はエーカー。
 3. *...タマネギ、**...パイナップルのこと。
 4. カベとはジャイアント・タロ、ヒアポとはカジノキのこと。

表 34 ニウア地区 Pe 村の作物の作付面積 (2001 年)

番号	生産者	ヤムイモ	カベ	バナナ	タロトンガ	タロウツチ	マオケ	ジャガイモ	カウア	ヒアボ	バラ	ピーナッツ	スイカ	カボチャ
1	SM	1.2	2	1.5	2	3	1		4.5		2			
2	MS	2.2	2	1	1	2	1.5		4.4	2				
3	SL													4
4	S													4
5	SF	1	1.5	1	1	1	1		1.5					
6	K		1.5						2		4			
7	FS	2	2	1	1	2	2		3	1			8	
8	P		2			1			3				8	
9	K		8	4	4	7	2		12	4				
10	P	3	5	2	2	4			5	3			8	
11	T	2	3	2	2	3			4	2				
12	P	2	2	1	1	2			3		2		??	
13	T	2	2	1	1	3			3			1	16	
14	L	2	2	1.5	1.5	1			2					
15	A	1	1	1	1	1		1.5	2		2			
16	KF	1	1	1	1	1		1	1.5	1				
17	SF	1	1	1	1	1		1	1					
18	LF	1	1	1	1	1	1		1	1				
19	AF	1	1	1	1	1	1		2			1.5		
20	SK	1	1	1	1	1	1		1.5	1				
21	SP	1	1	1	1	1			1	1				
22	M	1	1	1	1.5	1.5			1					
23	Ula	2	2	1	1	1.5	1		2		1.5			
24	SL	1	1	1	1.5	1.5	1		2	1.5	2			
25	Li	2	2	1.5	1.5	2	1		3	1.5	4			
26	T	1	1	1	1	1	1		2	1	1.5			
27	TK	1	1	1	1	1			1	1	5			
28	P	2	2	1	1	1			1.5	1				
29	UK	1	1	1	1	2			1					
30	ST	2	2	1.5	1.5	1.5	1		3	1				
31	TP	8	4	1.5	2	1.5								

- 注：1. エウア島農業省事務所の調査に同行して得た数値。
 2. 単位はエーカー。
 3. カベとはジャイアント・タロ、ヒアボとはカジノキのこと。

表 35 エウア地区 0h 村の作物の作付面積 (2001 年)

番号	生産者	ヤムイモ	カベ	バナナ	タロトシガ	タロウツナ	マオケ	ジャガイモ	カヴァ	ヒアポ	パニラ	ピーナッツ	スイカ	カボチャ
1	TH	2	2	2	2	2			2		3			
2	O	1	1	1		1			2					
3	TS	2	2	2	2	2			3	1				
4	VF	1	1	2	1	1			1	1				
5	TF	2	2	2	2	2				2				
6	SO	2	3	1.5	2	3			3	1	2			
7	T	2	2	2	2	3	2		4	2				
8	ST	1	1		1	1			4					
9	VK	2	2	2	2	2	2		1	2				
10	M	1	1	1	1	1	1		3	1				
11	PS		1	1			1		1.5					
12	MO	2	2	2	2	2.5	0.5		1	1	1			
13	AM	2	2	2	2	2	2		3.5	2	1			
14	HF	2.5	2	1.5	2	2			4	2	2.5			
15	KF		2		2	2			2					
16	TV		2		2	2			2					
17	VT	2	2		2				2					
18	TM	1	2	1	2	2								
19	PA	2	2		2	2	1							
20	TV	2	2	2	2	2	2		2					
21	FV	2	3	2	3	2	1		2					
22	LN		2		2	2			3					
23	Q	1	2	2	1	2	1		2					
24	F	1	2	2	2	2	2		2	2				
25	IH	2	2	2	2	2	1	2	3	1	2			
26	L		0.5		0.5	0.5			0.5					
27	KM		0.5		0.5	0.5			0.5					
28	SA	2	2	2	2	2			4		1			
29	FH	2	2	2	2	3			12	2	2		3	
30	LH	2	2		1	1			1					
31	MS	2	2	2	2	2	2		1					6
32	N	2	2		2	2			1					
33	SM	1	2	2	2	2			2	1	1			
34	TV	0.5	2	2										
35	TH		2	1		2			4					
36	SS	2	3	4	8	8	3		12	3	3			

37	FV	2	2	2	1	2			3					
38	H		2		8	4								
39	L		0.5		1.5	1.5								
40	M	1	0.5	1.5	1.5	1.5	1		1	1				
41	L	2	2	2	2	2			3	1				
42	SH	2	2	2	1	2	1		3	1				
43	K		4	2	2		2							
44	S		5	2	2	2	2		5					
45	MV	2	1.5	2	3	3	2		4					
46	SM	3	3	2	3	4	3		12	2				
47	KV	1	2	3	0.5		3		1					
48	VT		0.5	3		1.5	0.5		0.5					
49	ST		0.5		0.5				0.5					
50	SH		0.5		2	0.5			1.5	0.5				
51	L		2	2		2	2		2.5					
52	M		2	2		2			2					

- 注：1. エウア島農業省事務所の調査に同行して得た数値。
2. 単位はエーカー。
3. カベとはジャイアント・タロ、ヒアポとはカジノキのこと。

表 36 2002 年ソサイエティーと輸出業者への登録農家数

	村名	ソサイエティー	T 業者	H 業者
「エウア」の村	H	2	4	2
	Ta			
	Oh	13	13	7
	Pa	4	6	1
	Tu			1
	Ha		2	2
「ニウア」の村	An		5	1
	Sa	1		1
	Fa	1	1	1
	Ma		1	1
	Mu		1	1
	To	1	2	1
	Ei	1	0	1
	Pe	1	1	3
	Fu		1	1
その他	農業省*		1	6
	農業学校			1
	計	24	38	31

*農業省の役人のカボチャ作付面積は、Ve 氏 7、Fo 氏 4、Tu 氏 6、Ala 氏 2、Pi 氏と Vi 氏 4、No 氏 4、Si 氏 4 エーカーで、生産物については Si 氏が T 業者に、それ以外は H 業者に収めた。

表 37 種子購入数量別契約農家数 (2002 年)

キロ台 (Kg)	1	2	3	4~5	6~7	7~8	10	12~15	20	35	40	100	計
H業者	5	5	10	1	2	2	-	3	1	1	1	-	31
ソサイエティー	-	8	2	7	2	1	3	1	-	-	-	-	24

表 38 H業者のカボチャの栽培面積別契約農家数 (2002 年)

栽培面積 (エーカー)	3~4	5~6	7~10	11~20	21~30	31~50	50~100	100 以上
農家数	6	4	10	3	2	3	1	2

表 39 カボチャ栽培契約農家のウタ（畑）の位置と面積（2002年）

H業者 契約者 番号	畑の位置		T業者契 約者 番号	畑の位置		ソサイエ テイ契約 者番号	畑の位置	
	トフィア (エーカー)	政府地 (エーカー)		トフィア (エーカー)	政府地 (エーカー)		トフィア (エーカー)	政府地 (エーカー)
1	7		1	9		1	30	
2		4	2	9		2	12	
3		3	3		6	3	30	
4		36	4		9	4	12	
5		6	5	15		5	6	
6		45	6		6	6		12
7	105		7		6	7		42
8	3		8		6	8		15
9	18		9	3		9	15	
10	3		10	6		10		12
11	9		11	6		11		18
12		18	12		30	12		9
13		6	13		6	13		30
14		6	14		6	14	24	
15	9		15	145	80	15		15
16	9		16		6	16	9	
17	24		17		9	17	6	
18	45		18		6	18	6	
19	9		19		6	19	6	
20	60		20	6		20	6	
21	9		21	12		21	6	
22	9		22		12	22	18	
23		9	23		18	23	*	
24		21	24	*		24		*
25	120		25	*				
26	9		26	6				
27		6	27	6				
28	9		28	6				
29	9		29		12			
30	4		30		12			
31	12		31		6			
			32		12			
			33		*			
			34	9				
			35		21			
			36	3				
			37	3				
			38		*			
合計	482	160	合計	244	275	合計	186	153

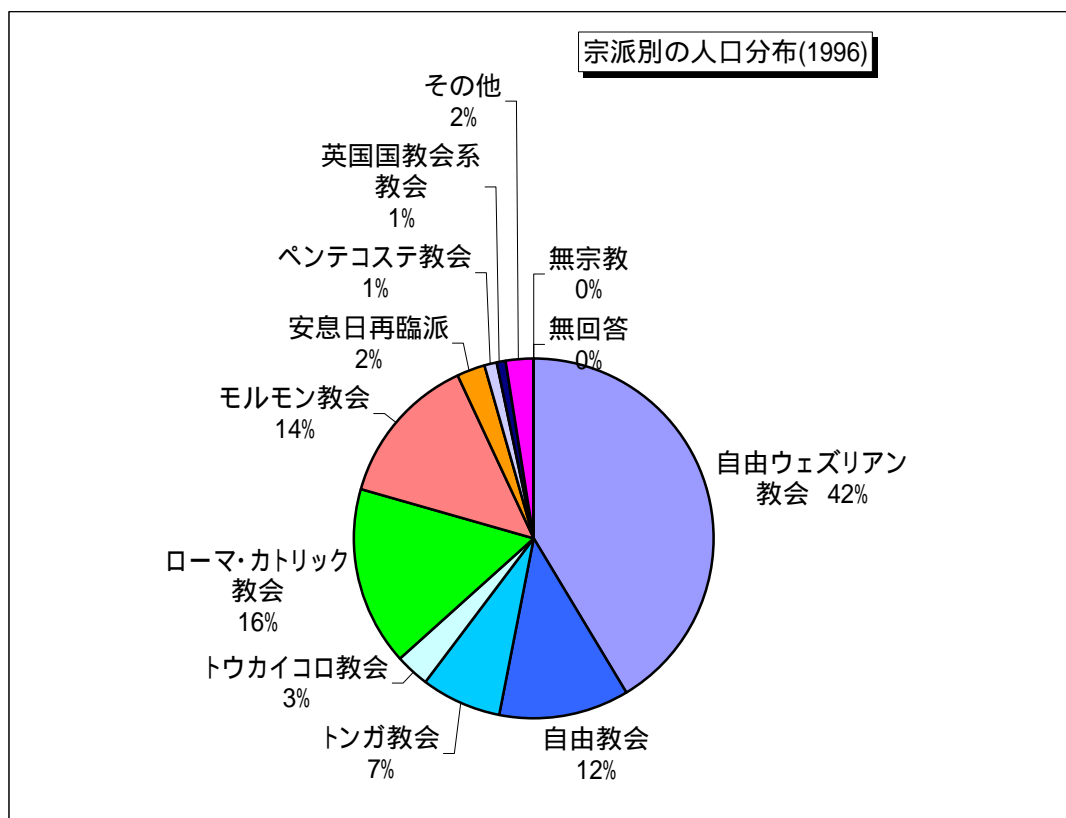
第4章

表 40 ウェズリアン教会 Oh村 洗礼者記録

日付け	氏名	両親の名前		苗字	村名	牧師
1886年5月16日	フェレティ	サムエラ	セーラ	パカ	エウア	B. T.
	シオエリ	ベニ	オリビア	トンガ	パンガイ	B. T.

注) この時点での名称はウェズリアン教会であった。

図 15 宗派別の人口分布 (1996)



[TONGA GOVERNMENT 1996]

注： 自由ウェズリアン教会 (Free Wesleyan Church: FWC) 自由教会 (Free Church of Tong: FCT) トンガ教会 (Church of Tonga: CT) ウェズリアン系 トウカイコロ教会 (Tokaiolo Church: TC) ローマ・カトリック教会 (Roman Catholic: RC)、モルモン教会 (Latter Day Saints: LDS)、安息日再臨派 (Seventh Day Adventist: SDA) ペンテコステ教会聖霊降臨派 (Assembly of God: AG) 英国国教会系教会 (Anglican Church) その他には、立憲自由教会 (Constitution Free Church Of Tonga: CFCT) パハーイ教会 (Bahai Church) を含む。カッコ内の略称は、筆者の任意のものである。

図 16 トンガでのウェズリアン系教会の変遷

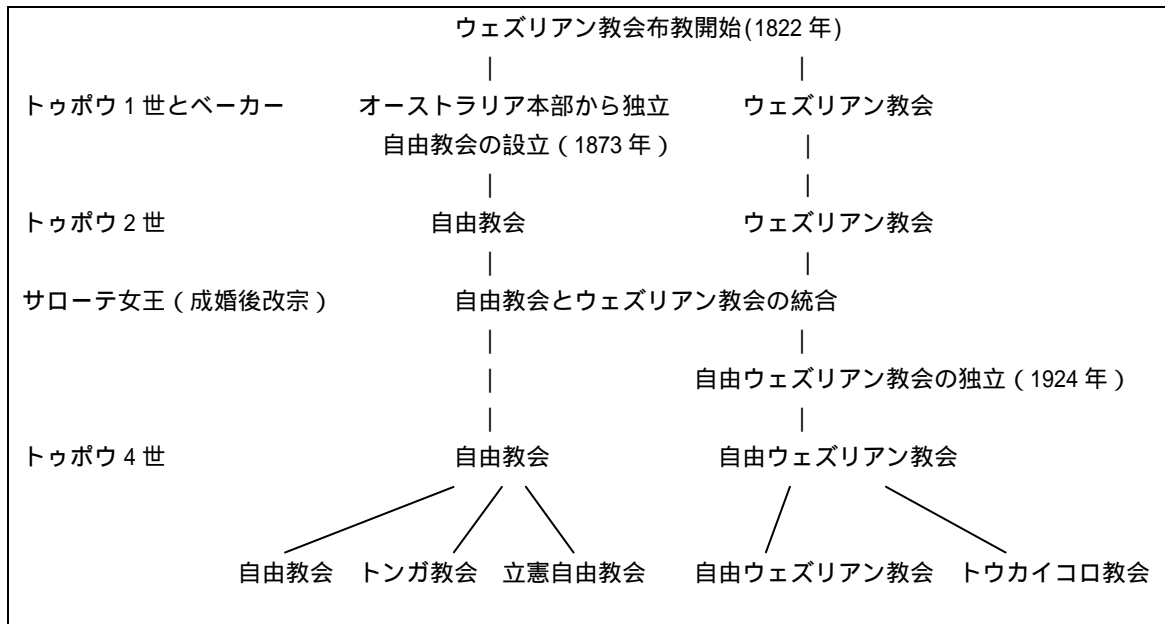
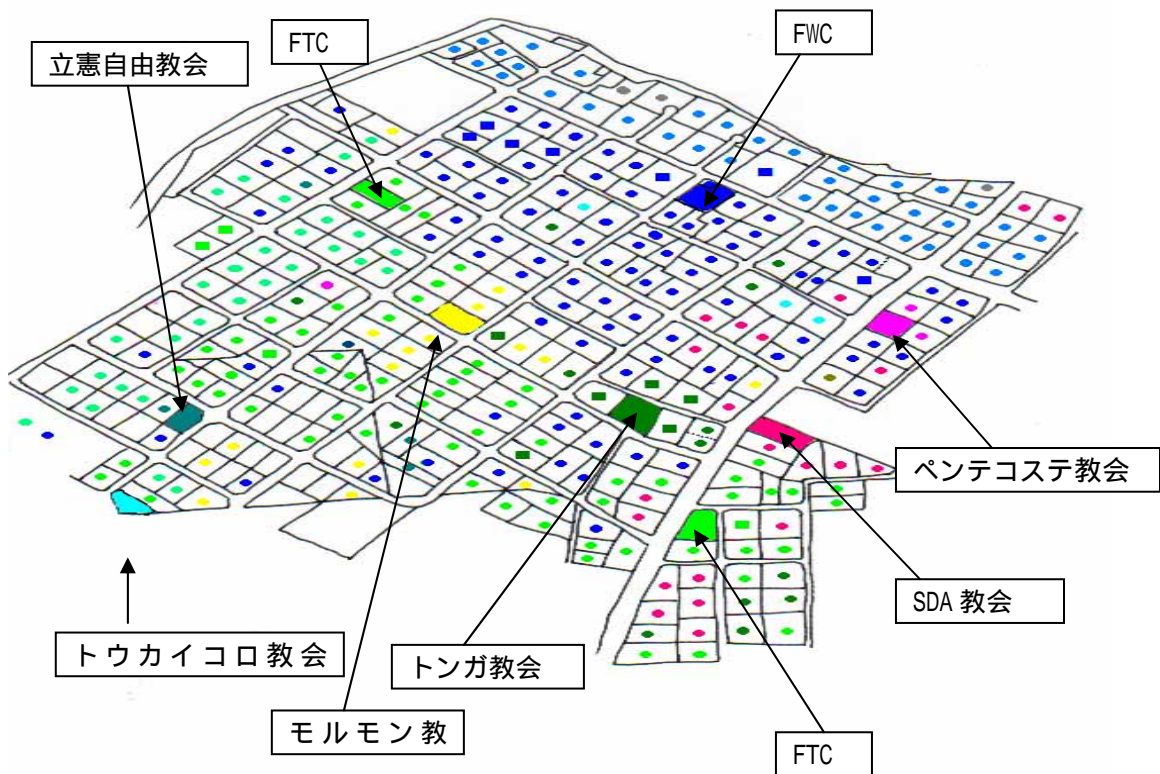


図 17 Oh 村の宗派別世帯分布



注: 青 自由ウェズリアン教会 (FWC)、空色 トウカイココ教会、濃紺 立憲自由教会、黄緑 自由教会 (FTC) 緑 トンガ教会 (TH) ピンクーペンテコステ教会、赤 SDA 教会、黄色 モルモン教会

表 41 Oh 村の宗派別の信徒戸数

	教会宗派	信徒戸数	割合 (%)
ウェズリアン系	FWC	72	27
	FCT	52	16
	To	4	2
	Co	3	1
	CT	16	4
非ウェズリアン系	Mo	16	6
	SDA	15	4
	Pe	11	4
	Ca	3	1
	Ba	2	1
その他	不在	90	34
合計		264	100

注: FWC 自由ウェズリアン教会 (現在の王の教会)、FCT 自由教会 (かつての王の教会)、
CT トンガ教会 (自由教会からの分派)、To トウカイコロ教会 (FWC からの分派)、
Co 立憲自由教会 (自由教会からの分派)、Mo モルモン教会、Pe ペンテコステ教会、
SDA 安息日再臨派 (Seventh Day Adventist)、Ba バハイ教会

表 42 教会関係の土地裁判

年	原告 (宗派)	被告 (宗派)
1924	FCT (自由教会)	FWC (自由ウェズリアン教会)
1984	ノーペレ N 氏	LDS (モルモン教) & 国土資源省大臣
1990-1	FCT	CFCT (立憲自由教会)
1992	FWC	民間の建設業者
1994	ノーペレ F 氏	FWC & 国土資源省大臣
1995	ノーペレ K 氏	FWC & 国土資源省大臣
1996	ノーペレ K 氏	FWC & 国土資源省大臣

[TONGA LAW REPORTS; HUNTER 1963] の判例より作成

注: *1992 年の場合、教会が雇った業者の請求額について争った。

表 43 自由ウェズリアン教会 (FWC) と自由教会 (FCT) の組織 (エウア島の場合)

役職 (トンガ語)		人数	任期	土地の使用
牧師長 (<i>Pule Faifekau</i>)	島レベルの教会の代表	1 名	3 年毎に国内を移動	各村の教会の借地 [一部で信徒グループでの借地、離任後に島内の土地 (教会の借地内もしくは、割当地) を保有する場合がある]
副牧師長 (<i>Faifekau tokoni</i>)	各村の牧師の中から選ばれる	1 名		
青年部担当牧師 (<i>Faifekau Potungaue Talavou</i>)	青年部のみを担当する牧師、島に 1 名	1 名		
各村の牧師 (<i>Faifekau</i>)	各村の教会に赴任	各 1 名		
用途人・世話人 (<i>Setuata</i>)	一般信徒の中から選ばれる	1~2 名	各村の村人	一般信徒と同じ
一般信徒				

表 44 エウア島の借地の内訳 2000 年現在

借主	借地の件数	内訳	貸主			
			政府 (政府地)	王族 (王族地)	ノーペレ* (貴族地)	個人 (割当地)
政府	15		11	2		2
教会	75		69	6		
民間企業	8		3	1	1	3
トンガ人個人	21		11		5	5
外国人	7		3		3	1
合計	126		97	9	9	11

注: 1. * エウア島のノーペレとはトンガタブ島に住むノーペレ Ve 氏を指し、その領地の位置は村に隣接していない。その借主は個人でエウア島以外に住むノーペレ V 氏の親族または友人の農地として利用されている。

2. この借地数には農民間での口約束による数は含まれていない。

表 45 教会の土地（借地）の使用状況（国土資源省の登記簿から）

村名	世帯数	村の位置	教会の借地				
			村内		村外		
			教会敷地	聖職者の住居	農地	学校	
「エウア」地区	Ho	52	王族地	FWC, FCT	RC	FWC, CT	
	Ta	- (32)		FWC		FWC	FWC
	Oh	146	政府地	FWC, TC, FCT, CFCT, CT, SDA, LDS,	FWC, TC, FCT, CFCT, CT, SDA, LDS, B*	FWC	
	Tu	27		FCT	FWC, FCT		
	Pa	52		FCT	FWC, FCT	FWC	
	Ha	95		FWC, FCT, LDS, CT	FWC, CT, LDS, FCT	FWC, FCT	FWC, LDS**
「ニウア」地区	An	61	政府地	RC	FWC, RC		RC
	Fu	44					
	Sa	24		FCT	FCT		
	Ei	34			RC	RC	
	Ma	48		FWC, RC	FWC, RC		
	Mu	30			FWC, T		
	To	30		FCT			LDS
	Fa	32		FCT, CT	CT		
	Pe	47		FWC, CT	FWC	FWC	LDS

- 注：1. *「本部」となっており、聖職者はいない。
 2. **広場として申請されている。
 3. 教会の略称は、先の円グラフ「宗派別の人口分布」の名称についての注意書きを参照。

表 46 借地の年別の登記件数（2000年現在）

借主		1965～69	1970～74	1975～79	1980～84	1985～89	1990～94	1995～	合計
政府				2	2	2	4	5	15
民間企業				2			2	4	8
トンガ人		1	1	1	6	6	3	3	21
外国人			3	1		1	1	1	7
教会									
メソジスト系	FWC	1	2	6	2	4	2	2	19
	TC						2		2
	FCT		1	1	5	3	9	2	21
	CT		4	2			2	1	9
	CFCT					2			2
非メソジスト系	RC		4	3		1	2		10
	SDA						2		2
	LDS	1	2	5			1		9
	AG								
	B						1		1
総合計		3	17	23	15	19	31	18	126

注：教会の略称は前記した表の略称と注を参照のこと。

表 47 エウア島の各教会の借地数とその内訳 2001年現在

		各教会	礼拝所	聖職者の住居	活動用のホール もしくは広場	農地	学校	合計
メソジスト系	分裂	FWC	5	5	2	2	5	19
		TC	1	1				2
	分裂	FCT	9	9	1		2	21
		CT	4	3			2	9
		CFCT	1	1				2
非メソジスト系	RC	3	4	1	1	1	10	
	SDA	1	1				2	
	LDS	3*		4	2**	- (1)	9	
	AG	- (1)***						
	B			1			1	
借地の合計			27	24	9	12	3	75

注：1. 各教会の略称は前記と同じ。

2. * 学校が付設している。

3. **農地としての申請はされておらず、手付かずのまま放置されている。

4. ***借地の登記簿には記載事項が見つからなかった。信徒の割当地に建っているため、借地ではないという。2階建ての建物（一階にホール、二階に礼拝所）と隣接して牧師の住居がある。

図 18 Oh 村の宗派別の教会借地



注：青 自由ウェズリアン教会（FWC）、ピンクペンテコステ教会、黄緑 自由教会、緑 トンガ教会、赤 モルモン教会、黄色 SDA 教会、空色 トウカイコロ教会、紫 立憲自由教会

表 48 エウア島の国会議員の選挙（2001 年 3 月 7 日実施）

立候補者		Su 氏	T 氏	K 氏	Pa 氏	得票数
職業		現職議員	前議員	労働省	*	
出身村		Oh 村	An 村	Sa 村	Ma 村	
所属教会		FCT	FCT	*	FCT	
投票会場	該当村(15 村)					
Mu 村	Mu 村、Ha 村、Pe 村、Ma 村、To 村、Sa 村、Ei 村、Fa 村	292	93	35	133	553
An 村	An 村、Pa 村、Tu 村、Fu 村	108	170	127	83	488
Oh 村	Oh 村、Ho 村、Ta 村	280	215	14	35	544
得票数		680	478	176	251	1,585

[森本 2005b]

- 注：1. ■は、「エウア」の村に該当する村を示した。
 2. 得票数は、開票場での筆者の調査による。
 3. * K 氏の所属教会は、調査不足により不明。但し、FWC ではないことは確認済み。

表 49 Oh 村のある一家の日曜日の過ごし方

時間	行動	行動の参加者
5 時 ~ 5 時半 ~ 6 時半	教会で歌を歌いながら待つ 朝の礼拝	Lu, Li, Mi
7 時 ~ 9 時半	朝食 (軽食) ウムの準備 教会への身支度 (衣服のアイロンかけ・水浴び)	Lu, Li, Mi, Ma, Vi Ai,
9 時半 ~ 10 時 ~ 12 時	教会で歌を歌いながら始まりを待つ 日曜礼拝	Lu, Li, Mi, Ai, Ma, Vi
12 時 ~	昼食 (ウム料理) 食後は昼寝	Lu, Li, Mi, Ai, Ma, Vi
13 時	日曜学校 (少年少女)	
16 時 ~ 17 時半 ~ 19 時	教会で歌を歌いながら始まりを待つ 夕方の礼拝	Lu, Li, Mi, Ai, Ma, Vi
19 時 ~ 20 時	教会の歌の練習 (アコ・ヒバ)	Lu, Li, Mi, Ai, Ma, Vi
20 時 ~	帰宅後に夕食 (昼のウム料理の残り、パンとお茶) 就寝	

注: *T 家の家族構成は以下の通り. Lu (女、60 代)、Mi (男、30 代)、Li (女、30 代)、Ti (女、赤ん坊)、Ma (男、30 代)、Vi (男、20 代)、Ai (女、10 代)。

表 50 Oh 村の女性のグループとその活動内容

伝統的な活動	樹皮布作り	家族・親族内の女性	各教会の女性(婦人)部
	ゴザ編み		
	他集団との交換		
教会の活動	聖書の勉強会	各教会の女性(婦人)部と青年部女子	
	合唱		
	アアヒの準備		

注: 1. *聖書の勉強会が婦人グループ、若い婦人たちのグループで開かれることがある。

2. *FWC の組織では、牧師、用途係、男性部、女性部、青年部に分かれている。

男性部と女性部には、未婚および既婚の成人男女が所属し、それ以外の未成年の男女は青年部に所属している。

表 51 Oh 村の女性団体 (2002 年)

Oh 村の女性団体名	人数	メンバーの所属宗派							
		FWC	FCT	To	P	S	B	M	RC
<i>Faleofa</i>	14	14	--	--	--	--	--	--	--
<i>Lakataha</i>	13	12	--	1	--	--	--	--	--
<i>Melinomoloto</i>	8	8	--	--	--	--	--	--	--
<i>Hepisopa</i>	8	8	--	--	--	--	--	--	--
<i>Pikipikihama</i>	6	--	1	--	--	5	--	--	--
<i>Falemaama</i>	7	3	1	1	3	--	--	--	--
<i>Feleoko amai</i>	10	1	6	1	1	--	1	--	--
<i>Niuloa 1</i>	8	--	6	--	--	--	--	2	--
<i>Niuloa 2</i>	6	--	5	--	--	--	--	1	--

注: FWC:自由ウェズリアン教会、FCT:自由教会、To:ウェズリアン系トウカイコロ教会、P:ペンテコステ教会、S: Seven Days Adventist、B:バハ-イ教会、M:モルモン教会、RC:ローマ・カトリック教会

表 52 Oh 村 FWC の年中行事

	教会行事	信徒による教会への貢献				
		F	L	Ko	Ka	Mi
1月	礼拝週間(第1週)					
2月	--					
3月	四半期の会合(男性月) 礼拝週間 アピタンガ(少年少女の泊り込みの学習会)					
4月	信徒グループ間の礼拝週間					
5月	母の日、家族週間、子供の日(ファカメイ)					
6月	父の日、コンフェレニシ(全島の会合)					
7月	四半期の会合(男性・女性) 牧師の交代(3年に一度)					
8月	青年男女によるカラブ*					
9月	四半期の会合(女性月)					
10月	アピタンガ					
11月	ミシナレ					
12月	四半期の会合(青年男女)					

注: 1. F-ファアカアフェ、L-ルルク、Ko-コンセテイ、Ka-カラブ、Mi - ミシナレ。

2. はその月に行われたことを示す。

3. *8月のカラブは、11月のミシナレのために行われる。

4. アピタンガ・・・青年少年男女が参加の対象となる泊り込みの学習会。その付き添いの父兄も何人か参加し、ホールに男女別れて泊まる。

5. 「家族週間」とは期間中に親族集団(カインガ)が一同に集まり、合同で祈りを捧げる。ある家では一世代まえには参加していたが、世代交代によって夫の方のファミリーが重要になったので参加しなくなったという。

6. 「父の日」の前日には砂を購入して墓の整地と、草取りなど掃除が行われる。

表 53 教会への貢献の種類： Oh 村の FWC 場合

名称	目的	内容	対象	頻度
ファカアフエ (<i>Faka'afe</i>)	料理の貢献	祝宴 (カイ・ポーラ)	各信徒宅	年 1 回日曜 (持回り)
ルクルク (<i>Lukuluku</i>)		料理 (皿) の持ち寄り		月に数回
ターナキ・パアンガ (<i>tanaki pa'anga</i>)	集金	チケットの購入	全信徒	定期
		葬式の見舞金など		不定期
コンセティ (<i>konseti</i>)	寄付集め (資金集め)	踊り (もしくは寸劇) のコンサート(催し物)	目的で異なる	不定期
カラプ (<i>kalapu</i>)		カヴァの飲み会	村の男性	不定期
ミシナレ (<i>misinale</i>)	献金	年末の寄付集めと その後の大宴会	各信徒宅	年 1 回

表 54 FWC 教会関係の活動に伴うルクルクの機会

機会	頻度	内容
合唱練習 (アコ・ヒバ)	不定期	一軒につき 6~8 皿を用意 (皿の中身: 茹でたイモ、 ウム料理、春雨料理、コーン ビーフ、ソーセージ、等)
他村の同教会の信徒が訪問	半期に 1 回	
青年男女・少年少女を対象とした泊り込みの 聖書の学習会 (アピタンガ)	年 2 回	
四半期の会合 (クアタ)	3 ヶ月に 1 回 (教会のチケットを、 1 枚 2 パアンガで購 入)	
同村で他の女性グループ (他教会) の訪問	不定期	未調理の材料の持ち寄り 開催場所の村が担当
年末の大規模な寄付 (ミシナレ)	年に 1 回	
新任の牧師への差し入れ	3 年に 1 回	
大会合 (コンフェレニシ)	年に 1 回 (6 月)	

表 55 FWC の信徒 A 宅のファカアフェの例

料理の準備に訪れた人	おかず (女性)	8 人の夫人、うち A 宅の親戚 (カインガ) は 7 人
	ウム料理 (男性)	5 人の男性、うち A 宅の親戚 (カインガ) は 3 人
宴会中のスピーチの順番	<ol style="list-style-type: none"> 1. Oh 村チーフ (Ma 氏と Si 氏) 2. 牧師長夫人 3. 副牧師長夫人 4. Oh 村男性信徒 E 氏 5. Oh 村女性信徒 S 夫人 6. Oh 村チーフ (Ta 氏) 7. この日の礼拝で演説 (マランガ) した S 氏 8. 牧師長もしくは青年部牧師長 	
バスケットの送り先 (各 1 つ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牧師長 ・ 副牧師長 ・ 青年部牧師長 ・ この日礼拝で演説 (マランガ) した人 	

表 56 0 村のカラブの種類とその活動

種類	クラブ名 (メンバー)	活動内容	
村のカラブ	カラブ・フォフォアンガ (村の男性なら誰でも、 20 ~ 30 歳代が中心)	非寄付目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週水曜日の飲み会 ・ 耕作作業の請負 ・ コーラス団として祭りや結婚式に参加 ・ 休憩所として場所を提供
		寄付目的 (村のため)	(1) 主催者となって行う寄付集め <ul style="list-style-type: none"> ・ 他島のラグビーチームの滞在費 ・ 他島を訪問する村人の旅費集め ・ メンバーのための奨学金集め ・ 病院への寄付
			(2) 村人の資金集めとしての場の提供
			(3) 団体として他のクラブに参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校のコンピューター購入資金集め ・ 他のクラブに参加し寄付を行う ・ エウア高校の創立記念日への参加
	寄付目的 (教会のため)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教会主催の寄付金集めへの参加 	
	寄付目的 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・ カラブ内での寄付集め ・ パン工場主催のクラブに参加 (返礼として) 	
教会のカラブ	各宗派のカラブ (信徒の男性、 40 ~ 50 歳代が中心)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教会の資金集め ・ 青年部の資金集め ・ 牧師長のため 	

[森本 2005c]

図 19 FWC 信徒の教会への貢献回数

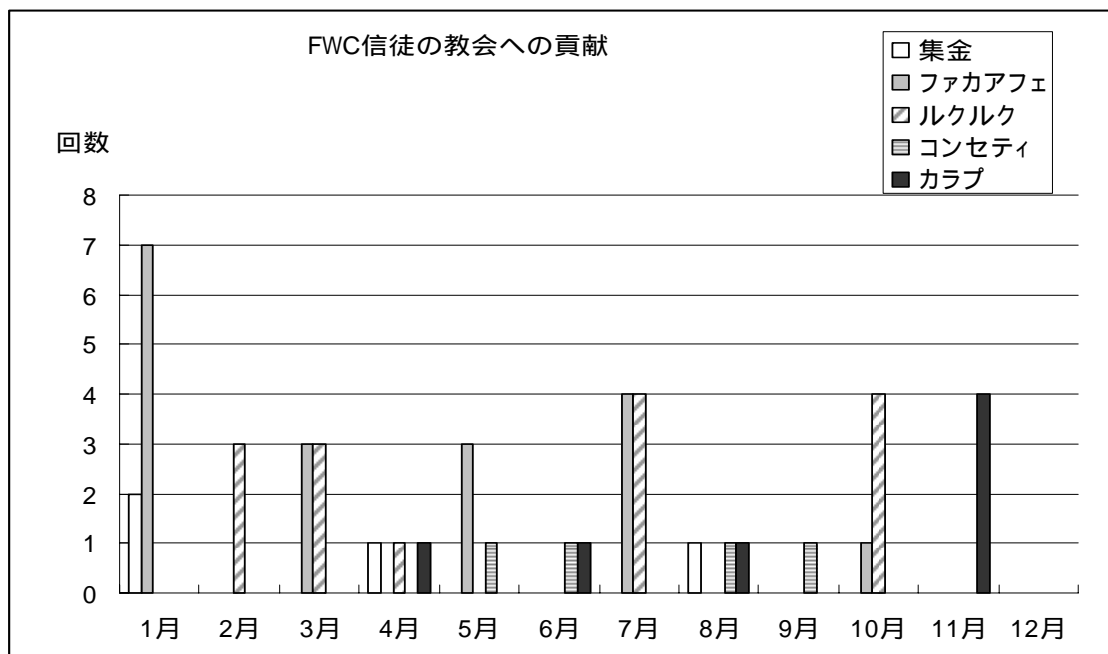


表 57 8月のカラブでの0h村のミシナレの各グループの寄付の内訳

グループ名	グループ長の職業	寄付金額 (パアンガ)
牧師長		2,000
世話係	FWC 教会の世話係 2 名を含む	1,100
MT	0h 村のチーフ	1,000
HA		1,000
SI		1,000
MA		1,000
SA	FWC 系 H 高校の元教師	600
ST	村の事業主、妻はノーペレの親戚	600
青年部		100
当日の寄付		600
合計		9,000

注: パアンガとはトンガ・ドルのこと。

表 58 ミシナレの寄付に集まった Ma 氏のグループ内の寄付金額

		2002 年 (パアンガ)	2003 年 (パアンガ)
1	グループ長でチーフの MA 氏	8,000	2,000
	TL 宅	200	200
	TA 宅	200	200
	AF 宅	200	200
2	Va 夫人宅	200	300
	TT 宅	0	4,000
	AH 宅	100	100
	前村長で村のマタプレの Ma 宅	200	200
3	E 宅	1,000	2,000
	T 宅 (L 夫人)	1,000	1,000
	V 宅 (L 宅の娘夫婦)	300	500
	A 宅	1,000	2,000
	S 宅 (A 宅のいとこ)	120	1,000
	合計	12,520	13,700

注: パアンガとはトンガ・ドルのこと。

表 59 2001 年 エウア島の FWC の各村のミシナレの総額

	村名	FWC 信徒数	総額(パアンガ)	ランク
「エウア」の村	Oh	418	152,405.32	A
	Ho	229	45,710.35	D
	Ta	136	20,013.30	E
	Tu	101	23,986.00	E
	Pa	141	40,000.00	E
	Ha	203	21,390.55	D
「ニウア」の村	An と Fu	220	30,403.00	A
	Sa	138	20,024.00	C
	Ma と Fa	206	30,090.10	C
	Mu と Sa	162	70,068.00	C
	Pe と To	232	104,852.25	A
	合計	2,186	558,942.97	--

(首都にある FWC の事務所でのフィールドワークにより作成)

注: パアンガとはトンガ・ドルのこと。

表 60 1年間に Oh 村の FWC 信徒から集められる寄付金

	寄付金の内訳	金額 (パアンガ)
	ミシナレの総額	108,860.58
	<i>Inasi Vahe Tolu*</i> (Oh 村は A クラス(T\$39)として、信徒数 418 人×T\$39)	16,302
	コンフェレニシ (の 3 分の 1)	5,434
	教育部門 (の 3 分の 1)	5,434
	地区への献金 (1 人に付き T\$11)(418 人×T\$11)	4,598
	<i>Fakamooni*</i> (1 人に付き T\$3)(418 人×T\$3)	1,254
	<i>Katoa fakaamu*</i>	21,318

(FWC 事務所でのフィールドワークによる)

注: 1. パアンガとはトンガ・ドルのこと.

2. *は FWC 事務所の経理の際の 카테고리用語であるためここでは詳しい説明は控える.

表 61 FWC 信徒の 1 年間の収入と支出

			Fa 村 T 家		Fa 村 M 家	
			収入(T\$)	支出(T\$)	収入(T\$)	支出(T\$)
男性	農作物	キャッサバ・タロイモ・カヴァ ヤムイモ・サツマイモ・カボチャ等	1,000	-	9,000	4,000
		運賃	-	500	-	700
		労働	-	400	-	600
		家畜	ブタ	150 (2)	-	810(3)
		馬	-	300		
女性	ハン デイク ラフト	Ngatu lau 5	-	-	1,000	
		Fala 20	1,000	300	2,000	600
		Fala 15	500			
		Fala 12	300			
		Lotaha 8	25			
		Fuatonga	300(2)		500(3)	
		Lokeha	80	20	-	-
		Taovala	100	-	200	-
		papa	25	-		-
		労働	-	500	-	500
献 教会への 貢	コンサートでの献金	-	200	-	400	
	ファカアフェ	-	500	-	600	
	ミシナレ	-	300	-	1,000	
	その他の寄付	-	200	-	200	
	カヴァの飲み会の支出(年間)	-	500	-	600	
賃金労働(時々)		100	-	-	-	
海外居住の血縁者から の援助	送金	1,300	-	1,600	-	
	物資の贈与	-	-	400	-	
子供の教育費*		-	120(3)	-	40	
首都への船代**		-	60	-	120	
食費(おかず類の購入)***		-	960	-	1,200	
合計		4,480	4,560	15,810	10,560	

注: 1. T\$とは、パアンガ(トンガ・ドル)のこと。

2. * 1人あたり年間 T\$40、**1 往復 T\$15 として、年間の往復した場合、***週 4 回 T\$5 の場合で計算した場合の年間費。

3. 「ニウアの村」での家系調査は、統計省が行なった『世帯別の収入と支出(略称)』のエウア島での調査の全過程に同行することによって把握ができたこと。またエウア島への定住時期が 20~30 年前後で割当当初からの移動があまり見られないこと。先に選定した村との婚入状況からも判断可能であるとして実施しなかった。

図 20 F 村 T 家の現金支出の目的別割合

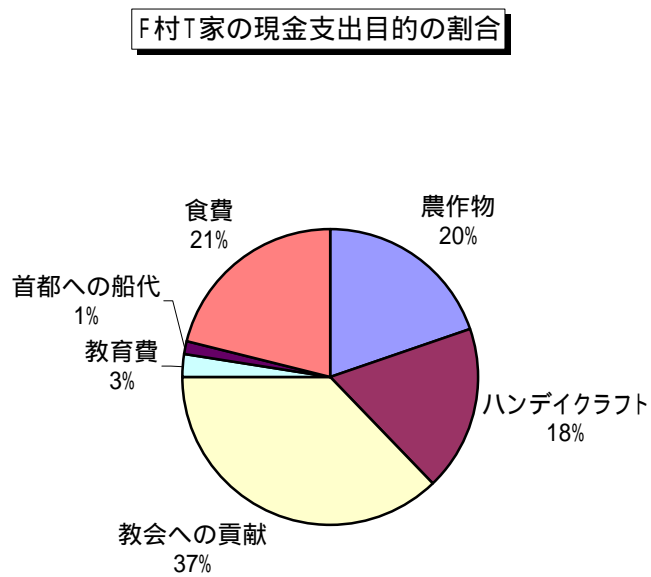
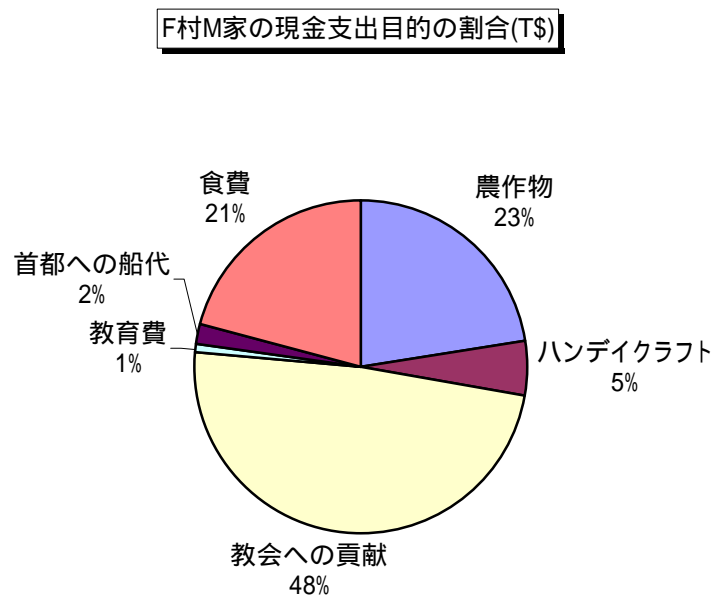
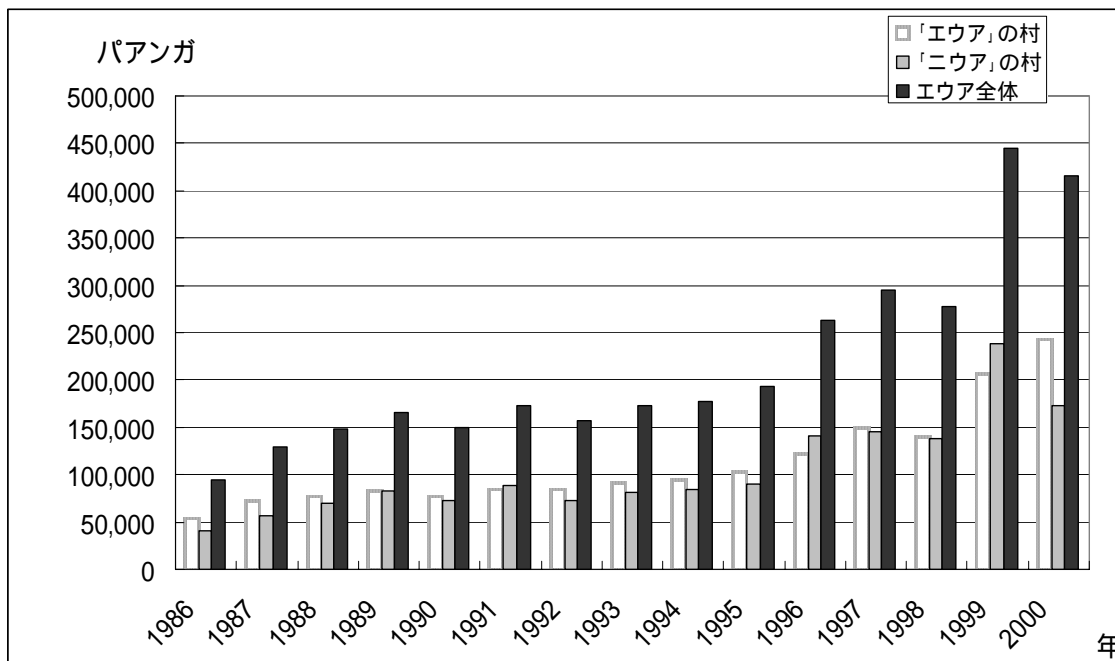


図 21 F 村 M 家の現金支出の目的別割合



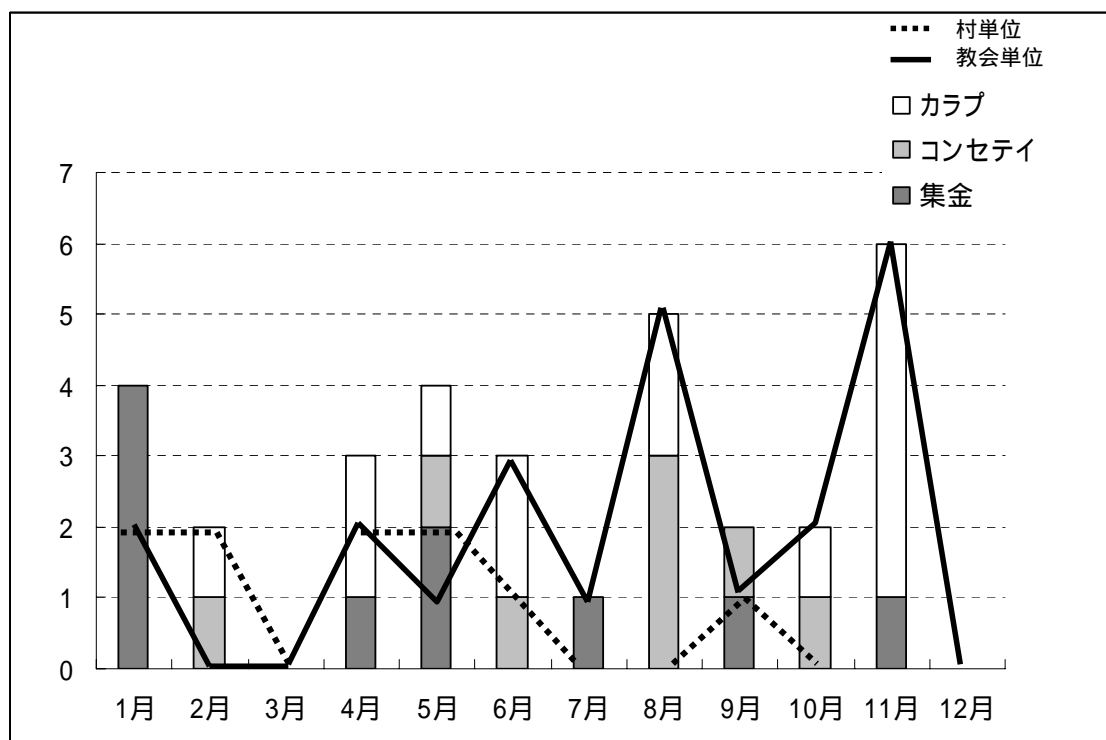
(2001 年に行われた統計省の家計調査に同行し作成した)

図 22 エウア島 FWC のミシナレの金額変化



(FWC 事務所でのフィールドワークにより作成)

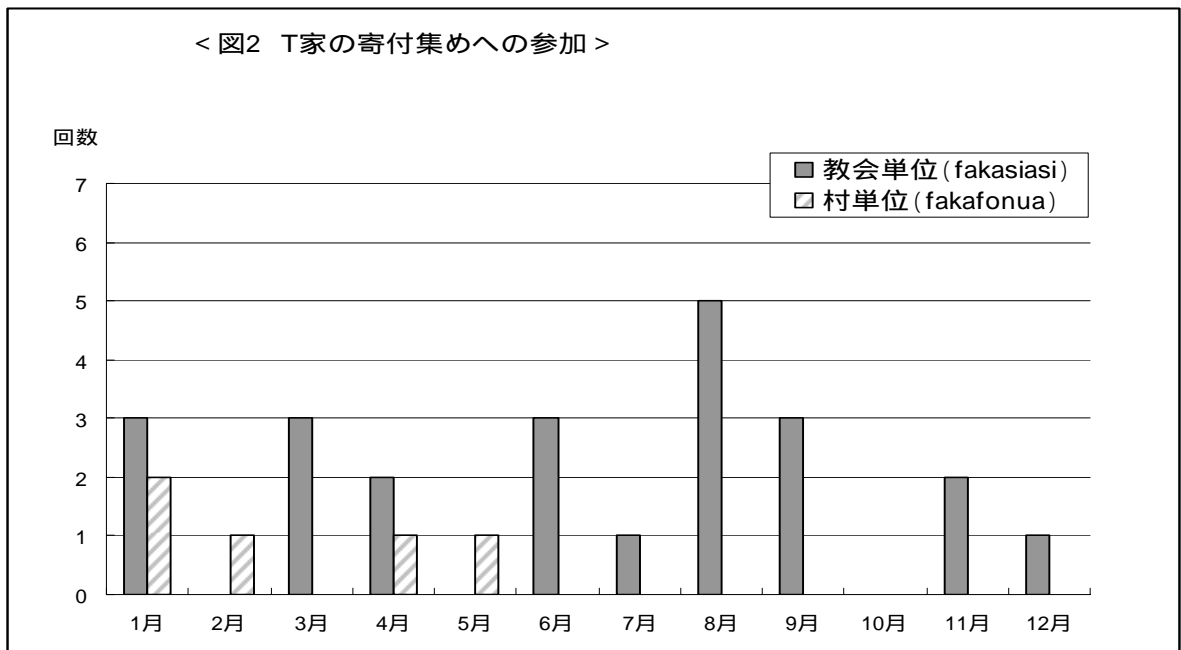
図 23 Oh 村で行われた寄付集め



[森本 2005a]

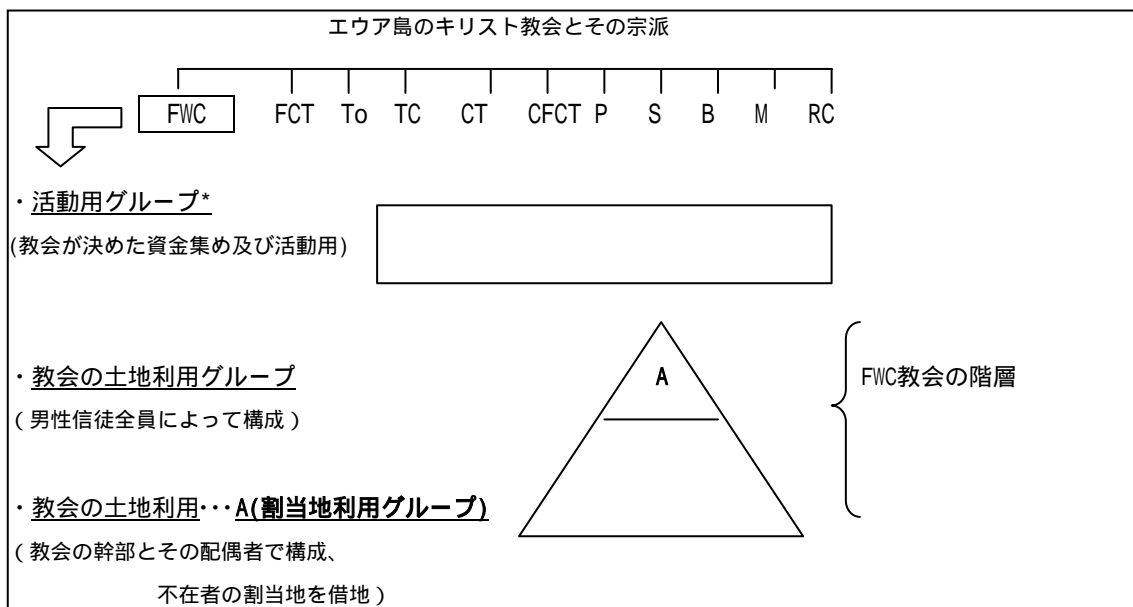
注: 4月の集金の1回分と6月のカラブの1回分は、村単位と教会単位の両方で行われた。

図 24 T家の寄付集めへの参加



[森本 2005a]

図 25 Oh村 FWC 教会グループ内の相関図 (2002年)

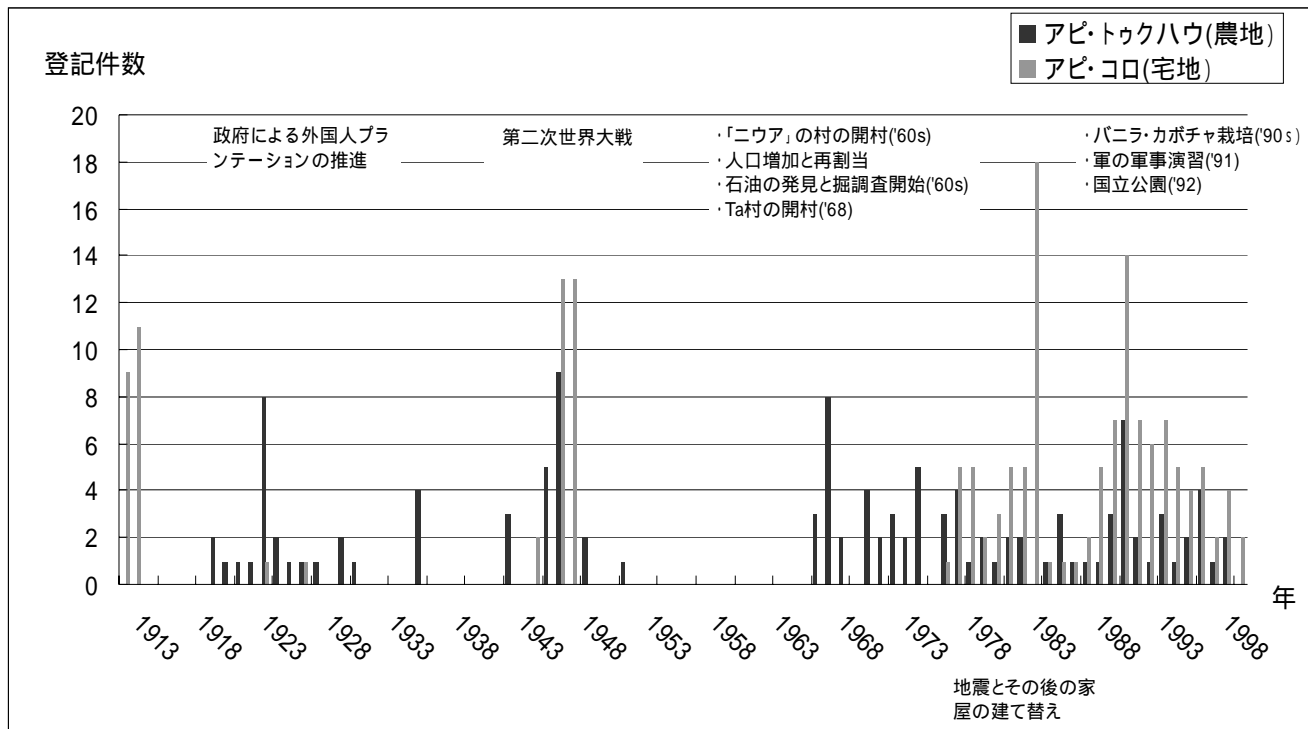


注 1: *・・・Oh村では ~ のグループがある (表 57 参照)

注 2: FWC:自由ウエズリアン教会、FCT:自由教会、To:ウエズリアン系トウカイコロ教会、P:ペンテコステ教会、S: Seven Days Adventist、B:バハ-イ教会、M:モルモン教会、RC:ローマ・カトリック教会

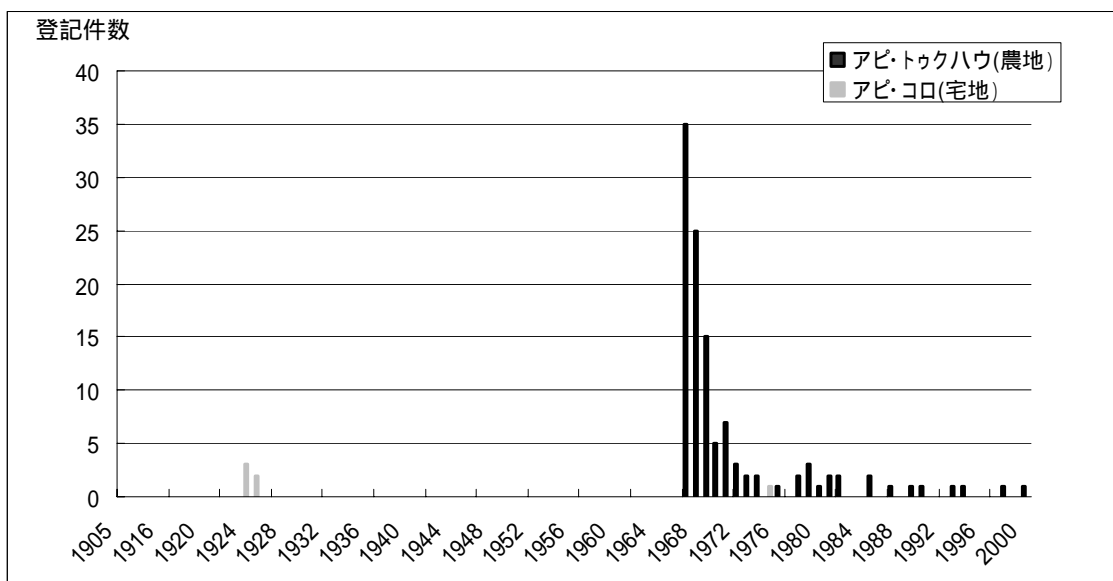
第 5 章

図 26 Oh 村の割当地の登記状況



注：国土資源省に新規に登記された割当地の状況。

図 27 Ho 村の割当地の登記状況



注：国土資源省に新規に登記された割当地の状況。

図 28 事例の関係図

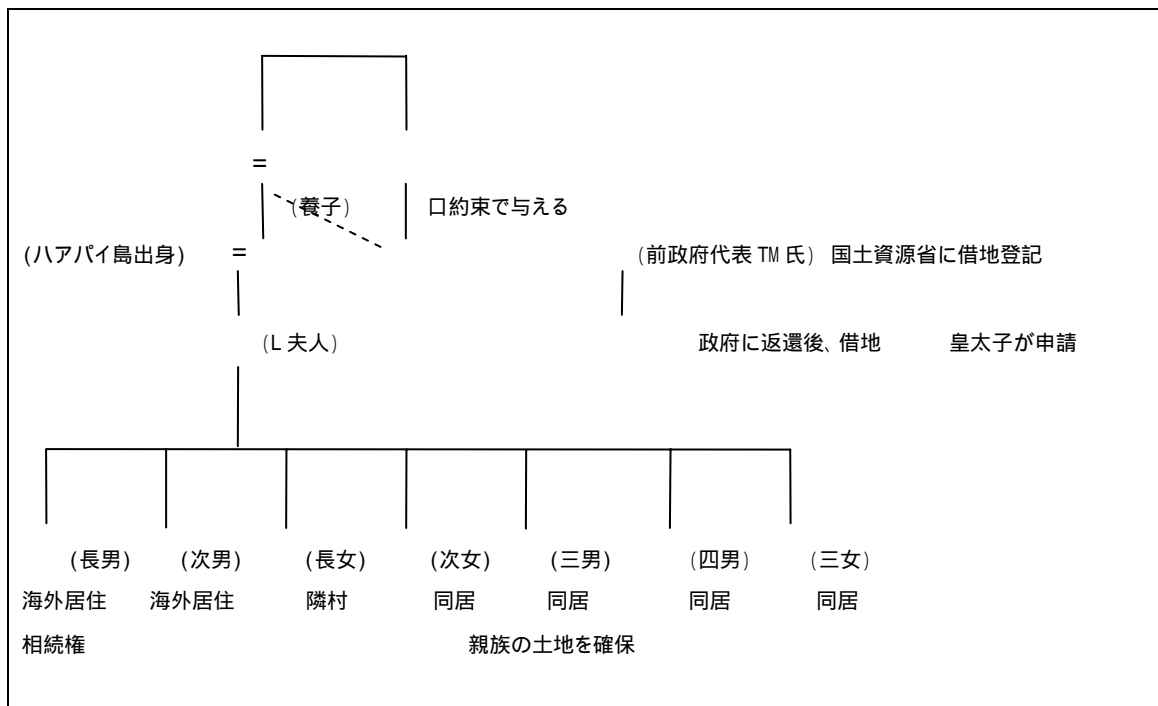


表 62 登記簿の記載内容

登記番号・登記人	No. 3141 TM (元エウア島政府代理人)
用途	住居
場所(面積)	エウア島 Oh 村 (1 R24.1P)
土地の所在	政府地
借地期間	1996 年に期限切れ
	当時の国土資源省大臣 T 氏の署名
登記料	\$ 30 (1976 年 8 月 9 日に登録と支払済み)

図 29 Oh 村の割当地と事例の位置

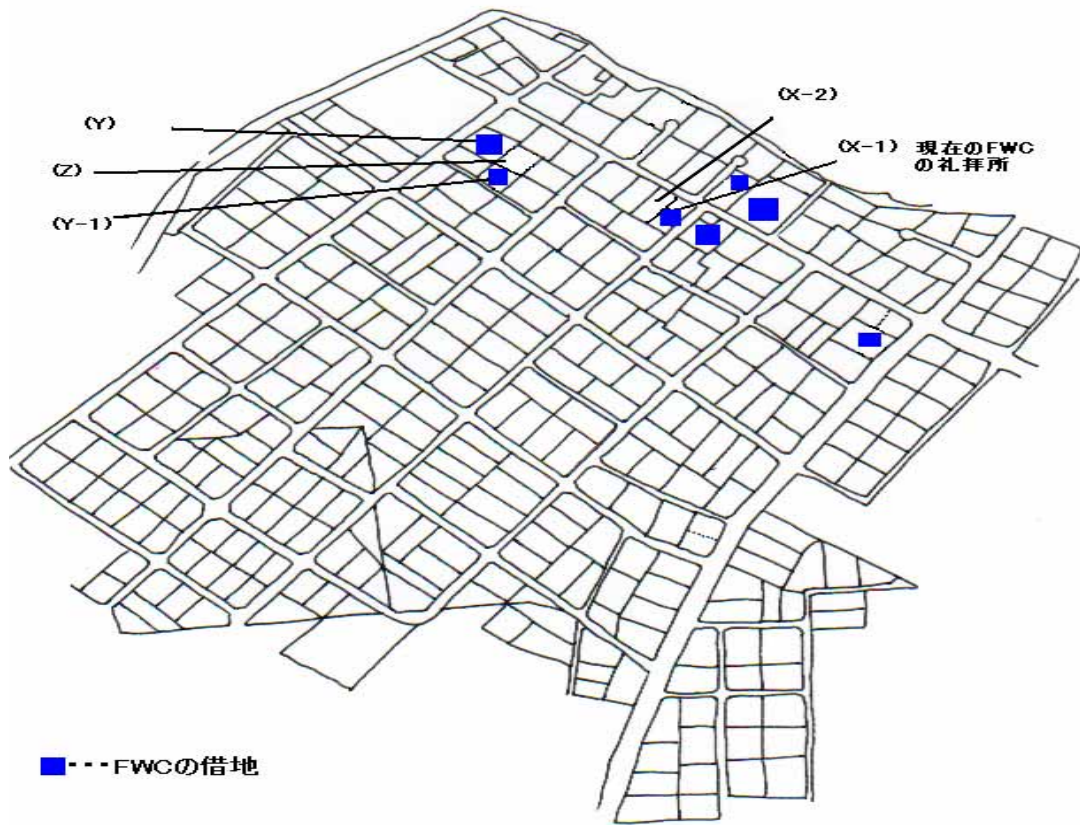


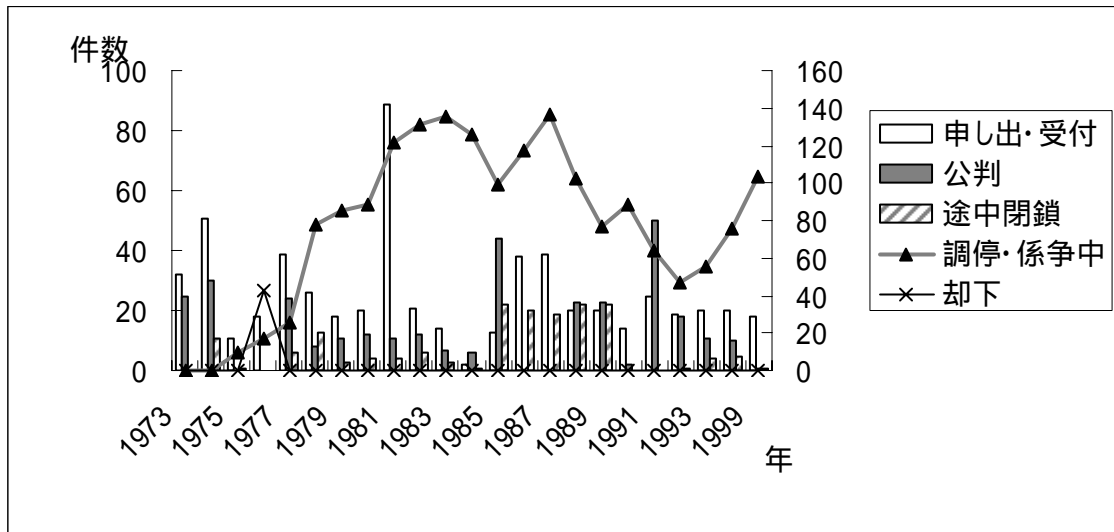
表 63 1970 年代以降のトンガの土地裁判数

	土地裁判				
	申し出・受付	公判	途中閉鎖	調停・係争中	却下
1973	32 (1)	25	0	0	0
1974	51 (1)	30	11	0	0
1975	11	0	1	10	0
1976	18	0	0	17	43
1977	39 (2)	24(2)	6	26(2)	0
1978	26	8 (1)	13	78 (1)	0
1979	18	11	3	85 (2)	--
1980	20 (1)	12	4 (1)	89 (2)	--
1981	89 (2)	11 (2)	4 (2)	122 (2)	--
1982	21	12	6	131 (2)	--
1983	14	7	3	135 (2)	--
1984	2	6	1	126 (2)	--
1985	13	44	22	99 (2)	--
1986	38	0	20	117 (2)	--
1987	39	0	19	137 (2)	--
1988	20	23	22	102 (2)	--
1989	20	23	22	77 (2)	--
1990	14	2	0	89 (2)	--
1991	25	50 (1)	0	64 (1)	--
1992	19	18	1	47	--
1993	20	11	4	56	--
1997	20	10	5	76	--
1999	18	1	1	104	--

[TONGA ANNUAL REPORT OF THE MINISTRY OF LAW]をもとに作成

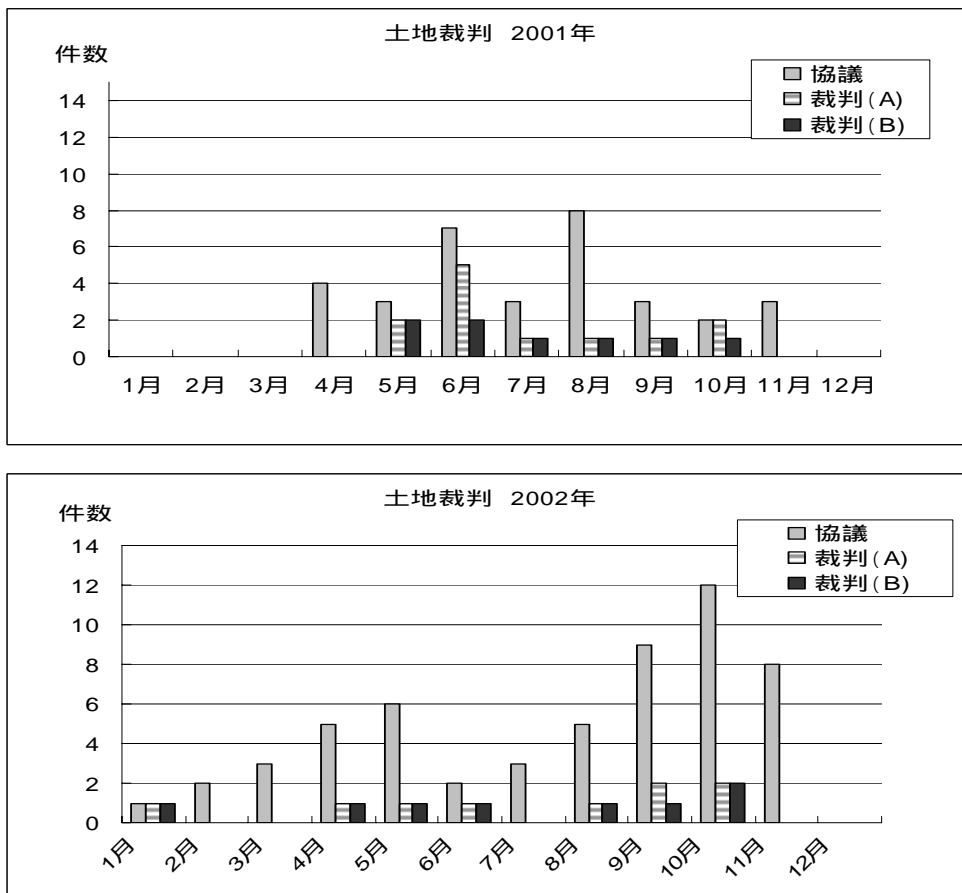
注: () はエウアに関するもの、1999 年以降の年次報告書には、上記のような形式での土地裁判について記載がなくなった。

図 30 土地裁判の内訳



[TONGA ANNUAL REPORT OF THE MINISTRY OF LAW]をもとに作成

図 31 土地裁判所に持ち込まれた案件 (2001年と2002年)



注: 裁判 (A)は協議後予定されていた裁判、裁判 (B)は (A)の後実際に行われた裁判。

図 32 事例の関係図

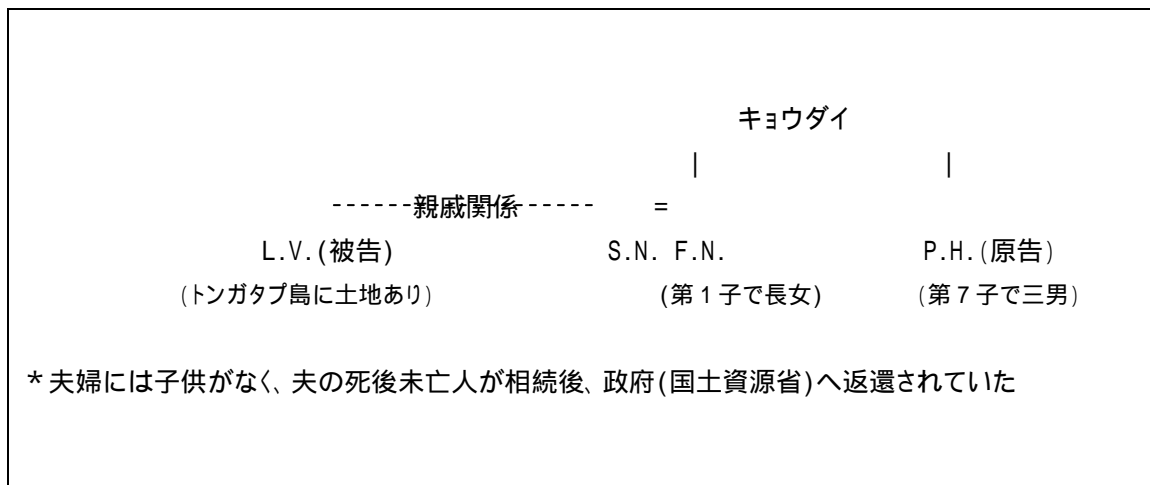
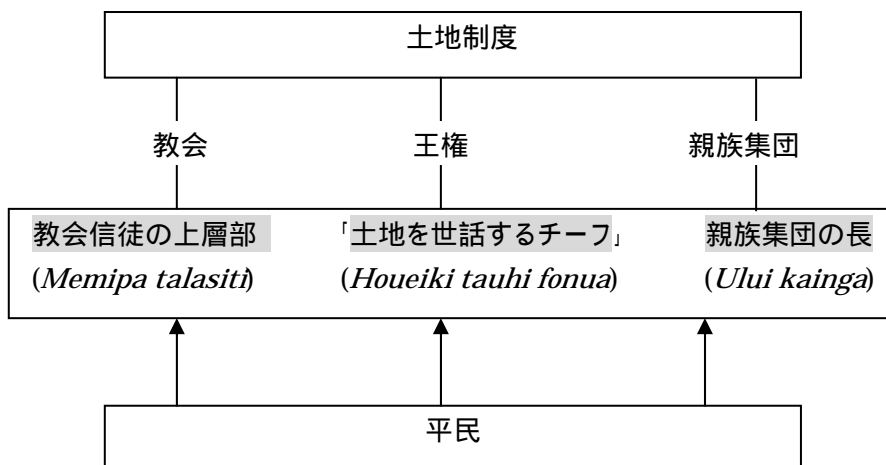
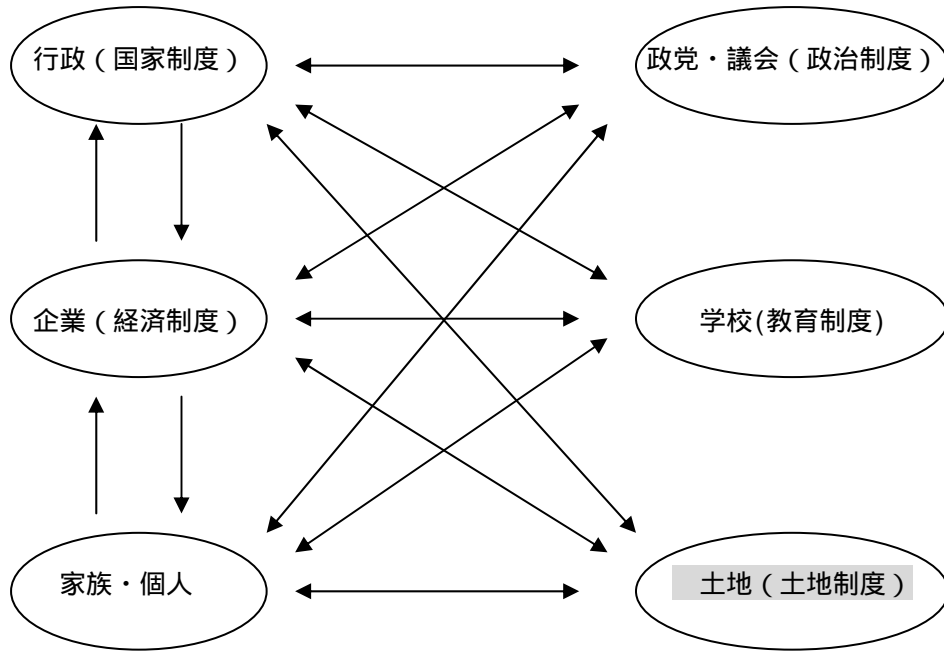


図 33 「土地を世話するチーフ」の介在の仕方



注：各村に3役の兼任者が存在する。彼らは伝統的価値観と土地制度とのもつれあいの仲介者である。

図 34 近代社会を成立させる基本的諸制度とその複合



注: 千石 [1994:5]より改変.

引用文献

- ADSETT, N.J. and Government of Tonga
1989 *Law of Tonga: a: comprising all Laws, Acts, Ordinances and subsidiary legislation in force on the 31st day of December, 1988.* 1988 Revised Edition. The Eastern Press, Berkshire.
- AFEAKI, E.
1983 Tonga: the last Pacific kingdom. CROCOMBE, R. and ALI, A. (eds.) *Politics in Polynesia*. pp.55-78. Suva: Institution of Pacific Studies.
- AHLBURG, D.A.
1991 *Remittances and their impact: a study of Tonga and Western Samoa*. Canberra: National Center for Development Studies, the Australian National University.
- ALLEN, Ross Roundy
1989 *Developing a teacher education program at the Church College of Hawai'i for students from American Samoa, Western Samoa, and Tonga*. Ann Arbor: University Microfilms International.
- 青柳まちこ
1964 「トンガにおける土地制度」 『民族学研究』 29(2):124-140 .
1966 Kinship organization and behavior in a contemporary Tongan village. *The Journal of Polynesian Society* 75(2):141-176.
1977 「トンガの土地所有制度: Tofia の場合」 『オセアニア』 石川栄吉編. 世界地誌ゼミナール . 東京: 大明堂. pp.178-190.
1991 『トンガの文化と社会』 東京: 三一書房.
- アパデュライ, アルジュン
2004 『さまよえる近代: グローバル化の文化研究』 門田健一訳. 東京: 平凡社.
- ARCHIVES OF FREE WESLEYAN CHURCH OF TONGA
— from 1886 Archives, Free Wesleyan Church of Tonga. FWC copy , Nuku'alofa Office.
- BAUMAN, Toni
2001 Shifting Sands: Towards an Anthropological Praxis. *Oceania* 71: 202-225.
- バランティエ, G.
1971 『政治人類学』 中原喜一郎訳. 東京: 合同出版.
- BEAGLEHOLE, J. C. (ed.)
1914 *Pangai: Village in Tonga*. Wellington: The Polynesian Society. Memoir 18.
1967-69 *The Journal of Captain James Cook on his voyages of Discovery*. London: The Hakluyt Society.
- ベック, ウルリッヒ
1997 「政治の再創造 - 再帰的近代化理論に向けて」 『再帰的近代化: 近現代における政治、伝統、美的原理』 松尾精文等訳. 東京: 而立書房. pp.9 - 103.
- BELL, F.
1953 Land tenure in Tonga. *Oceania* 24:28-57.
1955 The role of the individual in Tongan society. *The Journal of Polynesian Society* 64:281-291.
- ベルウッド, P.
1985 『ポリネシア』 池野茂訳. 東京: 大明堂 .
- BENIGUI, G.
1989 The middle class in Tonga. *The Journal of Polynesian Society* 98(4):451-463.
- バーガー, P.L. , ルックマン, T.
1990 『日常世界の構成: アイデンティティと社会の弁証法』 山口節郎訳. 東京: 新曜社.
- BERTRAM, I.G. and WATTERS, R.F.
1985 The MIRAB Economy in the South Pacific Microstates. *Pacific Viewpoint* 26:497-519.

- BIERSACK, A.
 1982 Tongan exchange structures: Beyond decent and alliance. *The Journal of Polynesian Society* 91. 181-212.
 1991 Kava'onaua and the Tongan chiefs. *The Journal of Polynesian Society* 100(3):231-268.
- BOTT, E.
 1981 Power and rank in the kingdom of Tonga. *The Journal of Polynesian Society* 90: 7-81.
 1982 *Tongan society at the time of Captain Cook's visits*. Wellington: Journal of the Polynesian Society. Memoir 44.
- BURT, Benn
 1994 Land in Kwara'ae and Development in Solomon Islands. *Oceania* 64: 317-335.
- CAMPBELL, I. C.
 1992 The Emergence of Parliamentary Politics in Oceania, *Pacific Studies* 15(1): 77-97.
 1994 The Doctrine of Accountability and the Unchanging Locus of Power in Tonga, *The Journal of Pacific History* 29(1): 81-94.
 1999 Democracy Movement and the 1999 Tongan Election. *The Journal of Pacific History* 34(3): 265-222.
 2001 *Island Kingdom: Tonga Ancient and Modern*. Christchurch: Canterbury University Press.
- CHAPPELL, D.A.
 1999 Transnationalism in Central Oceanian Politics: A Dialectic and Nationhood? *The Journal of Polynesian Society* 108(3): 277-303.
- CHURCHWARD, C.
 1959 *Tongan Dictionary: Tongan-English and English-Tongan*. London: Oxford University Press.
- COLLOCOTT, E. E.
 1919 Notes on Tongan religion. *The Journal of Polynesian Society* 30:227-240.
 1924 An Experiment in Tongan History. *The Journal of Polynesian Society* 33(3):166-84.
- CONNAN, J. M.
 1989 *A study in authority and power in the Free Wesleyan Church of Tonga, 1977-82*. Thesis (Th.M.) Fuller Theological Seminary, School of World Mission. Ann Arbor: University Microfilms International.
- COOK, James, and KING, James
 1784 *A Voyage to the Pacific Ocean...Performed under the Direction of Captain Cook, Clerke, and Gore in His Majesty's Ships the Resolution and Discovery; in the Years 1776, 1777, 1778, 1779, and 1780. 3 vols. And atlas*. Vols. and written by Captain James Cook, Vol. by Captain James King. London: Nicol and Cadell.
- COWLING, W.E.
 1990 Motivation for contemporary Tongan migration. *Tongan Culture and History*. HERDA, TERRELL and GUNSON(eds.) Canberra: Australian National University. pp.187-205. (also *Pacific Diaspora*. SPICKARD et al. (eds.) Honolulu: University of Hawai'i Press, 2002. pp. 99-117.)
- クラストル, ピエール
 1991 『国家に抗する社会: 政治人類学研究』 渡辺公三訳. 東京: 水声社.
- CROCOMBE, Ron
 1984 *Land tenure and rural productivity in the Pacific Islands*. Suva: University of the South Pacific.
 1987 *Land Tenure in the Pacific*. Suva, Fiji: University of the South Pacific.
- CROCOMBE, Ron and MELEISEA, Malama (eds.)
 1994 *Land issues in the Pacific*. Christchurch, N.Z.: Macmillan Brown Centre for Pacific Studies, University of Canterbury and Suva, Fiji: Institute of Pacific Studies, University of the South Pacific
- CUMMINS, H.G.
 1977 Tongan society at the time of European contact. RUTHERFORD, N. (ed.) *Friendly*

- Islands*. pp.63-89. Melbourne: Oxford University Press.
- CURRY, George
 1997 Warfare, Social Organization and Resource Access Amongst the Wosera Abelam of Papua New Guinea. *Oceania* 67: 194-216.
- CURRY, G. and KOCZBERSKI, G.
 1999 The Risks and Uncertainties of Migration: an Exploration of Recent Trends amongst the Wosera Abelam of Papua New Guinea. *Oceania* 70:130-145.
- DAVENPORT, W.
 1959 Non-unilinear descent and descent group. *American Anthropologist* 61:557-572.
- DECKER=KORN, S.
 1977 *To please oneself: local organization in the Tongan Islands*. Ph.D. thesis. University of Washington.
- ERSKINE, J. E.
 1853 *Journal of a Cruise among the Islands of the Western Pacific*. London: William Clowes and Sons.
- EUSTIS, N.
 1997 *The King of Tonga: King Taufa'ahau Tupou* . Adelaide: Hyde Park Press.
- EVANS, M.
 2001 Persistence of the Gift: Tongan Tradition in Transnational Context. Ontario, Canada: Wilfrid Laurier University Press.
- FAEAMANI, S.U.
 1995 The Impact of Remittances on Rural Development in Tongan Villages. *Asian and Pacific Migration Journal* 4(1):139-155.
- FAIRBAIRN, Te'o I. J.
 1989 *Island entrepreneurs : problems and performances in the Pacific*. Honolulu: Pacific Islands Development Program East-West Center.
- FENTON, C.W.
 1975 *Population, agriculture and urbanization in the Kingdom of Tonga*. Ph.D. Michigan State University, Ann Arbor: University Microfilms International.
- FERDON, E.N.
 1987 *Early Tonga: as the explorers saw it, 1616-1810*. Tucson: University of Arizona Press.
- FINAU, S. Toa
 1989 *Marriage and family life in Tonga: strategies to strengthen marriages and family life in Tongan villages through the Free Wesleyan Church of Tonga*. Thesis (D.Min.) School of Theology at Claremont. Ann Arbor: University Microfilms International.
- FIRTH, R.
 1936 *We, the Tikopia: a sociological study of kinship in primitive Polynesia*. London: George Allen and Unwin.
 1954 *Social organization and social change : presidential address*. London: Royal Anthropological Institute of Great Britain and Ireland.
- FOALE, S. and MACINTYRE, M.
 2000 Dynamic and Flexible Aspects of Land and Marine Time Tenure at West Nggela: Implications for Marine Resource Management. *Oceania* 71: 30-45.
- FONUUA, S. H. (ed.)
 1975 *Land and migration. Tonga council of churches seminar on land tenure and migration*. Nuku'alofa.
- FRANCE, P.
 1969 *The charter of the land: Custom and colonization in Fiji*. Melbourne: Oxford University Press.
- FRANCO, R.W.
 1997 The Kingly-Populist Divergence in Tongan and Western Samoa Chiefly Systems. White and Lindstrom(ed.) *Chiefs Today: Tradition Pacific Leadership and the Postcolonial State*. pp.49-70. Stanford University Press.
- FUNAKI, I.F. and FUNAKI, L.M.

- 2002 A compromise identity: Tongan Americans in the United States. *Pacific Diaspora*. SPICKARD et al. (eds.) Honolulu: University of Hawaii Press. pp. 211-218.
- 古野清人
1971 『宗教生活の基本構造: その社会・文化的研究』東京: 社会思想社.
- GAILEY, C.W.
1987 *Kingship to kingship: gender hierarchy and state formation in the Tongan Islands*. Austin, Tex.: University of Texas Press.
- ギデンス, アンソニー (GIDDENS, Anthony)
1990 *The Consequences of Modernity*. Cambridge: Polity Press.
1993 『近代とはいかなる時代か?: モダニティの帰結』松尾精文・小幡正敏訳. 東京: 而立書房.
1997 「ポスト伝統社会に生きること」『再帰的近代化: 近現代における政治、伝統、美的原理』松尾精文等訳. 東京: 而立書房. pp.105 - 204.
1999 『第三の道: 効率と公正の新たな同盟』佐和隆光訳. 東京: 日本経済新聞社出版局.
2001 『暴走する世界: グローバリゼーションは何をどう変えるのか』佐和隆光訳. 東京: ダイヤモンド社.
- GIFFORD, E. W.
1929[1887, 1985] *Tongan Society*. Bernice P. Bishop Museum Bulletin 61. Honolulu: Bishop Museum.
- GOLDMAN, I.
1970 *Ancient Polynesian society*. Chicago: University of Chicago Press. pp.284.
- GREAT BRITAIN, Foreign Office
1892 *Annual Series 1890: Western Pacific*. London: Harrison and Sons.
- GREAT BRITAIN, Parliament
1892 Report for the year 1890 on the trade and commerce of Tonga. 京セラ文庫「英国議会資料」吹田:国立民族学博物館地域研究企画交流センター.
1898 Report for the year 1897 on the trade of Tonga. 京セラ文庫「英国議会資料」吹田:国立民族学博物館地域研究企画交流センター.
- GRIJIP, P. van der
1993 *Islanders of the South: Production, kinship and ideology in the Polynesian kingdom of Tonga*. Leiden: KITLV Press.
1997 Leaders in Squash export: entrepreneurship and the introduction of a new cash crop in Tonga. *Pacific Studies* 20(1).
- GUNSON, N.
1979 The coming of foreigners. Rutherford, N.(ed.) *Friendly Islands*. pp.90-113. Melbourne: Oxford University Press.
- HAU'OFA, E.
1979 *Corned beef and tapioca: a report on the food distribution systems in Tonga*. Development Studies Center Monograph 19. Canberra: Australian National University.
1994 Thy kingdom come: the democratization of aristocratic Tonga. *Contemporary Pacific* 6(2):414-496.
- HELL, F.
1999 *Critical Essays: Cultural Perspectives from the South Seas*. Canberra: The Journal of Pacific History.
- 東出 功
2002 『中世イギリスにおける国家と教会』札幌: 北海道大学図書刊行会.
- HILLS, R. C.
1991 *Tonga's constitution and the changing state*. Regime change and regime maintenance in Asia and the Pacific Discussion paper series. no. 4. Canberra : Political and Social Change, Research School of Pacific Studies, Australian National University.
1993 Predicaments in Polynesia: culture and constitutions in Western Samoa and Tonga. *Pacific Studies* 16(4):115-129.

- HIRSCH, Eric
2001 New Boundaries of Influence in Highland Papua: 'Culture', Mining and Ritual Conversions. *Oceania* 71: 298-312.
- HOGBIN, H.I.
1972 *Law and Order in Polynesia: a study of primitive legal institutions*. New York: Cooper Square Publishers.
- 細谷 昂
1997 「マルクスと近代市民社会」『岩波講座現代社会学 別巻 現代社会学の理論と方法』井上俊他編. 東京: 岩波書店. pp.39 - 73.
- HUNTER, D.B.
1963 *TONGA LAW REPORT: Reports of Land Court Cases 1923-1962. And Privy Council decisions 1924-1961*. Vol.2. Nuku'alofa: Government Printer.
- JAMES, K.
1994 Tonga's pro-democracy movement. *Pacific Affairs* 67(2):242-263.
1995a Right and privilege in Tongan land tenure. Ward and Kingdon (eds.) *Land, custom and practice in the South Pacific*. pp. 157-197. Melbourne: Cambridge University Press.
1995b The pro-democracy movement in Tonga. *Pacific Affairs*. Vol.67:215-242.
1998 Rank and leadership in Tonga. White and Lindstrom (eds.) *Chiefs Today: Tradition Pacific Leadership and the Postcolonial State*. pp.71-83. Stanford University Press.
- KAEPPLER, A.L.
1971 Rank in Tonga. *Ethnology* 10:174-193.
- KAHN, Miriam
2000 Tahiti intertwined: ancestral Land, tourist postcard, and nuclear test site. *American Anthropologist* 102(1):7-26.
- KAVAPALU, H.
1991 Becoming Tongan: An ethnography of childhood in the kingdom of Tonga. Ph.D. thesis, Australian National University, Canberra.
- 風間計博
2003 『窮乏の民族誌: 中部太平洋・キリバス南部環礁の社会生活』岡山: 大学教育出版.
- KIRCH, P. V.
1984 *The Evolution of the Polynesian Chiefdoms*. Cambridge: Cambridge University Press.
- KORN, S.R.D.
1983 *To please oneself: local organization in the Tonga Islands*. Ph.D. Thesis Washington University. Ann Arbor: University Microfilms International.
- LABILLARDIERE, M.
1971[1800] *Voyage in search of La Perouse 1791-1794*. New York: Da Capo Press.
- LALACY, H.
1977 *The Catholic Mission. Friendly Islands: A History of Tonga, 136-153*. Melbourne: Oxford University Press.
- LA PEROUSE
1969 (1798) *Voyages and adventures of La Pérouse*. translated from the French by Julius S. Gassner. 14th ed. Honolulu: University of Hawai'i Press.
- LATUKEFU, S.
1974 *Church and State in Tonga: the Wesleyan Methodist Missionaries and political development, 1822-1875*. Canberra: Australian National University.
1975 *The Tongan Constitution: a brief history to celebrate its Centenary*. Nuku'alofa: Tonga Traditional Committee Publication.
- LAWSON, Stephanie
1994 *Tradition versus democracy in the Kingdom of Tonga*. Regime change and regime maintenance in Asia and the Pacific Discussion paper series. no. 13. Canberra, ACT, Australia : Political and Social Change, Research School of Pacific and Asian Studies, Australian National University.

- LINNEKIN, J.
1992 On the theory and politics of cultural construction in the Pacific. *Oceania* 62: 249-263.
- ロック, J.
1968 『市民政府論』 東京: 岩波書店.
- MARCUS, G. E.
1977 Succession dispute and the position of the nobility in modern Tonga. *Oceania* 57(3): 220-299.
1978 Land tenure and elite formation in the neotraditional monarchies of Tonga and Buganda. *American Ethnologist* 5:509-34.
1980 *The Nobility and Chiefly Tradition in the Modern Kingdom of Tonga*. Memoir 42. Wellington: The Journal of Polynesian Society.
1981 Power on the Extreme Periphery: The Perspective of Tongan Elites in the Modern World System. *Pacific Viewpoint* 22:48-64.
1989 Chieftainship. Howard and Borofsky (eds.) *Developments in Polynesian Ethnology*. pp.175-209. Honolulu: University of Hawai'i Press.
- MARTIN, J.
1817 *An account of the natives of the Tonga Islands, in the South Pacific Ocean: with an original grammar and vocabulary of their language / compiled and arranged from the extensive communications of William Mariner*. Printed for the author, and sold by John Murray, London.
1991 *Tonga Islands: William Mariner's Account:: An account of the natives of the Tonga Islands in the South Pacific Ocean...compiled and arranged from the extensive communications of Mr. William Mariner, several years resident of those islands*. 5th ed. Nuku'alofa: Vava'u Press.
- MAUDE, A.
1965 *Population, land and livelihood in Tonga*. Ph.D. thesis, Australian National University, Canberra.
1987 Tonga: Equality overtaking privilege. *Land Tenure in the Pacific*. (ed.) CROCOMBE, R. Suva, Fiji : University of the South Pacific. pp.106-128.
- モース, M.
1962 『贈与論』 有地亨訳. 東京: 勁草書房.
- MCGRATH, Barbara Burns
2003 View from the Other Side: The Place of Spirits in the Tongan Social Field. *Culture, Medicine and Psychiatry* 27(1): 29-48.
- 宮本 孝二
1999 『ギデズの世界理論: その全体像と可能性』 東京: 八千代出版.
- MOENGANGONGO, M.
1986 Tonga: legal constraint and social potentials. *Land rights of Pacific women*. Suva, Fiji: Institute of Pacific Studies of the University of the South Pacific. pp.87-102.
- MONE, A. M.
1979 *Adult Christian education for the free Wesleyan church in Tonga*. Thesis (D.Min.) School of Theology at Claremont. Ann Arbor: University Microfilms International.
- 森本利恵
2005a 「教会に傾斜する庶民: トンガ王国エウア島の事例から」 『総研大文化科学研究』 創刊号. pp.55-68. 神奈川: 総合研究大学院大学.
2005b 「村長・地区長・人民代表選挙での庶民の関心: トンガ王国エウア島の事例から」 『南太平洋研究』 26(1): 35-52. 鹿児島: 鹿児島大学多島圏研究センター. (印刷中)
2005c 「トンガのカヴァ飲み会「カラブ」について: トンガ王国エウア島の事例から」 『日本オセアニア学会 Newsletter』 81: 1-8.
- MORTON, H.
1996 *Becoming Tongan: an ethnography of childhood*. Honolulu: University of Hawai'i Press.
1998 Creating their own culture: diasporic Tongans. *The Contemporary Pacific* 10(1):1-30.

- (also *Pacific Diaspora*. SPICKARD et al. (eds.) Honolulu: University of Hawai'i Press, 2002. pp. 135-149.)
- MOULTON, J. E.
1921 *Moulton of Tonga*. London: Epworth Press.
- MUELLER-DOMBOIS, D. and FOSBERG, F.R.
1998 *Vegetation of the tropical Pacific islands*. New York: Springer.
- MURDOCK, G.P.
1978 『社会構造: 核家族の社会人類学』内田莞爾監訳. 東京: 新泉社.
- ネーデル, S.F.
1978 『社会構造の理論; 役割理論の展開』斉藤吉雄訳. 東京: 恒星社厚生閣.
- NAYACAKALAU, R.R.
1959 Land tenure and social organization in Tonga. *The Journal of Polynesian Society* 68: 93-114.
- NEW ZEALAND GOVERNMENT
2001 Statistics, New Zealand.
- 野村誠
1998 『ウェスレーの神学思想: 18世紀英国民衆とメソジズム』東京: 白順社.
- OLSON, M.D.
1997 Re-construction Landscapes: The Social Forest, Nature and Spirit-world in Samoa. *The Journal of Polynesian Society* 106: 7-32.
- 大澤真幸
1996 「支配の比較社会学に向けて」『岩波講座 現代社会学 16: 権力と支配の社会学』井上俊他編. 東京: 岩波書店. pp.23-45.
- 大谷裕文 (OTANI, Hirofumi)
1983 「トンガにおける首長権の変貌とカバ儀礼 首長 N の事例を中心として」江淵一公・伊藤亜人編. 『儀礼と象徴 - 文化人類学的考察 - 吉田禎吾教授還暦記念論文集』福岡: 九州大学出版会.
1991 「トンガの王権儀礼」『王権の位相』松原正毅編. 東京: 弘文堂. pp.243-268.
1994 「トンガ王権とモルモン教」『マタンギ・パシフィカ: 太平洋島嶼国の政治・社会変動』熊谷圭知, 塩田光喜編. 東京: アジア経済研究所. pp.227-256.
1998 The Ritual Reproduction of Chieftainships in a Changing Tongan Society. Kawai, T.(ed.) *Chieftainships in Southern Oceania*. Hyogo: Japan-Oceania Society for Cultural Exchange. pp.79-96.
2002 「トンガにおける生産様式と階級関係の歴史的变化」『島々と階級: 太平洋島嶼諸国における近代と不平等』塩田光喜編. 東京: アジア経済研究所. pp.263-306.
- RICHARD, P.C. and CONEELL, J.
1993 The Global Flea Market: Migration, Remittances and the Informal Economy in Tonga. *Development and Change* 24:611-647.
- RITTERBUSH, S.D.
1986 *Entrepreneurship and business venture development in the Kingdom of Tonga*. Honolulu: Pacific Islands Development Program, East-West Center.
1988 Entrepreneurship in an ascribed status society: the Kingdom of Tonga. *Island Entrepreneurs: problems and performances in the pacific*. FAIRBAIN, T.I.J. (ed.) Hawai'i: University of Hawai'i Press. pp. 137-163.
1993 *Sometimes the "Native" knows best: a discourse on contextualization, indigenous knowledge, and the implications of culture for sustainable commercial farm development in the Kingdom of Tonga*. Ann Arbor, MI.: University Microfilms International. Thesis (Ph.D.) University of Hawai'i, 1993.
- ロバートソン, ローランド
1997 『グローバリゼーション: 地球文化の社会理論』阿部美哉訳. 東京: 東京大学出版会.
1999 「社会理論、文化相対主義およびグローバル性の問題」『文化とグローバル化: 現代

- 社会とアイデンティティ表現』キング編. 東京:玉川大学出版部. pp.105 - 128.
- RUTHERFORD, N.(ed.)
 1971 *Shirley Baker and the King of Tonga*. Melbourne: Oxford University Press.
 1977 *Friendly Islands: A History of Tonga*, Melbourne: Oxford University Press.
- RUSSEL, M.
 1824(1852) *Polynesia : a history of the South Sea islands, including New Zealand: with narrative of the introduction of Christianity, &c.* London : T. Nelson.
- SAHLINS, M.
 1958 *Social stratification in Polynesia*. Seattle: American Ethnological Society.
 1972 『部族民』青木保訳. 現代文化人類学 5. 東京: 鹿島研究所出版会
 1993 『歴史の島々』山本真鳥訳. 東京: 法政大学出版局.
- SCOTT, C. and MULRENNAN, M.
 1999 Land and Sea Tenure at Erub, Torres Strait: Property, Sovereignty and the Adjudication of Cultural Continuity, *Oceania* 70: 146-176.
- 千石好郎
 1994 「第1章 モダン/ ポストモダン論の歴史的展開」『モダンとポストモダン:現代社会学からの接近』京都: 法律文化社. pp.1-30.
- 須藤健一
 2000 「トンガ王国の民主化運動」『オセアニアの国家統合と国民文化』JCAS 連携研究成果報告 2. 大阪: 国立民族学博物館. pp.83-106.
- 杉島敬志
 1999 『土地所有の政治史:人類学的視点』東京: 風響社.
- SUTTON, P.
 1996 The Robustness of Aboriginal Land Tenure Systems: Underlying and Proximate Customary Titles. *Oceania* 67: 7-29.
- 竹沢尚一郎
 1996 「国家の生成」『岩波講座 現代社会学 16: 権力と支配の社会学』井上俊他編. 東京:岩波書店. pp.121 - 137.
- THOMAS, Nicholas
 1991 *Entangled objects: exchange, material culture, and colonialism in the Pacific*. Cambridge: Harvard University Press.
- トムリンソン, ジョン
 2000 『グローバリゼーション: 文化帝国主義を超えて』片岡信訳. 東京: 青土社.
- THOMSON, B.
 1894 *Diversions of a Prime Minister*. Edinburgh & London: Blackwood.
- TOMLINSON, Matt
 2002 Sacred Soil in Kadavu, Fiji. *Oceania* 72(4).
- TONGA ANNUAL REPORT OF THE MINISTER OF LAND AND SURVEY AND NATURAL RESOURCES.
 1987-2002.
- TONGA ANNUAL REPORT OF THE MINISTER OF AGRICULTURE.
 200-2002.
- TONGA ANNUAL REPORT OF THE MINISTER OF LAW.
 1974-1999.
- TONGA COUNCIL OF CHURCHES
 1975 *Land and Migration*. Nuku'alofa.
- TONGA GOVERNMENT
 1958 Report on the result of the 1956 census. Nuku'alofa: Government Printer.
 1989 *Statistical Abstract 1989* . Nuku'alofa: Government Printer.
 1996 *Statistics Census 1996*. Nuku'alofa: Government Printer.
 2001 *Agriculture Census 2001*. Nuku'alofa: Government Printer.
- TONGA LAW REPORTS

- 1908-1998 Nuku'alofa, Government Printers.
- TUPOUNIUA, P.
1977 *A Polynesian village : the process of change in the village of Hoi, Tonga*. South Pacific series. Suva: South Pacific Social Sciences Association.
- VASON, G.
1840 *Life of the late George Vason of Nottingham*. London: John Snow.
- VE'AHALA and FANUA, T.P.
1977 Oral tradition and prehistory; an interview. RUTHERFORD, N. (ed.) *Friendly Islands*. pp. 27-39. Melbourne: Oxford University Press.
- ウォーラスティン, I.
1981 『近代世界システムⅠ. : 農業資本主義と「ヨーロッパ世界経済」の成立』川北稔訳. 東京:岩波書店.
- WALSH, A.C.
1969 A Tongan urban peasantry: conjecture or reality? BASSETT, I.G. (ed.) *Pacific Peasantry*. pp.87-107. Palmerston North: New Zealand Geographic Society.
- WEBSTER, Steven
1998 Maori *Hapu* as a Whole way of Struggle: 1840s-50s Before the Land Wars. *Oceania* 69: 4-35.
- WESTERMARK, G.
1996 Clan Claims: Land, Law and Violence in the Papua New Guinea Eastern Highlands. *Oceania* 67: 218-233.
- WILSON, J.
1799(1966) *A missionary voyage to the Southern Pacific Ocean 1796-1798*. Graz : Akademische Druck.
- WOOD-ELLEM, E.
1999 *Queen Salote of Tonga: The Story of an Era, 1900-1965*. Auckland: University of Auckland Press.
- 藪内芳彦
1963 『トンガ王国探検記』東京: 角川書店.
1967 『ポリネシア : 家族・土地・住居』東京: 大明堂.

参考文献

- アプター, D.E.
1968 『近代化の政治学 上・下』内山秀夫訳. 東京: 未来社.
- ベーレンツ, O.
2001 『歴史の中の民法: ローマ法との対話』河上正二訳. 東京: 日本評論社.
- ゲルダート, W.
1985 『イギリス法原理』未延三次訳. 東京: 東京大学出版会.
- 井上俊 等編
1996 『岩波講座現代社会学 16 権力と支配の社会学』東京: 岩波書店.
- 神川信彦
1961 「政治からみた人間: 1. 政治的人間像」『人間と政治』丸山真男編. 東京: 有斐閣. pp.1-36,
- KAWAI, T.
1998 Chieftainships in Southern Oceania : continuity and change. Amagasaki-shi, Japan: Japan-Oceania Society for Cultural Exchanges.
- KING, I.
1910 *The development of religion*. New York: Macmillan.
- クニール, ゲオルク, ナセヒ, アルミン
1995 『ルーマン 社会システム理論—「知」の扉をひらく』館野受男他訳. 東京: 新泉社.
- 近藤康男
1981 『農業経済論』昭和前期農政経済名著集. 東京: 農山漁村文化協会.
- 平野義太郎
1979 『農業問題と土地改革』昭和前期農政経済名著集 4. 東京: 農山漁村文化協会.
- ラクハウ, エルネスト
1985 『資本主義・ファシズム・ポピュリズム: マルクス主義理論における政治とイデオロギー』横超英一監訳. 東京: 拓殖書房.
- リスト, フリードリッヒ
1974 『農地制度論』小林昇訳. 東京: 岩波書店.
- ルーマン, ニクラス
1986 『社会システム論と時間論: 社会学的啓蒙ニクラス・ルーマン論文集 3』東京: 新泉社.
1993 『社会システム理論』上・下. 東京: 恒星社厚生閣.
- 丸山真男編
1961 『人間と政治』東京: 有斐閣.
- 森脇俊雅 他
1961 『比較・選挙政治: 90年代における先進5ヶ国の選挙』京都: ミネルヴァ書房.
- 永井陽之助
1961 「政治からみた人間: 2. イデオロギーと組織象徴」『人間と政治』丸山真男編. 東京: 有斐閣. pp.37-78.
- 中野敏男
1993 『近代法システムと批判: ウェーバーからルーマンを超えて』東京: 弘文堂.
- 奈良正路
1981 『入会権』昭和前期農政経済名著集 21. 東京: 農山漁村文化協会.
- 大谷裕文
2002 「トンガにおける民主化運動の論理--グローバル、ローカル、ニュー・ポリティックス」『アジア研究ワールド・トレンド』8巻:21-24. アジア経済研究所広報部広報課編. アジア経済研究所広報部.

- 大石慎三郎
 1970 『封建的土地所有の形態過程: 第1部 寄生地主的土地所有の形成過程』東京: 御茶の水書房.
- パーソンズ, タルコット
 1991 『文化システム論』丸山哲央訳. 東京: ミネルヴァ社.
- サーヴィス, E.
 1979 『未開の社会組織』松園万亀雄. 東京: 弘文堂.
- 佐藤勉 編
 1997 『コミュニケーションと社会システム—パーソンズ・ハーバーマス・ルーマンコミュニケーションと社会システム』東京: 恒星社厚生閣.
- 清水昭俊
 1991 「コメント: トンガの王権儀礼」『王権の位相』松原正毅編. 東京: 弘文堂. pp.269-276.
 1992 「永遠の未開文化と周辺民族」『国立民族学博物館研究報告』17: 417-488.
 1993 「近代と国家と伝統」石川栄吉監修. 清水昭俊・吉岡政徳編 『近代に生きる—オセアニア3』東京: 東京大学出版会. pp.3 - 20.
 1996 「序 植民地的状況と人類学」青木保ほか編 『思想化される周辺世界—岩波講座文化人類学 12』東京: 岩波書店. pp.1 - 29.
- SHUMWAY, E.
 1971 *Intensive course in Tongan*. Honolulu: University of Hawai'i Press.
- SPENCE, T., OGILVIE, W., PAINE, T.
 2001 *The pioneers of land reform*. Honolulu, Hawai'i: University Press of the Pacific, Reprinted from the 1920 edition.
- SPICKARD, P., RONDILLA, J. L., WRIGHT, D. H. (ed.)
 2002 *Pacific Diaspora: island peoples in the United States and across the Pacific*. Honolulu: University of Hawai'i Press.
- TAIMI O TONGA (Newspaper)
 2000-2002.
- TIPPETT, Alan R.
 1971 *People movements in Southern Polynesia: studies in the dynamics of church-planting and growth in Tahiti, New Zealand, Tonga, and Samoa*. Chicago: Moody Press.
- TONGA CHRONICLE(Weekly bilingual state journal)
 2000-2002.
- TONGA GOVERNMENT GAZETTE
 1880-1888.
- TONGA PARLIAMENTARY BULLITEN
 2001-2002.
- 梅田康夫(監修)
 1996 『日本の土地—その歴史と現状』国土庁土地局土地情報課. 土地総合研究所発行.
- UNIVERSITY of the SOUTH PACIFIC
 1986 *Land rights of Pacific women*. Suva, Fiji: Institute of Pacific Studies of the University of the South Pacific.
- 渡辺雅男
 2004 『階級!: 社会認識の概念装置』東京: 彩流社.
- ヴェーバー, マックス
 1989 『宗教社会学論選』大塚久雄・生松敬三 共訳. 東京: みすず書房.
- WHITE, G. M., LINDSTROM, L.
 1997 *Chiefs today: traditional Pacific leadership and the postcolonial state*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- WOOD, A. H.
 1975 *Overseas missions of the Australian Methodist Church*. Melbourne: Aldersgate Press.

謝辞

本研究を行うに際して、たくさんの方々のご協力とご支援を受けました。

私にとっての初めてのトンガ人の友人であり、最初のトンガ入国時からお世話になったリ
ンゴとミア夫妻、ホームステイを引き受けて頂いたトンガタブ島のトゥイトゥウとルペ夫妻、
エウア島のルテさんとその御家族には感謝の気持ちで一杯です。

フィールドワークの中心となったエウア島では、エウア島政府代表のハイニ・トンガ氏、オ
ホヌア村村長のテビタ・ベイトゥナ氏をはじめ他村の村長、ホウエイキ・タウフィフォヌア、
マタプレ、エウア島農業省事務所、自由ウェズリアン教会の関係者、そしてなによりもイン
タビューに応じていただいた村人の皆さんには大変お世話になりました。

調査許可の発行の際にサポートをしていただいた国土資源省をはじめとする各機関（統計
局、司法省、農林省、王室伝統委員会、中央計画省、自由ウェズリアン教会本部）において
は、各担当者から暖かい励ましと理解をいただき、資料収集を行うことが出来ました。なか
でも、ノーペレのトゥイバヌア・ボウ・バヤ氏は貴族の立場から様々な意見を述べてくださり、
バヤ氏が長を務める王室伝統委員会がトンガタブ島で行った村ごとの口承伝統の収集作業に
同行し、ビデオ撮影も許していただきました。統計省の皆さんには、センサスの準備調査と
もいえる世帯調査への同行を許可していただきました。海外のトンガ研究者(ケリー・ジェイ
ムス氏やニコ・ベスニア氏)には短いながらも貴重な意見を聞くことができました。また、現
地の日本人の方々（追立夫妻、江崎夫妻、岸田頼子(旧姓)さんをはじめとする海外青年協力
隊の隊員、なかでも当時のエウア島隊員、同時期に調査でトンガにいた京都大学の権田さん）
には色々な相談にのってもらい、食事までご馳走になりました。

総合研究大学院大学文化科学研究科に入学当時の主指導教官である杉島敬志先生（現京都
大学）と副指導教官の清水昭俊先生（現一橋大学）には、論文の理論的な枠組みの基礎とな
る文献の読み方から、長期の調査にあたっての心構え、調査方法について、実に有益なアド
バイスを頂戴しました。トンガを御研究されている須藤健一先生（神戸大学）には、初対面
にもかかわらずお時間をいただいて、出発前に様々なトンガの情勢を伺うとともに、帰国後
の日本オセアニア学会および日本民族学会での発表では、毎回貴重なコメントと質問を度々
頂きました。大谷裕文先生（西南学院大学）には、トンガの調査許可証に関して、メールで
のやりとりにもかかわらず親切に対応していただきました。そして、光栄なことに、トンガ
研究の第一人者である青柳真智子先生には、沢山の貴重なコメントを頂くことができました。

国立民族学博物館・総合研究大学院大学の松山利夫教授と印東道子教授には、調査を終え
日本に帰国後、指導教官を快く引き受けてくださり、論文の完成に至るまで懇切丁寧なご指
導と暖かい励ましをいただきました。また、総合研究大学院大学の論文ゼミにおいては論文
ゼミ担当の先生方、自主ゼミにおいては先輩、同輩、後輩の皆さんにアイデアとなる沢山の
貴重な意見を頂きました。尚、本論文に関わる長期調査の遂行は、大和銀行アジア・オセア
ニア財団（平成13年度、14年度）からの研究助成金により可能となりました。

皆様、本当にありがとうございました。